

美濃国武儀郡下有知村 山田家文書目録

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録 (3)

美濃国武儀郡下有知村 山田家文書目録

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録 (3)

美濃国武儀郡下有知村 山田家文書目録



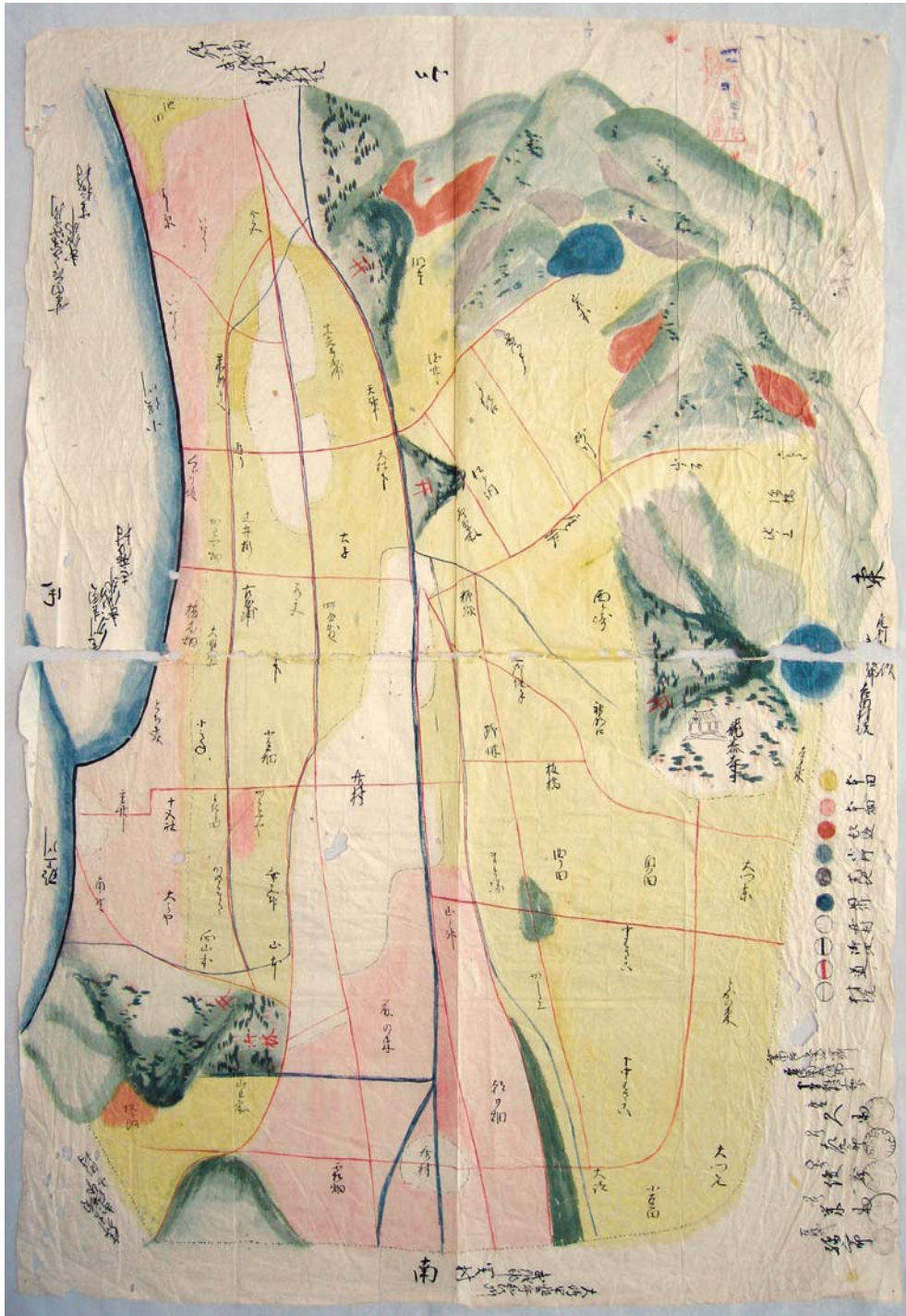
内済巧者、山田俊蔵

幕末期の山田家当主山田俊蔵は、笠松代官所から訴訟の取とり 曖人・立入人（仲介人）を任されることが多く、さまざまな訴訟の内済（和解）に関与した。このため、内済証文などの下書・控などが多数残されているが、中には内済の参考資料として書写収集したと思われる史料もある。

写真は、武儀郡植野村と千疋村（両村とも現、関市）との間で起こった用水・秣場訴訟の内済のために書き写したと思われる史料である（ほ99・ほ100・ほ127・と71～78・と83・と84・り51など）。山田俊蔵は、安政2（1855）～3（1856）年時の訴訟で立入人の一人となっていたが、その過程で破談にしたい旨を笠松代官所へ届けようとしていた（ほ89・ほ106・ほ108・ほ109・ほ127など）。内済が難しい中で、種々の参考資料を熟考したのであろう。



笠松陣屋跡（2010年撮影）



下有知村村絵図 (ほ53) 天保14年(1843)～弘化2年(1845)ごろ

村を南北に郡上街道が貫き、また曾代用水も流れている。田は村の北から南東に広がっており、畑は村の西・南側に多い。居村は街道沿いに集中し、村の東に龍泰寺が所在する。度重なる上知により所領が複雑に入り組んでいたためか、幕府領と旗本領の別を描いた絵図は残されていない。

目録の刊行にあたって

岐阜大学地域科学部 地域資料・情報センター

運営委員（地域科学部准教授） 朴 澤 直 秀

岐阜大学地域科学部地域資料・情報センターでは、地域に関する資料・情報を収集するとともに、そのデータを広く発信して、学内外の利用に供すべく、鋭意事業を進めている。

その一環として、学内に所在する貴重な地域資料の情報整理・発信を行っている。岐阜大学教育学部郷土博物館には、1万点をこえる規模の美濃国大野郡高屋村（現本巣市）の古田家文書を筆頭に、3万点に及ぶ近世・近代文書がある。これらの多くは長良川水系流域を中心とした地域の村々の庄屋家の文書であり、当該地域の近世・近代を知る上でたいへん貴重かつ内容豊富な史料である。

これらの史料については既に粗々の整理がなされ、岐阜大学教養部教授であった日置弥三郎氏の監修のもと、『岐阜大学教育学部庶民史料目録』(1)～(3) (1967年～1968年)として目録が刊行されている。しかしながら、人員・経費の不足のもとで行われた事情もあり、それらの目録は現在から見ると不備が多い。また、史料自体の保存状況も良好ではなく、早急の手当が必要である。よって、これらの貴重な史料をより広汎な利用に供し、かつ喫緊の課題である劣化防止の措置を講ずべく、2005年度より、再整理と新規の目録作成とを行ってきた。

これまで、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』として2006年度に『美濃国方県郡河渡村村木家文書目録』、2009年度には『美濃国方県郡木田村山田家文書目録』を、また2008年度には『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録別冊』として『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵村絵図』を刊行した。

本年度も、幸いにして平成22(2010)年度岐阜大学活性化経費(地域連携：一般)として、「岐阜大学所蔵地域史料の再整理と情報発信」が採択された。本目録の刊行は、同事業の一環として行われるものである。同事業は、地域科学部と教育学部との共同事業(申請者：朴澤直秀、共同事業者：伊東久之(教育学部教授)、中尾喜代美(地域資料・情報センター教務補佐員))であり、遂行にあたっては教育学部より多大なご協力を賜った。本目録の作成実務は、既刊の目録・図録等に引き続き中尾喜代美が担当した。

本目録で取り上げる山田家文書の大部分は、現在の関市内で、曾代用水によって灌漑される大村、美濃国武儀郡下有知村についての良質な村文書である。同時に、旗本家の財政に関する文書や、美濃国内幕領の訴訟仲裁に関する文書などをも含み、広範かつ広域に関係する論点を豊富に内包している。本目録を手掛かりに、さらなる活用がなされることに期待したい。

本目録シリーズやニューズレター『地域史料通信』をきっかけとした、史料利用に関する問い合わせなどが、本センターに届くようになってきた。大変よろこばしいことであるが、見方を変えれば、史料の保存・整理作業の安定化(現況では、単年度ごとの事業として行っている状態である)やその成果の公表、そして史料利用への対応体制の一層の整備が強く要請されているともいえるのである。学内外からの更なるご協力・ご助言を、切にお願い申し上げる次第である。

目 次

口 絵

目録の刊行にあたって

目 次

凡 例

解 題 1

下有知村山田家文書について

現状記録

下有知村について

山田家について

立木家について

概 要

下有知村関連史料

参考文献

目 録

い	「通 史」	16
ろ	「支 配」	18
は	「土 地」	22
に	「貢 租」	22
ほ	「村 制」	32
へ	「村 入 用」	58
と	「治 水 土 木」	64
ち	「戸 口」	84
り	「治 安」	84
ぬ	「救 恤」	102
る	「産 業 ・ 商 業」	104
お	「金 融」	112
わ	「寺 社」	156
か	「家 制」	164
よ	「漢 籍 等」	168
未	「未 整 理 史 料」	188

凡 例

- 1 本目録は、岐阜大学教育学部郷土博物館が収蔵する美濃国武儀郡下有知村山田家文書の目録である。
- 2 現状において下有知村山田家文書は、1968（昭和43）年発行『岐阜大学教育学部庶民史料目録』（3）の通りに配架されており、本目録の配列もそれに従った。1968年発行の目録の凡例は解題に引用している。史料の一部で、先の目録に明記されていないものは、適宜番号を追加した。以前の整理では未整理であった書状などの史料は、「未」という文書の単位番号を加え、現状の秩序に従って整理し付番した。
- 3 目録は「番号」、「枝番」、「表題」、「年代」、「西暦」、「形態」、「数」、「作成」、「受取」、「備考」の順に記載した。「番号」の頭には、文書の単位記号（「い」～「よ」「未」）を加えている。「枝番」の中の丸番号は綴であることを示す。
- 4 史料中の旧字体や異体字は常用漢字などに改めた。合字の「ㇿ」は「より」と表記した。破損などで判読不明の部分は□（字数が推定できるもの）や〔 〕（字数が推定できないもの）で表現した。判読などに疑問のある文字については（…カ）と記した。
- 5 表題は史料に記載されたものを採用し、補足が必要なものは（ ）を付け、その内容を示した。表題がない史料は、〔 〕を付け、仮表題を作成した。内容が不明な場合は、史料の最初の文言の一部を抜き出して「 」内に記した。所在不明の史料については、《 》で示した。漢籍類に関しては、外題（題箋、書き外題など）を採ったが、外題が無い場合や外題と内題とが異なる場合などは、内題も採用した。
- 6 年代は史料に記載されたものを取り、推定・参考年代は（ ）、（ カ）で記した。漢籍類は、序跋・奥書・刊記などの年代を入れた。
- 7 形態は冊子物では縦・横長・横半・小横・折本とし、一紙物では一紙・切紙とした。村絵図や図面などは絵図とし、寸法を備考に記載した。漢籍類で和綴じのものは和装本とした。
- 8 作成・受取は史料に記載された地名・肩書き・人名などを記載したが、地名の同国・同州などの記述は適宜省略した。肩書きで、「同断」が頻出した場合、同断を省略して・で続けて記載した。多人数の場合、役職・人数などを記し、適宜省略を加えた。漢籍類は、編著者名などを記した。
- 9 備考には史料の状態（破損など）や、端裏の記載など必要と思われる様々な情報を記した。漢籍類は、版・写の区別、序・跋に出てくる人名、版元、所蔵者の書入れなどの情報を加えた。
- 10 史料の保存状態については現状記録を参照されたい。
- 11 史料の閲覧の際の連絡先は下記の通りである。

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1 岐阜大学教育学部（本館）5階

TEL 058-293-2223 または058-293-2209

*史料などの閲覧は、事前予約で対応。詳細は、上記連絡先まで。

解 題

下有知村山田家文書について

岐阜大学教育学部郷土博物館（以下、郷土博物館と表記）収蔵の美濃国武儀郡下有知村山田家文書とは、18世紀後半から19世紀後半にかけての史料を中心とした下有知村の庄屋を勤めた家の史料である。ただし、この中には下有知村山田家文書ではなく、旗本川辺大嶋家の家臣であった立木家ついきに関わる史料も相当数混在している。この両者を合わせた史料の総点数（綴の中の史料も1点と数える）は、1784点を数える（欠番や所在不明史料は除外）。漢籍などの書籍類以外は、一紙物の史料が中心となっており、借入金証文・土地売買証文などの証書類が500点前後ある。

下有知村山田家の文書目録については、『岐阜大学教育学部庶民史料目録(3)』(1968年)に収録されている。その時の整理の概要は、『庶民史料目録(3)』の凡例と、文書ごとの凡例に詳述されている。

『庶民史料目録(3)』凡例（全体）

1. 本目録には岐阜大学教育学部郷土博物館にある、次の7種の文書が収載されている。（地名は現在）
（中略） 山 田 家 関市下有知 山田亮一郎氏寄贈 （中略）
2. 各文書の整理には、江戸と明治の2時代に大別し、江戸時代はその文書の内容によつていくつかの項目を立て、同項目内はほぼ年代順に配列し関係文書は一括することにとめた。その分類項目は各文書ごとに改めて凡例を記して示してある。
3. 明治のものは一括して大体年代順に配列し、文書には「明治」の印を押して江戸のものとは区別してある。（中略）
4. 書状などの未整理分が、各文書とも相当数残されており、特に明治のものにはその家の私事にわたるものが多いので、それらはすべて整理されていない。

「武儀郡下有知村山田家文書」凡例

1. 本文書は旧武儀郡下有知村（幕府直領と旗本池田氏）の庄屋山田家伝来のもので、現関市下有知山田亮一郎氏が漢籍とともに昭和40年10月7日当博物館に寄贈された。
2. その分類は次の項目により、明治の文書もふくめてある。
〔い〕 通 史 〔ろ〕 支 配 〔は〕 土 地 〔に〕 貢 租
〔ほ〕 村 制 〔へ〕 村 入 用 〔と〕 治 水 土 木 〔ち〕 戸 口
〔り〕 治 安 〔ぬ〕 救 恤 〔る〕 産 業 ・ 商 業 〔お〕 金 融
〔わ〕 寺 社 〔か〕 家 制 〔よ〕 漢 籍 等
3. 整理された文書は合計1,404点、漢籍176点である。

当時の整理に関して「余暇をみてのこととて、本目録も十分な体裁をととのえていない」と、目録を監修された日置弥三郎氏（当時、岐阜大学教養部）は記している。当初、漢籍などの書籍類は5箱の段ボール製文書箱に、それ以外の史料は3箱の木箱に収納されていたが、木箱に収納された史料もすべて5箱の段ボール製文書箱に入れ替えられ、岐阜大学長良キャンパス内の郷土博物館に収蔵されていた。その後、大学移転

に伴い、現在は柳戸キャンパス教育学部本館5階へ移動し、郷土博物館収蔵室に保管されている。段ボール製文書箱のうちの1箱分は、松田之利氏（当時、岐阜大学教養部）の整理により、金属製の文書箱への入れ替えが行われた。

この下有知村山田家文書は、『関市史』『岐阜県史』『新修関市史』などに多数利用され、翻刻も収載されている。史料の中には、現在所在不明のものもある。

すでに目録は刊行されているが、さらに広範な利用に寄与するため、目録のデータベース公開と史料保存を目的として、2010年から再整理を開始した。保存のために、史料を1点ずつ中性紙仕様の文書封筒へ収納し、段ボール製・金属製の文書箱から中性紙仕様の文書箱へ入れ替えを行った。今回の整理に当たり、史料番号は1968年刊行の目録の通りとしている。この目録に番号がなかった史料については、適宜番号を追加した。以前の整理では未整理のまま残されていた書状などの史料整理も行い、目録の最後に加えた。その史料番号は現状の秩序に従って付けた。

現状記録

今回の作業で中性紙仕様の文書箱に入れ替える前は、段ボール製文書箱9箱（蓋55.6×45.0×11.4cm、底：54.6×44.2×12.0）と金属製文書箱1箱（蓋44.4×54.2×7.8cm、底44.0×53.8×12.0cm）に入れられ、教育学部本館5階の郷土博物館収蔵室に保管されていた。詳細は次表の通りである。

箱(箱書・収納史料)	一括状態		
文書箱1(段ボール製) 「下有知山田文書(い)(ろ)(は)(に)」 (い1~20、ろ1~5・8~10・12~20・22~42、は1~7・9~13、に1~90)	い1~4は封筒一括		
	い5・7~20は封筒一括		
	ろ1・2・4・5・8~10は封筒一括		
	ろ3・13~20・22は封筒一括		
	ろ12・は1・3・7・9・10・12・13は封筒一括		
	ろ23・24は封筒一括		
	ろ25~42は封筒一括		ろ39・40はこより紐・包紙一括
	は2・5・6は封筒一括		
	は4は封筒入り		
	に1~64は封筒一括		に1~34-2は紐一括
			に18-1が、-2を挟んでいた
			に23-1が、-2を挟んでいた
			に35~64は紐一括
	に63・64は袋一括		
	に65・74・76・77・79・80・82・83・85・86・90はこより紐一括		
	に66~70はこより紐・包紙一括		
文書箱2(金属製) 「下有知村山田文書(ほ)」 (ほ1~39・41~65・67~87・89・91~128、り27-1・2・4・5・28-1・2・4~10)	ほ1~10は封筒一括		
	ほ11~20は封筒一括		ほ11-1~-2はこより紐一括
			ほ12~14は封筒一括
			ほ16が、16-1を巻き込んでいた
	ほ21-1~-13は封筒一括		
	ほ22~30は封筒一括		
	ほ31~39は封筒一括		
	ほ41~56は秩一括		
	ほ58~65・67~70は封筒一括		ほ58-1が、-2を巻き込んでいた
	ほ71~80は封筒一括		ほ75~79は紐・包紙一括
	ほ81~87・89は封筒一括		
	ほ91~100は封筒一括		
	ほ101~110は封筒一括		
ほ111~120は封筒一括			
ほ121~128は封筒一括			

箱(箱書・収納史料)	一括状態			
	り27-1・2・4・5・28-1・2・4~10は紐一括			
文書箱3(段ボール製) 「下有知山田文書(へ)(と)(ち)(り)」 (ほ66、へ1~41、と1~109、ち1~11、り1~26・27-3・28-3・29~72)	へ1~41は封筒・ビニール紐一括	へ1~4は紐一括	へ26~40は紐一括 へ27~39はこより紐一括 へ29・29-1~7はこより紐一括	
		へ9~へ11は包紙一括		
		へ26~41は包紙一括		
	と1~40は封筒一括	と1~10は紐一括 と7-1~3はこより紐一括 と11~20は紐一括 と21~30は紐一括 と31~40は紐一括		
	と41~90は封筒一括	と41~50は紐一括	と86~87は包紙一括 と88~89は包紙一括	
		と51~61は紐一括		
		と55~57は帯封一括		
		と58~61は袋一括		
		と62~70は紐一括		
		と71~80は紐一括		
	と91~109はこより紐一括	と81~90は紐一括		
		と94~95はこより紐一括		
		と97-2~8は帯封一括		
		と98-1が、と98に挟まれていた		
		と99-1~8はこより紐・包紙一括		
	ち1~7・11は封筒一括	と105・105-1は紐一括		
		と108・108-1~10はこより紐・包紙一括		
	ち8~10はこより紐一括			
	り1~20・26-1~4・27-3・28-3・29-1~13・31~38・40~50・ほ66は封筒一括	り26-1~4はこより紐一括	り34が、34-1を挟んでいた	
		り29-1~13は紙紐一括		
り31・34・35・36-1~2・37・40-1~2はこより紐一括				
り1~3・6・8・10・11・17-2・31・34~37・40~43・46・48は紐・こより紐一括		り1~3・6・8は紐一括	り1が、1-1を挟んでいた	
		り10・17-2はこより紐一括		
		り11・41~43・46・48は紙紐一括		
り21~25・26-5・30・39・51~72は封筒一括		り22~25・39は紙紐一括		
		り26-5・70はこより紐一括		
		り39-1~2は包紙一括		
		り51~60は紐一括		
	り52~60は紐・包紙一括			
	り61~69・71・72はビニール紐一括			
文書箱4(段ボール製)	ぬ1~4・6~11は封筒一括	ぬ1・3・4・6~8は輪ゴム一括		
「下有知村山田文書(ぬ)(る)(お)」 (ぬ1~4・6~11、る1~69、お1~309・311~338・341~397・401~487・491~506・510~527、わ11~16・47~58、未33・34)	る1~54は封筒一括	る1~20はこより紐一括	る20-1~4はこより紐・包紙一括	
		る21~40は袋一括		る21~28はこより紐一括
				る29~35はこより紐一括
			る37が、る36を挟んでいた	
			る38~40はこより紐一括	
	る55~69は封筒一括	る41~54はビニール紐一括		
		る55~69はビニール紐一括		
		る57~59はこより紐一括		
	お1~152は封筒一括	る63-1~10はこより紐一括		
		お2~4はこより紐一括		
お6~26は紐一括				
お27~47は紐一括				
	お48~70は紐一括			
	お71~96は紐一括			

箱(箱書・収納史料)	一括状態		
		お97～130は紐一括	
		お131～137は紐一括	
		お139～146は紐一括	
	お153～309・524は封筒一括	お155～188は紐一括	
		お189～204は紐一括	
		お205～209は紐一括	
		お210～233は紐一括	
		お234～260は紐一括	
		お261～284は紐一括	
		お285～290は紐一括	
		お292～309は紐一括	
	お311～338・341～397・401～487・491～499・510～512・514・515・521・525・526は封筒一括	お311～330は紐一括	
		お331～338はこより紐一括	
		お341～397は紐一括	
		お343～360は紐一括	
		お361～374は紐一括	
		お375～397は紐一括	
		お401・402はこより紐一括	
		お406～412はこより紐一括	
		お413～416はこより紐一括	
		お417～420はこより紐一括	
		お421・422はこより紐一括	
		お423～428はこより紐一括	
	お429～431はこより紐一括		
	お432～442はこより紐一括		
	お444～456はこより紐一括		
	お457～474はこより紐一括		
	お475・476はこより紐一括		
	お479・480はこより紐一括		
お500～506・516～520・522・523・527は封筒一括、	お500～506・516～520・522・523・527は紙紐一括	お501～506はこより紐一括 お505-1が2を挟んでいた	
わ11～16・47～58は封筒一括	わ11～16は包紙一括		
	わ49-1～-16はこより紐一括		
	わ50～58は紐一括		
未33・34は封筒一括			
文書箱5(段ボール製) 「下有知山田文書(か) (わ)(未)」 (か1～52、わ1～9・17～ 29・31～46、未1～32)	か1～か8は封筒一括		
	か9～38・41・43～45・47・51・52は封筒一括	か9～26・34～38は紐一括	
	か39・40・42・46・48～50は封筒一括	か48-2-1は、か48-2に巻き込まれていた か48-5-1は、か48-5に巻き込まれていた	
	わ1～9・17～29・31～46は封筒一括	わ1～9はビニール紐一括 わ6-1～-3はこより紐一括	わ1-1～-3はこより紐一括
	わ17～29はビニール紐一括	わ24-1～3はビニール紐一括 わ26-1～-2はこより紐一括	
	わ31～41はビニール紐一括	わ34-1・2はこより紐一括 わ35-1・2はこより紐一括 わ36-1・2はこより紐一括	
		わ38～41はビニール紐・紐一括	わ38～40はこより紐一括 わ39～40は包紙一括
	わ43～46はこより紐・紐一括		
	未1～32は紐一括		
	未1～32は包紙一括		
	未19-1～-21は紙紐一括		
	未21-1～-16はこより紐一括		
	未22-1～-7はこより紐一括		
未23-1～-3はこより紐一括			
未24-1～-9はこより紐一括			

箱(箱書・収納史料)	一括状態	
	未25-1～-7はこより紐一括	
	未26-1～-11はこより紐一括	
	未27-1～-6はこより紐一括	
	未28-1～-23はこより紐一括	
	未29-1～-8はこより紐一括	
	未30-1～-15はこより紐一括	
	未32-1～-2はこより紐一括	
文書箱6(段ボール製) 「下有知山田文書(四) (よ)漢籍等1～35」 (よ1～35)		
文書箱7(段ボール製) 「下有知山田文書(五) (よ)漢籍等36～68」 (よ36～68)		
文書箱8(段ボール製) 「下有知山田文書(六) (よ)漢籍等69～109」 (よ69～109)		
文書箱9(段ボール製) 「下有知山田文書(七) (よ)漢籍等110～150」 (よ110～150)		
文書箱10(段ボール製) 「下有知山田文書(八) 止 (よ)漢籍等151～176 止」 (よ151～161・163・165・ 168・171・172・175・177 ～189)	よ185～189は重ね折一括	

本目録発行段階において所在不明の史料は、ろ6・ろ7・ろ11・ろ21・は8・ほ88・ぬ5・よ162・よ164・よ166・よ167・よ169・よ170・よ173・よ174・よ176である。また、ほ40・ほ90・お310・お339・お340・お398～お400・お488～490・お507～509・わ10・わ30は前目録段階から欠番となっている。

下有知村について

現在は、岐阜県関市の中央部に位置し、鎌倉時代から「下有知御厨」（伊勢神宮領）として史料に見え、室町から安土桃山時代にかけての鍛冶屋敷跡が発掘された重竹遺跡が存在する。長良川左岸にあたり、幕末の史料には「村内地形、東之方山寄地高く、西ノ方低所郡上川（長良川）通ニ而洪水之節は切入」と見える（ろ27）。下有知村の近隣には、刀剣・打刃物の産地で物資の集散地として栄えた関村、長良川の舟運の要衝として繁栄した上有知村があった。

江戸時代初め、下有知村の石高は1800石ほどであったが、寛文年間の曾代用水開鑿により新田が増加し、天保期には2800石を超える大村となった。集落は、村の南北を走る郡上街道などの道沿いに集中していた。村の東端には、曹洞宗寺院の龍泰寺が存在し、朱印高30石を有した（口絵の村絵図参照）。



明治21（1888）年陸地測量部輯製「岐阜」

（出典：『幕末・明治日本国勢地図 初版輯製二十万分一図集成』柏書房、1983）

* 下有知村は、岐阜・加納から見て北東にあたり、上有知と関との間に位置する。

支配 慶長17年（1612）の池田政長宛領知状・知行目録に下有知村400石とあり（『岐阜県史 史料編近世九』）、慶長郷帳には、金森長近室久昌院領・池田政長領・肥田忠親領・龍泰寺領と見えるが、正保郷帳では幕府領・池田長好領・龍泰寺領となる（『岐阜県史 史料編近世一』）。ただし、寛文2年（1662）から天和3年（1683）まで、幕府領は上野館林藩領となった。この後、幕府領・旗本池田家領・龍泰寺領の相給地として幕末まで続くが、幕府領の支配は、岩崎陣屋、笠松陣屋、本田陣屋、笠松陣屋と変遷している。

明治14年（1881）の「各村略誌」によると、明治2年（1869）に笠松県管轄となり、明治4年（1871）11月から岐阜県に所属した。明治6年（1873）、大区小区制によって第八大区第十小区に含まれ、明治12年には武儀郡役所の管轄となる。明治17年（1884）には、下有知・志摩・生櫛・松森村の4か村で連合戸長役場を設けたが、明治22年（1889）に志摩・生櫛・松森村の3か村が合併し中有知村となったため、単独で下有知村となる。その後、昭和26年（1951）に関市に合併した（『関市史』『新修関市史 史料編近代・現代』『新修関市史 通史編近世・近代・現代』）。

村高 慶長郷帳によると金森長近室久昌院領1000石、池田政長領400石、肥田忠親領387.13石、龍泰寺領10石、正保郷帳では幕府領1087.13石、池田長好領700石、龍泰寺領30石と見える。旗本池田家の300石の増加は、寛永2年（1625）の池田政長宛領知状に見え、これは金森長近室の死去に伴い、金森領の一部が分割されたものであろう。また、寛永11年（1634）に肥田忠親が改易されたので、この領知と金森領の一部とを合わせ幕府領となったと思われる（『岐阜県史 史料編近世一』『岐阜県史 史料編近世九』）。

この後、曾代用水の開鑿に伴い、幕府領の石高は増加した。元禄郷帳では幕府領1661.932石、池田市之丞領550石、龍泰寺領30石となり、富士塚見取新田として畑41町余が見える（『明治大学刑事博物館資料第10集』）。幕府領の石高の増加数値は、史料によって多少の違いがあるが、山田家文書によると延宝2年(1674)の池田権十郎の検地にて258.874石（田高198.189石、畑60.685石）が上知となり、貞享4年（1687）の長谷川六兵衛の検地では315.928石（田高190.143石、畑高125.785石）が増加した（ほ78）。

宝暦12年（1762）の村明細帳では、幕府領1959.298石、池田吉十郎領550石、龍泰寺領30石と見える。幕府領は元禄郷帳よりも約300石弱増えており、元禄12年（1699）の南条金左衛門検地258.82石（田高28.299石、畑高230.521石）、宝永7年（1710）・正徳2年（1712）の平岡三郎右衛門検地で6.427石（屋敷高）・31.956石（田高31.057石、畑高0.899石）、また宝永7年の平岡検地では上知屋敷高として0.163石が増加している（ほ78）。寛政10年（1798）の鈴木門三郎検地では0.255（畑）が増加し、正保郷帳からの新田増加は総計613.386石となった。また259.037石が上知となったので、幕府領は870石余り増加した。

天保6年（1835）の村明細帳では幕府領1959.553石、上知分570.018石、池田新之助領300石、龍泰寺領30石となっている。旗本池田家領の減石は、文政7年（1824）の上知によるものである。池田家領も新田開発によって、享保11年（1726）には本高辻868.668石（に1）、文政4年（1821）には本高辻870.018石（に4）と見える。この高870.018石の内、高550石が拝領高で、残り320.018石は「用水開発已来追々野方新田成」とある（未34）。文政7年の地分けで新田開発分を含めた高570.018石が上知となったが、度重なる上知により領地支配は複雑となっていた。この上知高570.018石の内、当村（上知分）所持高は424.935石であり、古料旧旗本領下へ出作分は145.062石、前々無地高0.021石とあり、外に143.461石が当村古料旧旗本下共入作とある（ち4）。

村の構造 17世紀末以降、下有知村は幕府領・旗本池田家領・龍泰寺領の相給となって続いたが、幕府領内は2回の上知に伴い、「古御料、古上ヶ知、新上知」という区分がなされていた（ろ27）。文政7年（1824）の上知分に対し、古御料と古上ヶ知とを合わせたものを古料、もしくは古御料所という場合もある。

村内の組は、文政11年（1828）の史料によると、竹之内組27人、重竹組69人、中組52人、上組76人、上ヶ知組42人、私領方38人、上知分73人、メて377家とみえる（ほ64）。寛政10年（1798）の下有知村幕府領の村定では、竹之内組・重竹組・中組・上組・上ヶ知組とあり、私領は別帳に村定があることが確認できる（『新修関市史 史料編近世二』 pp. 685～686）。2回の上知以前は、私領・竹之内組・重竹組・中組・上組の組がもともとあり、上知ごとに組分けされていったと考えられる。文久期の村方騒動を記した「困窮願初発万端記」では、私領の組として「上切組」「井桁組」が確認できる（ほ80）。下有知村の組に関しては、『岐阜大学教育学部郷土資料(7)』などを参照されたい。

村明細帳 下有知村の村明細帳としては、元文3年（1738）・宝暦12年（1762）・天保6年（1835）・明治元年（1868）・明治2年（1869）のものが確認できるが、旗本領も含めた下有知村全体を記述したものは明治2年の明細帳のみである。元文3年・宝暦12年・天保6年の明細帳は、幕府領（上知分含む）だけであり、明治元年の明細帳は旗本領のみの記載である。以上の明細帳は、すべて『新修関市史』に収録されている（p. 14の下有知村関連史料参照）。下記は、天保6年村明細帳の一部分を簡略にまとめたものである。

古御料所…高1959石5斗5升3合（田反別92町8反6畝9歩、畑反別104町2反6畝29歩）

氏神 白山権現之宮、富士権現之宮、唐栗明神之宮、天神之宮、神明之宮、大宮明神之宮、枳森明神之宮、虚空蔵之宮

観音堂、禪宗龍泰寺、禪宗宝積院、禪宗松洞院、一向宗密蔵院、禪宗地藏庵、禪宗弥陀庵、真言宗法性寺、真言宗神光寺

家数276軒（7件寺庵、235軒高持百姓、34軒水呑百姓）、人数992人（僧3人、男女989人）、馬

59疋、医師1人、座頭1人、大工1人、御林2か所、溜池3か所（御領・私領立会）、郷蔵4か所、鉄砲2挺、川船持5軒

上知分 …高570石1升8合（田反別38町1反3畝19歩、畑反別9町8反21歩）

氏神 山王之宮、栃森明神之宮、虚空蔵之宮、白山権現之宮、富士権現之宮、唐栗明神之宮、薬師堂、禅宗薬師庵、禅宗玄霜庵、真言宗山王坊

家数75軒（3件寺庵、63軒高持百姓、9軒水呑百姓）、人数296人（僧1人、尼2人、男女293人）、馬25疋、医師1人、酒造人1人（久助、株高20石）、溜池3か所（御領・私領立会）、郷蔵1か所

山田家について

山田家は長百姓で、下有知村旗本池田家領の庄屋、後に上知分の庄屋を勤めた家である。文政7年(1824)以降に作成された「美濃国武儀郡下有知村上知分高反別耆人前帳」(は4)によると、山田次右衛門の所持高は119.651石であった。内訳をみると、田高63.698石、麦田高39.731石、畑高14.618石、居屋敷1.604石となっている。その後、安政4年(1857)の山田俊蔵の所持高は83.018石であり、その子の政次郎の所持高は明治2年(1869)で50.462石で、明治3年(1870)では51.477石であった(ち1・3・4)。

旗本池田家領の時は、庄屋も勤めていたが、旗本池田家の地詰代官を兄弟で勤めていた時期もある(「代官次右衛門儀、庄屋嘉兵衛与兄弟」、り29)。

文政7年(1824)の上知以降は、庄屋役や年寄役を勤めていることが確認でき、また郡中惣代も長きに渡って勤めていた(ほ9)。さらに、幕末には生糸改方肝煎にも任命されている(る21~40など)。

山田家は庄屋役を勤める家であったが、その職務に関する史料の数は多くないように思われる。むしろ、山田家の人々が地域で発生した訴訟での取唆人・立入人(仲介人)として関わった内済関係の史料がまとまって残されている。内済証文はもちろんあるが、その訴訟に関連する史料の写なども残されている。この訴訟関係の史料のうち、年次や取唆人として山田家の人々が確認できる史料を列記する(『岐阜県史 通史編近世上』pp.1268~1272)。

天保8 (1837)・3	関村出火にて差入組、疵受一件(り49)	庄屋治右衛門・年寄俊蔵
弘化2 (1845)・2	八幡村より関村へ車屋職差揉一件(り34・る60)	俊蔵
〃 11	関村鎮火祭時の疵請一件(り13)	年寄俊蔵
弘化3 (1846)・5	西田原村の者、吉田村の者より疵請一件(り14)	年寄俊蔵
〃 7	下有知村松洞院の儀、申替一件(り35・47・65)	次右衛門
弘化4 (1847)・6	有尾新田差引勘定・年貢未進訴訟(り64)	俊造
〃 12	金屋・飯積村より大跡村へ取替金訴訟(お513)	俊蔵
嘉永元 (1848)・2	勢州員弁郡高柳村藤吉出入一件(り36)	年寄俊蔵
〃 2	七蔵別家伊蔵相続の儀、違約一件(ほ32)	治右衛門
〃 4	真桑村など定水所積籠訴訟(と91~93)	俊蔵
〃 9	塩河村村方騒動(ほ123・124)	俊蔵
嘉永3 (1850)・6	小藪村村方騒動(り66)	庄屋俊蔵
〃 8	植野村頼母子講休講一件(お514)	俊蔵
〃 10	戸田村・側島村逆手一件(と79)	俊蔵
嘉永4 (1851)・9	勢州桑名郡油島新田地先メ切一件(と99)	庄屋俊蔵
〃 9	西村市助より歎願出入一条(り67)	山田次右衛門

嘉永 5 (1852)・3	溝口・世保村より大富村貸金滞一件 (ほ26・102)	庄屋俊蔵	
〃	6	各務村伝馬助成金貸付方一件 (ほ103)	庄屋俊蔵
〃	11	山県用水井組諸入用割賦一件 (と80・81)	俊蔵
嘉永 6 (1853)・3	上有知村猿尾、横越村取払一件 (と55~57)	俊蔵	
〃	9	小倉村村方出入一件 (ほ104)	庄屋俊蔵
〃	9	野寺百姓相統差縄一件 (り37)	庄屋俊蔵
嘉永 7 (1854)・3~5	戸田村諸勘定滞一件 (り68・69・お515)	俊蔵	
〃	4	西田原村村方騒動 (ほ105)	庄屋俊蔵
〃		大富村下郷庄屋拝借金勝手取計一件 (ほ58)	庄屋俊蔵
安政 2 (1855)・3	植野村、千疋村秣場出入一件 (ほ106)	庄屋俊蔵	
〃	9~11	下川手村土手築立差障一件 (ほ107・へ12・と94・95・97-2・105)	庄屋俊蔵
〃	12	植野村、千疋村秣場出入熟談不可 (ほ108)	庄屋俊蔵
安政 3 (1856)・3	円原村地論一件 (り38)	庄屋俊蔵	
〃	5	植野村、千疋村秣場出入一件 (ほ89)	山田俊蔵
〃	7	植野村、千疋村秣場出入一件、破断 (ほ109)	俊蔵
〃	10	小屋名村村方騒動 (ほ110)	庄屋俊蔵
安政 4 (1857)・5	仏師川村五人組帳印形一件 (ほ111)	庄屋俊蔵	
〃	6~8	市平賀村村方騒動 (ほ112・113)	俊蔵
安政 5 (1858)・3	不破一色村村方勤方一件 (ほ116)	俊蔵	
〃	6	溝口村地境など出入一件 (ほ70・117)	庄屋俊蔵
〃	9	生櫛村屋敷譲渡手形一件 (り39)	山田
〃	11	葛原村持山杉林地境一件 (り41)	庄屋俊蔵
〃	4~	生櫛村借入金返納滞一件 (へ27~39)	政治郎
安政 6 (1859)・4	千疋村庄屋御膳粉預り一件 (り72)	庄屋俊蔵	
〃	4~9	伊治良村谷組、欽祭中乱妨一件 (り52~60)	庄屋俊蔵
文久元 (1861)・9	加治田村、絹丸村芝草刈取一件 (ほ118・119)	庄屋俊蔵	
〃	9	本阿弥新田村村方騒動 (ほ120)	庄屋俊蔵
文久 2 (1862)・4	森下村金子・畑地譲渡差戻一件 (ほ126・り42)	庄屋俊蔵	
〃	閏 8~	大矢田村井堰、笠神村差障一件 (ほ 2・と86~89)	山田政治郎
〃	11	郡上郡廻米代金滞一件 (に79・80・ほ121・お254)	庄屋俊蔵
文久 3 (1863)・7	小坪新田、6か村差入組一件 (と96・97・106・107)	俊蔵	
〃	11	下有知村下組神光寺田所入交差入組 (わ7)	山田政治郎
元治元 (1864)・6	笠神村村方騒動 (ほ122)	(庄屋俊蔵・政次郎)	
慶応 2 (1866)・1	上有知村猿尾、横越村差障一件 (と58~61)	政治郎	
慶応 3 (1867)・9~10	関村、倉知村山林出入一件 (ほ18~21)	山田政治郎	

これら山田家が関係した訴訟は、美濃国内でも広範囲にわたっている。当事者の元に残された史料などについて、自治体史や史料集の再確認も必要と思われる。また、江戸時代の裁判・内済については多くの研究史があり、山田家の事例については様々な角度からの検討を要するが、今後の課題としたい。

立木家について

下有知村山田家文書の中には、旗本川辺大嶋家の家臣である立木家ついきに関する史料も含まれている。

旗本大嶋家は、織田・豊臣・徳川家につかえた大嶋光義が美濃・摂津国に1万8000石余を領し、光義死後、その四人の子に分知されたが、断絶・改易などにより幕末まで続いたのは、川辺大嶋家・迫間大嶋家・加治田大嶋家であった。このうちの川辺大嶋家は、美濃国加茂郡川辺中之番・栃井村（現、川辺町）、武儀郡関村（現、関市）、摂津国豊島郡内（現、大阪府豊中市）に知行地があった。立木家は、川辺大嶋家の家臣で、関陣屋の用人を勤めた一族である。幕末期には、立木右内（用人、禄高60石）・立木市郎右衛門（禄高5石）・立木治郎右衛門（禄高8石）・立木文三郎（代官給人格、禄高6両）と名前が見える（『岐阜県史 通史編近世上』p. 450）。また、天保9年（1838）の関村巡察使尋答書には「酒屋拾軒（中略）酒造米株高（中略）千二百石 一文字屋市郎右衛門」「地役人 給人格立木朔右衛門」とあり、立木市郎右衛門は屋号として「一文字屋」と称していた（『新修関市史 史料編近世二』pp. 450～455）。

この立木家に関するものとして、幕末の大嶋家の財政改革や維新時の動向に関するもの、立木家の家督相続や扶持宛行、役職任命に関わるもの、そして立木市郎右衛門が酒造業を営んでいたことから酒造関連のもの、借金証文や土地売買証文など、多数の史料が山田家文書内に混入している。どのようにして山田家文書中に含まれるに至ったのか、その経緯は不明であるが、立木家に関わるとされる史料の年代の下限が明治22年（1889）ごろであるで、その時期以降に山田家に入ったと考えられる。旧整理以前の秩序について、現在においてはもはや不詳であるため、相互の完全な区別は不能となっている。

概要

下有知村山田家文書は、現状において『岐阜大学教育学部庶民史料目録(3)』（1968年）の通りに配列されており、整理にあたってはそれを踏襲した。

【い】「通 史」

ペリー来航や蛤御門の変など、幕末の諸事件に関する伝聞史料などが残されている（い1～3）。大きさが185×170cm余の「尾濃国之図」は、尾張や美濃国だけでなく飛騨や三河、信濃の木曾地域までを描いた絵図であり、村名も記載されている（い6）。「掌中万国輿地総全図」は、小さなサイズの世界地図であるが、多くの世界地名が記されている（い9）。

【ろ】「支 配」

「天朝御料被仰付候御政事向并聞書記録」は、慶応4年（1868）の竹沢寛三郎による笠松陣屋接收の前後状況や触書きなどを記録したもので、当時の陣屋詰手代ら（青木恵十郎・飯村半蔵・長沢耕助・田川耕作・権名惣四郎・辻雄次郎・水野逸作・田中才吉・青木清十郎）の名も見える（ろ5、p. 15写真参照）。

幕末の旗本大嶋家の財政改革（『岐阜県史 通史編近世上』pp. 452～457・924～931）や、維新時の動向などを示した史料が残されている（ろ12～20・22・31～36・ほ12・13など）。

また、表紙に「御裁許一件々條」と記された公事方御定書の写なども残されている（ろ23）。

【は】「土 地」

慶応4年（1868）6月に、関村の郷帳・村高帳・取箇帳・村鑑帳が作成されている（は1～3・ほ1）。これらは、旗本大嶋家の関陣屋家臣であった立木家に残されたものであろう。

下有知村に関する史料としては、文政7年（1824）の上知以前の替地証文（は9～13）や、上知以降の高反別帳が残されている（は4・5）。

【に】「貢 租」

山田家が旗本池田家領の庄屋を勤めていた時の免定などが、数点残されている（に1～4・65）。また、旗本池田家への御用金上納に関しての史料もある（に72・73）。

幕府領となった文政7年（1824）の上知から嘉永期、明治初年の年貢免定や、皆済目録がまとまって残されている（に5～64）。下有知村の年貢米は川船で長良川を桑名まで下り、さらに江戸へと運ばれたが、天保5年（1834）に年貢米42俵を川下げした処、前野村（現、瑞穂市）近くで破船し濡米となってしまう。その年貢米を積んで村へ戻ろうとしたところ、鏡島湊では通船の許可が出ないので笠松役所の裏印が必要となったことを示す史料が残されている（に74・75、p.15写真参照）。

【ほ】「村 制」

天保期以降の下有知村上知分の村役人の退役・交替願いが残されている（ほ3～8・59）。村役人の任命に際しては、村役人・本百姓らが連印して笠松代官所へ願出している。

下有知村の村絵図や、訴訟によって作成されたと思われる絵図類が残されている（ほ2・21-11・21-12・21-13・41～56）。下有知村の絵図は彩色されたものが多く、田や畑、居屋敷、道、水路などが色分けされ、地字が記されているものもある。

下有知村と志摩村との秣場をめぐる争論で、安永・文政期の史料が残されている（ほ23・96・114・115など）。また、文久期の「困窮願初発万端記」は、幕末の下有知村で発生した村方騒動を記録している（ほ80、『岐阜大学教育学部郷土資料（7）』）。

文久元年（1861）、美濃国内の幕府領では私領替の風聞が生じ、それに反対する歎願書などが残されている（ろ27・ほ14・15・75～77・79・へ19・と45など）。これは磐城平藩主で老中の安藤信正への加増によるもので、下有知村では御膳初の上納によって百姓が相続していることや、曾代用水の諸入用などは笠松役所からの下付金で賄われていることを示し、私領替えとなったら村は存続できないと歎願している（『岐阜県史 通史編近世上』p.857）。

また、旗本領の時に他村から金銭を借用したところ、文政7年（1824）の上知により返済が滞って発生した訴訟や、地分け時の諸入用の取極めに関する史料も残されている（ほ25・47・95・97・98・125・は6・へ6など）。

山田家が、内済を取りまとめた際の訴訟関係史料も多く含まれている（pp.8～9参照）。

【へ】「村 入 用」

下有知村では、伊勢国山田奉行所から拝借金をしており、拝借金証文や返済の延長願いなどの史料が残されている（ほ125・へ4・26・か36など）。

山田家が内済などを取りまとめた際の訴訟関係史料も含まれているが、とりわけ安政5年（1858）の生櫛村の拝借金返納滞り訴訟に関係する史料が多く残されている。（へ27～39など）。

【と】「治水土木」

曾代用水を中心とした治水・用水に関わる史料が多く残されている。曾代用水とは、尾張藩の浪人で関村に居住していた喜田吉右衛門と弟林幽閑、関村住人の柴山五郎右衛門らによって寛文年間に関村に開発され、尾張藩領・館林藩領・旗本領など複雑な支配関係の中で通水した用水である。これによって新田開発が行われ、松森（現、美濃市）・下有知・関・小瀬（3か村は現、関市）の各村々の石高は増加した。この曾代用水の取水口・通過地帯となった尾張藩領の曾代村・上有知村（井上）へ、松森・下有知・関・小瀬の4か村（井下）が用水敷地年貢米などを払うこととなるが、この井上と井下村々との間で対立が何回も生じている。特に、天保年間に発生した用水堰樋伏替えをめぐる訴訟関係の史料がまとまって残されている（と8～43・48・49・68・70・108・109など）。これは、この訴訟での下有知村の庄屋惣代が山田次右衛門であったためであ

ろう。対する上有知村の村役人は、漢学者の村瀬平次郎（藤城）や国学者の河村忠右衛門らが中心となっていた。上記の曾代用水堰樋伏替訴訟に関しては、『新修関市史』『美濃市史』などの関係部分を参照されたい。

山田家が内済などを取りまとめた際の訴訟関係史料も多く含まれている（pp. 8～9参照）。嘉永4年（1851）の伊勢国桑名郡油島新田地先締切所出入一件の取唆人として山田俊蔵の名前が見える。宝暦治水時に設けられ木曾三川下流域の治水で重要な役目を果たした油島締切堤防は、堤防修理をめぐって何度も訴訟が発生している。山田家文書の史料は断片的であるが、この訴訟の詳細に関しては『多度町史 史料編2 近世』を参照されたい（pp. 646～657）。

【ち】「戸 口」

幕末から明治にかけての上知分の宗門人別改帳や戸籍、五人組仕置帳などが残されている。

【り】「治 安」

天保期以降、下有知村の村役人宅などへの盗難が続き、その関係史料が残されている。木綿藍納戸織色袴羽織や木綿茶嶋千筋袴羽織などの衣類や、祭礼道具が盗品となったことが記されている（り1～12・50など）。また、出火によって住居などが焼失した届も残されている（り44）。

下有知村では、天明8年（1788）に山王宮の修復や年貢の滞納、小作勘定などをめぐって幕府領と旗本領の百姓らが対立し訴訟が頻発した（り27・48・ほ94、り28・61・62・63、り30など）。この時の訴訟費用を賄うための借金証文や、田地譲渡証文なども残されている（へ1・2・わ2・3・お433など）。寛政7年（1795）には、山王社の祭礼時に旗本領庄屋山田嘉兵衛と百姓が口論となり訴訟が発生している（り29）。

山田家が、内済を取りまとめた際の訴訟関係史料も多く含まれている（pp. 8～9参照）。

【ぬ】「救 恤」

武儀郡の8か村では、下有知村に囲い蔵を建て貯粉をしていたが、用水近くで湿気によって粉が減石になることから、当分は各村々で粉を貯えたいとの願書がある。また、幕末期の拝借金願いや難済者の書上げも残されている。

【る】「産業・商業」

下有知村では久助が酒造を行っており、酒造関連の史料が残されている（る1～8・14～16・19）。享和3年（1803）「酒造米高御改帳」（る1）によると久助は江戸へ酒を送っていたようで、下有知村から江戸への積荷高は享保3年（1718）に10樽、天明6年（1786）に50樽、天明8年（1788）に120樽、寛政4年（1792）8樽、寛政6年（1794）には12樽とある（『加納町史 下巻』pp. 326～328）。幕末になると、無株での隠酒造の取締願いが出されている（る9～11）。関村でも、大嶋家家臣の立木市郎右衛門（先述）が酒造を営み、江戸へも売り出していた。この立木氏の酒造関連史料も残っている（る12・13・17～20・41～48・50～53）。また、下有知村久助は、立木市郎右衛門から酒造株を譲り受けているようである（る19）。

慶応2年（1866）4月に、山田政次郎が武儀郡の生糸改方肝煎の一人に選任されたので、その関連史料が残されている（る21～40）。この生糸改めは、幕府領・大名領・寺社領での生糸・蚕種から運上を徴収しようというものであった。武儀郡での養蚕製糸は尾張藩領の曾代村が中心となっていたが、尾張藩は生糸改めに対し独自姿勢を取り口糸免除方を申し立てたようである（『岐阜県史 史料編近世二』pp. 634～637）。

また下有知や関・松森村での水車稼ぎの取決めに関する史料も残されている（る55～62）。

【お】「金 融」

山田家に関する証書類で、最も古いものは享保19年（1734）「預り申金子之事」であるが、証人として「嘉兵衛」の名が見える（お26）。借金証文や売買証文の証人として名が記されている場合が当初は多かったが、延享3年（1746）の庄屋嘉兵衛への田地売渡し証文が残されており（お409）、天明期に入ると下有知村以外の村からの借金証文もあらわれる。

立木家（一文字屋）への借金証文などで一番古いのは、元禄10年（1697）「質物書入預り申金子之事」であり（お331）、立木家からの借り入れは、関及び近隣村々の人々が中心であるが、高山の商人からの借金証文も散見する（お32・40・63・130・510など）。嘉永年間に入ると、立木家（一文字屋）が関周辺の諸村の人々から金銭の借用をするようになっていく。これは、幕末の旗本大嶋家の財政難とも関係するのであろう。立木家（一文字屋）は酒造を営んでいたため、借金証文の質物として造酒や生酒、酒造株が見られる。

山田家が、旗本池田家の地詰代官を勤めていたことから江戸への送金や為替に関係する史料も残されている（お93・98・99・110・116・491～494など、p.15写真参照）。

【わ】「寺 社」

下有知村に所在する曹洞宗龍泰寺に関するもので朱印改めの史料（わ1）や、徳川家康の命日に行う大般若経の転読に関係する史料が残されている（わ6）。

とくに虚無僧に関わる史料が多くあり、下有知村を含めた山田・小屋名・生櫛・横越・笠神・極楽寺・八幡村などの武儀郡8か村は留場料を支払い、不法な虚無僧の取締りを図っていた（わ11～29・31～33など）。

また、三河や駿河国の寺社からの勸化に対し、武儀郡8か村の村々や寺院から寄付が行われていた（わ34～37）。

【か】「家 制」

旗本川辺大嶋家家臣、立木家の家督相続や扶持宛行、役職任命に関する史料（か9～30など）があり、その多くが翻刻されている（『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』pp.573～576）。また、立木市郎右衛門が開催した頼母子講の案内などもある（か31～35・37など）。

吉良流弓法関係の写本が残されているが、山田氏によって書写されたものである（か1・3～7）。明治2年（1869）、笠松県役所宛の山田政次郎の改印願も残され、これまでの印鑑の文字がわかりづらくなったとして改印を願い出ている（か38）。

【ふ】「漢 籍 等」

幕末から明治にかけて、手習いで使用したと思われる漢籍類・手本などが残されている。安永校正論語・孟子・大学などには「下有知山田達太郎学之」などの書込みがあり、詩歌や往来物の手本には「山田氏きし女拾歳習之」などと記されている。達太郎やきしは、山田政治郎の子であり、下有知村の寺子屋師匠には、文久3年（1863）に開業した山田左一郎の名があげられる（『新修関市史 通史編近世・近代・現代』pp.526～527）。また、明治7年（1874）発行の「改正日本国尽」は、学制発布後に設立された修徳義校（現、下有知小学校の前身）で使用されたと思われる（よ119～126）。

【未】「未整理史料」

ほとんどが書状であり、主に明治初年の立木家関係のものが多くを占めている。

山田家に関わるものとして、田鶴丸から（山田）種蒔宛の書状がある（未1）。田鶴丸とは、名古屋の染工、蘆辺田鶴丸のことで、狂歌作者である。山田家の漢籍類に「狂歌初日集 坤」が残されているが、この選者であり、三蔵楼とも号していた（よ139）。種蒔は狂歌作者として名前があげられ（『濃飛文教史』p.920）、天保11年（1840）、関村の宗休寺の茶室完成を祝うために美濃地域の文人らが一堂に会した記録、「詩歌連誹琴棋書画茶花会図」にも名前がみえる（『岐阜県教育史 通史編古代・中世・近世』pp.468～471、478～481）。この木版画には、総勢385人もの文人墨客が描かれ、各人物の名前・居住地・漢詩や和歌といった諸芸が記号で記されているが、種蒔の諸芸は歌となっていた。種蒔を、山田家の誰に比定できるのか、今のところ不明である。山田家の漢籍類などの中に、和歌や狂俳に関係する書籍も少なからず残されているのは、彼に由来するものであろう（よ71～75・128～132・136～140など）。

下有知村関連史料

下有知村竹之内組の庄屋を勤めた山田忠行家に伝来した史料が、岐阜県歴史資料館に寄贈されている。この約1900点の近世・近代文書については、すでに目録が刊行されている（『岐阜県所在史料目録第19集 山田忠行家文書目録』、岐阜県歴史資料館のHP上からも閲覧可能、2011年3月現在）。この山田忠行家文書や、同じく下有知村重竹組の庄屋役などを勤めた三輪家の史料は『新修関市史』に多数収録されている。

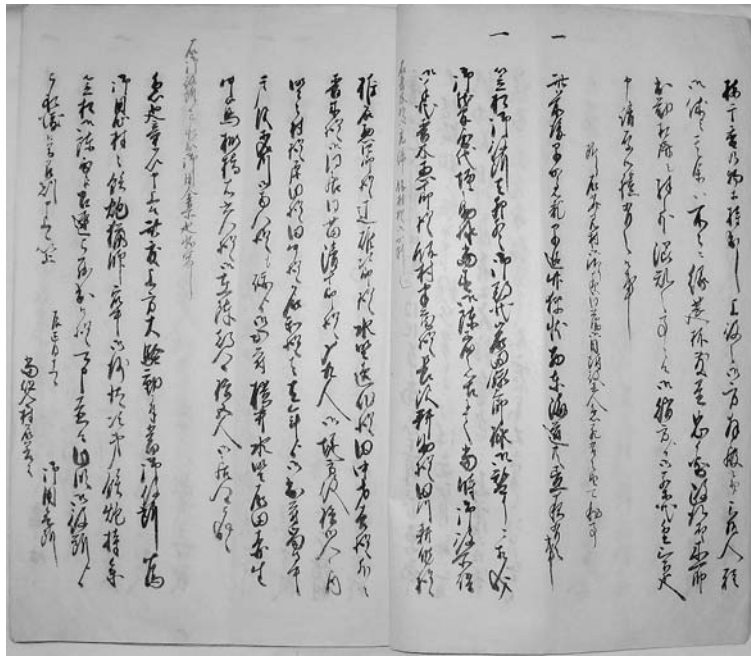
天保6年（1835）・明治元年（1868）・明治2年（1869）の下有知村明細帳や、明治14年（1881）の各村略史は、岐阜県歴史資料館に所蔵されている（明治期岐阜県庁事務文書）。また、元文3年（1738）の高反別指出帳、宝暦12年（1762）の指出帳は、天保6年の明細帳と共に『新修関市史 史料編近世二』（pp. 410～435）に、明治元年・2年の明細帳、明治14年の各村略史は『新修関市史 史料編近代・現代』（pp. 18～19、54～63、148～154）に記載されている。

下有知村の新田開発に大きな影響を与えた曾代用水関係の史料は、『新修関市史 史料編近世三』『美濃市史 史料編』に集約されているので、参照されたい。

下有知村の村絵図が、岐阜大学郷土博物館に5点収蔵されている。この絵図は、『岐阜大学郷土博物館収蔵史料目録別冊（1）岐阜大学郷土博物館収蔵村絵図』（2009年）に記載され、岐阜大学図書館機関リポジトリ（<http://repository.lib.gifu-u.ac.jp/> 2011年3月現在）からも閲覧が可能である。また、徳川林政史研究所においても、下有知村の村絵図が1点確認できる（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和61年度所収「徳川林政史研究所所蔵絵図目録二」）。

参考文献

- ・『関市史』1967
- ・『新修関市史』史料編古代・中世・近世一、近世二～近世四、近代・現代 1993～1997
- ・『新修関市史』通史編近世・近代・現代 1999
- ・『岐阜県史』史料編近世一～九 1965・1966・1968・1969・1971～1973
- ・『岐阜県史』通史編近世上・下 1968・1972
- ・『美濃市史』史料編、通史編上 1979・1980
- ・『川辺町史』史料編上・下、通史編 1984・1988・1996
- ・『加納町史』下巻 1954
- ・日置弥三郎「旗本領と地方の豪商」（岐阜大学学芸学部編『岐阜大学研究報告（人文科学）』13、1964）
- ・伊藤忠士「幕末維新时期における村方騒動と村落支配—美濃における頭分制と維新改革—」（『ええじゃないか』と近世社会』校倉書房、1995、初出は1967）
- ・日置弥三郎「近世美濃における二代用水の開鑿」（『岐阜史学』55、1969）
- ・足立直次「曾代用水開発考」（『岐阜史学』59、1971）
- ・所史隆「幕末村方騒動における一考察—下有知村小作争議—」（『岐阜史学』63・64、1974）
- ・『岐阜大学教育学部郷土資料(7) 幕末維新时期美濃地方の村方騒動関係史料』1976
- ・伊藤信『濃飛文教史』初版1937、復刻1974、大学堂書店
- ・岐阜県教育委員会編『岐阜県教育史 通史編古代・中世・近世』2003
- ・「館蔵資料紹介 詩歌連誹琴棋書画茶花会図」『岐阜史歴史博物館だより』72、2009
- ・岐阜市歴史博物館編『特別展 APEC 開催記念「長良川とともにあゆむ」』長良川展実行委員会（岐阜市歴史博物館、岐阜新聞・岐阜放送）、2010



ろ5

「天朝御料被仰付候御政事向并聞書記録」

慶応4年(1868)

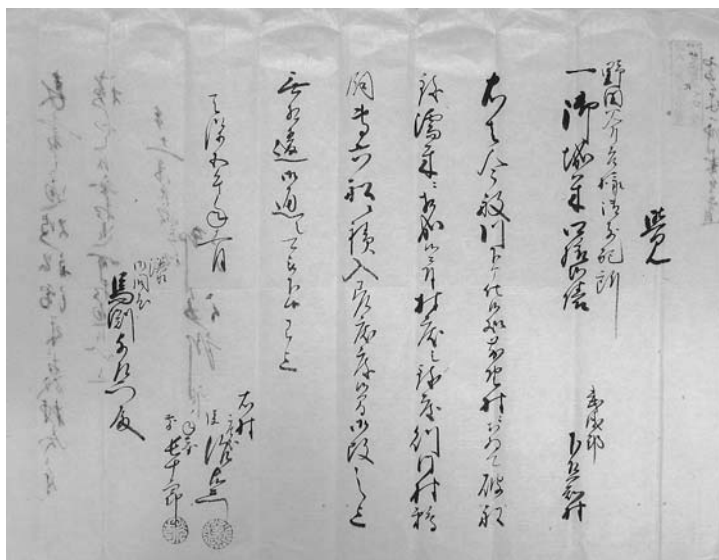
戊辰戦争時の笠松陣屋接收前後の状況や触書きなどが記されており、当時の笠松陣屋の手代や堤方役人名も確認できる。

お491

「覚(11月分御用金24両余為替にて請取につき)」

天明4年(1784)11月19日

山田次右衛門が旗本池田家の地詰代官を勤めていた時の史料である。江戸上納の御用金は為替で送金され、大矢田村(現、美濃市)の紙商人小森彦三郎が関与した。



に74

「覚(年貢米の鏡島湊通船願い控)」

天保5年(1834)11月

下有知村の年貢米42俵を舟に積み長良川を下る途中、前野村付近(現、瑞穂市)で破船し濡米となる。濡米では上納できないため他の船に積み入れ戻ろうとしたが、鏡島湊(現、岐阜市)で舟荷を積んだままの通船を拒否され、笠松陣屋の証明が必要となった。このため発給された史料であり、笠松陣屋の証明が裏書きされ鏡島湊問屋の馬淵与左衛門宛に出されている。

目 録

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
い1		異国船乗込一件 (写)	(嘉永6年7月22日)	1853	縦	1
い2		大和国五條騒動写シ	癸文久三亥年	1863	縦	1
い3		京都騒動聞書写	元治元甲子のとし	1864	縦	1
い4		義士伝附録	享和三年亥中秋	1803	縦	1
い5		官省規則全書 一篇 二篇 三篇	明治七甲戌年五月	1874	折本 (帯封共)	1
い6		尾濃国之図			絵図	1
い7		改正美濃国全図			絵図	1
い8		岐阜県管内地図	明治十三年五月新鑄	1880	絵図	1
い9		掌中万国輿地総全図	明治五壬申九月御免許	1872	絵図	1
い10		懷宝銅鑄大日本輿地全図	時元治元甲子年仲春	1864	絵図	1
い11		[江戸城詰所略図]			絵図	1
い12		[江戸城詰所略図]			絵図	1
い13		慶応三年ひのとのうの天保壬寅元暦	慶応二年出	1866	一紙	1
い14		慶応四年つちのえたつの天保壬寅元暦	慶応三年出	1867	一紙	1
い15		慶応四年つちのえたつの天保壬寅元暦	慶応三年出	1867	一紙	1
い16		明治二年つちのとのみの天保壬寅元暦	明治元年出	1868	一紙	1
い17		明治三年かのえむまの天保壬寅元暦	明治二年出	1869	一紙	1
い18		新旧貨幣比較表	明治五年壬申正月	1872	縦	1

作 成	受 取	備 考
(写：山田正盈)		表紙「嘉永六癸丑年六月十二日写」「車屋扣」、「一去ル三日相州浦賀湊江渡来候異国船者北亞墨利加之内アシウトシと申処之船之御事…」、「右ハ嘉永六癸丑歳七月廿二日山七殿方ニ而借受写之山田正盈」とあり
		裏表紙「知良亭」、「大和洛一概探索口上書之写シ左之通」とあり
		表紙「知良亭扣」、「一昨十九日卯之刻過蛤御門へ長州勢押懸…」とあり
二本榎 広岳院承天覚書		写、序「越智直澄誌」、破損大
東京博文社編輯		版、序「長尾景弼誌」
		185.6×170.2cm、手書き、彩色、飛驒・三河・信濃国の一部も記載
尾張 岡田啓識		51.8×67.0cm、印刷物、彩色、「更地堂蔵」、「下有知政次郎」とあり
版權所有岐阜県		80.4×72.9cm、印刷物、彩色、「東京博聞社銅鑄」とあり
東京玄々堂門人西京東四住居石田齋図并刻		虫損あり、36.6×48.4cm、印刷物、彩色、「書肆発兌 東京村上出店、大坂本町四丁目書籍会社、西京東洞院二条上ル町村上勘兵衛、同二条通高倉西入町嶋林仙助、同三条通御幸町角大谷仁兵衛、同寺町通三条下ル町神先宗八」とあり
洛東住孝正銅鑄、玄々堂松田緑山		42.6×67.2cm、印刷物、「橋本通識」、「三都発行書林 江戸日本橋通壺丁目須原屋茂兵衛、同日本橋通二丁目山城屋佐兵衛、同芝神明前岡田屋嘉七、京都東洞院三条上ル丁村上勘兵衛(印)、大坂心斎橋通南久宝寺町伊丹屋善兵衛(印)、同通唐物町南入ル河内屋太助(印)、同通唐物町北入ル河内屋吉兵衛(印)、同通北久太郎町河内屋喜兵衛(印)、同通北久太郎町藤屋徳兵衛(印)、同通備後町加賀屋善蔵(印)」とあり
		28.0×40.6cm
		20.6×26.6cm
伊勢度会郡山田箕曲主膳		元は折本、表紙・裏表紙なし
伊勢度会郡山田箕曲主膳		元は折本、表紙・裏表紙なし
伊勢内宮佐藤伊織		元は折本、表紙・裏表紙なし
弘暦者箕曲主膳		元は折本、表紙・裏表紙なし
伊勢内宮佐藤正二		元は折本、表紙・裏表紙なし
		表紙「定価二錢三厘」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
い19		関地日誌新聞全	明治八年乙亥十一月初八日開記	1875	縦	1
い20		明治十八年七月三十日大垣ニ於テ前田農商務大書記官演説ノ大意	(明治18年 7月30日)	1885	縦	1
ろ 1		御領所御巡見濃勢州御道順書上帳	天保八年酉八月	1837	横長	1
ろ 2		御巡見様一件諸入用帳写	天保九年戌六月	1838	横長	1
ろ 3		御国御料所御巡見一件諸事記録	天保九年戌閏四月吉日	1838	縦	1
ろ 4		御政事申渡書類写 (赤報隊・竹沢寛三郎などからの達しなど)	(慶応 4 年)	1868	縦	1
ろ 5		天朝御料被仰付候御政事向并聞書記録	(慶応 4 年)	1868	縦	1
ろ 6		《御政事向写》	慶応 4	1868		
ろ 7		《御高札写》	明治元・11	1868		
ろ 8		御証印帳写 (駅郷一般改正につき)	(明治 2 年 6 月)	1869	縦	1
ろ 9		御触書写 (遥拝式、治水規定改正等の件)	(明治 4 年 3 月)	1871	縦	1
ろ10		二十一ヶ条写シ (国制改正輯成議案)	(明治 2 年)	1869	縦	1
ろ11		《御代官様御直ニ被仰渡写》	嘉永 6・9	1853		
ろ12		大殿様御直書御請案文 (大嶋家家政並びに勝手向、改革の処、金子調達の件につき)	文久元年辛酉正月吉日	1861	縦	1
ろ13		[大嶋八三郎帰国にて借入金返済の件につき書類写]	(文久 2 壬戌年 3 月)	1862	縦	1
ろ14		奉歎願候事 (大嶋八三郎義、地頭所役人方不政向の儀にて厳しき咎につき助命願)	文久貳年戌閏八月	1862	縦	1
ろ15		申渡之覚 (大嶋友之丞義、莫大の大借の江戸勝手向き改革崩れなどにて隠居申し付けにつき)	文久二壬戌年四月二日	1862	縦	1
ろ16		[大嶋友之丞・八三郎らの帰村願など下書]	文久二壬戌年九月	1862	縦	1
ろ17	①	十月七日松平駿河守様御用人中名前ニ而小泉三郎左衛門殿江内願書差出候写 (5年以前よりの家政・勝手向改革の件につき)	(文久元年) 酉十月	1861	縦	1

作 成	受 取	備 考
		印（「山田」）あり
山県郡惣代千疋村市郎兵衛、武儀郡惣代小屋名村吉左衛門、加茂郡惣代肥田瀬村徳助、羽栗郡惣代田代村治左衛門、中島郡惣代小藪村八左衛門、方県郡惣代則武村権吉、各務郡惣代各務村宇右衛門、海西安八郡惣代仏師川村雲平、土岐郡惣代小里村喜左衛門、可見郡惣代長瀬村与藤治、多芸郡惣代白石村幸右衛門、勢州桑名郡惣代茂八郎、御用会所詰源三郎、同断丈右衛門	笠松御役所	
武儀郡下有知村上知分扣		
武儀郡下有知村上知分		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』 pp. 848～866に一部収載
		表紙「今般松平隼人朝廷江降伏致上者右知行所之儀向後天朝御料可為候間不法狼藉之者猥□□入候也」
		表紙見返し朱書「覚 左之書中壺式三と書附有之分、笠松御用所より出候御政事向御触書写、其余者伝書聞書等写ニ付誤等も多分ニ可有之、且私事留置候事も御座候」
		現在所在不明
		現在所在不明
(笠松県庁)		
		「第一 皇国一円私有之地ヲ上収シ政令一ニ出ルヲ要ス、第二 大国は一府御置小国ハ近侍之国府ニ而管轄ス…」、「各藩議員」とあり
		現在所在不明
		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』 pp. 629～642に収載
栃井村百姓代喜平・又三郎、同村組頭源右衛門・徳兵衛、同村庄屋九郎次郎、川辺村百姓代彦右衛門・伊右衛門・彦兵衛・安兵衛・市郎右衛門・利右衛門・長五郎・徳右衛門、同村組頭喜右衛門・勇八・源助・曾兵衛・嘉平・政右衛門・孫右衛門、同村庄屋弥平、同村庄屋友三郎	松平駿河守様御役人中様	
		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』 pp. 581～582に収載
栃井村一、一、川辺村一、一、一		
御側御用人大嶋八三郎印	小泉三郎右衛門殿、深谷□殿、岡堅橋殿	ろ17①～②は綴

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ17	②	大殿様江極蜜口上ニより申上候手控	七月		縦	1
ろ18		〔免状・書状など差登せにて落手するようにつき書状〕	二月十九日		縦	1
ろ19		〔大嶋八三郎・父友之丞ら不埒の筋にて帰国の件などにつき役人より申渡しの手控〕			縦	1
ろ20		別紙口上之覚（大嶋友之丞・八三郎らの宥免並びに誠直の吟味など願いにつき）	月日		縦	1
ろ21		《旗本大嶋氏代官申渡覚書》	文化8・7	1811		
ろ22		乍恐以口上書奉歎願候事（東山道に総督岩倉殿発向の趣承知にて主従一統降伏につき）	慶応四辰年二月	1868	縦	1
ろ23	1	三拾五ヶ條 御裁許一件ヶ條（公事方御定書）			縦	1
ろ23	2	三拾七ヶ條 御裁許一件ヶ條（公事方御定書）			縦	1
ろ23	3	三拾四ヶ條 御裁許一件ヶ條（公事方御定書）			縦	1
ろ24		公御用掛り御定鑑			縦	1
ろ25		〔郡上藩家老の歎願書・赤報隊の加納宿本陣前の高札・竹沢寛三郎の笠松陣屋の高札など写書〕	（慶応4年正月）	1868	縦	1
ろ26		敬白起請文之事（3人馳走し、井伊善筋遠州へ打出の旨本望につき）	永禄十一年十二月十二日	1568	一紙	1
ろ27		口上書（下有知村の領地支配・地味・用水地先への井料米・御膳粉・猪鹿の作毛荒らしなどの内実有体差上げにつき）	（文久元年）	1861	縦	1
ろ28		〔明和7・安永3年に浪人・虚無僧への触にて取締まり仰せの処、等閑にて不届きの儀あらば差し押えるようにつき廻状〕	午正月		一紙	1
ろ29		〔御進發御用物継立を始め御供役の人数・馬多数になるにて、御用日割中の継立に限り中山道垂井宿へ当分助郷申付けにつき廻状〕	（慶応元年）丑五月廿五日	1865	切紙 （包紙共）	1
ろ30		〔加納宿本陣前の高札などの写〕	（慶応4年戊辰正月）	1868	切紙	1
ろ31		〔大嶋撰津守知行所、朝廷御料に復歸につき書付写〕	（慶応4年）辰二月	1868	切紙	1
ろ32		〔王政御一新の折柄、東山道惣督府よりの達し遵守につき書付〕	（慶応4年）戊辰二月	1868	一紙	1
ろ33		乍恐奉歎願候事（鎮撫惣督東山道下向の処、撰津守早々上京し勤王心底申し越しにつき）	慶応四辰年二月	1868	一紙	1
ろ33	1	乍恐奉歎願候事（鎮撫惣督東山道下向の処、撰津守早々上京し勤王心底申し越しにつき下書）	（慶応4年3月）	1868	切紙	1
ろ34		〔王政御一新の折柄、東山道惣督府よりの達し遵守につき書付写〕	（慶応4年）戊辰二月	1868	切紙	1
ろ35		手続書之覚（大嶋家家政並びに勝手向、大借にて改革の処、不行届の儀につき）			縦	1
ろ36		奉御内訴歎願之覚（大嶋家家政並びに勝手向、改革の処、賄金不渡しにて家中扶助に差支えの儀につき）			切紙	1

作 成	受 取	備 考
後藤理太夫正秀(花押)、高梨宇兵衛謙利(花押)、古市武右衛門保時(花押)、助川善司久教(花押)、後藤唯之丞正善(花押)	立木朔右衛門様	
大嶋八三郎		
川辺村栃井村村役惣代一	松平駿河守様御役人中様	
		現在所在不明
大嶋撰津守知行所関川辺陣屋家来矢島甚九郎、立木左内	荒川弥五右衛門様	
		表紙「初巻」
		表紙「中巻」
		表紙「終巻」
		表紙「御用所之外猥ニ不許他見 公方評定所御用扣」
		ろ42の一部と同内容
家康花押	菅沼次郎右衛門殿、近藤石見守殿、鈴木三郎太夫殿	印刷物
下有知村古料、上知村役人中	御庄屋嘉平様	ろ27・ほ15は同内容
笠松御役所		破損あり
信濃御印	(濃州方県郡岩崎村他18か村、山県郡高木村他28か村、池田郡池田野新田、伊吹郡大洞村他1か村、武儀郡小屋名村他7か村 右村々名主、組頭)	包紙「触書 垂井宿」
(赤報隊執事)		「此度王政復古ニ相成御政事向都而於御所御取扱…」とあり
尾藩荒川弥五右衛門	大嶋撰津守家来中え	端裏「荒川氏書下ケ写」
		ろ32・ろ34は同内容
大嶋撰津守内矢嶋良左衛門、後藤清右衛門、立木左内	東山道鎮撫御惣督御執事所	
		破損により2枚に分かれている
大嶋撰津守内立木左内、宮山、山田、矢嶋		ろ32・ろ34は同内容
		挿入紙あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ろ37		以書付御内願申上候事（当地役場差謀りの儀、示談の処、広瀬長五郎へ帯刀免許など願ひにつき）	丑十一月		切紙	1
ろ38		乍恐以書付御詫奉申上候（海西郡日原村の高札、大風雨・洪水などで籠略成るにつき詫状）	—		切紙	1
ろ39		御下知状之事（地分け済にて波木井氏帰府の砌、一同出府につき）	（文政7年）申三月	1824	一紙	1
ろ40		御下知状之事（地分けの下知は減石の事にて、これまでの嵩金は年延断置き、地分けあらば早々出府につき）	（文政7年）正月	1824	一紙	1
ろ41		〔東山道鎮撫総督などに関する覚書〕	（慶応4年）正月廿五 日夜七時	1868	一紙	1
ろ42		御下問（向）ニ而微意奉言上候（嘆願書写）	（慶応4年）正月十八 日	1868	切紙	1
は 1		郷帳（濃州武儀郡関村郷帳）	慶応四年辰六月	1868	縦	1
は 2		村高帳（濃州武儀郡関村高帳）	慶応四辰年六月	1868	縦	1
は 3		取箇帳（濃州武儀郡関村昨卯年取箇帳）	慶応四年辰六月	1868	縦	1
は 4		美濃国武儀郡下有知村上知分高反別壺人前帳			縦	1
は 5		美濃国武儀郡下有知村上知分入作高反別壺人前帳			縦	1
は 6		差入申証文之事（富士新田などの高反別取調連印・毛附名寄帳受取り、今般熟談の地頭所への繰入金儀、苦勞懸無きようにつき）	文政十亥年五月	1827	一紙	1
は 7		覚（下有知村古料、村高改にて取調べにつき）	天保三年辰六月	1832	一紙	1
は 8		《下有知村上知分高反別届書》	天保 5	1834		
は 9		替合申田地之事（掬米2石3斗の田地3か所と場替につき）	寛延三午年十二月	1750	一紙	1
は10		扣田畑地所替証文之事（掬米4斗の田地）	寛政五丑年八月	1793	一紙	1
は11		扣田畑地所替地証文之事（掬米3斗の扣田畑）	寛政五丑年九月	1793	一紙	1
は12		取替申田地之事（高6斗余の上田4畝9歩）	寛政八辰年十二月	1796	一紙	1
は13		取替申田地之事（小作免田掬6斗と居屋敷・金子1両余と取替につき）	享和三亥年閏正月	1803	一紙	1
に 1		下有知村定免（高868石6斗6升8合）	享保十一丙午年十二月	1726	一紙	1
に 2		下有知村丑年より巳年迄五ヶ□□□□□（年定免之事、高550石）	明和六己丑年三月	1769	一紙	1
に 3		下有知村亥年より卯年迄五ヶ年定免之事（高550石）	安永八己亥年五月	1779	一紙	1
に 4		当巳年より酉年迄五ヶ年定免（高870石1升8合）	文政四巳年三月	1821	一紙	1

作 成	受 取	備 考
塚原修郎、古田平三郎、山田治右衛門、 村瀬平次郎、河村忠右衛門	三沢良太夫様、大嶋友之丞 様、箕田要人様	継ぎ目剥がれ
一、一、一、一	牧野九郎兵衛様	破損あり
池田市之丞内吹野糸蔵(印)	山田平五郎殿、山田次右衛 門殿	ろ39・ろ40はこより紐・包紙一括、包 紙「御下知書 式通」、裏書に「表書之 通相違無之者也 池田市之丞(印)」あ り
池田市之丞内吹野糸蔵(印)	山田次右衛門殿	裏書に「表書之通相心得可被取計候 池田市之丞(印)」あり
		裏に「岩田村善義宅より」など書付あ り
郡上家老鈴木兵左衛門	青山峯之助へ	ろ25の一部と同内容
		表題は表紙貼紙より、表紙「大嶋撰津 守旧知行所濃州武儀郡関村」
大嶋撰津守旧知行所濃州武儀郡関村百姓 代儀三郎、年寄小助、庄屋彦十郎		表題は表紙貼紙より、表紙「大嶋撰津 守旧知行所濃州武儀郡関村」、「大嶋撰 津守関陣屋詰家来」の奥印あり
大嶋撰津守関陣屋詰家来亀山広五郎、西 村市助		表題は表紙貼紙より、表紙「大嶋撰津 守旧知行所濃州武儀郡関村」
		表紙「三冊之内 壺」、裏表紙見返し「表 紙とも紙数百三拾壺枚、削字ハヶ所」
		表紙「三冊之内 式」、裏表紙見返し「表 紙とも紙数三拾枚、削字なし」
私領方庄屋山田善三郎(印)、年寄勇助、 百姓代権右衛門	上知分庄屋治右衛門殿、年 寄定右衛門殿、百姓代甚三 郎殿、長百姓久助殿	『新修関市史 史料編近世二』 pp. 231 ～232に収載
右(下有知)村庄屋周助、同断藤助、年 寄彦太郎、百姓代専次郎		
		現在所在不明
田地替立安兵衛(印)、証人久助(印)、庄 屋嘉兵衛(印)	平次郎殿	端裏「田地引替手形」
上組地主伊右衛門(印)、証人十吉(印)	竹之内治右衛門殿	
御私領分地主治右衛門、同断証人定右衛 門	上組伊右衛門殿	
□□地主与吉(印)、庄屋久助	次右衛門殿	
重竹組地主半九郎(印)、上ヶ知方□□□ 定七郎(印)	御私領方次右衛門殿	
池田市之丞内亀山三郎右衛門(印)、今井 伝之進(印)、亀山仲右衛門(印)、井上六 左衛門(印)	濃州武儀郡下有知村庄屋、 年寄、惣百姓中	に1～34-2は紐一括で共に一括され ていた袋に「御免状入」とあり、継ぎ 目はがれ
亀山丹治(印)、深津清兵衛(印)	下有知村庄屋、年寄、惣百 姓中	破損あり
深津清兵衛(印)、今井宇左衛門(印)、森 浅右衛門(印)、山田佐左衛門	下有知村庄屋、年寄、惣百 姓中	破損あり
堀利兵衛(印)、吹野糸蔵(印)	美濃国武儀郡下有知村名 主、年寄、惣百姓中	「池田吉十郎(印)」の裏書あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
に5		申御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	文政七申年十一月	1824	一紙	1
に6		酉御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	文政八酉年十一月	1825	一紙	1
に7		戌御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	文政九戌年十一月	1826	一紙	1
に8		亥御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	文政十亥年十月	1827	一紙	1
に9		子御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	文政十一子年十一月	1828	一紙	1
に10		丑御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	文政十二丑年十月	1829	一紙	1
に11		寅御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保元寅年十月	1830	一紙	1
に12		卯御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保二卯年十月	1831	一紙	1
に13		卯御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保三辰年十月	1832	一紙	1
に14		巳御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保四巳年十月	1833	一紙	1
に15		午御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保五午年十月	1834	一紙	1
に16		未御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保六未年十月	1835	一紙	1
に17		申御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保七申年十月	1836	一紙	1
に18	1	酉御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保八酉年十月	1837	一紙	1
に18	2	酉御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保九戌年四月	1838	一紙	1
に19		戌御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保九戌年十月	1838	一紙	1
に20		亥御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保十亥年十月	1839	一紙	1
に21		子御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保十一子年十月	1840	一紙	1
に22		丑御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保十二丑年十月	1841	一紙	1
に23	1	寅御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保十三寅年十月	1842	一紙	1
に23	2	寅御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保十四卯年四月	1843	一紙	1
に24		卯御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保十四卯年十月	1843	一紙	1
に25		辰御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	天保十五辰年十月	1844	一紙	1

作 成	受 取	備 考
松内匠(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「文政七申年」「美濃国武儀郡下有知村上知分」
松内匠(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「文政八酉年」「濃州武儀郡下有知村上知分」
松内匠(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「文政九戌年」「美濃国武儀郡下有知村上知分」
松内匠(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「文政十亥年」「濃州武儀郡下有知村上知分」
松内匠(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「文政十一子年」「美濃国武儀郡下有知村上知分」
野田斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「文政十二丑年」「武儀郡下有知村上知分」
野田斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保元寅年」「武儀郡下有知村上知分」
野斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保二卯年」「美濃国武儀郡下有知村上知分」
野斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保三辰年」「武儀郡下有知村上知分」
野斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保四巳年」「武儀郡下有知村上知分」
野斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏貼紙「天保五午年」、端裏「武儀郡下有知村上知分」
野斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保六未年」「武儀郡下有知村上知分」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保七申年」「美濃国武儀郡下有知村上知分」、当申破免とあり
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	に18-1の間に-2が挟まれていた、端裏「天保八酉年」「美濃国武儀郡下有知村上知分」
善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保八酉年」「濃州武義(儀)郡下有知村上知分」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保九戌年」「美濃国武儀郡下有知村上知分」、当戌破免とあり
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保十亥年」「美濃国武儀郡下有知村上知分」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「武儀郡下有知村上知分」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「武儀郡下有知村上知分」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	に23-1の間に-2が挟まれていた、端裏「美濃国武儀郡下有知村上知分」
善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知分」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知分」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知分」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
に26		巳御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	弘化二巳年十月	1845	一紙	1
に27		午御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	弘化三午年十月	1846	一紙	1
に28		未御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	弘化四未年十月	1847	一紙	1
に29		未御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	嘉永元申年十月	1848	一紙	1
に30		酉御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	嘉永二酉年十月	1849	一紙	1
に31		戌御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	嘉永三戌年十月	1850	一紙	1
に32		亥御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	嘉永四亥年十月	1851	一紙	1
に33		子御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	嘉永五子年十月	1852	一紙	1
に34	1	丑御年貢可納割附之事（高570石1升8合）	嘉永六丑年十月	1853	一紙	1
に34	2	申假免状（下有知村扣）	（明治5年）	1872	一紙	1
に35		申御年貢皆済目録（高570石1升8合）	文政八酉年四月	1825	一紙	1
に36		酉御年貢皆済目録（高570石1升8合）	文政九戌年四月	1826	一紙	1
に37		戌御年貢皆済目録（高570石1升8合）	文政十亥年四月	1827	一紙	
に38		亥御年貢皆済目録（高570石1升8合）	文政十一子年四月	1828	一紙	1
に39		子御年貢皆済目録（高570石1升8合）	文政十二丑年三月	1829	一紙	1
に40		丑御年貢皆済目録（高570石1升8合）	文政十三寅年四月	1830	一紙	1
に41		寅御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保二卯年四月	1831	一紙	1
に42		卯御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保三辰年四月	1832	一紙	1
に43		去辰御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保四巳年四月	1833	一紙	1
に44		巳御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保五午年四月	1834	一紙	1
に45		午御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保六未年四月	1835	一紙	1
に46		未御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保七申年四月	1836	一紙	1
に47		申御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保八酉年四月	1837	一紙	1

作 成	受 取	備 考
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」、当戊破免検見とあり
柴善之丞(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」
岩田鋏三郎(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」
岩田鋏三郎(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」
		手書きで「岐阜県」の印あり
内匠(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	に35~64は紐一括で共に一括されていた包紙に「御免状武儀郡下有知村」とあり、端裏「文政七申年」「濃州武儀郡下有知村上知」
内匠(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「文政八酉年」「濃州武儀郡下有知村上知」
内匠(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「文政九戌年」「濃州武儀郡下有知村上知」
内匠(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「文政十亥年」「濃州武儀郡下有知村上知」
鞆負(印)、清左(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「文政十一子年」「濃州武儀郡下有知村上知」
野斧吉(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「文政十二丑年」「濃州武儀郡下有知村上知」、丑本途米相違の件につき別紙貼継ぎ
野斧吉(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「天保元寅年」「武儀郡下有知村上知」
斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保二卯年」「武儀郡下有知村上知」
斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保三辰年」「武儀郡下有知村上知」
斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保四巳年」「武儀郡下有知村上知」
斧吉(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏貼紙「天保五午年」、端裏「武儀郡下有知村上知分」
大帯刀(印)	右村(下有知村上知分)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「天保六未年」「美濃国武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「天保七申年」「濃州武儀郡下有知村上知」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
に48		戌御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保十亥年四月	1839	一紙	1
に49		亥御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保十一子年四月	1840	一紙	1
に50		子御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保十二丑年四月	1841	一紙	1
に51		丑御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保十三寅年四月	1842	一紙	1
に52		卯御年貢皆済目録（高570石1升8合）	天保十五辰年四月	1844	一紙	1
に53		辰御年貢皆済目録（高570石1升8合）	弘化二巳年四月	1845	一紙	1
に54		巳御年貢皆済目録（高570石1升8合）	弘化三午年四月	1846	一紙	1
に55		午御年貢皆済目録（高570石1升8合）	弘化四未年四月	1847	一紙	1
に56		未御年貢皆済目録（高570石1升8合）	嘉永元申年四月	1848	一紙	1
に57		申御年貢皆済目録（高570石1升8合）	嘉永二酉年四月	1849	一紙	1
に58		酉御年貢皆済目録（高570石1升8合）	嘉永三戌年四月	1850	一紙	1
に59		戌御年貢皆済目録（高570石1升8合）	嘉永四亥年四月	1851	一紙	1
に60		亥御年貢皆済目録（高570石1升8合）	嘉永五子年四月	1852	一紙	1
に61		子御年貢皆済目録（高570石1升8合）	嘉永六丑年四月	1853	一紙	1
に62		丑御年貢皆済目録（高570石1升8合）	嘉永七寅年四月	1854	一紙	1
に63		辰御年貢皆済目録（高570石1升8合）	明治二巳年八月	1869	一紙	1
に64		巳御年貢皆済目録（高570石1升8合）	明治三午年二月	1870	一紙	1
に65		下有知村午年より戌年迄定免之事（高550石）	安永三甲午年五月	1774	一紙	1
に66		乍恐以書付奉願上候（下有知村上知分去酉より亥迄3か年定免の処、当子より午迄7か年定免願）	天保十一年子二月	1840	一紙	1
に67		乍恐以書付奉願上候（下有知村上知分去子より午迄7か年定免の処、当未より辰迄10か年定免願）	弘化四年未二月	1847	一紙	1
に68		乍恐以書付奉願上候（下有知村上知分去寅より申迄7か年定免の処、当酉より卯迄7か年定免願）	万延二酉年二月	1861	一紙	1
に69		乍恐以書付奉願上候（下有知村上知分去酉より卯迄7か年定免の処、当辰より戌迄7か年定免願）	慶応四年辰三月	1868	一紙	1
に70		乍恐以書付御請奉申上候（定免切替にて免上増米につき）	慶応四年辰四月十一日	1868	一紙	1

作 成	受 取	備 考
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「天保九戌年」「濃州武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「天保十亥年」「濃州武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」
善之丞(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
岩鋏三郎(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
岩鋏三郎(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
岩鋏三郎(印)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、百姓代	端裏「濃州武儀郡下有知村上知」
笠松県(印：笠松県会計局)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、惣百姓	に63・に64は袋一括、袋「明治元辰同二巳兩年分御割附皆済目録入、明治三年ヨリ一村□へ成元古料ニ□」、端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」
笠松県庁(印：笠松県会計局)	右村(下有知村上知)庄屋、年寄、惣百姓	端裏「美濃国武儀郡下有知村上知」
深津清兵衛(印)、今井多七(印)	下有知村庄屋、年寄、惣百姓中	破損あり
右村百姓代甚三郎、年寄俊蔵、庄屋治右衛門	笠松御役所	
右村百姓代孫三郎(印)、年寄栄助(印)、同断俊蔵(印)、庄屋左九郎(印)	笠松御役所	
右村百姓代孫三郎、年寄栄助、庄屋俊蔵	笠松御役所	
右村百姓代唯助、年寄孫三郎、庄屋政次郎	大垣御預り笠松御役所	
三伴	大垣御預り笠松御役所	一部継目剥がれ

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
に71		覚（下有知村古料・上知分の年貢、金穀両用にて上納願）	明治元年辰十一月	1868	縦	1
に72		連印証文一札（地頭様勝手向不如意にて御用金仰付けの処、困窮にて金200両講会取結び、利足金は物成と高割にて掛継ぎ承知につき）	文化四丁卯年十一月	1807	一紙	1
に73		〔御用金の儀、利足共調達成難く猶予願いの処、村役人へ差紙渡しにつき達〕	（文化4年）五月十一日	1807	切紙	1
に74		覚（御城米42俵川下げの処、前野村にて破船し濡米につき、村の鵜飼船へ積入れ差戻したきにつき通船願ひ控）	天保五年十一月	1834	一紙	1
に75		乍恐以書付奉願上候（廻米42俵積下げの処、破船・入水し村戻したきの処、鏡島湊は積荷のまま通船し難く御役所裏印必要につき）	天保五年十一月	1834	切紙	1
に76		乍恐以書付奉願上候（諸渡米を当年より廻米で正納の旨、難儀につき当年は延期願ひ）	天保五年十一月	1834	一紙	1
に77		乍恐以書付奉願上候（下有知村字富士東畑の儀、元来湿地の地味悪敷所に畑田凡そ6町歩程試み作付するにて見分願扣）	嘉永三戌年八月	1850	一紙	1
に78		差上申御請証文之事（元来薄地の新田を手入れにて畑田へ願上げの処、書面の取箇にて当亥より畑田成り仰付けにつき請書）	嘉永四亥年九月	1851	一紙	1
に79		差入申証文之事（郡上郡廻米代金滞一件にて笠松役所より来年から元金・利足返金約定にて金150両受取につき）	文久二戌年十一月	1862	一紙	1
に80		為取替申一札之事（郡上郡廻米買納の儀、笠松村3人と上有知村兩人にて請負う処、上有知村兩人分を笠松村3人で請負うにて敷金150両請渡しにつき）	文久二戌年十一月	1862	一紙	1
に81		差上ケ申御請書之事（倅嘉藏、田畑年貢など納めず江戸表へ罷出、帰着次第年貢上納につき）	（寛政8年カ）辰三月廿四日	1796	一紙	1

作 成	受 取	備 考
同村上知分百姓代唯助、年寄孫三郎、庄屋政治郎、同村古料百姓代捨三郎、年寄喜兵衛、庄屋忠兵衛	笠松県御役所	「尤石代之分金壺兩ニ付米壺斗五升替ヲ以上納被仰付承知…」とあり
下有知村名主久助(印)、年寄善三郎(印)、百姓代彦右衛門(印)、小屋名村名主林右衛門(印)、年寄与次右衛門(印)、同市左衛門(印)、同久米八(印)、百姓代善右衛門(印)、下有知村組頭定右衛門(印)、同八右衛門(印)、同五郎助(印)、(他組頭15人連印)、小屋名村組頭惣兵衛(印)、同忠左衛門(印)、忠八(印)、(他組頭9人連印)	山田貞六郎殿	「文化四丁卯年十一月廿二日 池田吉十郎家来山田貞六郎(印)」の奥印あり
川崎左太夫春菜(花押)、松本東平産(花押)、大泉忠太夫久(花押)	山田平五郎様、山田治右衛門様	破損あり
右(下有知)村庄屋治右衛門(印)、年寄長十郎(印)	湊御問屋馬淵与左衛門殿	端裏「濡米一件書付通」、「表書之通破船濡米ニ相成村戻ニ付積登候無相違可相通候以上 午十一月廿三日 笠松御役所印」と奥書あり、『新修関市史 史料編近世四』p. 508に収載
百姓代甚三郎、年寄長十郎、庄屋次右衛門	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世四』p. 508に収載
東山形郡惣代千疋村庄屋市郎兵衛、西山形郡惣代大桑村庄屋恒八、各務郡惣代須衛村庄屋佐右衛門、加茂郡惣代市橋村庄屋良右衛門、武儀郡惣代山田村庄屋定吉、土岐郡惣代小児(里)村庄屋善兵衛、可児郡惣代徳野村庄屋三左衛門、方形郡惣代河渡村庄屋長兵衛、羽栗郡惣代徳田新田庄屋寿作、安八郡惣代勝村庄屋繁右衛門、海西郡惣代幡長村庄屋助右衛門、多芸郡惣代大跡村庄屋友右衛門、中島郡惣代江吉良村庄屋宇兵衛	笠松御役所	破損あり
武儀郡下有知村庄屋宗左衛門(印)、同為九郎(印)、同儀兵衛(印)、同義右衛門(印)、同重助(印)、年寄角右衛門(印)、同元三郎(印)、百姓代豊三郎(印)、同弥蔵(印)、同村上知庄屋俊蔵(印)、年寄栄助(印)、百姓代孫三郎(印)	笠松御役所	破損あり、「柴田善之丞様御支配之節 戌八月廿四日願書差上扣」とあり
右下有知村上知地主惣代久助(印)、百姓代孫三郎(印)、年寄栄助(印)、庄屋俊蔵(印)、同村地主惣代為九郎(印)、百姓代豊三郎(印)、年寄元三郎(印)、庄屋宗左衛門(印)	柴田善之丞様笠松御役所	端裏「上知分扣」
武儀郡上有知村小坂参助、鈴木喜平治、庄屋山口善右衛門	武儀郡下知有(有知)山田俊蔵殿、桑名郡金廻り村服部小十郎殿	
笠松御米引受人徳助(印)、右同断伝四郎(印)、右同断七右衛門(印)、上有知村元請負人參助(印)、右同断喜平治(印)、立入人下有知村俊蔵(印)		
下有知村政右衛門	御地頭所御役人中様	「山田嘉兵衛、政右衛門宿升屋三右衛門代茂兵衛」の奥書あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
に82		御吟味書（下有知村々御林の儀、10ヵ年以前下草刈 払願い以後、猪・鹿多く田畑作物喰い荒すにて、冥 加永の増永難儀につき）	（天保8年）酉正月	1837	一紙	1
に83		〔御尋ねの山石米の儀、島村より8斗余年々取立、 都合1石5斗余上納につき届書〕	三月		一紙	1
に84		〔年貢勘定覚〕			切紙	1
に85		差上申御請書之事（伊吹村他32ヵ村山年貢・小物成・ 口米の儀、代金納難渋にて当卯年より5ヵ年米納心 得につき）	（天保2年）卯八月十 一日	1831	一紙	1
に86		拝借金証文之事（金65両、笠松新圃蔵修葺その外入 用のため郡中差出金より拝借につき）	嘉永元申年十一月	1848	一紙	1
に87		拝借金証文之事（金20両、笠松新圃蔵修葺その外入 用のため郡中差出金より拝借につき）	嘉永元申年十一月	1848	一紙	1
に88	①	覚（6月から11月までの金上納分・拝借分など書上）	明治二巳年十一月	1869	縦	1
に88	②	覚（正金引替御用にて金札540両上納の処、時節柄下 げ渡しにつき拝借金証文）	明治二巳年八月二日	1869	一紙	1
に88	③	覚（正金引替御用にて金札310両上納の処、時節柄下 げ渡しにつき拝借金証文）	明治二巳年八月	1869	一紙	1
に88	④	覚（正金引替御用にて金札315両上納の処、時節柄下 げ渡しにつき拝借金証文）	明治二巳年八月	1869	一紙	1
に89		記（年貢米買請にて代金皆済につき）	明治七年戌一月	1874	一紙	1
に90		記（貢米引合につき）	（明治8年）亥九月五 日	1875	縦	1
ほ1		村鑑帳（関村鑑帳写）	慶応四辰年六月	1868	縦	1
ほ2		〔美濃国武儀郡大矢田村井堰絵図〕	（文久2～3年ヵ）	1862	絵図	1
ほ3		乍恐以書付奉願上候（下有知村上知分年寄役定右衛 門儀、病氣にて退役、跡役に長百姓久助願上げにつ き）	天保四年巳三月	1833	一紙	1
ほ4		乍恐以書付奉願上候（下有知村上知分庄屋見習役俊 蔵儀、年寄役に願上げにつき）	天保八年酉三月	1837	一紙	1
ほ5		乍恐以書付奉願上候（下有知村上知分庄屋治右衛門・ 年寄甚三郎退役にて、庄屋跡役に長百姓年寄久助・ 長百姓左九郎、年寄役に百姓代栄助、百姓代に孫三 郎願上げにつき）	天保十四卯年三月	1843	一紙	1
ほ6		乍恐以書付奉願上候（下有知村上知分庄屋久助病氣 にて退役願いにつき）	弘化二年巳三月	1845	一紙	1

作 成	受 取	備 考
右(下有知村)百姓代文八郎、同豊三郎、年寄尚助、同為九郎、庄屋治右衛門、同忠兵衛	笠松御役所	
名主山田佐左衛門	今井宇左衛門殿、亀山丹治殿	
願主村々三役印	野田斧吉様笠松御役所	
武儀郡関村借主一文字屋市郎右衛門(印)、羽栗郡笠松本町本郷屋茂助(印)、山県郡千疋村中村市郎兵衛(印)	笠松御役所	
武儀郡関村借主一文字屋市郎右衛門(印)、羽栗郡笠松本町本郷屋茂助(印)、山県郡千疋村中村市郎兵衛(印)	笠松御役所	文書は破れ2枚になっている、文書全体と印に墨引きあり
武儀郡下有知村庄屋又左衛門(印)、同断木一郎(印)	笠松御役所	に88①～④は綴
武儀郡下有知村庄屋木一郎(印)、同初蔵(印)	笠松御役所	
武儀郡下有知村古料庄屋初蔵(印)、上知庄屋政次郎(印)	笠松御役所	
武儀郡下有知村百姓代貞之助(印)、年寄喜兵衛(印)、庄屋政次郎(印)	笠松御役所	裏朱書「下有知村」
立木市郎右衛門御店(印)	西田原邑戸長川村万兵衛殿	
鷹之巢村戸長高井治平	セキ立木市郎右衛門殿御店御中	
大嶋撰津守旧知行所美濃国武儀郡関村百姓代儀三郎、年寄小助、庄屋彦十郎		「大嶋撰津守内関陣屋詰家来亀山広五郎、初村市助」の奥印あり
		32.1×43.5cm、裏に「山王坊并村方一件書類」とあり
武儀郡下有知村上知分長百姓庄屋治右衛門(印)、長百姓久助(印)、医師元泰(印)、年寄定右衛門(印)、百姓代甚三郎(印)、慶兵衛(印)、作十郎(印)、金四郎(印)、(他52人連印)	笠松御役所	一部継目剥がれ、裏貼紙「役替書類」、『新修関市史 史料編近世二』 pp. 708～709に収載
武儀郡下有知村上知分長百姓庄屋治右衛門(印)、同断(長百姓)年寄久助(印)、俊蔵(印)、休番年寄定右衛門(印)、医師元泰(印)、百姓代甚三郎(印)、慶兵衛(印)、作十郎(印)、金四郎(印)、(他61人連印)	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世二』 pp. 709～710に収載
庄屋退役願治右衛門(印)、年寄同断甚三郎(印)、庄屋跡役願年寄久助(印)、右同断左九郎(印)、医師千秋(印)、年寄俊蔵(印)、年寄百姓代年番願栄助(印)、右同断孫三郎(印)、定右衛門(印)、啓兵衛(印)、作十郎(印)、(他60人連印)	笠松御役所	「年寄・百姓代隔年ニ相勤申度」とあり、「右同断左九郎(印)」の下に「庄屋治右衛門家督願」と書かれた下札あり、「右同断孫三郎(印)」の下に「年寄甚三郎家督願」と書かれた下札あり、『新修関市史 史料編近世二』 pp. 711～712に収載
退役願久助(印)、小前惣代藤七(印)、同断作十郎(印)、百姓代孫三郎(印)、年寄栄助(印)、同断俊蔵(印)、庄屋左九郎(印)	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世二』 p. 712に収載

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ7		乍恐以書付奉願上候(下有知村上知分庄屋左九郎儀、病氣にて退役、跡役に年寄俊蔵願上げにつき)	弘化五年申三月	1848	一紙	1
ほ8		乍恐以書付奉願上候(下有知村上知分百姓代唯助病氣にて、跡役に鋌之助願上げにつき)	明治二巳年三月	1869	一紙	1
ほ9		乍恐以書付奉願上候(武儀郡惣代下有知村俊蔵、重年勤めにて後見役に、年番惣代に小屋名村上知分庄屋市左衛門願上げにつき)			一紙	1
ほ10		〔下有知村石高由来など書付〕	三月(宝暦八戊寅年三月七日)	1758	一紙	1
ほ11	1	覚(植野村徳左衛門所持高、同村竹三郎へ譲渡しの分、古高帳などの書類引戻し村持に致すべきにて取極めにつき)	安政六未年四月	1859	一紙	1
ほ11	2	覚(古高帳・昇進書付・諸初帳面・秤・火鉢・御巡検帳など書付)	(安政6年)	1859	切紙	1
ほ12	1	〔勅名にて大嶋撰津守知行所、朝廷御料と為すにつき達〕	(慶応4年)辰正月	1868	切紙	1
ほ12	2	〔関村天朝の御料と成るにて狼藉者立入不可につき達〕	(慶応4年)辰正月	1868	切紙	1
ほ12	3	〔勅名にて大嶋撰津守知行所、朝廷御料と為すにつき達〕	(慶応4年)辰正月	1868	切紙	1
ほ12	4	〔勅名にて大嶋撰津守知行所、朝廷御料と為すにつき達〕	(慶応4年)辰正月	1868	切紙	1
ほ13		〔王政御一新の折、東山道惣督府よりの達遵守にて本領安堵の歎願、殿様入国の件などにつき書状〕	(慶応4年)二月廿二日	1868	切紙	1
ほ14		〔下有知村検地年・用水開発年など書付〕	(文久元酉年)	1861	切紙	1
ほ15		内実口上書(下有知村の支配・地味・地形・用水など書付)	(文久元年)	1861	一紙	1
ほ16		為取替申済口証文之事(倉知村より関村への出入再論の処、山方砂利留林は倉知村より新立せず、字公郷西堰料田は倉知村支配とし関村へ米8石渡すようにて内済につき)	天明元年辛丑七月十八日	1781	一紙 (包紙共)	1
ほ16	1	覚(子年分の堰料田年貢諸役米8石請取につき)	天明元年丑七月廿六日	1781	一紙	1

作 成	受 取	備 考
武儀郡下有知村上知分長百姓庄屋跡役願年寄俊蔵(印)、長百姓立会久助(印)、退役願左九郎(印)、医師千秋(印)、年寄栄助(印)、百姓代孫三郎(印)、慶兵衛(印)、定右衛門後家さの(印)、作十郎(印)、(他58人連印)	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世二』 pp. 713～714に収載
武儀郡下有知村上知分小前惣代八右衛門(印)、同断作十郎(印)、同断新六(印)、年寄孫三郎(印)、庄屋政次郎(印)、百姓代願鋌之助(印)	笠松県御役所	端裏「扣」
		一部継目剥がれ
池田吉十郎内今井宇左衛門、亀山丹治		破損あり、「右是者長谷川庄五郎様御頼被成、川崎平右衛門様御代官被成節、庄五郎様江御内々ニ而懸御目候書付、名主佐左衛門本所迄持参」とあり
市郎兵衛		一部分墨消しあり、「植野村徳左衛門所持高、同村竹三郎江讓置候処、右ハ早速引戻し村持ニ可致…」
竹沢寛三郎		ほ12-3・-4と同内容
竹沢寛三郎		
竹沢寛三郎		ほ12-1・-4と同内容
竹沢寛三郎		ほ12-1・-3と同内容
立木左内	鹿取□人殿、後藤善兵衛殿、西村延次郎殿、山田経次郎殿、立木桂太郎殿、塚原次郎兵衛殿、柳原竹次郎殿	
下有知村古料・上知村役人中	御庄屋嘉平様	ろ27・ほ15は同内容
再論訴訟方大嶋肥前守知行所武儀郡関村庄屋代嘉平次(印)・仁左衛門(印)、年寄次郎平(印)・惣助(印)・半平(印)、組頭佐兵衛(印)、(他組頭3人連印)、同断(再論)相手方村瀬伊左衛門知行所武儀郡倉知村庄屋新五左衛門(印)・茂助(印)・又兵衛(印)、組頭理兵衛(印)・定蔵(印)、百姓代園右衛門(印)、(他百姓代4人連印)、取嚏人山県郡千疋村三右衛門(印)、同郡福富村三郎兵衛(印)、武儀郡山田村和吉(印)、同郡下有知村次右衛門(印)		包紙「天明元年丑七月関村倉知村出入取嚏内済証文」、「右証文取嚏人請取之」とあり、ほ16・ほ17は同内容
倉知村庄や茂助(印)、同断又兵衛(印)	下有知村次右衛門殿、千疋村三右衛門殿、山田村和吉殿、福富村三郎兵衛殿	ほ16がほ16-1を巻き込んでいた

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ17		為取替申済口証文之事（倉知村より関村への出入再論の処、山方砂利留林は倉知村より新立せず、字公郷西堰料田は倉知村支配とし関村へ米8石渡すようにて内済につき）	天明元年辛丑七月十八日	1781	一紙	1
ほ18		為取替申証文之事（関・倉知村山林の義、熟談にて年々米3石5斗宛、外に銀金500両倉知村より関村へ渡すにつき）	慶応三丁卯年九月	1867	一紙	1
ほ19		為取替申済口証文之事（関・倉知村山林進退方の儀、差入組の処、立入人により倉知村から関村へ米金渡しなどにて熟談内済につき）	慶応三丁卯年九月	1867	一紙	1
ほ20		差出申証書之事（関・倉知村差纏熟済にて倉知村より関村へ500両出金、うち250両は当5日、残金は11月晦日に渡すよう取極めにつき）	慶応三丁卯年十月	1867	一紙	1
ほ21	1	請取金書附之事（関・倉知村山方一件熟談し、趣意通り金250両倉知村より請取につき）	慶応三卯年十月五日	1867	一紙	1
ほ21	2	差上申心得方覚（関・倉知村山方一件、今日調印の処、日延願いにつき）	（慶応3年）九月廿九日	1867	切紙	1
ほ21	3	〔倉知村庄屋・年寄・百姓代名書付〕	（慶応3年）	1867	切紙	1
ほ21	4	〔関・倉知村の米・金数量書付〕	（慶応3年）	1867	切紙	1
ほ21	5	御願書覚（関・倉知村山方一件、今後済口面調印にて明日両村会合の処、済口面に違約無きにつき）	（慶応3年）九月晦日	1867	一紙	1
ほ21	6	為取替申証文之事（関・倉知村山林の義、済口証文の通り和熟にて、米・金請渡しは立入人へ申すよう取極めにつき）	（慶応3年）	1867	一紙	1
ほ21	7	〔関・倉知村山林の義、内済本証の通り取決めにつき取替証文下書〕	（慶応3年）月日	1867	一紙	1
ほ21	8	差出申証書之事（関・倉知村差揉熟済にて倉知村より関村へ金500両の出金、10月5日・11月晦日に渡すようにつき）	（慶応3年）	1867	一紙	1

作 成	受 取	備 考
再論訴訟方大嶋肥前守知行所武儀郡関村庄屋代嘉平次・仁左衛門、年寄次郎兵衛・惣介・半平、組頭佐兵衛、(他組頭3人)、村瀬伊左衛門知行所武儀郡倉知村庄屋新五左衛門・茂助・又兵衛、組頭理兵衛・定蔵、百姓代園右衛門、(他百姓代4人)、山県郡千疋村三右衛門、同郡福富村三郎兵衛、武儀郡山田村和吉、同郡下有知村次右衛門		「右証文取喫人請取之」とあり、ほ16・ほ17は同内容
関村庄屋河村彦十郎(印)、同断立入広瀬半兵衛(印)・勝見小助(印)・藤掛治右衛門(印)・杉村儀三郎(印)、組頭新六(印)、(他組頭3人連印)、倉知村庄屋山田勘蔵(印)・安田左右□(印)・後藤倉吉(印)・森定吉(印)・後藤和吉(印)、同断見習安田宮吉(印)、年寄岩井多蔵(印)、(他年寄3人、百姓代2人連印)、取喫人下有知村山田政治郎(印)・千疋村中村兵左衛門(印)・福富村小沢三郎兵衛(印)・山田村長田定治(印)・稲口村吉田万四郎(印)・今峯儀造(印)・吉田政助(印)・藤井勘四郎(印)		
関村庄屋河村彦十郎(印)、同断立入広瀬半兵衛(印)・勝見小助(印)・藤掛治右衛門(印)・杉村儀三郎(印)、倉知村庄屋山田勘蔵(印)・安田左右□(印)・後藤倉吉(印)・森定吉(印)・後藤和吉(印)、同断見習安田宮吉(印)、年寄岩井多蔵(印)、(他年寄3人、百姓代2人連印)、取喫人下有知村山田政治郎(印)・千疋村中村兵左衛門(印)・福富村小沢三郎兵衛(印)・山田村長田定治(印)・稲口村吉田万四郎(印)・同断今峯儀造(印)・同断藤井勘四郎(印)・同断吉田政助(印)		
倉知村庄屋山田勘蔵(印)・森定吉(印)、同断年寄岩井多蔵(印)・安田嘉増(印)	御立入御惣代藤井勘四郎殿・吉田万四郎殿・中村兵左衛門殿・山田政治郎殿	
関村杉村儀三郎(印)、藤掛治右衛門(印)、勝見小助(印)、河村彦十郎(印)	立入惣代山田政次郎殿、中村兵左衛門殿	
関惣代藤懸次右衛門	御取喫衆中様	
倉知村惣村役人代安田左右□、同嘉増	御取喫衆中様	
訴答連印、取喫連印		
立入中	関村御村人中	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ21	9	為取替申済口証文之事(関・倉知村山林進退方の儀、済口証文下書)	(慶応3年)	1867	一紙	1
ほ21	10	為取替申済口証文之事(関・倉知村山林進退方の儀、済口証文下書)	(慶応3年)	1867	一紙	1
ほ21	11	〔倉知用水図面〕			絵図	1
ほ21	12	〔関・倉知村境界絵図〕	(慶応3年)	1867	絵図	1
ほ21	13	〔関・倉知村境界絵図〕	(慶応3年)	1867	絵図	1
ほ22		取喰済口証文之事(植野村地先通り秣場、三輪村・宮上村秣場と申すにて訴訟の処、内済につき)	寛政二戌年四月	1790	一紙	1
ほ23		済証文之事(下有知・志摩村の去午年山論済証文の内、惣山裾草場10間通り下草苧方の儀にて入組みの処、午年証文の通り双方納得熟済につき)	文政七申年十月	1824	一紙	1
ほ24		一札之事(津保川御用材通行にて小屋名・山田村の村役人、井堰持越料・手当料の儀、小前と行違いにより以後御用材など通行時は村中相談し取計るようにつき)	文政八年酉二月廿九日	1825	一紙	1
ほ25		〔小屋名村新料庄屋らより古料・新料百姓9人へ高掛り勘定滞りなどにて訴訟の処、済口証文・内規定証文写〕	(文政8酉年7月)	1825	縦	1
ほ26		差上申済口証文之事(溝口村・世保村庄屋より大富村への貸金滞りにて訴訟の処、済方取極め内済につき)	嘉永五子年三月	1852	一紙	1
ほ27		乍恐以書付御吟味下奉願上候(下有知村役人会合の席で小作引方諸帳面など見届けとして小前多人数罷来り、小前惣代召出しの処、赦免願いにつき)	文久三亥年十月	1863	一紙	1
ほ28		為取替書付之事(山境立木繁茂し田方の障りにて熟談の上、伐取りの株はそのままとし古株通りへ小松植付けなど取極めにつき)	慶応二年寅七月日	1866	一紙	1

作 成	受 取	備 考
訴答連印、取嚏連印		
		38.1×27.6cm
		37.5×54.1cm、貼紙などあり
		76.6×54.0cm、彩色、貼紙などあり
石河伊賀守様御領知山県郡上野村庄屋彦右衛門、組頭丈右衛門、百姓代定平次、辻六郎左衛門様御代官所山県郡三輪村庄屋伊右衛門、年寄周助、百姓代三郎兵衛、同断宮ノ上村庄屋彦三郎、年寄藤吉、百姓代新右衛門		端裏「不用」、「取嚏人尾州様御領武儀郡上生櫛村庄屋佐七郎、石河伊賀守様御領知方県郡鷺山村庄屋与三右衛門、同断厚見郡萱場村庄屋重左衛門、同断山県郡中屋村庄屋弥藤次、辻六郎右衛門様御代官所山県郡福富村庄屋三郎兵衛、同断同郡千疋村庄屋藤兵衛、同断加茂郡肥田瀬村庄屋直吉、同断山県郡加野村庄屋六右衛門」の奥書あり
尾州御領志摩村百姓惣代常治郎・友吉・文治郎・勘右衛門、組頭治助、庄屋定藏	武儀郡下有知村御料所庄屋彦太郎殿・専六殿・彦兵衛殿・伴吉殿・藤助殿・平四郎殿、同村御私領方庄屋四郎左衛門殿	「各務郡前野村庄屋信助、武儀郡極楽寺村庄屋甚左衛門、同郡松森村庄屋篠田一左衛門、同郡小瀬村足立喜平治」の奥書あり
下有知村庄屋次右衛門、八幡村惣代助藏、小屋名村小前衆中		「此度之義ハ御用材急ニ指懸リ候故惣方私共兩人江御預ケ被下候…」とあり、『新修関市史 史料編 近世四』pp. 503~504に収載
		表紙「小屋名村出入取嚏済口証文并内規定証文写本書は山県郡千疋村市郎兵衛方江差遣候」
訴訟方山県郡溝口村庄屋伊三郎(印)、世保村庄屋源三郎(印)、両村兼差添世保村庄屋庄右衛門(印)、相手方土岐郡庄屋嘉助(印)、年寄貞兵衛(印)、百姓代八五郎(印)、郷宿木屋伝右衛門(印)、同井桁屋武八(印)、立入人武儀郡下有知村庄屋俊藏(印)	笠松御役所	端裏「山県郡世保村土岐郡大富村出入済口」
武儀郡下有知村庄屋忠兵衛(印)・金三郎(印)・周助(印)・雄右衛門(印)・木一郎(印)、年寄喜兵衛(印)・民次郎(印)・友右衛門(印)・長十郎(印)・芳五郎(印)、百姓代捨三郎(印)・恒次郎(印)・与七(印)・甚兵衛(印)、上知組庄屋俊藏(印)、年寄栄助(印)、百姓代孫三郎(印)、後藤庭歎(印)、平野屋代兼松屋齊次郎(印)、木屋伝右衛門(印)、亀屋源四郎(印)	笠松御役所	
下有知村庄屋忠兵衛・又左衛門(印)、同断太平治・源吉・木一郎・政治郎・久右衛門、志摩村庄屋治郎右衛門・彦右衛門、同村組頭義兵衛倅義右衛門、同村組頭増藏		

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ29		熟談為取替書付之事（下有知村御領・私領の間柄心得違ひにて彼是差縫れの処、立入人により熟談につき）	明治二巳年四月	1869	一紙	1
ほ30		差入申書付之事（御領分中へ他盲人順在の処、近頃5・6人連れ農業の妨げになるなど迷惑にて所々の座頭衆へ取締の処、及び難く頼み申上げにつき）	安政六年未年	1859	一紙	1
ほ31		差上申一札（百姓病死後の跡式の儀、百姓後家田畑は暮より庄屋支配などにつき）	明和四丁亥年十一月二日	1767	一紙	1
ほ32	1	差入申一札之事（七歳別家伊蔵相続の儀、違約にて当惑の処、次右衛門立入り、伊蔵方養子相続等頼入れにつき）	弘化五申年二月	1848	一紙	1
ほ32	2	差入申一札之事（七歳別家伊蔵相続の儀、違約にて当惑の処、次右衛門立入り、伊蔵方養子相続等頼入れにつき）	弘化五申年二月	1848	一紙	1
ほ33		覚（中村健次娘へ婿養子願いの所、娘病死にて沙汰願ひ）	嘉永五子年十二月	1852	切紙	1
ほ34	1	乍恐奉願上候済口書付（小馬吉より広瀬家相続の儀にて訴訟の処、養子貫請け家督相続にて手当金50両実家より渡すべきよう取極めなどにつき）	安政五年午七月	1858	縦	1
ほ34	2	差入申一札之事（栄助倅の広瀬家相続願ひ和談にて、10か年で金50両渡すよう手当金など約定につき）	安政五年午七月	1858	縦	1
ほ34	3	差入申一札之事（広瀬小馬吉養子新太郎相続訴訟破談の処、町役より相談申上げ納得につき）	安政五年午七月	1858	縦	1
ほ34	4	差入申一札之事（満講にて金10両、役人中へ差上げにつき）	安政五年午七月	1858	一紙	1
ほ34	5	積金之覚（金50両の渡し方書付）	（安政5年）午七月	1858	縦	1
ほ34	6	差入申一札之事（広瀬新太郎相続の義、約定書付取替済み、新太郎所持の酒造鑑札・諸道具や古河新田の取り扱いなどにつき）	安政五年午七月	1858	縦	1
ほ35		熟談内規定証文之事（笠神村平吉儀、養子相続取極めの処、平吉病死後、平吉後家より出願にて熟談の旨下書）			一紙	1
ほ36		請合申一札之事（肥田瀬村銀蔵、御地頭様中間奉公につき）	享和元酉年十二月日	1801	一紙	1
ほ37		御請申一札之事（倉知村彦右衛門、当卯年貢差詰まりにて1年切奉公につき）	天保十四卯極月日	1843	一紙	1
ほ38		奉公人請帖之事（大矢田村栄八、1年限奉公につき）	万延元年申十二月	1860	一紙	1
ほ39		請合申手形之事（御蔵1か所代金7両とし3月までに出来るようにつき）	文政十一年子ノ十一月十二日	1828	一紙	1
ほ40		（欠番）				

作 成	受 取	備 考
古御領庄屋彦五郎(印)・又左衛門(印)・初蔵(印)・源吉(印)・木一郎(印)、年寄喜兵衛(印)、百姓代捨三郎(印)、上知分庄屋政次郎(印)、年寄孫三郎(印)、百姓代鋌之助(印)、私領丈太郎(印)、庄屋喜左衛門(印)、年寄久右衛門(印)、百姓代権右衛門(印)		端裏「上知分扣」、「横越村庄屋重右衛門(印)、八幡村庄屋助三郎(印)」の奥印あり
	名古屋配当御役所	
当人嘉助(印)、組頭証人作十郎(印)、証人藤助(印)	下有知村庄屋、年寄中	
本人七蔵(印)、養子源六(印)、別家源次郎(印)、同伊蔵(印)、証人喜助(印)、組合証人嘉彦事紋助(印)	御同性(姓)一統中	「次右衛門隠居(印)」の奥印あり
後藤彦八(印)、三澤良輔(印)	大嶋友之丞殿	
下九日町広瀬新太郎実子小馬吉、同町代平六、東三町日常太郎親栄助、同町代河村喜八、山田清七、山田金六、許屋次右衛門、金子孫六、立入人包子儀兵衛	御役所	
新太郎父山田栄助、親類下有知村山田俊蔵、同山田七郎、同山田久助、親類当所山田清七、山田金六、金子孫六、藤懸次右衛門	広瀬小馬吉殿	
町代平六、同重右衛門、同勘兵衛	立入人包子儀兵衛殿	
山田栄助	御立入人包子儀兵衛殿	
広瀬新太郎	御立入人様	
広瀬新太郎、新太郎父山田栄助、立入包子儀兵衛	広瀬新太郎養父小馬吉殿	
右御知行所同村親類嘉兵衛(印)、右同断同村名主伴蔵(印)	池田吉十郎様国御支配山田次右衛門殿	
倉知村奉公人彦右衛門(印)、親類武右衛門(印)、組合惣兵衛(印)	関立木市郎右衛門殿	
大矢田村親代吉兵衛(印)、同所請人喜平(印)、関村請人幸治郎(印)	一文字屋殿	紙面全体・作成者印に墨引きあり
請合人定右衛門、同由松	御庄屋次右衛門様	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ41		〔横越・極楽寺・笠神・生櫛・志摩・下有知村など郡上川通絵図〕	嘉永六丑三月	1853	絵図	1
ほ42		〔横越・極楽寺・笠神・生櫛・志摩・下有知村など郡上川通絵図〕	嘉永二酉十一月	1849	絵図	1
ほ43		武儀郡下有知村古料上知（絵図）	安政五午年	1858	絵図	1
ほ44		武儀郡下有知村損地絵図面	万延元年申八月	1860	絵図	1
ほ45		武儀郡下有知村古料上知控（絵図）	慶応四辰年	1868	絵図	1
ほ46		〔下有知村絵図〕			絵図	1
ほ47		〔下有知村絵図〕	（文政10年カ）	1827	絵図	1
ほ48		〔下有知村古料上知分絵図〕			絵図	1
ほ49		武儀郡下有知村損地絵図面扣 上知分	万延元年申八月	1860	絵図	1
ほ50		〔下有知村古料上知分絵図〕			絵図	1
ほ51		〔下有知村絵図〕			絵図	1
ほ52		〔下有知村絵図〕			絵図	1

作 成	受 取	備 考
当御支配所横越村庄屋重右衛門(印)、年寄亀太郎(印)、百姓代治兵衛(印)、極□□(楽寺村)庄屋重助(印)、年寄清右衛門(印)、百姓代清兵衛(印)、笠神村庄屋喜惣治(印)、年寄喜蔵(印)、百姓代山三郎(印)、生櫛村庄屋治左衛門(印)、年寄勘十郎(印)、百姓代勘兵衛(印)、尾州領同村庄屋権右衛門(印)、組頭惣七郎(印)、同志摩村庄屋彦右衛門、組頭吉次郎、下有知村庄屋為九郎(印)、同義右衛門(印)、同俊蔵(印)、年寄忠兵衛(印)、百姓代豊三郎(印)、池田新之助知行所同村庄屋幾右衛門(印)、年寄喜左衛門(印)、百姓代権右衛門(印)		破損あり、42.2×124.3cm、彩色
当御支配所横越村庄屋重右衛門、年寄亀太郎、百姓代佐右衛門、極楽寺村庄屋禎蔵、年寄重助、百姓代良助、笠神村庄屋喜惣次、年寄喜蔵、百姓代重蔵、生櫛村庄屋治左衛門、年寄勘十郎、百姓代勘兵衛、尾州領同村庄屋与兵衛、組頭惣七郎、同志摩村庄屋彦右衛門、組頭義兵衛、下有知村庄屋忠兵衛、年寄文八郎、俊蔵、年寄為九郎、百姓代豊三郎、池田新之助知行所同村庄屋幾右衛門、年寄喜左衛門、百姓代権右衛門		42.3×125.0cm、付箋「安政四巳年二月御改之節松森村庄屋平右衛門絵図面ニ書入」
武儀郡下有知村庄屋為九郎、同周助、年寄忠兵衛、百姓代甚兵衛、同村上知分庄屋俊蔵、年寄栄助、百姓代孫三郎		44.0×63.4cm、表題・年代は貼紙より、裏に書込あり
武儀郡下有知村庄屋忠兵衛、年寄喜兵衛、百姓代捨三郎、上知分庄屋俊蔵、年寄栄助、百姓代孫三郎		45.0×64.5cm、表題・年代は貼紙より、彩色
武儀郡下有知村古料庄屋忠兵衛(印)(貼紙「彦太郎」)、年寄喜兵衛(印)、百姓代捨三郎(印)、同村上知庄屋政治郎(印)、年寄孫三郎(印)、百姓代唯助(印)(貼紙「鋌之助」)		44.2×63.6cm、表題・年代は貼紙より、彩色
		継目剥がれ、55.0×72.0cm、彩色
松下内匠支配美濃国武儀郡下有知村庄屋治右衛門印、年寄定右衛門印、組頭印、百姓代甚三郎印		64.5×103.2cm、劣化あり、彩色、「朱引囲之処々拝借金引上書上之田畑」とあり
武儀郡下有知村庄屋忠兵衛、年寄喜兵衛、百姓代捨三郎、上知分庄屋俊蔵、年寄栄助、百姓代孫三郎		45.3×64.6cm、「上知分扣」とあり、裏朱書「上知」、貼紙多数あり
武儀郡下有知村庄屋忠兵衛、年寄喜兵衛、百姓代捨三郎、上知分庄屋俊蔵(印)、年寄栄助(印)、百姓代孫三郎(印)		44.8×64.7cm、表題・年代は貼紙より、彩色
武儀郡下有知村庄屋為九郎、同周助、年寄忠兵衛、百姓代甚兵衛、同村上知分庄屋俊蔵(印)、年寄栄助(印)、百姓代孫三郎(印)		44.3×63.8cm、彩色、一部切取・貼付あり
		43.9×61.4cm、彩色
		61.6×75.8cm、付箋あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ53		〔柴田善之丞代官所美濃国武儀郡下有知村上知分耕地巨細仕訳絵図〕	(天保14~弘化2年)	1843	絵図	1
ほ54		文教家舗より阿弥陀裏迄ノ図(上知分扣絵図)			絵図	1
ほ55		〔下有知村絵図〕			絵図	1
ほ56		〔下有知村上知分絵図カ〕			絵図	1
ほ57		〔名主高役差免の処、百姓困窮につき外百姓並みに高役掛かるよう願ひにて、当年より5か年名主持高役は除き高役掛かりにつき達〕	享保十九甲寅年四月	1734	一紙	1
ほ58	1	差上申済口証文之事(大富村下郷庄屋助右衛門、拝借金・村入用借入金の手取計ひにて小前より訴訟の処、熟談につき)	嘉永七一	1854	一紙	1
ほ58	2	〔訴訟方・相手方・立入人の名前書付〕	(嘉永7)	1854	一紙	1
ほ59		乍恐以書付奉願上候(下有知村上知分庄屋役平四郎儀、病氣にて退役、跡役に長百姓次右衛門願上げにつき)	(文政7~8年カ)	1824	一紙	1
ほ60		為取替内規定一札(庄屋久兵衛親市郎兵衛より附送り諸帳面など受渡済み、残りの書類などは市郎兵衛方預り、以後入用時は早速貸渡すようにて双方納得につき)	—		一紙	1
ほ61		一札之事(三輪・宮上村の墓所草場、千疋村境川向こうに有る由、先年千疋村井水初めの節、宮上村秣場内に井溝掘り直しにて代わりに千疋村草場内を取る由、古来より申伝えにつき)	元文元年辰十一月	1736	切紙	1
ほ62		指上申証文之事(小屋名村小百姓願上げの村役諸人足の儀、倉知村井堰人足つら役裁許の処、向後井堰普請の内3日は惣百姓つら役人足差出、その余りは高割など承知につき)	寛保二壬戌年四月	1742	一紙	1
ほ63		乍恐以書付奉願上候御事(下有知・小屋名村、去年4・5月大雨にて麦作腐り、秋作も悪しく大小百姓困窮にて御救願ひにつき)	宝暦八寅年二月	1758	一紙	1
ほ64		下有知村家着覚書	文政十一年子八月改	1828	小横	1
ほ65		願書一札(生櫛村林役勤め者、村役勤め御免などの件につき)	嘉永二酉四月	1849	一紙 (こより紐共)	1
ほ66		差入申一札之事(小瀬村地内新田開発の件につき)	嘉永四亥年六月	1851	切紙	1
ほ67		差入内済証文之事(御膳粉・廻米蔵番の儀、古組・新組の小前家別順に勤めの処、当番者江戸奉公にて組内の者勤めの処、失念につき)	嘉永五子年三月	1852	一紙	1

作 成	受 取	備 考
柴田善之丞代官所美濃国武儀郡下有知村上知分庄屋久助(印)、同断左九郎(印)、年寄俊蔵(印)、同断栄助(印)、百姓代孫三郎(印)		41.4×62.2cm、破損あり、表題は貼紙より、裏朱書「上知」
		27.2×38.6cm、破損あり
		26.7×37.8cm
武儀郡下有知村上知分庄屋治右衛門、年寄俊蔵、百姓代甚三郎		44.5×32.1cm、絵図の一部分のみ、彩色
井上六左衛門(印)、今井宇左衛門(印)、亀山仲右衛門(印)	名主茂助方江	破損あり
一、一、一、一、一	笠松御役所	「同郡高山村庄屋惣助・武儀郡下有知村庄屋俊蔵・多芸郡有尾村庄屋武右衛門立入」とあり
		ほ58-1が-2を巻き込み、継ぎ目剥がれ、下書カ
村役人後見市郎兵衛、年寄小右衛門、年寄儀兵衛		「立入人俊蔵、伊蔵、勝左衛門」の奥書あり
山県郡千疋村庄屋藤四郎、同村組頭兵左衛門、同村惣百姓代助右衛門、同郡三輪村庄屋与三郎、同村年寄伊兵衛、同村惣百姓代伊右衛門、同郡宮上村庄屋茂兵衛、同村年寄平三郎、同村惣百姓代仁右衛門		端裏「三輪村宮上村墓所謂証文写」
濃州武儀郡小屋名村百姓惣代吉右衛門、同断与吉、年寄喜伝次、同断伊兵衛、名主善右衛門	今井宇左衛門殿、亀山仲右衛門殿	継ぎ目剥がれ、貼紙剥がれ、『新修関市史 史料編近世三』pp.882~884に収載、ほ86・へ41と関連
下有知村年寄清三郎(印)・久助(印)・定右衛門(印)・久四郎(印)、小屋名村年寄庄兵衛(印)・伊兵衛(印)・善兵衛(印)・喜兵衛(印)、下有知村組頭五郎兵衛(印)・権助(印)・又五郎(印)、(他組頭11人連印)、小屋名村組頭弥七(印)・弥五三郎(印)・多兵衛(印)、(他組頭11人連印)	今井宇左衛門様、亀山丹治様	
正盈		
武儀郡生櫛村願主小前十七軒組之内鍋四郎(印)、初五郎(印)、九重郎(印)、辰弥(印)、久兵衛(印)、政次郎(印)、政蔵(印)、万吉(印)、玄瑞(印)、亀蔵(印)	笠松御役所	継ぎ目剥がれ
下有知村	小屋名村南組御村役中	
勇吉(印)	古組村役中	「組合惣代下有知村俊蔵(印)、小屋名村平右衛門(印)」の奥印あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ68		乍恐以書付奉願上候(下有知村田方の儀、天候不順・大風雨などにて一円不熟、田方定免勤め難きにて検見取願い下書)	安政四年巳八月	1857	一紙	1
ほ69		乍恐以書付奉願上候(下有知村田方の儀、天候不順・大風雨などにて一円不熟、定免勤め難きにて検見取願い下書)	安政四巳年八月	1857	一紙	1
ほ70		取極申一札之事(御用廻状継立諸向取計方・上納金并諸入用など出金方・郷蔵の儀など取極めにつき)	安政五午年六月	1858	一紙	1
ほ71		乍恐以書付御歎願奉申上候(笠松御役所支配の濃勢州村々の儀、春よりの天候不順にて違作嵩み百姓困窮、当畑方不熟にて年貢米引願いにつき)	安政五午年九月	1858	一紙	1
ほ72		覚(植野村徳左衛門所持高、同村竹三郎へ譲渡しの分、古高帳などの書類引戻し村持に致すべきにて取極めにつき)	安政六未年四月	1859	一紙	1
ほ73		郡中改革規定之事(郡惣代順番、惣代給、惣代後見役、郡中諸上納金取集めの儀など取極めにつき)	安政六未年十一月	1859	一紙	1
ほ74		差入申一札之事(武儀郡惣代、当巳年下有知村当番にて宗左衛門勤めにつき)	弘化二年巳六月	1845	一紙	1

作 成	受 取	備 考
武儀郡下有知村上知分百姓代孫三郎、年寄栄助、庄屋俊蔵、同村古料百姓代芳五郎・常次郎・喜兵衛、年寄重助・長十郎・浅右衛門・文一郎・忠兵衛、庄屋木一郎・宗左衛門・周助・儀右衛門・為九郎	笠松御役所	端裏「巳年破免願下書」、ほ68・ほ69は同内容
武儀郡下有知村上知分百姓代孫三郎、年寄栄助、庄屋俊蔵、同村古料百姓代芳五郎・常次郎・喜兵衛、年寄重助・長十郎・浅右衛門・文一郎・忠兵衛、庄屋木一郎・宗左衛門・周助・儀右衛門・為九郎	笠松御役所	ほ68・ほ69は同内容
山県郡溝口村庄屋源左衛門(印)・伊三郎(印)・文右衛門(印)、後見治左衛門(印)、年寄釣五郎(印)、百姓代佐吉(印)・与平(印)	立入人衆中	端裏「溝口村取極書付」
加茂郡惣代市橋村庄屋安左衛門(印)、桑名郡惣代金廻村庄屋小十郎(印)、海西安八郡惣代野寺村齋八(印)、脇田村庄屋勘六(印)、(他石津郡惣代1人、中島郡惣代1人、各務郡惣代2人、東山県郡惣代2人、多芸郡惣代2人、同郡大垣村一村立1人、同郡根古地新田一村立1人、石津郡惣代1人、可児郡惣代4人、中島郡惣代1人、桑名郡惣代6人、羽栗郡惣代2人、同郡笠松村一村立1人、同郡徳田新田一村立1人、加茂郡惣代1人、石津郡惣代2人、方県郡惣代2人、桑名郡惣代1人、土岐郡惣代5人)、武儀郡惣代下有知村庄屋俊蔵(印)、笠神村庄屋喜惣次代印真右衛門(印)、(加茂郡惣代2人、海西郡惣代1人、多芸郡惣代1人、西山県郡惣代2人、中島郡惣代1人、安八郡惣代2人、同郡一村立3人連印)	笠松御役所	
千疋村市郎兵衛	立入人衆中	
山田村庄屋四郎兵衛(印)、嘉平(印)、年寄紋四郎(印)、百姓代弥吉(印)、小屋名村庄屋弥市右衛門(印)、年寄五郎右衛門(印)、百姓代太郎兵衛(印)、同村上知分庄屋善右衛門(印)、年寄林右衛門(印)、百姓代惣兵衛(印)、下有知村庄屋惣代周助(印)、同断雄右衛門(印)、年寄長十郎(印)、百姓代喜兵衛(印)、同村上知分庄屋俊蔵(印)、年寄栄助(印)、百姓代孫三郎(印)、(他横越、笠神、極楽寺、八幡、生櫛村の村役人15人連印)		破損あり、『新修関市史 史料編近世二』pp. 697～700に収載
下有知村庄屋忠兵衛(印)、文八郎(印)、織兵衛(印)、藤助(印)、左九郎(印)、長十郎(印)		後欠、全体に墨消しあり、裏に「取喫書類」「取喫書付入」とあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ75		乍恐以書付奉歎願候（私領替地の風聞有り、山田・下有知両村は替地にては村々相続成難きにつき）	文久元酉年六月	1861	一紙	1
ほ76		乍恐以書付奉歎願候（百姓相続難渋・用水組合村々心痛などにて私領渡しに成らざるよう歎願につき）	文久元酉七月	1861	一紙	1
ほ76	1	乍恐以書付奉願上候（武儀郡山田村私領渡しの儀、老中へ歎願申し立てにて帰国の件につき）	（文久元年）	1861	切紙	1
ほ77		乍恐以書付奉歎願候（百姓相続難渋・用水組合村々心痛などにて私領渡しに成らざるよう歎願につき）	（文久元年）	1861	一紙	1
ほ78		〔下有知村古料・新田・上知分高書付〕			切紙	1
ほ79		〔美濃国御料所にて安藤対馬守領分へ村替につき、土岐郡は陶業など由縁あるにて易地は除くよう達し〕	（文久元年）酉八月	1861	切紙	1
ほ80		困窮願初発万端記全一（村方小前一同儀掟取締之事、小前方約定掟之事、改革願書之事など小前騒動記録）	（文久3年9月～10月）	1863	縦	1
ほ81		受負人足儀定之事（御進発御用人足請負いにて、代金81両で人足200人揃えるようにつき）	慶応元年丑閏五月日	1865	一紙	1
ほ82		取極申内規定之事（年貢免割・御免勸化・中仙道筋往還諸向取計・八幡宮など3社作事造営・村役人役替など両組熟談取極めにつき）			一紙	1
ほ83		為取替申内済証文之事（小屋名村十社祭礼大神楽の間の騒動、庄屋方へ押入不法の儀、熟談につき）			一紙	1
ほ84		〔荒地起返取下車免上げ本免に入れ、切添・切開・見取場など高入りになる場所取調などの改革の触あり、小前に至るまで守るべきにつき請状〕	卯八月		一紙	1
ほ85		乍恐指上ケ申一札之事（百姓惣代として佐左衛門願書差上げ、内々の願い筋聞き済み、内分に佐左衛門帰村につき）	戌三月		一紙	1
ほ86		申渡覚（役割出入による裁許済までの費用や上下差別の失いなど困窮の元にて、向後は名主らの下知に背かぬよう、名主らへも百姓難儀無きよう正路に勤める旨申付けにつき）	（寛保2年）戌三月	1742	一紙	1
ほ87		覚（新内済証文・古証文・写帳面など倉知村にて預かり、内済金受取につき）	卯ノ四月六日		一紙	1

作 成	受 取	備 考
岩田楯三郎御代官所濃州武儀郡山田村、同御代官所・池田新之助知行所・御朱印地龍泰寺領同郡下有知村、右武ヶ村小前村役人惣代山田村庄屋嘉平	上	ほ75～79は紐・包紙一括、包紙「文久元酉年安藤様江替地一件風聞ニ付願書類入」、包紙裏「弘化二巳年御林森改帳入 笠神村扣」「御林帳ハ嘉永二酉年五月十八日御役所より下ル」
右村上知分百姓代孫三郎、年寄栄助、庄屋俊蔵、古料百姓代捨三郎、年寄喜兵衛、庄屋忠兵衛	笠松御役所	「初代米金請取・御膳初上納両様ニ而御百姓相続仕候者数多」
嘉平	御役所	
御勘定所	土岐郡多治見村始村々、一	「当月十日尾州御勘定所より被仰渡候書付写」とあり
		「井桁組大野保五郎印之」とあり、『岐阜大学教育学部郷土資料（7）幕末維新时期美濃地方の村方騒動関係史料』pp. 7～34に収載
垂井宿請負人吉八(印)、同断金蔵(印)、証人弥兵衛(印)、同断紋七(印)	当宿当分助郷武儀郡惣代下有知村山田政次郎殿、八幡村深尾助蔵殿	
岩田楯三郎御代官所濃州武儀郡小屋名村古料百姓代多郎兵衛(印)、年寄次右衛門(印)、庄屋五郎右衛門(印)、(他小屋名村上知分村役人3人連印)、金田斧太郎知行所各務郡芥見村百姓代金次郎(印)、年寄恒次郎(印)、庄屋佐平次(印)、(他芥見村知行所など村役人14人連印)、立入人松平誠之助領分武儀郡白金村庄屋小平次(印)・本庄宮内少輔領分方県郡石谷村又左衛門(印)・岩田楯三郎御代官所武儀郡山田村嘉平(印)・岩田楯三郎御代官所山県郡世保村庄右衛門(印)・武儀郡下有知村庄屋山田俊蔵(印)・山県郡惣代福富村庄屋三郎兵衛(印)		端裏「小屋名芥見為取替内済証文」
御知行所小屋名村御百姓惣代忠左衛門、清兵衛	今井宇左衛門様、亀山丹治様、深津佐内様	
小屋名村百姓惣代吉右衛門、同断与吉	今井宇左衛門殿、亀山仲右衛門殿	ほ62・へ41と関連
くらち村茂助(印)	大矢田村御庄屋中	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ87	1	覚（新内済証文・古証文・写帳面など倉知村にて預かり、内済金受取につき）	卯ノ四月六日		一紙	1
ほ88		《羽栗郡北及村等私領替ニ付請証文》	文久1・9	1861		
ほ89		為取替候済口証文之事（植野村・千疋村組合用水の植野村地内通水、千疋村地内の秣場を植野村苧取の儀差入組一件、熟済につき）	安政三辰年五月	1856	一紙	1
ほ90		（欠番）				
ほ91		裁許之事（小屋名村の庄屋給、庄屋・年寄の諸役勤め方、倉知村・小屋名村井堰の勤め方などの件につき）	宝永五年子閏正月廿三日	1708	一紙	1
ほ92		乍恐以返答書申上候（千疋村と落・中屋村との河原秣場出入、川役・秣野山年貢上納にて武儀川より東は千疋村分と返答につき）	元文元年辰九月	1736	縦	1
ほ93		差上申一札之事（落・中屋両村入会秣場、千疋村新田畑開発にて秣場狭り、両村漁獵・材木川下留場貸地地代取り来る処、千疋村川役年貢地と申すにて訴訟につき）	元文元辰年十二月二日	1736	一紙	1
ほ94		差上申一札之事（貞享年中、差出帳の神明の跡に新開畑の記載あるとて御料所支配となく年来私領支配にて出訴の沙汰に及ばず一同承知につき請証文）	寛政元酉年三月十三日	1789	一紙 （包紙共）	1
ほ95		取極申連印証文之事（地分け一件諸入用多分掛り庄屋取替、当暮高割役銀双方迷惑にて持高分割合出金するにつき）	文政七申年八月	1824	一紙	1
ほ96		為取替申済口証文之事（下有知と志摩村との山方出入、安永年中熟談し取極証文も有る処、今般争論・出入りに及ぶ処、内済につき）	文政五年午五月	1822	一紙	1
ほ97		乍恐以書付御吟味下奉願上候（徳野村庄屋より下有知村村役人へ貸金滞一件訴上げの処、滞金は地頭入用にて池田市之丞知行所庄屋から返済取究め熟談につき）	文政十亥年五月	1827	一紙	1

作 成	受 取	備 考
くらし村茂助(印)	下有知村御庄屋中	
		現在所在不明
一、一、一		立入人に「御料武儀郡下有知村山田俊蔵、同郡小屋名村市左衛門、尾州御領同郡徳永村藤田徳兵衛、同郡松森村篠田新八郎」とあり
今井儀兵衛	小屋名村年寄百姓中	
返答人野田甚五兵衛御代官所美濃国山県郡千疋村名主三郎兵衛、組頭市郎兵衛、百姓代林左衛門	御奉行所様	
訴訟方井沢弥惣兵衛御預所美濃国山県郡落村名主甚助、尾州領同郡中屋村名主伊兵衛、相手方野田甚五兵衛御代官所同郡千疋村名主三郎兵衛、市郎兵衛、百姓代林左衛門	御評定所	
訴訟方辻六郎左衛門御代官所濃州武儀郡下有知村名主組頭代兼百姓代半兵衛、池田右門知行所同郡同村組頭百姓代兼名主次右衛門	御評定所	包紙「濃州下有知村新開申争出入御裁許書 壹通」、端裏貼紙「二十五(朱書)下有知村新開場申争出入 村扣(朱書)」「柴田善之丞御代官所濃州武儀郡下有知村上知分」、「名主次右衛門(印)」の奥印あり、「池田右門(印)」の裏書あり
長百姓立会治右衛門(印)、同平五郎(印)、同善三郎、庄屋平四郎(印)、年寄定右衛門(印)、百姓代四郎左衛門(印)、組頭金四郎(印)、(他組頭16人、89人連印)		破損あり、下札あり、「庄屋平四郎(印)、年寄定右衛門(印)、百姓代四郎左衛門(印)」の奥印あり
尾州御領武儀郡志摩村百姓惣代常次郎・友吉・文次郎・勘右衛門、組頭治助、庄屋定蔵、武儀郡下有知村御領所庄屋彦太郎・専六・周助・伴吉・落助、同村御私領方庄屋平四郎、年寄定右衛門、取嘆人四人		破損あり
訴訟人尾州御領濃州山県郡植野村庄屋彦三郎(印)・五左衛門(印)、差添庄屋彦右衛門(印)、相手方当御支配所武儀郡下有知村庄屋平四郎(印)・次右衛門(印)、年寄定右衛門(印)、差添百姓代甚三郎(印)、引合人池田市之丞知行所同村庄屋善三郎(印)、取嘆人当御支配所濃州各務郡前野村庄屋億助(印)・右同断勢州桑名郡田新田庄屋寿作(印)・右同断勢州桑名郡上之郷村庄屋十九郎(印)、郷宿七右衛門(印)・同専次(印)	笠松御役所	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ98		乍恐以書付御吟味下奉願上候（小屋名村庄屋より下有知村村役人へ貸金滞一件訴上げの処、滞金は地頭入用にて池田市之丞知行所庄屋から返済取究め熟談につき）	文政十亥年五月	1827	一紙	1
ほ99		差上申済口証文之事（千疋村より植野村へ高違い年貢滞り出入訴訟吟味中、高違いは仕法立て、年貢滞り・貸金などは勘定にて内熟につき）	文政十二年丑七月	1829	縦	1
ほ100		乍恐以書付御訴訟奉申上候（植野村の千疋村田地出作持百姓より千疋村庄屋へ田地高懸り役銀増の件などにて訴訟につき）	（安政元年カ）寅二月	1854	縦	1
ほ101		乍恐以書付御歎訴奉申上候（山田村古組庄屋弥三郎不直の取計いなどにて、古組百姓14人庄屋嘉平組への年貢納入または年貢米金別取立願いにつき）	天保十五年辰七月	1844	一紙	1
ほ102		差上申済口証文之事（溝口・世保村庄屋より大留村へ貸金滞り一件訴訟の処、返済方取極め熟談につき）	嘉永五子年三月	1852	一紙	1
ほ103		差上申内済証文之事（各務村小前惣代らより村内分5組庄屋・年寄へ御伝馬助成金貸付方などにて訴訟の処、熟談につき）	嘉永五子年六月	1852	一紙	1
ほ104		差上申済口証文之事（小倉村小前惣代らより村役人への出入一件、村入用など取立方極め熟談につき）	嘉永六年丑九月	1853	一紙	1
ほ105		差上申済口証文之事（西田原村小前惣代らより庄屋へ拝借金割賦方・荒地起高違いなど訴訟の処、拝借金は庄屋方より弁納などにて熟談につき）	嘉永七寅年四月	1854	一紙	1

作 成	受 取	備 考
訴訟人当御支配所濃州武儀郡小屋名村庄屋午右衛門(印)、差添年寄治右衛門(印)、相手方右同断同郡下有知村庄屋平四郎(印)久助代印、同治右衛門(印)、年寄定右衛門(印)、差添百姓代甚三郎(印)、引合人池田市之丞知行所同村庄屋善三郎(印)、取喫人当御支配所各務郡前野村庄屋億助(印)・右同断羽栗郡徳田新田庄屋寿作(印)・右同断勢州桑名郡上之郷村庄屋十九郎(印)、郷宿九右衛門(印)・専次(印)	笠松御役所	
当御支配所濃州山県郡千疋村庄屋訴訟方市郎兵衛、年寄同甚三郎、尾州御領同郡植野村庄屋相手方彦右衛門、同五左衛門、同彦三郎、各務郡前野村庄屋取喫人億助、山県郡福富村庄屋同三郎兵衛、郷宿井桁屋同武八、同木屋同伝右衛門	笠松御役所	
尾州御領濃州山県郡植野村出作人惣代丈助、徳兵衛、竹三郎	笠松御役所	「右(植野)村庄屋久太郎」の奥印あり
武儀郡山田村古組百姓佐太郎(印)、同幸助(印)、同久米五郎(印)、(他古組百姓8人連印)、組頭百姓金右衛門(印)、同長左衛門(印)、同仁平(印)	笠松御役所	一紙を10枚に裁断し、こより紐で綴じている、印に墨消しあり、伊藤忠士「幕末維新期における村方騒動と村落支配」(『ええじゃないかと近世社会』) pp. 220~222に収載
訴訟方山県郡溝口村庄屋伊三郎、世保村庄屋源三郎、差添両村兼世保村庄屋庄右衛門、相手方土岐郡大留村庄屋嘉助、年寄貞兵衛、百姓代八五郎、郷宿木屋伝右衛門、同井桁屋武八、立入人武儀郡下有知村庄屋俊蔵	笠松御役所	端裏「大留村東山県両村金段一条」
各務郡各務村小前貳百拾壱人惣代八左衛門(印)、四郎右衛門(印)、(他8人連印)、同村庄屋庄之右衛門(印)・半平(印)・宇右衛門(印)・領助(印)・伊兵衛(印)、年寄惣十郎(印)・佐兵衛(印)・半之右衛門(印)・佐十郎(印)・弥治右衛門(印)、郷宿井桁屋武八(印)・木屋伝右衛門(印)、立入人山県郡加野村庄屋真右衛門(印)・武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)	笠松御役所	端裏「各務村出入請文濟口」
願人山県郡小倉村惣代元之助(印)、同断喜三郎(印)、庄屋彦七(印)、年寄利兵衛(印)、百姓代卯助(印)、立入人同村高井松亭(印)・大桑村庄屋四郎右衛門(印)・東深瀬村庄屋弥左衛門(印)・武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)、平野屋郷宿九右衛門(印)、角屋郷宿内蔵助(印)	笠松御役所	端裏「小倉村出入熟談書付」
願人加茂郡西田原村小前惣代年寄政助(印)、同休番年寄甚吉(印)、同百姓代要吉(印)、相手方庄屋周助(印)、立入人同郡小迫間村庄屋政右衛門(印)、同断市橋村庄屋安左衛門(印)、同武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)、郷宿近江屋太郎七(印)、同角屋内蔵助(印)	笠松御役所	端裏「加茂郡西田原村濟口書」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ106		取極申内規定之事(植野村より千疋村への出入一件、取曖め夫銭割賦・見附米などの儀取極め熟談内済整うにつき)	安政二卯年三月	1855	一紙	1
ほ107		覚(下川手村一件熟談にて金40両出金約定にて9月晦日までに渡すべきにつき)	安政二卯年九月	1855	一紙	1
ほ108		乍恐以書付御届奉申上候(植野村より千疋村へ夫銭一件出入中に用水路秣場の儀差纏れにて容易に和融成り難く出入り引戻しにつき)	安政二年卯十二月十九日	1855	一紙	1
ほ108	1	取極申内規定之事(植野村より千疋村への出入一件、取曖め夫銭割賦・見附米などの儀取極め熟談内済整うにつき)	(安政2年3月)	1855	一紙	1
ほ108	2	手続覚書之事(千疋村地内秣場の儀、植野村と差入組一件、立入人取扱中に千疋村の者らが植野村用水路堰所切落しなどあり、破談につき)			一紙	1
ほ109		乍恐以書付御届奉申上候(千疋村地内秣場を植野村より蒞取の儀、立入人扱いの処、熟済手段無く破断につき)	安政三年辰七月	1856	一紙	1
ほ110		取究申内規定証文之事(小屋名村村入用増し、小前入作高持と差纏れあり立入人諸帳面取調べの処、入作役米の差出しなど取究めにて熟談につき)	安政三年辰十月	1856	一紙	1
ほ111		差上申済口証文之事(仏師川村年寄より五人組帳印形の儀にて歎願し吟味の処、庄屋役取極めなどにて熟談につき)	安政四巳年五月	1857	一紙	1
ほ112		済口内規定取極之事(市平賀村小前より村役人・五人組頭へ出入り一件、年貢免割などの諸割賦小前立会など取極め熟談につき)	安政四巳年六月	1857	一紙	1
ほ113		差上申済口証文之事(市平賀村村役人所持田畑で小前34人小作の処、他村の者へ小作替えにて組分け願ひ、村入用出入りなど小前34人より村役人へ訴訟の儀、熟談につき)	安政四巳年八月日	1857	縦	1
ほ114		志摩村下有知村秣論取曖内済取結済口証文之事(惣山裾10間の草場蒞取・惣山内の松林生立て・山草手米・地境・野方の儀など内済にて済口証文取替につき)	年号月日(安永4年9月)	1775	一紙	1

作 成	受 取	備 考
訴訟方尾州領植野村丈助、竹三郎、右村庄屋久太郎、千疋村百姓代類助、年寄利右衛門、同断儀兵衛、同断小右衛門、庄屋市四郎	立入人俊蔵殿、同断市左衛門殿、同断勝次殿	端裏「千疋植野一件」、「武儀郡下有知村庄屋俊蔵、同郡小屋名村市左衛門、方県郡折立村三ツ俣分庄屋勝次」の奥書あり
下有知村庄屋俊蔵(印)	徳田村庄屋市右衛門殿	
武儀郡下有知村庄屋俊蔵、小屋名村庄屋市左衛門	笠松御役所	端裏「千疋村植野村用水秣場願引戻し下書」
武儀郡下有知村庄屋俊蔵、同郡小屋名村市左衛門、方県郡折立村三ツ俣分庄屋勝次		端裏「千疋植野一件」、下札あり
		端裏「千疋植野手続書下」
武儀郡下有知村庄屋立入人俊蔵、同郡小屋名村庄屋同断市左衛門	笠松御役所	端裏「不用」、「千疋一件破断届書下」は墨消しあり
兼帯庄屋小屋名村市左衛門(印)、御料所庄屋治左衛門(印)・清次郎(印)、年寄勘十郎(印)・栄助(印)、休番年寄次郎右衛門(印)、百姓代林之助(印)・恒右衛門(印)、小前惣代勘兵衛(印)、久七(印)、庄兵衛(印)、(他15人連印)、入作高持惣代市左衛門(印)、権右衛門(印)、与兵衛(印)、惣七郎(印)、甚太郎(印)、孫三郎(印)		紙継目一部剥がれ、「立入人下有知村庄屋俊蔵(印)、同断松森村庄屋平右衛門(印)」の奥印あり
右(仏師川)村年寄佐平治(印)・勘六(印)、百姓代兵左衛門(印)・利左衛門(印)、海西郡幡長村兼帯庄屋今右衛門(印)、同郡野市場村同断嘉右衛門(印)、立入人武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)・桑名郡金廻村同小十郎(印)・海西郡野寺村年寄久太郎(印)、郷宿近江屋太郎七(印)、松屋治兵衛(印)	笠松御役所	端裏「仏師川村一件」
山県郡小倉村松亭(印)、武儀郡下有知村俊蔵(印)、山県郡大桑村四郎右衛門(印)	笠松御役所	端裏「市平賀村一件内規定」
当御代官所濃州加茂郡市平賀村百姓□八(以下33人連名)右三拾四人惣代百姓勘四郎(印)、伴助(印)、仮百姓代与平治(印)、右兼帯庄屋同郡鑄物師屋村与四郎(印)、右市平賀村五人組頭国次郎浅右衛門玄成右代兼百姓伊兵衛(印)、百姓代茂右衛門(印)、年寄源五郎(印)、庄屋吉左衛門(印)、郷宿近江屋太郎七(印)、同角屋内蔵助(印)、扱人山県郡小倉村医師松亭(印)、同郡大桑村庄屋四郎右衛門(印)、武儀郡下有知村俊蔵(印)	岩田鋏三郎様笠松御役所	
取喫人誰々	村方宛	破損あり、端裏「志摩出入内済証文写」、下書カ

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ115		志摩村下有知村稗論取暖内済取組済口証文事（惣山裾10間の草場苧取・惣山内の松林生立て・山草手米・地境・野方の儀など内済にて済口証文差上げにつき）	安永四未年九月	1775	一紙	1
ほ116		差上申済口証文之事（不破一色村西組年寄らより同組庄屋へ村役勤方の件にて出訴の処、月番勤め取極究め熟談につき）	安政五午年三月	1858	一紙	1
ほ117		溝口村一件始末書（伊三郎持林地境などの溝口村出入一件、仮済口証文差上の処、伊三郎らより源右衛門方の新田の儀など申立てあるにて立入人らの申し諭し書上）	安政五午年六月	1858	一紙	1
ほ118		差上申仮済口証文之事（加治田村より絹丸村へ訴訟の処、林山芝草苧取の義は取締り願いなどにて熟談につき）	文久元酉年九月	1861	一紙	1
ほ119		取極申内規定証文之事（加治田村林山へ絹丸村の者ら立入り芝草など苧取りにて取調べの処、内済につき）	文久元酉年九月	1861	一紙	1
ほ120		差上申済口証文之事（石津郡本阿弥新田東伯より庄屋・百姓・小前21人など相手取り駆込訴訟一件、医業・瓦庇・田畑譲受証文などの儀取極め熟談につき）	文久元酉年九月	1861	一紙	1
ほ121		差上申済口証文之事（尾州御領武儀郡上有知村喜平次らより郡上郡小那比村外14か村へ廻米買納代金2913両余滞りにて訴訟の処、支払方取極め熟談につき）	文久二戌年十一月	1862	一紙	1

作 成	受 取	備 考
訴訟方尾州御料武儀郡志摩村百姓代清右衛門(印)・孫四郎(印)・金七(印)・金三郎(印)・十蔵(印)・五郎兵衛(印)・勇次(印)・久内(印)・彦七郎(印)、庄屋与藤次(印)・伝三郎(印)	池田吉十郎様御役人中様	
訴訟人羽栗郡不破一色村小前惣代利左衛門(印)、同断(小前惣代)久蔵(印)、年寄喜七(印)、相手方同村庄屋喜三郎(印)、小前惣代弥左衛門(印)、同断利平(印)、武儀郡下有知村立入人俊蔵(印)、桑名郡金廻村立入人差添小十郎(印)、郷宿松屋弁次郎(印)、同木屋伝左衛門(印)	笠松御役所	紙継目一部剥がれ、端裏「不破一色村一件」
立入人森村庄屋友右衛門(印)、同世保村同(庄屋)庄右衛門(印)、同北野村同(庄屋)孫左衛門(印)、同下有知村同(庄屋)俊蔵(印)	笠松御役所	破損あり、貼紙あり、端裏「溝口村始末書」
大嶋織部知行所加茂郡加治田村庄屋治右衛門(印)、年寄甚兵衛(印)、百姓代仙助(印)、当御支配所同郡絹丸村百姓寅吉(以下7人連名)右惣代寅吉(印)、利助(印)、藤右衛門(印)、右村庄屋忠兵衛(印)、年寄嘉兵衛(印)、百姓代徳次(印)、武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)、郷宿木屋伝右衛門(印)、同笹屋専次(印)	笠松御役所	端裏「加治田絹丸済口証文内規定証文扣式通 酉九月四日」
大嶋織部知行所加茂郡加治田村庄屋治右衛門(印)、年寄甚兵衛(印)、百姓代仙助(印)、当御支配所同郡絹丸村百姓寅吉(以下7人連名)右惣代寅吉(印)、利助(印)、藤右衛門(印)、右村庄屋忠兵衛(印)、年寄嘉兵衛(印)、百姓代徳次(印)、立入人武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)、郷宿笹屋専次(印)、同木屋伝右衛門(印)		
石津郡本阿弥新田訴訟人東伯(印)、相手方小前惣代藤八(印)、新作(印)、善吉伴善八(印)、庄屋善七(印)、同弥兵衛(印)、百姓代権右衛門(印)、立入人武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)、同桑名郡金廻村庄屋小十郎(印)、同断組合安田村庄屋松兵衛(印)、郷宿笹屋専次(印)	笠松御役所	端裏「本阿弥新田済口証文」
訴訟人尾州御領武儀郡上有知村参助(印)、同喜平次(印)、庄屋善右衛門(印)、相手方当御支配所郡上郡小那比村百姓代小右衛門(印)、同年寄増右衛門(印)、庄屋重助(印)、同勘兵衛(印)、(他野々倉、洲河、田平、東野、下野、安郷野新田、土京、鹿倉、野尻、入津、貢間、中保、小板屋新田、夕谷村洞組、同村長畑組の村役人45人連印)、立入人武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)、同桑名郡金廻村庄屋小十郎(印)、近江屋太郎七(印)、平野屋九右衛門	笠松御役所	破損あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ほ122		取極申熟談証文之事（笠神村出入の儀、前々荒地引起返高の村方算え違いは相違無し、庄屋役は南・北組隔年勤めの処、両組ごとに村役人立てるなど取極めにつき）	元治元子年六月	1864	一紙	1
ほ123		差上申済口証文之事（塩河村銀左衛門方36人より年寄・百姓代らへ訴訟の処、庄屋・年寄役は組別隔年勤め・銀左衛門方に頭株3株増し・諸割賦は組別取立てなどにて熟談につき）	（嘉永元年）	1848	切紙	1
ほ124		為取替申規定証文之事（塩河村銀左衛門方36人と与右衛門方63人とか訴訟の処、銀左衛門方にて新規頭株3株取立て、村方祝儀・不祝儀の儀など取極め熟談につき）	（嘉永元年）申九月	1848	切紙	1
ほ125		差入申一札之事（先地頭池田吉十郎様勝手方入用にて村役の者ら金子借用の処、上知の間に返済滞り、植野・小屋名村の者より訴訟の処、和談につき）	年号月日（文政10年カ）	1827	切紙	1
ほ126		差入申一札之事（去酉年2月中の庄屋一件にて年寄桂太郎外7人取替置く書付の儀、今般熟談にて消印承知につき）	（文久2年）戌四月廿九日	1862	一紙	1
ほ127		村方之者千疋村秣場江草苺二罷出候節同村之者理不尽仕候始末書（安政元年6月8日秣取・用水懸引の儀にて争論に及び熟談内済にて扱人預り中、不法の儀申上げにつき）	（安政3年カ）辰四月	1856	縦	1
ほ128		和融取極一札之事（山田村村方入組熟談整い、相続などの件にても両家和融につき）	（弘化元年カ）一、一	1844	切紙	1
へ1		借用申金子之事（去申年村方出入につき諸入用金割賦の処、組中困窮につき）	寛政元酉年十二月	1789	一紙	1
へ2		借用申金子之事（金63両、去申年村方出入につき諸入用金割賦の処、組中困窮につき）	寛政元酉年十二月	1789	一紙	1
へ3		借用申金子之事（金200両、質物田地高50石余、地頭所先納金上納につき）	寛政七卯年十一月	1795	一紙	1
へ4		奉願上口上（拝借金250両去極月返上の処、当暮まで貸付願いにつき）	文政七甲申年六月	1824	一紙	1
へ5		覚（米53石6斗余、去未年組中作徳米預りにて地分け後、代金両組割賦返済するようにつき）	文政七申年八月	1824	一紙	1
へ6		差入申証文之事（上知以前地頭所入用にて金155両借入の処、熟談し返済方引受につき）	文政十亥年五月	1827	一紙	1
へ7		仕切金定之事（金3両余、順村の座頭仕切金渡しにて請書差入につき）	嘉永五年子六月	1852	一紙	1
へ8		預申金子之事（金100両預かりにつき）	嘉永五年子十二月二日	1852	切紙	1
へ9		請取書付之事（江戸納名主諸入用の内、中勘内金50両請取につき）	嘉永七年寅十月	1854	一紙	1

作 成	受 取	備 考
右村小前惣代北組十蔵(印)、山三郎(印)、兵四郎(印)、政五郎(印)、南組衆八(印)、米吉(印)、(他8人連印)、百姓代安太郎(印)、年寄善兵衛(印)・嘉右衛門(印)、庄屋喜惣次(印)・幸右衛門(印)、右村兼帯庄屋下有知村俊蔵(印)		端裏「政次郎扣」、「横越村庄屋重右衛門(印)、極楽寺村庄屋重助(印)」の奥印あり、末尾に笠松役所宛の熟談届が貼付、挿入紙に笠松出張時の差図の書入あり
		立入人に「山県郡千疋村市郎兵衛、武儀郡下有知村俊蔵、組合惣代瀬田村市兵衛、下切村五郎右衛門」とあり
中村重兵衛、一、一、一、一		立入人に「山県郡千疋村市郎兵衛殿、武儀郡下有知村俊蔵殿、組合惣代瀬田村市兵衛殿、下切村五郎右衛門殿」、差添に「長瀬村与藤次殿、田尻村増五郎殿」とあり
上知組庄屋治右衛門、年寄定右衛門、百姓代甚三郎、惣代久助、御私領方庄屋誰殿、年寄、百姓代		山田奉行所などから金117両3分余、植野村彦三郎から金116両2分余、小屋名村平右衛門からは金147両などめて676両余借用
森下村年寄桂太郎(印)、百姓吉平(印)、同七蔵(印)	御立入人山田俊蔵殿、角屋内蔵助殿	端裏「森下村一件」
植野村庄屋勘兵衛、同久太郎	村瀬新十郎様御陣屋	破損あり、朱書「六 写」
一、一、一、一、一、一、親類惣代一、一		端裏「山田村一件」、「下内村・小屋名村衆中御立入取喰有之」とあり
組頭権右衛門、同小兵衛、同徳兵衛、(他組頭12人)、年寄定右衛門、同久助、卯助	次右衛門殿	へ2の下書カ
組頭権右衛門(印)、同小兵衛(印)、同徳兵衛(印)、(他組頭12人連印)、年寄定右衛門(印)、同久助(印)、卯助(印)	次右衛門殿	破損あり
倉知村名主借り主茂助(印)、同断諸左衛門(印)、同村年寄証人理兵衛(印)、同村年寄証人定蔵(印)	下有知村山田治右衛門殿	
美濃国武儀郡下有知村拝借人庄屋久助病氣二付代磯右衛門印、百姓代定右衛門印	山田御奉行所様	
預り主庄屋平四郎(印)、証人年寄定右衛門(印)、百姓代四郎左衛門(印)	惣組中江	
下有知村私領方庄屋善三郎(印)、証人年寄勇助(印)	下有知村上知分庄屋治右衛門殿、年寄定右衛門殿、惣代久助殿	
濃州関郷組庄屋中惣代上有知村喜代之一(印)、同村三保之□、関初弥	松森村、下有知村、生櫛村、志摩村、小瀬村、倉知村、小屋名村、山田村、白金村、右村々御庄屋中様	
下有知村預り主庄屋俊蔵、証人年寄栄助、百姓代同断助三郎	関式ヶ村御村役人衆中	継目剥がれ、端裏「追而反古可致分午八月九日改」
下有知村俊蔵	納名主助三郎殿	へ9～へ11は包紙一括、包紙「下有知村俊蔵様権倉村助三郎極内々ニ書」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
～10		差遣置候書付之事（江戸納名主諸入用金の内、中勘内金50両請取るようにつき）	嘉永七年寅十月日	1854	一紙	1
～11		請取書付之事（江戸納名主諸入用の内、中勘内金50両受取につき）	（嘉永7年）寅十月	1854	切紙	1
～12	1	請取申金子之事（下川手村障一件、熟談金の内、金90両受取につき）	安政貳卯年十一月六日	1855	一紙	1
～12	2	覚（下川手一件熟談金書類、講懸金・諸入用引当金など書付）	（安政2年）	1855	一紙	1
～12	3	覚（下川手村障一件の熟談金のうち40両不足につき）	（安政2年）卯十月	1855	一紙	1
～12	4	請取申金子之事（下川手村障一件、熟談金の内、立入人小右衛門預り分の金30両受取につき）	安政二卯年十一月六日	1855	一紙	1
～12	5	覚（下川手差障一件、熟談金の内、金27両余請取につき）	安政二卯年十一月十七日	1855	切紙	1
～13		覚（金15両、挨拶金請取につき）	安政六未六月	1859	一紙	1
～14		借用申金子証文之事（金100両、拝借金上納差支えにつき）	文久三亥十二月	1863	一紙	1
～15		借用申金子証文之事（金50両、村入用出来につき）	元治元子年十一月	1864	一紙	1
～16		覚（役所拝借金、返納金など書付）			切紙	1
～17		差上申一札之事（下有知村御林内の立枯松木45本届けの処、入札人無く買受下値にて当村立枯松木買受許可願いにつき）	（天保8年）酉正月	1837	一紙	1
～18		覚（金4両、来寅年村入用金請取につき）	文化二丑十二月	1805	一紙	1
～19		当酉臨時出府諸入用取調帳写	文久元年六月	1861	横長	1
～20		差入申一札之事（金15両、久蔵田地組支配金預りにつき）	天保十五年辰三月	1844	一紙	1
～21		覚（金13両、紀州様返納金請取上納につき）	酉四月廿九日		切紙	1
～22		収支差引残高預入通帳	明治廿年八月八日	1887	縦	1
～23		覚（金27両余、村方附送り金差支え取替にて返済につき）	安政六未年四月	1859	一紙	1
～24		記（代金勘定など書付）	（明治8年カ）亥十二月	1875	横長	1
～25		上有知新道潰地及旧道買上売払地代勘定帳	明治廿二年三月調	1889	縦	1
～26		証書（伊勢山田御役所御用金の内、130両拝借につき）	文政十丁亥年正月	1827	一紙	1
～27		乍恐以書付奉願上候（生櫛村、役場用途金拝借の処、返済遅滞にて猶予願いにつき）	安政五年午四月	1858	一紙	1
～28		乍恐以心得書御歎願奉申上候（元庄屋清次郎、勤役中年貢・拝借金引負い、家財諸道具など差出し組合親類も出金にて不金の儀は済方願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1

作 成	受 取	備 考
椎倉村助三郎(印)、御用金所詰半兵衛(印)、右同所今右衛門(印)	下有知村俊蔵殿	
俊蔵、一	納名主助三郎殿	
障八ヶ村惣代笠松村庄屋重右衛門(印)、徳田村庄屋市右衛門(印)、下印食村庄屋利兵衛(印)、川手畑庄屋米左衛門(印)	御立入人山田俊蔵殿	破損あり
		破損あり
取嘆人俊蔵		破損あり
障八ヶ村惣代笠松村庄屋重右衛門(印)、徳田村庄屋市右衛門(印)、下印食村庄屋利兵衛(印)、川手畑庄屋米左衛門(印)	山田俊蔵殿	
徳田村市右衛門(印)、上印食村次郎兵衛(印)	山田俊蔵様	
山県郡千疋村年寄儀兵衛(印)、同兼帯庄屋側島村伴蔵(印)	武儀郡下有知村山田俊蔵様	
借用主下有知村庄屋山田俊蔵(印)、証人金廻村庄屋服部小十郎(印)	久納七右衛門殿	破損あり
借用主下有知村上知分庄屋政次郎(印)、同断年寄栄助(印)、同断百姓代孫三郎(印)	関包子儀兵衛殿御取次	
		継目剥がれ
下有知村百姓代重助、年寄弥七、庄屋藤助、同村上知分百姓代甚三郎、庄屋治右衛門	柴田善之丞様手附栗原定三郎殿	
庄屋佐助(印)	次右衛門殿	破損あり
山田村出府人嘉平扣		
預り主庄屋左九郎(印)、証人庄屋久助(印)	千秋殿、栄助殿、孫三郎殿	
小宮山秀助(印)	山田俊蔵様	
武儀郡関村外一ヶ村戸長役場会計		
千疋村村役人後見中村市郎兵衛(印)、請人安田卯右衛門(印)	山田俊蔵殿、篠田伴蔵殿	
郷宿末広屋半次郎(印)	長間村渡辺彦八様	
武儀郡関村外一ヶ村戸長役場		破損あり、付箋あり、表紙「精書スル此本反古トナル」、表紙に墨書きで×とあり
美濃国武儀郡下有知村百姓代甚三郎(印)、組頭久助(印)、年寄定右衛門(印)、庄屋治右衛門(印)	堤正親様	へ26~41は包紙一括、包紙「生櫛村一件書類」「上 御肴料三両 南組」、継ぎ目剥がれ
濃州武儀郡生櫛村庄屋清次郎(印)、判形惣代次郎右衛門(印)	紀州様御出張所御役人衆中様	継目剥がれ、「右村兼帯同州同郡小屋名村庄屋市左衛門(印)」の奥印あり
元庄屋清次郎(印)、親類喜左衛門(印)、組合重右衛門(印)	御掛竹林貞右衛門様	継目剥がれ

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
～28	1	乍恐以心得書御歎願奉申上候（元庄屋治左衛門、勤役中年貢・拝借金引負い、家財諸道具など売払い組合親類も出金にて不金の分は10か年出金願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
～29		乍恐以心得書御歎願奉申上候（百姓伴蔵、拝借金返納滞り、不納金の一部は12月までに、出金、残金は10か年済願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
～29	1	乍恐以心得書御歎願奉申上候（百姓次郎右衛門、拝借金返納滞り、不納金の一部は12月までに、出金、残金は15か年賦願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
～29	2	乍恐以心得書御歎願奉申上候（百姓広三郎後家、未進嵩みにて、俵の奉公稼給金15か年賦にて取賄い願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
～29	3	乍恐以心得書御歎願奉申上候（百姓喜左衛門、未進など嵩み、未進金の一部は12月までに、出金、残金は15か年賦願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
～29	4	乍恐以心得書御歎願奉申上候（百姓長六後家、年貢未進にて、子らの奉公稼15か年賦にて出金願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
～29	5	乍恐以心得書御歎願奉申上候（百姓宗左衛門、年貢金未進にて、未進金の一部は12月までに、出金、残金は15か年済願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
～29	6	乍恐以心得書御歎願奉申上候（休番年寄栄助、拝借金返納滞り、滞金の一部は12月までに、出金、残金は20か年賦願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
～29	7	乍恐以心得書御歎願奉申上候（休番年寄林之助、年貢金未進にて、未進金の一部は12月までに、出金、残金は10か年賦済願いにつき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
～30		乍恐以書付奉申上候（生櫛村、近年拝借・年貢金など滞り借財嵩み始末方行届き兼ねにて郡中の仕法講金をもって組合村々より金100両出金し助合いにつき）	安政五午年十二月	1858	一紙	1
～31		奉差上一札之事（生櫛村拝借金など村借用嵩み返納滞り訴訟・歎願申上げの処、出役理解仰せ承服にて当金94両余・残金212両余5か年済の返済次第差上げにつき）	安政五午年十二月	1858	一紙	1
～32		生櫛村御咎人立入御詫書下書（年貢未進・拝借金滞りの元来心得不埒の者へ嚴重御咎仰せ付け、当人ら困窮にて滞りなく返納申し立てにつき赦免願）	安政五午年十二月	1858	縦	1
～33		乍恐以書付奉願上候（生櫛村元庄屋清次郎義、拝借金など引負い潰れに及ぶ次第につき、金150両10か年、金79両銀13匁余21か年賦にて村高割をもって返納願いにつき）	安政五午年十二月	1858	一紙	1

作 成	受 取	備 考
元庄屋病気ニ付治左衛門(印)、庄屋見習豊三郎、組合親類惣代治右衛門(印)	御掛竹林貞右衛門様	破損あり
右(生櫛)村百姓伴蔵(印)、親類利右衛門(印)、組合亀吉(印)	御掛竹林貞右衛門様	継目剥がれ、剥離紙あり
右(生櫛)村百姓次郎右衛門(印)、親類熊次郎(印)、組合和助(印)	御掛竹林貞右衛門様	端裏貼紙「百姓次郎右衛門」
右(生櫛)村百姓広三郎後家くの(印)、代俵浜吉、親類重右衛門(印)、組合利右衛門(印)	御掛竹林貞右衛門様	付紙「広三郎後家くの」
右(生櫛)村百姓喜左衛門(印)、親類重右衛門(印)、組合利右衛門(印)	御掛竹林貞右衛門様	
右(生櫛)村百姓長六後家とよ代人源十郎(印)、組合惣代市三郎(印)	御掛竹林貞右衛門様	端裏貼紙「長六後家代源十郎」
右(生櫛)村百姓宗左衛門(印)、組合親類惣代喜六(印)	御掛竹林貞右衛門様	
当人栄助(印)、親類勝次郎(印)、組合増次郎(印)	御掛竹林貞右衛門様	付紙あり
右(生櫛)村休番林之助(印)、組合親類代勘蔵(印)	御掛竹林貞右衛門様	破損あり、継目剥がれ
武儀郡山田村庄屋嘉平、小屋名村庄屋弥一右衛門、同村上知分庄屋市左衛門、下有知村庄屋為九郎、同村上知分庄屋俊蔵、横越村百姓代次兵衛、笠神村庄屋喜惣次、極楽寺村庄屋多平、八幡村年寄国三郎	笠松御役所	破損あり、端裏「生櫛村助盛金一件郡中扣江」
借用主林之助、親類組合兼勘蔵、借用主治郎右衛門、親類茂右衛門、組合元右衛門、(他借用主、親類、組合31人)、百姓代久七・市右衛門、年寄与三左衛門・市三郎、庄屋次右衛門・藤十郎、小屋名村兼帯庄屋市左衛門、立入人下有知村政治郎、差添人小屋名村弥一右衛門・八幡村国三郎・笠神村喜曾治・下有知村雄右衛門	笠松御役所	継目剥がれ、へ31・へ34は同内容
武儀郡下有知村立入人政次郎、同村雄右衛門、笠神村喜惣次、八幡村国三郎、小屋名村弥一右衛門	笠松御役所	
庄屋次右衛門、同断藤十郎、年寄与三左衛門、同断市三郎、百姓代久七、同断市右衛門、恒右衛門、源十郎、藤三郎、(他104人)	笠松御役所	継目剥がれ、貼紙あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ34		奉差上一札之事（生櫛村拝借金など村借用嵩み返納滞り訴訟・歎願申上げの処、出役理解仰せ承服にて当金94両余・残金212両余5か年済の返済次第差上げにつき）	安政五年十二月	1858	一紙	1
へ35		乍恐以書付奉願上候（生櫛村拝借金、借財嵩み返納遅滞し3月まで猶予の処、昨年違作・米価高値にて調達難にて7月まで猶予願いにつき）	安政六未年四月	1859	一紙	1
へ36		御□規奉申上候一札（生櫛村拝借金、申年から3か年にて計150両上納仕法取組につき）	安政六未年五月	1859	一紙	1
へ37		乍恐以書付奉願上候（生櫛村拝借金3か年にて返納願いの処、困窮の村々にて遅滞の節は5か年済にて猶予願いにつき）	安政六未年五月	1859	一紙	1
へ38		差入申一札之事（清次郎上納金不足分金14両余の出金、日延猶予にて遅滞なく上納につき）	万延元年四月	1860	一紙	1
へ39		〔生櫛村拝借金返納につき請証文下書〕	（安政5年12月カ）	1858	一紙	1
へ39	1	覚（生櫛村伴蔵納めの金3両受取につき）	安政六未十二月廿七日	1859	切紙	1
へ39	2	覚（礼金、宿代など支払金銭など書付）	（安政6～万延元年カ）	1859	切紙	1
へ39	3	〔生櫛村懸金の儀、不金の儀などにつき書状〕	（安政5年）午十二月二日	1858	切紙	1
へ39	4	覚（飛脚賃、代官所への礼金など支払金銭など書付）			切紙	1
へ39	5	伴蔵調直し（年賦出金の分など書付）			切紙	1
へ40		覚（国三郎過上金65両、村役人一同へ差出の処、帰村後は談示に及ぶにつき）	戌四月		一紙	1
へ41		申渡覚（小屋名村小百姓共、役割出入の儀申すにて諸事村入用の儀は委細帳面に記し小百姓へも披見、五人組頭立合せ割賦など申付けにつき）	（寛保2年）戌四月	1742	一紙	1
と1		下有知村惣百姓口上書（関喜田吉右衛門、曾代村より小瀬・下有知・小屋名・関村へ井水懸渡し、新田目論見につき）	寛文五年巳十月	1665	一紙 （こより紐共）	1
と2		乍恐口上書ヲ以御訴訟申上候御事（井水の発起人より曾代用水の井道敷地・村々新田の差上げの件につき）	貞享五年辰十月	1688	一紙	1
と3		取替証文之事（関・下有知村百姓、曾代用水敷地年貢、近年増割などにて訴訟の処、村入用帳見せ割合極め、用水堀新規の儀無きなどにつき）	享保貳年西六月四日	1717	一紙	1
と4		一札（小瀬・下有知村、前洞堰にて口論の処、取嚏めにて向後堰無き場に堰仕掛けること無きようにつき）	安永二年巳五月	1773	一紙	1

作 成	受 取	備 考
借用主林之助、親類組合兼勘蔵、借用主 治郎右衛門、親類茂右衛門、組合元右衛 門、(他借用主、親類、組合31人)、百姓 代久七・市右衛門、年寄与三左衛門・市 三郎、庄屋次右衛門・藤十郎、小屋名村 兼帯庄屋市左衛門、立入人下有知村政治 郎、差添人小屋名村弥一右衛門・八幡村 国三郎・笠神村喜曾治・下有知村雄右衛 門	笠松御役所	継目剥がれ、へ31・へ34は同内容
武儀郡生櫛村伴蔵(印)、同郡下有知村立 入人山田政次郎(印)	紀州様御役人衆中	継目剥がれ
武儀郡生櫛村世話人伴蔵、取締り立入人 山田政次郎	紀州様御役人衆中	
武儀郡生櫛村伴蔵(印)、同郡下有知村立 入人山田政次郎(印)	紀州様御役人衆中	
植野村庄屋勘兵衛、同久太郎	御立入衆中様	破損あり
		へ33の下書カ
□□□□□方(印)		
生櫛村伴蔵		
深尾助蔵助三郎兼山口甚右衛門拝	亀山大介様	端裏「下有知村御用先ニ而亀山市左衛 門様八幡村山口甚右衛門」
いくし伴蔵		継目剥がれ
過上金預り主庄屋清右衛門(印)、証人庄 屋作右衛門(印)、同断平左衛門(印)、同 断甚右衛門(印)	俊蔵殿、国三郎殿	国三郎は八幡村年寄
名主善右衛門、年寄喜伝治、同断伊兵衛	今井宇左衛門殿、亀山仲右 衛門殿	ほ62・ほ86と関連
下有知村		破損あり、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 261～262に収載
		『新修関市史 通史編近世・近代・現 代』 pp. 299～300に収載
平岡三郎右衛門御代官所美濃国武儀郡下 有知村名主佐助印・十蔵印、大島肥前守 知行所同郡関村名主彦十郎印、池田市之 丞知行所同郡下有知村名主弥四郎印、尾 張御領同郡曾代村名主惣兵衛印、組頭才 蔵印・甚九郎印、百姓彦八郎印、同郡上 有知村名主次右衛門印、組頭長三郎印・ 惣右衛門印・善右衛門印、百姓忠右衛門 印	奉行所	破損あり、端裏貼紙「享保弍年西六月 用水出入取替証文写」
下有知村善助、弥平次、林平、孫左衛門、 惣兵衛、同村取喫人玄意、同断金蔵、同 断藤助、松森村庄屋取喫人常右衛門、関 村庄屋取喫人彦十郎	小瀬村御庄屋中	破損あり、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 665～666に収載

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と5		一札（下有知・小瀬村、前洞堰にて水論の処、取扱いにて済口につき）	安永二年巳五月	1773	一紙	1
と6		武儀郡小屋名村用水掘替一札事（倉知村地内へ水口掘明け用水引取りにて8か条の心得取極めにつき）	天明四甲辰年閏正月	1784	一紙	1
と7	1	覚（4か村立会用水塚樋代金、曾代村・上有知村敷地年貢米代・懸り物の儀、共に割賦にて取立てにつき）	文政二卯年七月	1819	一紙	1
と7	2	覚（4か村立会用水塚樋代金は上納無く、曾代村・上有知村敷地年貢米代・懸り物は割賦にて取立てにつき）	（文政2年）卯七月	1819	一紙	1
と7	3	覚（4か村立会用水塚樋代金は上納無く、曾代村・上有知村敷地年貢米代・懸り物は割賦にて取立て、用水浚人足賃・諸普請金は4か村割合にて下付金につき）	（文政2年）卯七月	1819	一紙	1
と8		乍恐奉願上候御事（4か村立会用水塚、経年大破に及び伏替は文化9年より笠松役所見分の処、是まで通り尾張藩より伏替え願いにつき）	（天保2年）卯五月	1831	縦	1
と9		乍恐奉願上候御事（4か村立会用水塚、経年大破に及び伏替は文化9年より笠松役所見分の処、是まで通り尾張藩より伏替え願いにつき）	（天保2年）卯五月	1831	縦	1
と10		乍恐以書付奉願上候（4か村立会用水塚大破、伏替は文化9年以来笠松役所目論見の処、尾張藩へ願いあるとも笠松役所見分願いにつき）	天保貳卯年六月	1831	一紙	1
と11		乍恐以書付奉願上候（4か村立会用水塚大破、伏替は文化9年以来笠松役所目論見の処、尾張藩へ願いあるとも笠松役所見分願いにつき）	天保貳卯年六月	1831	一紙	1
と12		乍恐御尋ニ付以書付奉申上候（4か村立会水塚大破、伏替は文化9年以来笠松役所取扱いの処、尾張藩へ願いあるとも笠松役所伏替え願いにつき）	天保二卯年八月	1831	一紙	1
と13		〔笠松役所へ願上げの塚樋一件、奉行所へ出願にて同意願書〕	天保二年卯十一月	1831	一紙	1
と14		〔4か村組合用水塚樋大破にて笠松役所へ伏替え願いの処、曾代・上有知村不承知、普請差障り出入にて奉行所へ訴訟申上げにつき添翰願書下書〕	天保二卯年十一月	1831	縦	1
と15		乍恐以書付奉申上候（4か村組合用水塚樋伏替え願上げの処、尾張藩領村々差障りありて延引は来年の用水に差支えなど、塚樋の儀、尋ねにつき）	天保貳卯年十一月	1831	一紙	1
と16		乍恐以書付御訴訟申上候（用水路塚樋の儀、尾張藩領村々妨げの処、笠松役所へ伏替え普請願上げにつき）	天保二卯年十二月	1831	一紙	1
と17	1	〔用水塚樋伏替え普請出入、出府の処、熟談にて内済証文〕	（天保3年正月）	1832	一紙	1

作 成	受 取	備 考
私領方善助(印)、証人小兵衛(印)、同断金四郎(印)、同断作十郎(印)、同断藤七(印)	御取扱人玄意殿、金左衛門殿、藤助殿	『新修関市史 史料編近世三』 p. 665に収載、と5・と54は同内容
御料所小屋名村庄屋次右衛門、同年寄恒右衛門・久兵衛・吉左衛門、百姓代伊左衛門、池田右門様御知行所同村庄屋久米右衛門、年寄善兵衛・与次右衛門・喜兵衛・伊右衛門、百姓代善右衛門、右世話人千疋村三右衛門・山田村和吉郎・関村喜平治・下内次右衛門	倉知村庄屋茂助殿・又兵衛殿、組頭理兵衛殿・定蔵殿、百姓代和吉殿・園右衛門殿・介蔵殿・清左衛門殿・文五郎殿	貼紙あり、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 949～951に収載
関村庄屋彦十郎(印)	下有知村御庄屋衆中	
小瀬村庄屋林助(印)、松森村庄屋平右衛門(印)	下有知村庄屋衆中	
松森村庄屋平右衛門(印)、小瀬村庄屋林助(印)	下有知村庄屋衆中	
古田平三郎、篠田一左衛門、足立喜平治、四郎兵衛		破損あり、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 714～716に収載、と8・と9は同内容
古田平三郎、篠田一左衛門、足立喜平次、四郎兵衛		と8・と9は同内容
	笠松御堤方御役所	と10・と11は同内容
	笠松御堤方御役所	端裏「御堤方御役所江初て差上候願書控」、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 716～717に収載、と10・と11は同内容
武儀郡下有知村庄屋忠兵衛(印)・文八郎(印)・周助(印)・藤助(印)・宗左衛門(印)、同村上知庄屋治右衛門(印)、池田新之助知行所同村庄屋善三郎(印)、大島兵庫知行所同郡関村庄屋彦十郎(印)	笠松堤方御役所	端裏「天保卯八月御堤方御役所江差上候書付扣」、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 717～719に収載
関庄屋彦十郎(印)、下有知村私領所庄屋善三郎(印)	御料方庄屋中	『新修関市史 史料編近世三』 p. 719に収載
一、一	御役所	『新修関市史 史料編近世三』 pp. 720～721に収載
武儀郡下有知村庄屋誰々	笠松御堤方御役所	下書
野田斧吉御代官所濃州武儀郡下有知村、大島兵庫知行所同郡関村右小前役人惣代、野田斧吉御代官所同郡下有知村庄屋訴訟人次右衛門	御奉行所様	下書

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と17	2	〔用水堰樋伏替え普請出入懸合いの処、熟談にて内済証文〕	(天保3年正月)	1832	一紙	1
と18		〔4か村組合用水絵図〕	天保三年正月八日	1832	絵図	1
と19		覚(御尊判差日8月25日の処、差日より4日以前に返答書2通の届け承知につき)	天保三年辰六月八日	1832	一紙	1
と20		覚(御尊判6月8日渡しの処、訴訟面に役違い・名前違いあるにつき)	天保三辰年六月	1832	一紙	1
と21		一札(御尊判請取につき)	天保三年辰六月八日	1832	一紙	1
と22		乍恐以書付御届ケ奉申上候(用水堰樋伏替え普請出入の義、今日11日相手方評定所にて対決につき)	天保三辰年九月十一日	1832	一紙	1
と23		乍恐以書付御届奉申上候(用水堰樋伏替え普請出入、笠松役所普請では無きにて済口証文差上げにつき)	天保三辰年九月十三日	1832	一紙	1
と24		乍恐以書付御届奉申上候(用水堰樋伏替え普請出入、笠松役所普請では無きにて済口証文差上げにつき)	(天保3年9月13日)	1832	一紙	1
と25		乍恐以書付御届奉申上候(用水堰樋伏替え普請出入、笠松役所普請では無きにて済口証文差上げにつき)	天保三辰年九月十三日	1832	一紙	1
と26		乍恐以書付御届奉申上候(用水堰樋伏替え普請出入、笠松役所普請では無きにて済口証文差上げにつき)	天保三辰年九月十三日	1832	一紙	1
と27		差上申済口証文之事(用水堰樋普請差障りの儀、下有知村外1か村より尾張藩領村々へ申立て吟味の処、先規の通り尾張藩普請にて熟談内済につき)	天保三辰十月	1832	一紙	1
と28		乍恐御伺之方御願申上候(組合用水堰の儀、下有知村より訴訟にて熟談の処、熟談の趣意変改の件につき)	(天保3年)辰閏十一月	1832	一紙	1
と29		乍恐以書付奉願上候(用水出入、熟談内済の処、笠松役所に普請願上げにつき)	天保三辰年閏十一月	1832	一紙	1
と30		乍恐以書付奉申上候(下有知村外3か村より曾代・上有知村へ用水敷地米代金など渡しの処、出入一件諸入用は用水組合4か村へ割懸けにつき)	天保三辰年十二月十八日	1832	一紙	1
と31		乍恐以書付御請奉申上候(下有知・関村より尾張藩領曾代・上有知村への用水出入熟談中、堰樋伏込は尾張藩にて取扱いにつき)	天保三辰年十二月	1832	一紙	1
と32		乍恐以書付御請奉申上候(下有知・関村より尾張藩領曾代・上有知村への用水出入一件、堰樋伏込の儀、尾張藩普請にての諸入用割合も承知につき)	天保三辰年十二月	1832	一紙	1

作 成	受 取	備 考
訴訟方		破損あり、端裏「下有知村一件訴訟方」
		破損あり、31.0×211.6cm、「塚樋一件ニ付野田斧吉様手附杉本市兵衛様、御堤方原田弥右衛門様、尾州様御家来高田伊六様、上有知上田源助様御手代丹羽六兵衛様立会御見物之所右絵図相認候而取喫人寿作江遣し置申候」とあり
曾代村庄屋清九郎(印)、同村組頭森平三郎(印)、上有知村組頭岡重助(印)、同村庄屋鈴木市郎右衛門(印)	下有知村庄屋次右衛門殿、同宗左衛門殿	『新修関市史 史料編近世三』p. 723に収載
下有知村庄屋惣代次右衛門、差添庄屋宗左衛門	上有知村庄屋市郎右衛門殿、曾代村庄屋清九郎殿	『新修関市史 史料編近世三』p. 724に収載
曾代村庄屋清九郎(印)、同村組頭森平三郎(印)、上有知村庄屋鈴木市郎右衛門(印、同組頭岡重助(印)	下有知村庄屋治右衛門殿、同惣左衛門殿	『新修関市史 史料編近世三』pp. 723～724に収載
当御支配所濃州武儀郡下有知村庄屋次右衛門、同文八	野田斧吉様御役所	『新修関市史 史料編近世三』pp. 724～725に収載
当御代官所濃州武儀郡下有知村訴訟人庄屋次右衛門、差添人同(庄屋)文八	野田斧吉様御役所	後欠、『新修関市史 史料編近世三』pp. 732～733に収載、と23～と26・と108-1は同内容
		と23～と26・と108-1は同内容
当御代官所濃州武儀郡下有知村訴訟人庄屋治右衛門、差添人文八	野田斧吉様御役所	と23～と26・と108-1は同内容
当御代官所濃州武儀郡下有知村訴訟人庄屋治右衛門、差添人文八	野田斧吉様御役所	裏「別紙ニ写有」、と23～と26・と108-1は同内容
野田斧吉御代官所濃州武儀郡下有知村、大島兵庫知行所同郡関村右小前村役人惣代、野田斧吉御代官所同郡下有知村訴訟人庄屋次右衛門(印)、尾張殿領分同郡上有知村庄屋市郎右衛門、組頭重助、右兩人煩ニ付代兼相手庄屋村瀬平次郎(印)、同年寄河村忠右衛門(印)、同領分同郡曾代村庄屋伊平、組頭助九郎、右兩人煩ニ付代兼同(相手)庄屋清九郎(印)、同組頭平三郎(印)	御評定所	
曾代村庄屋清九郎印、上有知村庄屋鈴木市郎右衛門印、同村瀬平治郎印、年寄河村忠右衛門印	上田源助様御陣屋	
当御支配所武儀郡下有知村庄屋惣代治右衛門、同周助	笠松御役所	下書
右(下有知)村庄屋文八郎、同宗左衛門	笠松御役所	
武儀郡下有知村庄屋惣代次右衛門	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世三』pp. 734～735に収載
武儀郡下有知村庄屋惣代治右衛門	笠松御役所	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と33		差出申一札之事（4か村組合用水堰所、曾代・上有知村への出入熟談不行届きの処、尾張藩の堰樋伏替え、4か村役人出来方見届けにつき）	天保四巳三月	1833	縦	1
と34		乍恐以書付奉願上候（4か村組合用水堰樋普請の儀、熟談にて尾張藩普請願上げにつき）	（天保4年）巳七月	1833	一紙	1
と35		乍恐以書付奉願上候（曾代・上有知村より4か村組合用水堰樋伏替出入の諸入用4か村へ4分の1割当て、入用金差出し難儀の処、用水差止めなどにつき）	天保五年午三月	1834	一紙	1
と36		乍恐以書付奉願上候（4か村組合用水堰伏替出入の諸入用金、帳面も見せず4か村への割合極め不当にて、公儀用水への願上げにつき）	天保五午年四月	1834	一紙	1
と37		乍恐以書付奉願上候（4か村組合用水堰伏替出入の諸入用金、不相当の入用割合にて帳面見せ、正路に入用割合するよう掛合いにつき）	天保五午年四月	1834	一紙	1
と38		乍恐以書付御届ケ奉申上候（4か村組合用水、堰戸下げ通水せずにて尾張藩へ懸合い中、小前の者ら堰戸揚げ差留めなどにつき）	（天保5年）年号月日	1834	一紙	1
と39		奉差上熟談済口証文之事（4か村組合用水、尾張藩領曾代・上有知村地内伏込堰樋普請にて出入熟談後、出入諸造用金の割当にて争う処、立入人により熟談につき）	天保五年午六月	1834	一紙	1
と40		井組四ヶ村取極之事（出入済口にて、用水普請・新規の水引取り・用水路にての渡世・和融講の儀など取極めにつき）	天保五年午八月	1834	一紙	1
と41		井組四ヶ村取極之事（出入済口にて、用水普請・新規の水引取り・用水路にての渡世・和融講の儀など取極めにつき）	天保五年午八月	1834	一紙	1
と42		井組四ヶ村取極之事（出入済口にて、用水普請・新規の水引取り・用水路にての渡世・和融講の儀など取極めにつき）	天保五年午八月	1834	一紙	1

作 成	受 取	備 考
野田斧吉御代官所濃州武儀郡下有知村村役人印、池田新之助知行同郡同村村役人、大島兵庫知行同郡関村村役人印	尾州様御領分濃州武儀郡松森村御役人宛、同断同州同郡小瀬村御村役人宛	『新修関市史 史料編近世三』 p. 735に収載
		下書、貼紙あり、端裏「天保四巳七月」、後欠
庄屋次右衛門、同忠兵衛、同宗左衛門	笠松御役所	端裏「天保五午三月晦日用水差止ニ付御役所江願書扣」、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 735～736に収載
当御支配所武儀郡下有知村庄屋、大島兵庫知行所同郡関村庄屋	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世三』 pp. 737～738に収載
当御支配所武儀郡下有知村庄屋治右衛門、同断忠兵衛、同断宗左衛門	笠松御役所	端裏「午四月通水差支ニ付願書差上候処、尾州様御役場江御懸合相成候処、井上両村より返答書差上候ニ付趣を尋御札ニ付差上候願書扣四月十一日」
御支配所武儀郡下有知村庄屋周助、年寄宗右衛門、百姓代豊三郎		端裏「午四月十二日小前切戸揚候節御届書扣」
野田斧吉御支配所武儀郡下有知村庄屋治右衛門(印)・忠兵衛(印)・宗左衛門(印)・周助(印)・藤助(印)・金三郎(印)、年寄尚助(印)・久助(印)、百姓代文八(印)、池田新之助知行所同村分郷庄屋七郎(印)、年寄幾右衛門(印)、大島兵庫知行所同郡関村庄屋彦十郎(印)、年寄久蔵(印)・清四郎(印)、尾州御領同郡松森村庄屋平三郎(印)・一左衛門(印)・新八郎(印)、同御領同郡小瀬村庄屋喜平治(印)・四郎兵衛(印)、組頭宇平治(印)、同御領曾代村組頭十兵衛(印)、(他組頭3人連印)、庄屋清九郎(印)・伊平(印)、同御領同郡上有知村組頭長兵衛(印)、(他組頭9人連印)、庄屋市郎右衛門(印)・村瀬平次郎(印)、年寄河村忠右衛門(印)、野田斧吉御支配所郡中惣代同郡八幡村取嚙人助蔵(印)、尾州御領同郡上生櫛村庄屋取嚙人栄十郎(印)		
下有知村庄屋治右衛門(印)・忠兵衛(印)・宗左衛門(印)・周助(印)・藤助(印)・金三郎(印)、同村給所同七郎(印)、関村庄屋彦十郎(印)、松森村庄屋平三郎(印)・新八郎(印)、小瀬村庄屋喜平治(印)・四郎兵衛(印)		『新修関市史 史料編近世三』 pp. 742～743に収載、と40・と41・と42は同内容
下有知村庄屋治右衛門、忠兵衛、宗左衛門、周助、藤助、金三郎、七郎、関村庄屋彦十郎、松森村庄屋平三郎、新八郎、小瀬村庄屋喜平治、四郎兵衛		と40・と41・と42は同内容
下有知村庄屋治右衛門・忠兵衛・宗左衛門・周助・藤助・金三郎・七郎(印)、関村庄屋彦十郎、松森村庄屋平三郎・新八郎、小瀬村庄屋喜平治・四郎兵衛		破損あり、と40・と41・と42は同内容

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と43		和融講証文之事（去午年取立ての用水組合和融講の義、井組4か村加入の8口分、遅滞なく満講まで掛金納入につき）	天保六年未十月	1835	一紙	1
と44		為取替申規定一札之事（関村へ引来る岩下井堀、下有知村内に掘替えにて新規井道は関村へ借地し敷地年貢米納取極めにつき）	嘉永五年子五月	1852	一紙	1
と45		乍恐以書付奉申上候（下有知村用水の義、井道敷地年貢諸役・埴樋伏替入用費など下付金ある処、私領替えにては難渋につき）	文久元酉年七月	1861	一紙	1
と46		乍恐口上書以奉願候御事（4か村組合用水堀敷地、4か村年貢米・山石米など曾代・上有知村へ諸役納入の処、年々割賦増加にて出入、済口後の件につき）	（享保3年）	1718	縦	1
と47		用水之書上通（曾代用水による下有知村新田畑開発のあらまし覚書）			一紙	1
と48		乍恐以書付奉願上候（4か村組合用水埴樋大破にて笠松役所へ普請願いの処、曾代・上有知村など差障りにて訴訟申上げにつき）	（天保2年11月カ）	1831	一紙	1
と49		〔曾代用水絵図〕			絵図	1
と50		〔郡上川通上有知村川端猿尾・横越村請猿尾絵図〕	（慶応2年正月）	1866	絵図	1
と51		乍恐以書付御伺奉申上候（下有知村用水敷地江料米、下付金にて曾代・上有知村へ渡しの間、御一新後は収納米下付の処、曾代村など金納願いにつき）	（明治2年カ）	1869	一紙	1
と52	1	乍恐奉願上候御事（立会用水敷地井料米の儀、笠松県役所へ掛合願いにつき）	（明治2年）巳十二月	1869	縦	1
と52	2	乍恐御達旁奉願上候御事（下有知・関村組合用水路杖樋の柱痛み添木新調にて許容願いにつき）	（明治2年）巳十月	1869	縦	1
と53		赤谷川井道樋伏申二付一札之事（懸樋潰地敷地年貢、諸事普請など井組4か村取決めにつき）	元禄四年未四月廿一日	1691	一紙	1
と54		一札（下有知・小瀬村、前洞堰にて水論の処、取扱いにて済口につき）	安永二巳年五月	1773	一紙	1
と55		乍恐以書付奉願上候（川向い上有知村川端猿尾、新規の儀にて取払い願いの処、熟談にて差下げ願いにつき）	嘉永六年丑三月	1853	一紙	1
と56		熟談規定証文之事（上有知村川端猿尾、新規の儀にて横越村取払い申上げの処、立入人により熟談につき）	嘉永六年丑三月	1853	一紙	1
と57		乍恐以書付奉願上候（上有知村猿尾、川向い村々差障り無ければ差置き願いにつき）	嘉永六年丑三月	1853	一紙	1

作 成	受 取	備 考
下有知村庄屋治右衛門・忠兵衛・宗左衛門・周助・藤助・金三郎、同村給所庄屋七郎、関村庄屋彦重郎、松森村庄屋一左衛門・新八、小瀬村庄屋四郎兵衛、組頭熊治	曾代村、上有知村御庄屋衆中	『新修関市史 史料編近世三』 pp. 743～744に収載
下有知村地主専六(印)・増蔵(印)・利助(印)・伝三郎(印)・喜代蔵(印)・友右衛門(印)・豊吉(印)、同村庄屋儀右衛門(印)・俊蔵(印)、関村庄屋彦十郎(印)		端裏「岩下井堀為取替」、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 753～754に収載
武儀郡下有知村新上知百姓代孫三郎、年寄栄助、庄屋俊蔵、同村古上知百姓代甚兵衛、年寄芳五郎、庄屋木一郎、同村古料百姓代捨三郎、年寄喜兵衛、庄屋忠兵衛	笠松御役所	下書カ、貼紙あり、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 759～760に収載
		下書
		破損あり、27.8×40.8cm、用水通りの村名あり
		27.6×39.6cm
武儀郡曾代村組頭、庄屋西部清九郎、同郡上有知村組頭、庄屋東堀喜兵衛	北地御部宰御出張所	
小瀬村組頭伊右衛門(印)、松森村庄屋篠田良造(印)、小瀬村兼帯庄屋松森村締役古田平右衛門(印)	北地御摠管御出張所	
武儀郡下有知村庄屋作兵衛・治左衛門・甚三郎・長十郎・全兵衛、同郡小瀬村庄屋権右衛門、同村組頭全兵衛、同郡関村庄屋喜平次、同村組頭治郎右衛門	武儀郡松森村庄屋五郎兵衛殿、同断長五郎殿、同断伝兵衛殿	『新修関市史 史料編近世三』 pp. 595～596に収載
私領方善助、証人小兵衛、同断金四郎、同断作十郎、同断藤七	玄意殿、金左衛門殿、藤助殿	破損あり、と5・と54は同内容
横越村庄屋重右衛門、年寄亀太郎、百姓代次兵衛	川通り御懸り様	と55～57は帯封一括、帯封「嘉永六年丑三月川通り切払候見分ニ付上有知村横越村猿尾差障り一件熟談書類」、端裏「横越村より差上候願書写庄屋代次兵衛」
横越村庄屋重右衛門(印)・嘉右衛門(印)、年寄亀太郎(印)、百姓代治兵衛(印)・忠右衛門(印)、上有知村庄屋村瀬平次郎(印)、組頭善右衛門(印)、百姓代市郎兵衛(印)	下有知村俊蔵殿、同久助殿	
上有知村庄屋村瀬平次郎印、組頭善右衛門印、百姓代市郎兵衛印	川通り御懸り様	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と58		差上申済口証文之事（上有知村川端猿尾普請にて川向い横越村より差障り訴訟の処、立入人により熟談につき）	慶応二寅年正月	1866	一紙	1
と59		差入申書付之事（上有知村川端普請にて横越村より差障り訴訟の熟談の趣意、上有知村は新規差障り分取直し、横越村は水湛時は請猿尾仕出しなどにて承知につき）	慶応二寅年正月	1866	一紙	1
と60		差上申済口証文之事（上有知村川端猿尾普請にて川向い横越村より差障り訴訟の処、立入人により熟談につき）	慶応二寅年正月	1866	一紙	1
と61		〔郡上川通上有知村川端猿尾・横越村請猿尾絵図〕	慶応二年寅正月	1866	絵図	1
と62		覚書（曾代・上有知村への用水井料敷地米の件につき）	（寛文8～天保2年）	1668	横長	1
と63		差入申一札之事（小瀬村地内懸樋の儀、用水路捨末堀へ懸通しにて出水時は取払い水行き障り無く、普請所出来の節は取繕いにつき）	文久元酉年三月	1861	一紙	1
と64		為取替申永代樋取極之事（下有知村より上有知村へ貸渡しの樋、26か年中漏水など無きにて双方納得熟談、伏込方取極めにつき）	元治二丑年二月	1865	一紙	1
と65		〔曾大大分分水料など書付〕			切紙	1
と66		〔用水出入の曾代・上有知村分入用覚帳〕	（享保元～天保3年）	1716	横長	1
と67		〔4か村用水堰樋普請の儀につき願書下書〕			一紙	1
と68		杖伏出入諸入用帳	天保三年辰十二月	1832	横長	1
と69		乍恐奉以口上書申上候（下有知・関・小瀬・松森村より、曾代・上有知村へ井堀年貢目録に北方役人奥印願い、川崎平右衛門よりも内々に申来るにつき）	（宝暦10年カ）辰四月	1760	縦	1

作 成	受 取	備 考
当御支配所横越村百姓代忠右衛門、年寄亀太郎、庄屋治兵衛、尾州御領上有知村組頭市郎兵衛、庄屋善右衛門、当御支配所下有知村立入人政治郎、尾州御領松森村立入人平右衛門、宿平野屋九右衛門、同井桁屋武八	笠松堤方御役所	と58～61は袋一括、袋「慶応二年寅正月 横越村上有知村出入一件書類入 政次郎扣」、破損あり、付紙などあり
横越村庄屋治兵衛(印)、年寄亀太郎(印)、百姓代忠右衛門(印)、上有知村組頭市郎兵衛(印)、庄屋善右衛門(印)	下有知村立入人政治郎殿、松森村立入人平右衛門殿	破損あり
当御支配所武儀郡横越村百姓代忠右衛門(印)、年寄亀太郎(印)、庄屋治兵衛(印)、尾州御領同郡上有知村組頭市郎兵衛(印)、庄屋善右衛門(印)、当御支配所同郡下有知村立入人政治郎(印)、尾州御領同郡松森村立入人平右衛門(印)、郷宿平野屋九右衛門(印)、同井桁屋武八(印)	笠松堤方御役所	
当御支配所横越村庄屋治兵衛(印)、年寄亀太郎(印)、百姓代忠右衛門(印)、尾州領上有知村庄屋善右衛門(印)、組頭市郎兵衛(印)、当御支配所下有知村立入人政治郎(印)、尾州領松森村立入人平右衛門(印)		39.5×55.2cm、彩色あり
関村地主市助(印)、同村庄屋彦十郎(印)、小瀬村庄屋林助(印)	松森村、下有知村、小瀬村、関村御庄屋衆中	『新修関市史 史料編近世三』 pp. 758～759に収載
下有知村庄屋喜左衛門(印)、政治郎(印)、木一郎(印)、友右衛門(印)、雄右衛門(印)、金三郎(印)、忠兵衛(印)、上有知村組頭惣代山口善右衛門(印)、同庄屋小阪参助(印)、同断田中治助(印)、年寄須田三郎兵衛(印)、立会役村瀬平治郎(印)、頭百姓鈴木市郎右衛門(印)、立入松森村古田平右衛門(印)		『新修関市史 史料編近世三』 pp. 764～765に収載
		表紙「曾代村割符扣并上有知村ノ高写」 「写し」
武儀郡曾代村庄屋彦兵衛印、同村組頭助三郎印・六兵衛印・吉右衛門印・忠右衛門印、同郡上有知村庄屋源右衛門印、同村組頭与七郎印・佐右衛門印・弥左衛門印・重助印・市郎右衛門印・友右衛門印・惣左衛門印・善右衛門印・藤兵衛印・又右衛門印、藤助印、河村忠右衛門印	磯村藤七郎様	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と70		差上申済口証文之事（下有知・関村より尾張藩領曾代・上有知村相手取り江戸奉行所へ訴訟の用水塚樋伏替普請一件、熟談につき）	天保三辰年正月	1832	縦	1
と71		〔千疋村植野村用水の延宝8年普請手形写・寛保2年普請諸入用勤めにつき証文写・天保7年渇水時の入組み出訴、和熟につき済口証文写〕	（延宝8年11月晦日・寛保2年9月・天保7年6月27日）	1680	一紙	1
と72		山県郡植野村と同郡千疋村と立会用水所取替ハセ証文之事（井普請両村高割の処、人足数は千疋村3分の2・植野村3分の1と勤めるにつき）	享保十七壬子年十二月	1732	一紙	1
と73		山県郡植野村と同郡千疋村と立会用水所取替ハセ証文之事（井普請両村高割の処、人足数は千疋村3分の2・植野村3分の1と勤めるにつき）	享保十七壬子年十二月	1732	一紙	1
と74		山県郡植野村と同郡千疋村と立会用水所取替ハセ証文之事（井普請両村高割の処、人足数は千疋村3分の2・植野村3分の1と勤めるにつき）	享保十七壬子十二月	1732	縦	1
と75		〔千疋村植野村立会用水井堰の用水引取・普請入用とも三つ割りの件書類写〕	（寛保2年9～11月）	1742	縦	1
と76		為取替申一札之事（千疋村植野村立会用水人足3分の1は植野村・3分の2は千疋村と配符の処、用水量も人足割とするにつき）	寛保二壬戌年十一月	1742	縦	1
と77		〔千引・植野村用水普請明細帳・取替証文など書類写〕	（元文3・寛保2・文政元年）	1738	縦	1
と78		済口証文之事（千疋・植野村組合用水懸引きの儀、去未7月渇水時、入組み出訴の処、和熟につき）	天保七年申六月廿七日	1836	縦	1
と79		山県郡戸田村側島村逆出一件書上下書（逆出普請の儀、小前・村役人見込違いにて逆出見分願いにつき）	嘉永三年戌十月	1850	縦	1
と80		乍恐以書付御吟味下奉願上候（山県用水井組14か村、砂浚諸入用割賦方の儀にて行違ひ吟味中の処、熟談にて用水一件の願書下げにつき）	嘉永五子年十一月	1852	一紙	1

作 成	受 取	備 考
訴訟人当御支配所武儀郡下有知村庄屋次右衛門、庄屋忠兵衛・文八・周助・宗右衛門・藤助、池田新之助知行所同郡同村庄屋善三郎、大島兵庫知行所同郡関村庄屋彦十郎、井組懸合尾州御領同郡小瀬村庄屋喜平次、同断同断同郡松森村庄屋平三郎、相手方尾州御領同郡上有知村庄屋市郎右衛門・平次郎、組頭重助、同断同断同郡曾代村庄屋伊平、組頭平三郎・彦七		『新修関市史 史料編近世三』 pp. 721～723に収載
		破損あり、一部継目剥がれ、端裏「不用」、『新修関市史 史料編近世三』 p. 963・p. 969・p. 977に収載
石河伊賀知行所植野村庄屋佐兵衛印、同村組頭彦右衛門印・新右衛門印・佐左衛門印・与市良印・彦三郎印・重次郎印	御料千疋村当番庄屋四郎兵衛殿、同村年寄兵左衛門殿、同村組頭久兵衛殿・藤四郎殿・勘助殿・三郎兵衛殿・源十郎殿・半平殿	写、破損あり、『新修関市史 史料編近世三』pp. 963～964に収載、と72・73・74は同内容
佐兵衛、彦右衛門、新右衛門、佐左衛門、与市郎、彦三郎、重次郎	御料千疋村当番庄屋四郎兵衛殿、同村年寄兵左衛門殿、同村組頭久兵衛殿・藤四郎殿・勘助殿・三郎兵衛殿・源十郎殿・半平殿	破損あり、と72・73・74は同内容
御料千疋村当番庄屋四郎兵衛印、同村年寄兵左衛門印、同村組頭久兵衛印・藤四郎印・勘助印・半平印・三郎兵衛印・源四（十）郎印	石河伊賀守様知行所植野村庄屋佐兵衛殿、同村組頭彦右衛門殿、同村同断新右衛門殿・佐左衛門殿・与市良殿・彦三郎殿・重次郎殿	朱書「一 写」、と72・73・74は同内容
		破損あり、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 966～968に一部収載
山県郡千疋村庄屋助右衛門、年寄藤四郎、組頭久兵衛・兵左衛門・市郎兵衛・四郎兵衛・市右衛門	上野村庄屋左兵衛殿、年寄伊左衛門殿	朱書「二 写」、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 968～969に一部収載
		破損あり、『新修関市史 史料編近世三』 pp. 964～966・969～972に収載
		朱書「三 写」
武儀郡下有知村右立入人俊蔵、山県郡千疋村同断市郎兵衛	笠松堤方御役所	『新修関市史 史料編近世三』 pp. 988～989に収載
当御支配所山県郡溝口村庄屋伊三郎・源右衛門、福留村庄屋三郎兵衛・仙十郎、世保村庄屋庄右衛門・源三郎、石原村年寄新右衛門(印)、森村庄屋友右衛門、門屋村庄屋莊兵衛(印)、落村庄屋佐兵衛、小野村庄屋半兵衛・孫左衛門(印)、三輪村年寄政右衛門、尾州御領同郡中屋村年寄治郎左衛門、三淵縫殿助知行同郡古市場村庄屋房次郎、奥山重太郎知行同郡同村庄屋弥次兵衛、松平隼之丞知行同郡太郎丸村庄屋弥兵衛・儀左衛門、同断同郡岩村庄屋藤左衛門・菊左衛門、当御支配所同郡加野村庄屋立入人真右衛門、同断武儀郡下有知村同俊蔵、郷宿木屋伝右衛門・井桁屋武八	笠松御役所	端裏「山県用水一件」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と81		差上申済口証文之事（山県用水14か村組合、宮上村地内伏込分水胴木の砂浚い諸入用割賦の儀にて行違い始末の処、熟談内済につき）	（嘉永5年）	1852	一紙	1
と82		為取替申証文之事（千疋村地内秣場を植野村より苧取の儀、立入人により熟談につき）	（安政3年）	1856	一紙	1
と83		〔千疋村より井組合植野村へ用水引取り方差障りの儀にて訴訟の件、訴答など書付〕			一紙	1
と84		乍恐御尋ニ付申上候事（千疋村組合用水・秣苧取場出入一件内熟にて、用水行配・秣苧取方ともこれまで通りと証文取替えにつき）	（天保7年）申七月	1836	縦	1
と85		取極申内規定之事（笠神村古田添畑方水引き方の儀、古田余水のほかは引入れせずにつき）	嘉永六年丑七月	1853	一紙	1
と86		取極申一札之事（大矢田村井堰の儀、暫く中絶にて井堰場取替え下の方へ引下げ後、笠神村差障りの処、内熟につき）	文久二年戊閏八月	1862	縦	1
と87		取極申一札之事（大矢田村井堰の儀、暫く中絶にて井堰場替え下の方へ引下げ後、笠神村差障りの処、内熟につき）	文久二年戊閏八月	1862	縦	1
と88		取極申一札之事（大矢田村井堰の儀、暫く中絶にて井堰場取替え下の方へ引下げ後、笠神村差障りの処、内熟につき）	文久二年戊閏八月	1862	一紙	1
と89		為取替申一札之事（大矢田村井堰の儀、暫く中絶にて下の方へ堰立て後、笠神村差障り出訴の処、内熟につき）	文久三亥年五月	1863	一紙	1
と90		〔笠神用水井堰絵図〕			絵図	1
と91		為取替申一札之事（天保14年9月洪水後の井水路字定水所の積籠一件、差纏れの処、立入人により済方につき）	嘉永元申年四月	1848	一紙	1
と92		差上申済口証文之事（井水路字定水所、天保14年9月洪水にて積籠の処、裁許にて取払請書差上げ後、組合より差下願書あり出訴の処、立入人により裁許面守るようにつき）	（嘉永元年）	1848	一紙	1
と93		奉差上御請書之覚（村々井水路字定水所、去年9月洪水にて川瀬変地し新規に積籠の処、目障りと裁許にて取払いにつき）	天保十五辰年十一月	1844	一紙	1

作 成	受 取	備 考
		端裏「山県用水一件」
		下書、立入人に「御料武儀郡下有知村山田俊蔵、同郡小屋名村市左衛門、尾州御領同郡徳永村藤田徳兵衛、同郡松森村篠田新八郎」とあり
		下書
植野村庄屋永田彦右衛門	河原一太郎様	朱書「四 写」
		端裏「笠神村水論一件取極内規定熟談書付扣」、年代は端裏より
立入人高野村杉山長左衛門・松森村篠田新八郎・古田平右衛門・徳永村藤田徳兵衛	山田政治郎殿、山田久助殿	と86~87は包紙一括、包紙「笠神村大矢田村井堰一件」、控カ
下有知村立入人山田政治郎、山田久助	杉山長左衛門殿、篠田新八郎殿、古田平右衛門様、藤田徳兵衛殿	
立入人高野村杉山長左衛門(印)・松森村篠田新八郎(印)・古田平右衛門(印)・徳永村藤田徳兵衛	山田政治郎殿、山田久助殿	と88~89は包紙一括、包紙「為取替証文 笠神村・大矢田村」
武儀郡笠神村五人組惣代山三郎(印)・兵四郎(印)、百姓代安太郎(印)、年寄善兵衛(印)・嘉右衛門(印)、庄屋喜三次(印)・幸右衛門(印)、右村兼帯庄屋下有知村山田俊蔵(印)、同郡大矢田村高持惣代次郎平(印)、頭百姓源兵衛(印)、組頭安右衛門(印)、庄屋後藤啓次(印)、立入人下有知村山田久助(印)・高野村杉山長右衛門(印)・徳永村藤田徳兵衛(印)・松森村古田平右衛門(印)		
		43.8×63.6cm、彩色あり、「大矢田堰」「極楽寺新堰」は朱色で記載
更地村附名主青木理兵衛(印)、名主代助(印)、上秋村名主台二(印)、木振村名主五平(印)、黒野村附名主市三郎(印)、寺内村名主長作(印)、古川村名主四郎兵衛(印)		破損あり、「右之通私共立入双方江為取替申候ニ付写差上候以上、下有知村俊蔵(印)、笹屋専次(印)、平野屋九右衛門(印)」と奥書あり
真桑井組六分方惣代上真桑村庄屋利平(印)・猪六(印)、下真桑村庄屋三右衛門(印)・忠平、四分方更地村大庄屋太左衛門(印)、附名主理兵衛(印)、名主代助(印)、上秋村名主台二(印)、木振村名主五平(印)、黒野村附名主市三郎(印)、寺内村名主長作(印)、古川村名主四郎兵衛(印)、武儀郡下有知村立入人俊蔵(印)、笹屋専次(印)、平野屋九右衛門(印)	笠松堤方御役所	
上真桑村庄屋猪六印、下真桑村庄屋治左衛門印、更地村五人組頭代助印、木振村名主専一郎印、上秋村五人組頭才助印	笠松堤方御役所	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と94		乍恐以書付御届奉申上候（去寅6月木曾川出水し前渡・下切両村地内堤切れ下川手村地内往還通水害防方土手築立て、徳田村含む8か村より差障り一件、済口証文差上げにつき）	安政二年卯九月	1855	一紙	1
と95		取極申内規定証文之事（去寅6月木曾川出水し前渡・下切両村地内堤切れ下川手村地内往還通水害防方土手築立て、徳田村含む8か村より差障り一件、立入人より熟談内済につき）	安政二卯年九月	1855	一紙	1
と96		一札（石津郡小坪新田より多芸郡江組六ヶ村へ差入組一件、小坪新田の乱方の取計い無きよう噺人取極めにつき）	文久三亥年七月	1863	一紙	1
と97	1	〔小坪新田差入組一件、取締りの4か条の請書写、噺人へ下げ願〕	（文久3年カ）	1863	一紙	1
と97	2	乍恐以書付奉願上候（去寅6月木曾川出水し前渡・下切両村地内堤切れ下川手村地内往還通水害防方土手築立て、徳田村含む8か村より差障り一件、熟談にて見分につき）	（安政2年）	1855	切紙	1
と97	3	九助殿惣左衛門殿御届に付拙共御挨拶心得覚（江組水落の義につき）	八月四日		切紙	1
と97	4	「一件詰り噺人中引受…」〔書付〕	六月		切紙	1
と97	5	〔大場新田江代米の件につき書付〕			一紙	1
と97	6	立入人内輪取調書（頼母子口数書付）			切紙	1
と97	7	〔除普請の儀につき一札下書〕			一紙	1
と97	8	〔除普請の儀につき一札下書〕			一紙	1
と98		新田山ノ溝敷敷取極之事（新開出来にて溝敷米割合取極めにつき）	弘化三年午五月	1846	一紙	1
と98	1	〔先年譲り渡しの田地溝敷米勘定の件につき一札〕	（弘化3年）午六月	1846	切紙	1
と99	1	覚（金15両、浚い普請渡しにて取計らうようにつき）	嘉永四亥年九月	1851	一紙	1
と99	2	覚（金15両、油島洲浚い残金の内へ請取につき）	（嘉永4年）九月十五日	1851	一紙	1
と99	3	覚（金10両請取につき）	（嘉永4年）亥九月十五日	1851	一紙	1
と99	4	覚（金5両受取につき）	（嘉永4年）亥九月十六日	1851	切紙	1
と99	5	覚（金10両請取につき）	（嘉永4年）九月十六日	1851	切紙	1
と99	6	覚（浚い普請金の内15両、済口納得金26両請取につき）	（嘉永4年）一	1851	切紙	1

作 成	受 取	備 考
方県郡又丸村小右衛門、武儀郡下有知村俊蔵	笠松堤方御役所	一部継目剥がれ
御料所羽栗郡徳田村庄屋市右衛門、印食新田庄屋七右衛門、徳田新田庄屋理之助、笠松村庄屋重右衛門、惣年寄秀助、安藤長門守領分下印食村庄屋源内・利兵衛、上印食村庄屋治郎兵衛、川手畑庄屋栄左衛門、平岩石見守知行所伏屋村庄屋清左衛門、永井肥前守領分厚見郡下茜部村庄屋孫作、下川手村庄屋国四郎、高川原村庄屋権蔵、郷宿松屋治兵衛・笹屋専次、立入人御料所武儀郡下有知村訴答兼帯庄屋俊蔵・安藤長門守領分方県郡又丸村庄屋小右衛門		一部継目剥がれ
取喫人小倉村日比三郎右衛門、下有知村俊蔵、有尾村武右衛門	江組六ヶ村御庄屋衆中	貼紙あり
		貼紙多数あり
		と97-2～-8は帯封一括、帯封「江組一件書類」、一部継目剥がれ
立入三人	九助殿、惣左衛門殿	
		破損あり
立入人安右衛門、同断権助、同断弥五兵衛	左九郎殿、久助殿	と98にと98-1が挟まれていた、端裏「山ノ神溝敷一件書付写」
元地主左九郎、証人久助	宗左衛門殿御取次	
弥兵衛(印)、小十郎(印)	油島ノ切取喫人俊蔵殿、市郎兵衛殿	と99-1～-8はこより紐・包紙一括、包紙「桑名郡油島新田地先ノ切一件書類入」
立田わ中惣代鷺尾嘉十郎(印)、神明津わ中惣代武四郎(印)、桑原わ中惣代幸助(印)、同八左衛門(印)	中村市郎兵衛様、山田俊蔵様、定助様	
鷺尾嘉十郎(印)	山田俊蔵様、中村市郎兵衛様	
八神幸助	山田俊蔵様	
喜十郎	山田様	
取喫人俊蔵、同断市郎兵衛	伊尾川附村々御惣代衆中	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と99	7	差入申書付之事（勢州桑名郡油島新田地先メ切所出入一件、熟談整い喰違いの長さ・巾・深さなど規定通り守るにつき）	（嘉永4年）一	1851	切紙	1
と99	8	覚（納得金50両・26両請取につき一札）	嘉永四亥年九月十五日	1851	切紙	1
と100		乍恐以書付奉願上候（下有知村百姓源三郎へ同村百姓友右衛門、用水築留め田所へ水引取らせずにて訴訟につき）	慶応二寅年七月	1866	一紙	1
と101		差出申一札之事（先々代質流れの田地返地の頼み不行届き、田地の用水口築留めにて訴訟につき）	慶応二寅年七月	1866	一紙	1
と102		覚（新規に樋の伏込みせず増減無きにつき）	年号月日		切紙	1
と103		申ノ年井道敷地御年貢米割手形之事（年貢代金堤夫銀合15両3分銭840文請取につき）	寛文八年申ノ十二月十八日	1668	一紙	1
と104		覚（年貢割手形につき）	寛文拾貳年子霜月廿三日	1672	一紙	1
と105		差入申一札之事（去寅6月中下川手村地内水障一件、熟談内済にて立入人より金200両障方8か村へ渡す約定承知につき）	安政二卯年九月	1855	一紙	1
と105	1	差入申一札之事（去寅6月中下川手村地内水障一件、熟談内済にて立入人より金30両障方6か村へ渡すよう約定するにつき）	安政二卯年九月	1855	一紙	1
と106		為取替証文之事（江組村々悪水落込樋の義、六ヶ村より大樋煩いの儀、小坪新田納得にて双方古形守り修覆掘浚は銘々行うにつき）	万延元申年十二月	1860	一紙	1
と107		奉差上候熟談証文之事（石津郡小坪新田より多芸郡江組六ヶ村への出入一件、去酉年済方後、江料米滞り一件などにて訴答の処、熟談につき）	（文久3年カ）	1863	一紙	1
と108		〔下有知村用水にて理不尽の所業あり、御膳初に差支えにて懸合いの件につき書状〕	（天保5年）四月十五日	1834	切紙	1
と108	1	乍恐以書付御届奉申上候（用水込樋伏替え普請出入、笠松役所普請では無きにて済口証文差上げにつき）	（天保3年）辰九月十三日	1832	切紙	1
と108	2	〔不破郡藤下村在住高木大炊の姉、有柄川宮の后につき覚書〕			切紙	1
と108	3	差上申御請証文（4か村組合込樋の儀、熟談にて先年の通り尾張藩普請、去巳井組村々より笠松役所へ願上げの処、承知につき）	天保五午年正月	1834	切紙	1

作 成	受 取	備 考
武儀郡下有知村庄屋立入人俊蔵	御料所桑原輪中御惣代衆中	
一、一	油島ノ切□□御中	継目剥がれ、資料に番号記載なし
武儀郡下有知村百姓願人源三郎(印)、親類千六(印)、庄屋源吉(印)、同村百姓相手友右衛門(印)、親類雀松(印)、庄屋太平次(印)、右村庄屋又左衛門(印)、木一郎(印)、郷宿亀屋源四郎(印)、平野屋九右衛門(印)	笠松御役所	
下有知村中組百姓友右衛門(印)、親類雀松(印)	古料、上知御村役衆中	「中組庄屋太平次(印)」の奥印あり
松森村、一、一		
曾代村庄や惣兵衛印、同村組頭七郎兵衛印、同断長左衛門印	関郷喜田吉右衛門殿、柴山伊兵衛殿	破損あり、端裏「井料目録初年 寛文八申年曾代村方写シ 本紙ハ中組重蔵方ニ有之候」
曾代村庄や惣兵衛印、組頭長左衛門印、同七郎兵衛印、同五郎左衛門印、同源三郎印、同弥市印	下有知村籠山新助殿	端裏「寛文十二子年荒地出来候節之覚書写本紙中組重蔵方ニ有之候」
八ヶ村惣代徳田村庄屋市右衛門(印)、又丸村庄屋小右衛門(印)	下有知村庄屋俊蔵殿	
加納領惣代高川原村権蔵(印)、下有知村庄屋俊蔵(印)	又丸村庄屋小右衛門殿、徳田村庄屋市右衛門殿	
石津郡地先小坪新田庄屋弥三郎、多芸郡根古地新田庄屋武兵衛、同郡大場新田庄屋松永喜藤次、同郡下笠村庄屋田中文左衛門、同郡船附村庄屋安田七郎兵衛、同郡大野村庄屋渋谷代右衛門、同郡栗笠村庄屋佐藤喜造、立入人同郡小倉村庄屋日比三郎右衛門・石津郡牧田村庄屋桑原喜知三		
		破損あり
中島郷右衛門	赤木篤三郎様	と108・と108-1~-10はこより紐・包紙一括、包紙「八月十六日黄懸紙写」、端裏「天保五午四月用水差障申ニ付御役所より赤木篤三郎様御出役ニ而上有知御陣屋江御懸合之節再度之同返翰写し置候」
当御支配所濃州武儀郡下有知村庄屋次右衛門、同文八	野田斧吉様御役所	と23~と26・と108-1は同内容
池田吉十郎知行所下有知村分郷庄屋七郎、大嶋兵庫知行所関村庄屋彦十郎、尾州御領小瀬村庄屋喜平次、同松森村庄屋市左衛門、当御支配所下有知村庄屋次右衛門、同同庄屋宗左衛門		

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
と108	4	〔用水杖樋伏替出入一件、熟談内済にて尾張藩伏替えにつき書付〕	(天保4年カ) 六月	1833	切紙	1
と108	5	〔出入一件諸入用割賦の義につき書状〕	(天保5年カ) 正月十九日	1834	切紙	1
と108	6	〔用水出入熟談証文面の引違一条の儀につき書状〕	(天保3年カ) 五月廿一日	1832	切紙	1
と108	7	〔出入一件諸入用割賦の義につき書状〕	(天保5年カ) 正月十九日	1834	切紙	1
と108	8	〔御尊判渡しの節、訴訟面に名前違い・役違いあるにつき書状〕	(天保3年) 六月十六日	1832	切紙	1
と108	9	乍恐以書付奉願上候(4か村組合用水杖樋普請の儀、熟談にて尾張藩普請願上げにつき)	(天保4年)	1833	切紙	1
と108	10	〔18日訴状返上にて評定所へ召出すようにつき差紙〕	(天保3年) 辰五月十日	1832	切紙	1
と109		差出申拜見証文之事(曾代用水出入りにて御尊判受取りにつき)	天保三辰年	1832	一紙	1
ち1		〔下有知村山田俊蔵宗旨証文並びに増減帳〕	安政四年巳三月	1857	縦	1
ち2		宗門人別ノ増減扣帳	嘉永五年子三月(～文久3年3月)	1852	縦	1
ち3		巳年宗門人別御改帳	明治二年三月	1869	縦	1
ち4		美濃国武儀郡下有知村上知分戸籍	明治三午年三月	1870	縦	1
ち5		五人組帳前書			縦	1
ち6		五人組御仕置帳	明治二年巳三月	1869	縦	1
ち7		覚(軒数など書付)			切紙	1
ち8		送籍証(武儀郡関村居住立木市郎右衛門、高山へ復籍につき)	明治七年五月十九日	1874	一紙	1
ち9		〔武儀郡関村立木順治郎出奔届下書〕	明治八年九月	1875	一紙	1
ち10		美濃国武儀郡小屋名村盲聾哑癡狂人員表	明治十八年七月	1885	一紙	1
ち11		差入申一札之事(尾州住人茂十郎、関千手院町に借宅につき)	嘉永二酉十一月	1849	一紙	1
り1		乍恐以書付御届奉申上候(先月25日夜、百姓代甚三郎方表口戸より盗賊押入り帯・綿入などの衣類盗みにつき届下書)	天保九年戌五月	1838	切紙	1
り1	1	乍恐以書付御届奉申上候(当月8日夜、土蔵より品々盗みにつき届下書)	天保四年巳十二月	1833	切紙	1
り2		乍恐以書付御届奉申上候(当月19日夜、下有知村上知分庄屋治右衛門方風呂場戸を押明け盗賊押入り羽織・綿入などの衣類盗みにつき届下書)	天保十三年寅三月	1842	切紙	1

作 成	受 取	備 考
		「去辰年」とあり
上有知村庄屋中	下有知村御庄屋中様	
曾代村、上有知村役人	下有知村、関村御役人衆中	
曾代村庄屋中	下有知村御庄屋中様	
上有知鈴木市郎右衛門	下有知山田治右衛門様	
		下書
野田斧吉御役所(印)	濃州下有知村次右衛門、惣左衛門	
尾張領分濃州武儀郡上有知村庄屋市郎右衛門、組頭平助、同重助、同忠右衛門、曾代村庄屋清九郎、与頭伊兵衛、同助九郎、同平三郎、組合たれ	下有知村庄屋次右衛門殿	
武儀郡下有知村山田俊蔵		剥離紙あり
武儀郡下有知村上知分		挿入紙あり
濃州武儀郡下有知村上知分		
庄屋政次郎	笠松県御役所	表紙「上知分庄屋政治郎支配」、挿入紙あり、剥離紙あり
濃州武儀郡下有知村上知分百姓代鋌之助(印)、藤七(印)、治八(印)、八三郎(印)、新吉メ五人、(他五人組66人連印)、医師元泰(印)、同玄隆(印)、長百姓久平(印)、長百姓庄屋政次郎(印)	笠松県御役所	表紙「何之誰知行所何州何郡何村」
右(関)村戸長山田精一郎	筑摩県管下第□五大区二ノ小区飛驒国大野郡高山町正副戸長御中	
親類立木司埜三郎(印)、戸長山田精一郎(印)	岐阜県権令小崎利準殿	作成の印に墨消しあり
上有知親分京屋小左右衛門(印)、兎分植木屋茂十郎(印)、下有知証人弥兵衛(印)	下有知村山田治右衛門殿	
百姓代甚三郎、年寄俊蔵、庄屋次右衛門	笠松御役所	り1が、り1-1を挟み込んでいた、継目剥がれ
下有知村百姓弥七、百姓代重助、年寄儀兵衛、庄屋藤助	笠松御役所	端裏「賊難一件届書扣 天保四巳年十二月」
庄屋治右衛門、年寄久助、百姓代栄助	笠松御役所	木綿藍納戸織色裕羽織、木綿茶嶋千筋裕羽織など7品が盗難

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
り3		乍恐以書付御届奉申上候（寅12月28日夜、下有知村上知分医師千秋方居宅裏口押明け盗賊押入り袴・綿入などの衣類盗みにつき届下書）	天保十四年卯正月	1843	切紙	1
り4		乍恐以書付御届奉申上候（当月24日夜、下有知村上知分医師千秋方土蔵に盗賊押入り祭礼道具など盗みにつき）	弘化二巳年十二月	1845	一紙	1
り5		乍恐以書付御届奉申上候（当月7日夜、下有知村上知分庄屋左九郎方土蔵に盗賊押入り綿入・羽織・帯などの衣類盗みにつき）	弘化二年巳十二月十七日	1845	一紙	1
り6		乍恐以書付御届奉申上候（当月7日夜、下有知村上知分庄屋左九郎方土蔵に盗賊押入り綿入・羽織・帯などの衣類盗みにつき届下書）	弘化二年巳十二月十七日	1845	切紙	1
り7		乍恐以書付奉願上候（下有知村上知分庄屋左九郎方へ這入の盗賊、太田陣屋召取り、盗品は御嵩宿に質入れにて陣屋へ引上げの間、盗品差下げ願ひにつき）	弘化三午年二月	1846	一紙	1
り8		〔昨年12月の盗品、受取証文下書〕	弘化三年午閏五月廿七日	1846	一紙	1
り9		乍恐書付を以御届奉申上候（下有知村上知分庄屋左九郎方へ押入の盗賊、太田陣屋召取り吟味後、盗品10品陣屋より渡しにつき）	弘化三年午八月	1846	一紙	1
り10		覚（11・12日夜、久助方土蔵軒の単物、藤筒内の品盗みにつき書付）			切紙	1
り11		乍恐以書付御届奉申上候（12月7日の盗賊の儀、太田陣屋にて召捕え盗品の一部は御嵩宿へ質入れ取調べの処、盗品に相違なき旨など届）	（弘化3年）午二月二日	1846	切紙	1
り12		為取替申証文之事（大門町岩九郎宅へ罷越し口論し兄弟へ手疵負わす3人の者あり、陣屋へ訴えの処、養生金などにて内済につき）	嘉永貳年西五月	1849	切紙	1
り13		乍恐以書付御吟味下奉願上候（関村鎮火祭執行にて参詣の群集混雑の間、市平賀村百姓林八より関村亀吉らに打擲に逢い疵請け訴えの処、熟談内済につき）	弘化二年巳十一月	1845	一紙	1
り14		差入申一札之事（西田原村助三郎、吉田村大門町喜七らに打擲に逢い疵請にて訴訟の処、熟談内済につき）	弘化三丙午年五月	1846	一紙	1
り15		差入申一札之事（関善光寺如来開扉にて老若参詣の内、酔狂の上心得違ひの者ありて詫申上げ内済承知願ひにつき）	慶応二年寅四月	1866	一紙	1

作 成	受 取	備 考
武儀郡下有知村上知分医師千秋、百姓代栄助、年寄久助、庄屋治右衛門	笠松御役所	花色紬袴、上代浅黄立横嶋綿入など16品と銭が盗難
医師千秋、百姓代孫三郎、年寄栄助、庄屋左九郎	笠松御役所	端裏「弘化二巳年千秋方盗届扣」、獅子幕など祭礼道具7品、盆・皿など4品が盗難
百姓代孫三郎、年寄栄助、同断俊蔵、庄屋左九郎	笠松御役所	端裏「弘化二巳年左九郎方盗届扣」、上田藍豎島綿入、袴など14品が盗難
百姓代孫三郎、年寄栄助、同断俊蔵、庄屋左九郎	笠松御役所	継目剥がれ、上田藍豎島綿入、袴など14品が盗難
百姓代孫三郎、年寄俊蔵、庄屋左九郎	笠松御役所	
下有知村左九郎、同村俊蔵	林岩左衛門	
右村百姓代孫三郎(印)、年寄俊蔵(印)、庄屋左九郎(印)	笠松御役所	『岐阜県史 史料編近世九』 pp. 230～231に収載
		継目剥がれ
下有知村百姓代孫三郎、年寄俊蔵、庄屋左九郎	御役所	朱印2つあり
当人岩九郎、同徳次郎、取喰人大門町安兵衛、同断関西木戸良右衛門、同断キフ清左衛門	吉五郎殿、伝九郎殿	「市橋又三郎、山田次右衛門」の奥書あり
柴田善之丞支配所加茂郡市平賀村訴訟方疵人林八、親類勘四郎、組合忠六、百姓代吉左衛門、年寄源五郎、庄屋茂右衛門、大嶋甲斐守知行所武儀郡関村相手方増吉(印)、親類勝蔵(印)、組合徳兵衛(印)、同断藤兵衛(印)、親類利兵衛(印)、組合吉右衛門(印)、同断亀吉(印)、親類長治郎(印)、組合新六(印)、同村庄屋彦十郎(印)、年寄孫左衛門(印)、百姓代清六(印)、武儀郡吉田村庄屋取喰人孫六、同郡下有知村年寄俊蔵(印)、加茂郡肥田瀬村庄屋徳助(印)	笠松御役所	継目剥がれ、下書カ
柴田善之丞御代官所加茂郡西田原村当人助三郎(印)、組頭要吉(印)、組合甚吉(印)、庄屋周助(印)、(他大嶋甲斐守知行所武儀郡関村、尾州御領同郡吉田村大門町、同御領加茂郡黒岩村、同御領加茂郡伊辺村の当人、親類、組合、村役人22人連印)	下有知村年寄俊蔵殿、市橋村庄屋良右衛門殿、太田村長百姓庄屋兼福田太郎八殿、同村庄屋林市兵衛殿、上有知村初七ヶ村取締役村瀬平次郎殿	破損あり、端裏「加茂郡西田原村一件」
権助(印)、丑松(印)、仁三郎(印)、保五郎(印)、庄三郎(印)	郵役人衆中	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
り16		差出申一札之事（嚴重の触有る處、心得違いあり役所にて吟味仰せにて、法度の儀守りべきにつき請証文）	文政十一子年九月	1828	一紙	1
り17	1	乍恐書付を以御願申上候御事（下有知村百姓久四郎、去6月親子4人村方立退き行方知れず、人別帳より除きにつき）	天明四年辰五月	1784	一紙	1
り17	2	乍恐書付を以御願申上候御事（下有知村百姓久四郎、去6月親子4人村方立退き行方知れず、人別帳より除きにつき下書）	天明四年辰何月	1784	一紙	1
り18		乍恐書付を以御願申上候御事（下有知村百姓清左衛門倅長松、去11月欠落ち行方知れず、人別帳より除きにつき）	天明四年辰五月	1784	一紙	1
り19		乍恐書付を以御願申上候御事（下有知村百姓清左衛門倅長松、去11月欠落ち行方知れず、人別帳より除きにつき）	天明四年辰（5）月	1784	一紙	1
り20	1	乍恐書付以御願申上候御事（下有知村百姓権四郎倅伝次郎、去5月家出にて行方知れず、人別帳より除きにつき）	天明六午年七月	1786	一紙	1
り20	2	乍恐書付を以御願申上候御事（下有知村百姓権四郎倅伝次郎、去5月家出にて行方知れず、人別帳より除きにつき）	（天明6年7月）	1786	一紙	
り21		〔下有知村番非人、並びに百姓長助家出の届など写〕	（弘化2年4月）	1845	切紙	1
り22	1	乍恐以書付奉申上候（下有知村百姓長助、辰11月中家出にて行方知れずにつき）	（弘化2年）巳四月	1845	一紙	1
り22	2	乍恐以書付御届奉申上候（下有知村百姓長助家出にて当4月届け、180日限尋方仰付けの處、立ち戻りにつき）	弘化二巳年十月	1845	一紙	1
り23		差入申一札之事（先般鉄藏家出にて困窮の處、金子3両手当につき）	嘉永七寅年霜月	1854	一紙	1
り24		差入申一札之事（難渋にて金2両落手につき）	嘉永七寅霜月	1854	一紙	1
り25		乍恐以書付御届奉申上候（下有知村上知分百姓長助家出にて去寅12月届け、180日尋ね仰付けの處、行方知れずにつき）	安政二卯年六月	1855	一紙	1
り26	1	〔関亀山次郎八古貸金一件にて方県郡木田村民藏召捕えの處、尋ねの件につき申上書〕	天明三年卯四月十五日夜	1783	一紙	1
り26	2	〔関町武七、天和頃の古証文を木田村民藏讓請けの件につき書付〕	（天明3年）	1783	切紙	1
り26	3	〔木田村民藏、関町次郎八子孫より古貸手形讓請け江戸者と名乗り廻村の儀、笠松郡代所へ召出され吟味の件につき書付〕	（天明3年）	1783	切紙	1
り26	4	下有知村善次郎申口（関村次郎八の近村貸金手形、木田村民藏讓請けの件につき）	（天明3年）	1783	切紙	1

作 成	受 取	備 考
本人茂重郎(印)、親類久蔵(印)、組合九郎兵衛(印)、本人菊助(印)、親類惣代升蔵(印)、組合専五郎(印)、(他本人、親類、組合21人連印)		
美濃国武儀郡下有知村父方之続親類和田八(印)、同郡同村同断宇助(印)、同郡同村庄屋次右衛門(印)、年寄定右衛門(印)、百姓代又五郎(印)、五人組藤助(印)	池田右門様御役人中様	破損あり
美濃国武儀郡下有知村父方之続親類和田八印、同郡同村同断宇助印、同郡同村庄屋次右衛門印、年寄定右衛門印、百姓代又五郎印、五人組藤助印	池田右門様御役人中様	
美濃国武儀郡下有知村長松親清左衛門(印)、同郡同村縁家久助(印)、同郡同村庄屋次右衛門(印)、年寄定右衛門(印)、百姓代又五郎(印)、五人組金四郎(印)	池田右門様御役人中様	破損あり、『新修関市史 史料編近世二』pp. 671～672に収載
美濃国武儀郡下有知村長松親清左衛門印、同郡同村縁家久助印、同郡同村庄屋次右衛門印、年寄定右衛門印、百姓代又五郎印、五人組金四郎印	池田右門様御役人中様	下書カ
親権四郎(印)、親類仁兵衛(印)、同断長八(印)、組合孫二郎(印)、同断友右衛門(印)、組頭権右衛門(印)	庄屋次右衛門殿、年寄久助殿	
親権四郎(印)、親類仁兵衛(印)、同断孫二郎(印)、組合長八(印)、同断友右衛門(印)、五人組頭権右衛門(印)、年寄久助、庄屋次右衛門(印)	池田右門様御役人中様	
	(笠松御役所)	
下有知村上知百姓長助弟茂作、親類左兵衛、組頭作十郎、百姓代孫三郎、年寄栄助、同俊蔵、庄屋左九郎	御役所	
下有知村上知分庄屋佐九郎(印)、年寄俊蔵(印)、百姓代孫三郎(印)	笠松御役所	破損あり
立入人小屋名村市左衛門(印)、親類久助、鉄蔵(印)	俊蔵殿	
立入人小屋名邨市左衛門(印)、親類久助、鉄蔵(印)	政次郎殿	
右(下有知)村長助弟藤作、組合親類作十郎、百姓代孫三郎、年寄栄助、庄屋俊蔵	笠松御役所	
本人善次郎(印)	庄屋、年寄、組頭衆中	「善次郎組合嘉助(印)、同断庄右衛門(印)、同断組頭小兵衛(印)」の奥印あり
		下書
		破損あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
り26	5	乍恐口上書以奉御注進申上候事（関村次郎八、天和年中隣村へ貸金あり、古手形など民蔵へ譲渡しにて金子残らず請取りと申立て村々廻りにつき）	（天明3年）	1783	一紙	1
り27	1	乍恐以書付御訴訟奉申上候（下有知村3組百姓氏神山王宮免田畑、御料所方引請け後に私領方引請け、作徳米勘定せず宮修復など不埒につき）	天明八申年九月	1788	一紙	1
り27	2	乍恐以返答書を奉申上候（御料所名主半兵衛より下有知村3組百姓相手取り、去春山王宮普請にて御料所へ売払い山林立木代金滞りにつき）	天明八申年十月	1788	一紙	1
り27	3	差上申一札之事（山王社は私領支配にて出訴に及ばずとの仰せ承知、請証文差上げにつき）	寛政元酉年三月十三日	1789	一紙	1
り27	4	乍恐以書付御届ケ奉申上候（私領方名主名代の磯右衛門、山王社拝殿修復に差出、御領方半兵衛より修復金借用し沙汰せず出入の件など届書下書）	（天明8年カ）	1788	一紙	1
り27	5	口上書写（山王宮拝殿修復にて御料所へ売払い社木代金滞り催促の処、御料所方百姓よりの訴訟申上書、山王社は私領支配にて出訴に及ばずにつき請証文など写）	（天明8年～寛政8年カ）	1788	縦	1
り28	1	乍恐以返答書を奉申上候（御料所百姓与右衛門、私領分年貢を私領方名主次右衛門方へ納めの処、年貢米は御料所百姓重蔵所持高へ囲込むなど申立て訴訟につき）	天明八申年十月	1788	一紙	1
り28	2	乍恐以書付奉願上候（御料所百姓与右衛門より私領方名主次右衛門などへ地所出入訴訟の処、次右衛門父病体にて帰村願いにつき）	寛政元酉年四月	1789	一紙	1
り28	3	差上申一札之事（地所出入吟味の処、与右衛門年来年貢・諸役納めの地所取戻しなどの申立て不埒にて御叱りなどの仰せ承知につき）	寛政元酉年八月十三日	1789	一紙	1
り28	4	〔地所出入吟味の処、与右衛門年来年貢・諸役納め地所取戻しなどの申立て不埒にて御叱りなどの仰せ承知につき請証文〕	（寛政元年8月13日）	1789	一紙	1
り28	5	乍恐以書付奉願上候（去申9月御料所百姓与右衛門より私領方名主らへ訴訟後、私領分年貢催促にても納めずにつき）	寛政貳戌年二月	1790	一紙	1
り28	6	乍恐以書付奉願上（御料所中組百姓与右衛門所持地の私領分年貢米納めず出入に及び、裁許後も滞りにて皆済するようにつき）	寛政二戌年三月四日	1790	一紙 （包紙共）	1
り28	7	覚（依頼の金銭割合書付差出につき）	（寛政2）戌正月晦日	1790	切紙	1
り28	8	乍恐以書付奉願上候事（去申9月御料所百姓与右衛門より私領方名主らへ訴訟後、私領分年貢催促にても納めずにつき）	（寛政2年2月）	1790	一紙	1

作 成	受 取	備 考
		下書
濃州武儀郡下有知村名主組頭代兼百姓代 訴訟人半兵衛	御奉行所様	破損あり、写、来月25日評定所対決と 「申九月四日 伊予、御用方無加印十 左、肥前、御用方無加印丹後、主膳、 信濃、紀伊、左近、備前、右京」と裏 書あり
池田右門知行所濃州武儀郡下有知村名主 次右衛門、同組頭代兼百姓代磯右衛門	御評定所	端裏「返答書写 次右衛門 磯右衛門」
訴訟方辻六郎左衛門御代官所濃州武儀郡 下有知村名主組頭代兼百姓代半兵衛、池 田右門知行所同郡同村組頭百姓代兼名主 次右衛門	御評定所	請証文差上げの段届けにつき「名主次 右衛門(印)」の奥印あり、請証文の届 け披露に及び裏印下されにつき「深津 清兵衛(印)、今井宇左衛門(印)」の奥 印あり、「表書之通相届令承知候者也 寛政元酉年三月十三日池右門(印)」の 裏印あり
		表紙「扣」、付紙あり
池田右門知行所濃州武儀郡下有知村名主 次右衛門、千種鉄十郎御代官所同郡同村 百姓重蔵	御評定所様	上部に破損あり、端裏「返答書写 次 右衛門 重蔵」
池田右門知行所濃州下有知村名主次右衛 門(印)、同村八右衛門倅定蔵(印)	御奉行所様	破損あり
辻六郎左衛門御代官所濃州武儀郡下有知 村百姓与右衛門印、同村百姓重蔵印、池 田新次郎知行同村庄屋次右衛門代組頭定 右衛門印、辻六郎左衛門御代官所同村年 寄善兵衛印	御評定所	破損あり
濃州武儀郡下有知村名主治右衛門代定右 衛門	池田新次郎様御役人中	端裏「与右衛門出入御請証文写」、池 田新次郎の裏書あり
池田新次郎知行濃州武儀郡下有知名主次 右衛門	辻六郎左衛門様御役所	
池田新次郎知行所武儀郡下有知村名主次 右衛門(印)	辻六郎左衛門様御役所	下部に破損あり、包紙「上 池田新次 郎知行所武儀郡下有知村次右衛門」
忠兵衛	治右衛門様	破損あり
		り28-5の下書カ

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
り28	9	乍恐以書付御願奉申上候（御料所中組百姓与右衛門所持地の私領分年貢米納めず出入に及び、裁許後も滞りにて皆済するようにつき）	（寛政2年3月4日）	1790	一紙	1
り28	10	〔中組与右衛門年貢役、去未年より未納の件につき書付〕			一紙	1
り29	1	〔磯右衛門、名主嘉兵衛相手取り口論にて直訴の処、役所より尋ねの儀につき返答書〕	（寛政7年）卯二月十六日	1795	一紙	1
り29	2	一札（庄屋嘉兵衛と磯右衛門口論後、宗門帳改の砌、庄屋嘉兵衛、磯右衛門宗門帳より除き江戸表へ差上げの旨は相違無きにつき）	寛政七年卯八月日	1795	一紙	1
り29	3	乍恐奉追願上候事（磯右衛門、訴訟願書認め代官次右衛門へ出府届けの処、磯右衛門は欠落などと代官罪申し掛けにて糺しにつき）	寛政七年卯九月日	1795	一紙	1
り29	4	乍恐奉追願上候事（磯右衛門、訴訟願書認め代官次右衛門へ出府届けの処、磯右衛門は欠落などと代官罪申し掛けにて糺しにつき）	寛政七年卯九月日	1795	一紙	1
り29	5	乍恐書付以奉願上候御事（山王社祭礼時に磯右衛門と庄屋嘉兵衛口論後、宗門帳除き・組頭役取上げなどにて訴訟願上げにつき）	寛政七年卯九月	1795	一紙	1
り29	6	乍恐書付以奉願上候御事（山王社祭礼時に磯右衛門と庄屋嘉兵衛口論後、宗門帳除き・組頭役取上げなどにて訴訟願上げにつき）	寛政七年卯九月	1795	一紙	1
り29	7	乍恐以書付返答奉申上候（組下磯右衛門、山王社祭礼時に口論・理不尽な打擲にて追放の処、出府し申立てにつき）	（寛政7年）卯十月	1795	一紙	1
り29	8	覚（磯右衛門、当年年貢米・役銀・宮田小作米など金10両余不納につき届）	（寛政7年）卯十二月十七日	1795	一紙	1
り29	9	〔磯右衛門と庄屋嘉兵衛と口論より訴訟の処、和談にて年貢諸役勤め、取替金など儀につき請証文〕	（寛政8年）辰三月廿四日	1796	一紙	1
り29	10	申渡覚（磯右衛門儀、去秋出来米売払い年貢役銀不納にて庄屋嘉兵衛相手取り直訴後、和談にて不納分上納・磯右衛門組合預けなどの儀につき）	（寛政8年）三月	1796	切紙	1
り29	11	差上申一札之事（磯右衛門出府一件、帰村の上は年貢諸役皆済、磯右衛門御預けなど承知につき）	寛政八辰年四月三日	1796	一紙	1
り29	12	以書付御願申上候（磯右衛門儀、去秋名主嘉兵衛相手取り直訴後、内済にて帰村の処、年貢不納につき）	（寛政8年）辰四月廿日	1796	一紙	1
り29	13	乍恐以書付奉願上候（名主嘉兵衛と磯右衛門口論より出入りに及び内済・帰村後、磯右衛門の訴訟願書、次右衛門宅に届けずにつき）	寛政八辰年五月日	1796	一紙	1
り30	1	乍恐以返答書奉申上候（御料所百姓彦七より私領百姓定蔵へ小作勘定の件にて訴訟につき）	天明八申年十月	1788	一紙	1
り30	2	乍恐以返答書奉申上候（御料所百姓彦七より私領百姓定蔵へ小作勘定の件にて訴訟につき）	天明八申年十月	1788	一紙	1
り31		〔元地頭池田右門様知行所の節の出入請証文写、本紙添え差上げにつき書付〕	天保十一子年九月	1840	切紙	1

作 成	受 取	備 考
		り28-6の下書カ
磯右衛門	御役人中様	継目剥がれ
組頭八右衛門印、同断弥五兵衛印、同断小兵衛印、同断幾右衛門印	組頭磯右衛門殿	破損あり
濃州武儀郡下有知村願主組頭磯右衛門印	池田新次郎様御屋鋪御役人中様	り29-3・-4は同内容
濃州武儀郡下有知村願主組頭磯右衛門	池田新次郎様御屋鋪御役人中様	り29-3・-4は同内容
濃州武儀郡下有知村願主組頭磯右衛門	池田新次郎様御屋鋪御役人中様	り29-5・-6は同内容
濃州武儀郡下有知村願主組頭磯右衛門	池田新次郎様御屋鋪御役人中様	り29-5・-6は同内容
下有知村南番名主嘉兵衛		
山田嘉兵衛(印)	今井宇左衛門殿、深津清兵衛殿	付紙あり
百姓磯右衛門、庄屋山田嘉兵衛	池田新次郎様御役人中様	写、「右宿三右衛門代茂兵衛、又七」の奥書あり
今井宇左衛門(印)	山田次右衛門殿	
濃州武儀郡御知行所下有知磯右衛門親類九人惣代与次兵衛(印)、金四郎(印)、右五人組頭又五郎(印)	御地頭様御役人中様	
山田次右衛門	今井宇左衛門殿	
山田次右衛門(印)	今井宇左衛門殿御取次	
池田右門知行所濃州武儀郡下有知村百姓八右衛門代倅定蔵	御評定所様	破損あり、端裏貼紙「彦七一件出入返答書写 次右衛門分」、り30-1・-2は同内容
池田右門知行所濃州武儀郡下有知村百姓八右衛門代倅定蔵	御評定所様	端裏「返答書写 八右衛門倅定蔵」、り30-1・-2は同内容
柴田善之丞御代官所濃州武儀郡下有知村上知分庄屋治右衛門、年寄俊蔵、百姓代甚三郎		裏「与右衛門出入書類」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
り32		乍恐御歎願奉申上候事（用水組合村の身柄の者・塚原修郎ども立入り熟談方行渡るようにて亀山伍左衛門らも別紙の通り願ひにつき）	天保十二丑年十月	1841	一紙	1
り33		差上申済口証文之事（三輪村字奥山境論・取替金訴訟、立入人の取極めにて熟談内済につき）	天保十五年辰三月	1844	一紙	1
り34		差上申済口証文之事（八幡村忠蔵より関村吉左衛門へ車屋職差揉一件、熟談内済につき）	弘化二巳年二月	1845	一紙	1
り34	1	証書（水車稼ぎ差揉一件、熟談につき）	（弘化2年）一	1845	切紙	1
り35		一札（松洞院の儀にて先年常助と申替一件、数年立ち酒料金入手にて内済につき）	弘化三午年七月	1846	一紙	1
り36	1	差上申済口証文之事（勢州員弁郡高柳村藤吉儀、兄病死後本家へ立入り差配の処、差纏れ出訴の段、熟談内済につき）	弘化五申年二月	1848	一紙	1
り36	2	内規定之事（高柳村藤吉出入一件、取嘆人立入り役所へ差上げの済口面通り、油絞り道具諸色は藤吉へ譲るなど取究めにつき）	弘化五申年二月	1848	一紙	1
り37		差上申済口証文之事（野寺村治郎右衛門相続方の儀にて差纏れの処、嘆人より田畑・居宅など始末方申上げにて熟談内済につき）	嘉永六丑年九月	1853	一紙	1
り38	1	差上申済口証文之事（訴訟の地論一件、円原村の者は本家扣地とし本郷組の者は山年貢上納場と申し混雑の処、立入人取調べ熟談内済につき）	安政三年辰三月	1856	一紙	1

作 成	受 取	備 考
石原小左衛門印	御役所	破損あり、「下書」とあり
訴訟人山県郡三輪村後藤養元(印)、同郡同村伊右衛門(印)、相手方同郡同村後藤義太夫(印)、訴答親類同郡北野村各務吉左衛門(印)・同郡同村孫左衛門(印)・同郡門屋村藤兵衛(印)・同郡福富村三郎兵衛(印)・武儀郡小屋名村平右衛門(印)・同郡下有知村久助(印)・同郡同村俊蔵(印)・尾州御領同郡上有知村村瀬平次郎(印)、山県郡三輪村庄屋年寄兼三郎兵衛(印)、宿角屋幸七(印)、同井桁屋武八(印)、羽栗郡田代村立入人治左衛門(印)、山県郡千疋村市郎兵衛(印)	笠松御役所	破損あり
柴田善之丞御代官所武儀郡八幡村訴訟人忠蔵、右村庄屋甚右衛門、同断常三郎、当御知行所関村相手方吉左衛門、同断俊蔵、同村立入人孫左衛門、同断長蔵、同断常光寺、武儀郡下有知村立入人俊蔵	大嶋甲斐守様御役場	2枚、挿入紙を34-1とする
一、一	八幡村忠蔵殿	り34の間に挟まっていた
本人太郎吉、兄長次、証人兵四郎	治右衛門殿	
訴訟人勢州員弁郡高柳村儀八後家のゑ、親類惣代年寄小右衛門、組合惣代藤四郎、相手方儀八弟藤吉、百姓代十左衛門、庄屋長太夫、取嘆人同郡大木村庄屋佐太郎・中上村庄屋伝左衛門・濃州武儀郡下有知村年寄俊蔵・同州羽栗郡田代村庄屋治左衛門、早野屋九右衛門、笹屋専治	笠松御役所	
高柳村儀八後家のへ(爪印)、親類惣代年寄小右衛門(印)、組合惣代藤四郎(印)、儀八弟藤吉(印)、親類惣代百姓代重左衛門(印)、庄屋長太夫(印)、取嘆人大木村庄屋佐太郎(印)・中上村庄屋伝左衛門(印)・下有知村俊蔵(印)・田代村庄屋次左衛門(印)、早野屋九右衛門(印)、笹屋専次(印)	破損あり	
海西郡野寺村治郎左衛門娘そみ(印)、同人組頭弥兵衛(印)、正休寺(印)、田中才八(印)、庄屋曾右衛門(印)、年寄久太郎(印)、取嘆人同郡幡長村庄屋助右衛門(印)・武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)	笠松御役所	
訴訟方山県郡円原村本郷平次郎(印)、親類差添周助(印)、庄屋権平(印)、年寄源左衛門(印)、相手方同村白岩洞庄屋平蔵(印)、年寄市郎右衛門(印)、百姓代彦助(印)、郷宿木屋伝右衛門(印)・井桁屋武八(印)、立入人山県郡大桑村庄屋四郎右衛門(印)・武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)	笠松御役所	継目剥がれ、端裏「円原村濟口面」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
り38	2	差上申済口証文之事（訴訟の地論一件、円原村の者は本家扣地とし本郷組の者は山年貢上納場と申し混雑の処、立入人取調べ熟談内済につき）	安政三年辰四月	1856	一紙	1
り39	1	乍恐達シ願書（去辰年正月下組伴蔵佃1か所蔵屋敷金6両にて譲り渡しの儀、引受人十八軒組の者、古田組の者へ譲り、手形2通にて差入組取扱いにつき）	安政五年午九月	1858	一紙	1
り39	2	済口一札之事（去辰年正月伴蔵扣控蔵屋敷佃1か所譲り渡しの儀、引受方十八軒組の者、その後古田組の者へ佃1か所譲り、手形2通にて差入組の件、熟談につき）	安政五年午九月	1858	一紙	1
り40	1	乍恐以調書奉願上候（去辰より当8月まで年貢諸役銭夫銭諸入用・村講掛金払方出金取調べの処、組より惣代2人へ借金願いあるにて出金助成願いにつき）	（安政5年）午八月	1858	一紙	1
り40	2	乍恐以書附奉願上候口上之覚（去辰年三輪組書類一件、書附差下げ見ためし中の儀は是迄にて赦免願いにつき）	安政五午八月	1858	一紙	1
り41		差上申済口証文之事（葛原村百瀬組年寄次三郎より同村広瀬組茂左衛門へ掛り持山杉林地境吟味の処、熟談につき）	安政五午年十一月	1858	一紙	1
り42		差上申済口証文之事（森下村源十郎、吉平外2人より先年金子・畑地譲渡の処、吉平ら差戻し訴訟申上げ、立入人により熟談内済につき）	文久二戌年四月	1862	一紙	1
り43		差入申書附之事（又右衛門、拙家諸勘定向き立会差引きの儀、年数立ち熟談のため金差出す処、出金行き届かず延引願につき）	元治元子年七月	1864	一紙	1
り44		乍恐以書付御届奉申上候（出火にて住居家など焼失、灰小屋へ藁灰入れ置き、火守本宅へ移り時に類焼など届）	安政五午年十月	1858	切紙 （包紙共）	1
り45		差入申詫証文之事（不義密通勘弁下さるにて詫書連印一札）	年号月日		切紙	1
り46		覚（平四郎一件内願の処、金1両取替にて受取につき）	天保十二寅年十二月	1841	一紙	1
り47		覚（金6両、当組常助一件、年数立ち内済として取喰金渡しにつき請取一札）	弘化三午年七月	1846	一紙	1
り48		差上申一札之事（貞享年中差出帳に神明の跡に新開畑の記載あるとて御料所支配とはなく、年来私領支配の上は出訴の趣沙汰に及ばず一同承知につき請証文）	（寛政元年3月13日）	1789	一紙	1

作 成	受 取	備 考
訴訟方山県郡円原村本郷平次郎(印)、親類差添周助(印)、庄屋権平(印)、年寄源左衛門(印)、相手方同村白岩洞庄屋平蔵(印)、年寄市郎右衛門(印)、百姓代彦助(印)、郷宿木屋伝右衛門(印)・井桁屋武八(印)、立入人山県郡大桑村庄屋四郎右衛門(印)・武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)	笠松御役所	継目剥がれ、端裏「円原村済口面」
生櫛村下十八軒組預主菊次郎(印)、親類熊治郎(印)、惣代玄瑞、同断弁蔵(印)	御立入山田様	り39-1～-2は包紙一括、包紙「願書二通」、破損あり、継目剥がれ
佃譲り主方伴蔵、受人方理右衛門、引受主方菊次郎、同断藤七郎、世話人方治郎右衛門、百姓代一、年寄一、庄屋一		
十八軒惣代玄端(印)、同弁蔵(印)	山田様、亀山様	
三輪親類代熊治郎(印)、惣代玄端(印)、同弁蔵(印)	御立入御両所	
山県郡葛原村百瀬組願人治三郎、差添庄屋彦右衛門、同村広瀬組相手茂左衛門、彦三郎代兼請人彦次郎、差添百姓代彦兵衛、宿武八、武儀郡下有知村庄屋立入人俊蔵	笠松御役所	端裏「北山県郡葛原村地論一件済口書扣」
右村訴訟方源十郎(印)、同人親類清右衛門(印)、相手方吉平(印)、同庄平(印)、同七蔵(印)、年寄桂太郎(印)、庄屋広七(印)、下有知村庄屋俊蔵(印)、郷宿角屋内蔵助(印)		破損あり、継目剥がれ、端裏「森下村済口証文」
民治郎(印)	政治郎殿	破損あり
武儀郡下有知村庄屋雄右衛門、年寄長十郎、百姓代喜兵衛	笠松御役所	包紙「上組出火届書」、継目剥がれ
本人藤吉爪印、親七右衛門印、親類惣代誰印	吉十郎殿	継目剥がれ、「竹之内次右衛門隠居印、松森村新八郎印、南村栄助印」ら立入人の奥印あり
勇助事利右衛門(印)	次右衛門殿	
本人太郎吉(印)、証人兄長次郎(印)、立入人兵四郎(印)	次右衛門殿	
辻六郎左衛門御代官所		

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
り49		為取替連印証文之事（関村出火の旨ありて吉田村の者駆付け足軽鷺見栄蔵罷出の処、差入組有り栄蔵疵受け一件、上有知陣屋にて吟味中、立入人に任せ熟談内済につき）	天保八年酉三月	1837	一紙	1
り50		奉差上御請書之事（盗賊徘徊し農家・寺院へ押込み強盗に及び村々難儀にて御料・私領最寄りの村々申合せ、組合取極めにつき）	天保十二丑年四月	1841	一紙	1
り51		御吟味下奉願候書付写（千疋村秣場・植野村地内両村組合用水堰所にて口論に及び両村の者、打擲に逢い疵請け一件、熟談につき）	嘉永七寅年六月廿八日	1854	縦	1
り52		仮議定為取替之事（松尾鍬祭一件、国許にて再調べ示談の上は約定の金子割賦し、済口面は国許にて取極めなどにつき）	安政六未年四月	1859	一紙	1
り53		一札（2月11日夜鍬祭にて損所出来など乱妨一件、棚橋宅損所、江戸屋敷取計い金共160両渡され為取替一札差入れにつき）	安政六未年五月	1859	一紙	1
り54		為取替内規定之事（伊自良谷組合村々鍬祭中、松尾村にて差纏れ出府し内済手続きの節、行違いあり差入組にて取囃人より熟談につき）	安政六未年五月	1859	一紙	1
り55		差入申書付之事（2月中伊自良谷鍬祭中、旧例にて棚橋宅へ集まり、多人数行違いの事にて損所出来の件、内熟の処、損所造作や取繕い入用金の儀につき）	安政六未年七月	1859	縦	1

作 成	受 取	備 考
大嶋甲斐守様御知行所濃州武儀郡関村新三町目町代金十郎(印)、同断吉右衛門(印)、庄屋彦十郎(印)、尾州様御領分武儀郡吉田村大門町出来町本人喜代蔵(印)、同人親類惣代忠兵衛(印)、組頭清左衛門(印)、庄屋孫六(印)、取嚙人笠松御支配所武儀郡下有知村庄屋治右衛門(印)・同郡同村年寄俊蔵・尾州様御領分同郡小瀬村組頭熊治(印)		印と喜代蔵から孫六までの名前に墨消しあり
当御支配所武儀郡小屋名村庄屋平右衛門、同村上知分庄屋一左衛門、(他山田、下有知、下有知村上知分、生櫛、小瀬、上生櫛、志摩、吉田、松森、上白金、下白金、倉知、関、下有知村の庄屋14人)	笠松御役所	
尾州様御領濃州山県郡植野村百姓清助弟安吉、右清助、(他親類組合惣代、百姓5人)、同村役人惣代百姓代竹三郎、組頭喜之助、庄屋久太郎、岩田鋏三郎様御支配所同郡千疋村百姓善右衛門倅運吉、同利兵衛倅甚松、(他親類組合惣代、百姓14人)、同村役人惣代百姓代類助、年寄儀兵衛、同小右衛門、庄屋市四郎、立入人尾州様御領方県郡折立村三ツ俣分庄屋勝治・岩田鋏三郎様御支配所石津郡沢田村忠兵衛・右同断武儀郡小屋名村庄屋市左衛門	笠松御役所	綴じ紐切れ、朱書「五 写」
岩田鋏三郎様御代官所山県郡小倉村高井松亭(印)、元之助(印)、尾州御領同郡植野村竹三郎(印)、松平誠之助様御領分武儀郡上白金村小平次(印)、松平隼之丞様御知行所山県郡岩村藤左衛門(印)		「押田与一郎家来棚橋新五右衛門(印)及違約消印」と奥書あり
押田与一郎内棚橋新五右衛門(印)	伊自良谷村々惣代出府人御衆中、立入人御衆中	
小倉村庄屋元之助(印)、年寄喜三郎(印)、百姓代文治(印)、藤倉村庄屋彦市(印)、年寄勇吉(印)、百姓代庄右衛門(印)、(他大岡、四日市、掛ヶ、平井、大森、洞田、松尾、同、藤倉、上願、平井、長瀧村の村役人35人連印)、出府人竹三郎代徳兵衛(印)、元之助(印)、松亭(印)、小平次(印)、藤左衛門(印)、立入人下有知村俊蔵(印)、大桑村四郎右衛門(印)、椎倉村助三郎(印)、梅原村平左衛門(印)、松森村平右衛門(印)、麻木村百助(印)、岩村菊左衛門(印)		継目剥がれ
取扱人、出府人連印	棚橋新五右衛門殿	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
り56		差入申一札之事（2月11日夜に伊自良谷村々若者、 鍬祭営み棚橋宅へ小社かつぎ込みの事より怪我人あ りて多人数寄集まり混雑に及ぶ一件、内熟につき）	安政六未年九月	1859	縦	1
り57		差入申一札之事（2月11日夜に伊自良谷村々若者、 鍬祭営み棚橋宅へ小社かつぎ込みの事より怪我人あ りて多人数寄集まり混雑に及ぶ一件、内熟につき）	安政六未年九月	1859	一紙	1
り58		差入一札（鍬祭一件にて熟談につき棚橋宅取繕い金、 江戸屋敷取計い金など差出しにつき）	（安政6年）九月	1859	一紙	1
り59		差入申一札之事（2月11日夜に伊自良谷村々若者、 棚橋宅へ鍬太神宮祠かつぎ込みの事より怪我人あり て村々一同寄集まり混雑に及ぶ一件、内熟につき）	（安政6年）	1859	縦	1
り60		差入一札（2月中鍬祭にて村々若者乱妨に及ぶ一件、 吟味にて出府の処、笠松にて再調べ取扱人立入り内 熟に至り、損所修復金の件につき）	（安政6年）	1859	一紙	1
り61		乍恐以書付御訴訟申上候（訴訟人与右衛門、20か年 以前より高4斗6升分年貢納めの地所、重蔵囲込む などにて地所無く年貢夫錢諸勘定滞り出入りにつき）	天明八申年九月	1788	一紙	1
り62		乍恐以返答書を奉申上候（御料所百姓与右衛門、私 領分高4斗6升分の年貢を私領方名主次右衛門方へ 納めの処、年貢米は御料所百姓重蔵所持高へ囲込む など申立て訴訟につき）	天明八申年十月	1788	一紙	1
り63		差上申一札之事（地所出入吟味の処、与右衛門年来 年貢・諸役納めの地所取戻などの申立て不埒にて御 叱りなどの仰せ承知にて請証文差上げにつき）	寛政元酉年八月十三日	1789	一紙	1
り64		為取替内済一札之事（有尾新田弥次兵衛より定右衛 門へ差引勘定・年貢未進などにて訴訟の処、取噺人 立入り熟談内済につき）	弘化四未年六月	1847	一紙	1
り65		覚（金6両、当組常助一件、年数立ち内済として取 噺金渡しにつき請取一札）	弘化三午年七月	1846	一紙	1

作 成	受 取	備 考
出府人岩村庄屋藤左衛門、同断白金村庄屋小平治、同断植野村庄屋竹三郎、同断小倉村庄屋元之助、同断小倉村松亭(印)、取扱人岩村庄屋菊左衛門・麻木村庄屋百助・松森村庄屋平右衛門・梅原村庄屋平左衛門・椎倉村庄屋助三郎・大桑村庄屋四郎右衛門・下有知村庄屋俊蔵	棚橋新五右衛門殿	下書、り56・57は同内容
出府人岩村庄屋藤左衛門(印)、同断白金村庄屋小平治(印)、同断植野村庄屋竹三郎代長瀧村長左衛門(印)、同断小倉村庄屋元之助(印)、平井村松尾村惣代兼松亭(印)、取扱人岩村庄屋菊左衛門(印)・麻木村庄屋百助(印)・松森村庄屋平右衛門代長瀧村茂助(印)・梅原村庄屋平左衛門・椎倉村庄屋助三郎・大桑村庄屋四郎右衛門・下有知村庄屋俊蔵(印)	棚橋新五右衛門殿	り56・57は同内容
伊自良村々惣代出府人中、立入人中	棚橋新五右衛門殿	下書
		継目剥がれ
濃州武儀郡下有知村百姓訴訟人与右衛門	御奉行所様	写、端裏貼紙「地所出入訴訟人与右衛門目安」、来月25日評定所対決と「申九月四日 伊予、御用方無加印十左、肥前、御用方無加印丹後、主膳、信濃、紀伊、左近、備前、右京」と裏書あり
池田右門知行所濃州武儀郡下有知村名主次右衛門、千種鉄十郎御代官所同郡同村百姓重蔵	御評定所様	破損あり、端裏貼紙「与右衛門一件重蔵・次右衛門兩人返答書写」
辻六郎左衛門御代官所濃州武儀郡下有知村百姓与右衛門、同村百姓重蔵、池田新次郎知行同村庄屋次右衛門代組頭定右衛門、辻六郎左衛門御代官所同村年寄善兵衛	御評定所	破損あり、端裏貼紙「実会済(朱書)」「二十六(朱書) 下有知村地所出入村扣(朱書)」「柴田善之丞御代官所濃州武儀郡下有知村上知分」、請証文差上げの段届けにて「池田新次郎様御役人中」宛の「濃州武儀郡下有知村 名主次右衛門代定右衛門(印)」の奥印あり、「深津清兵衛(印)、今井宇左衛門(印)」より請証文の届け披露に及ぶにて「寛政元酉年八月 新次郎(印)」の裏印あり
有尾新田百姓弥次兵衛(印)、百姓代定右衛門、庄屋清右衛門病氣ニ付代人与次兵衛		継目剥がれ、「有尾村武右衛門(印)、小倉村三郎右衛門(印)、下有知村俊造(印)、郷宿笹屋専次(印)、同平野屋九右衛門(印)」の奥印あり
本人太郎吉、兄長次郎、立入人兵四郎	御取喚人次右衛門殿	破損あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
り66		乍恐以書付御吟味下奉願上候（小藪村小前惣代らより堤防普請金などの件にて庄屋らへ訴訟の処、熟談内済につき）	嘉永三戌年六月	1850	一紙	1
り67		奉差上済口証文之事（西村市助より四郎右衛門へ申上げの歎願出入一条、川辺役所へ差上げの処、熟談につき）	嘉永四亥年九月	1851	一紙	1
り68		差上申済口証文之事（戸田村庄屋・年寄より年貢役銀普請弁金諸勘定滞り一件にて広吉召出し吟味中の処、熟談内済につき）	嘉永七寅年五月	1854	一紙	1
り69		取極申内規定之事（戸田村広吉の年貢未進・普請弁金滞り金渡し方の内規取極めにつき）	嘉永七寅年三月	1854	一紙	1
り70		差入申取極一札之事（下有知村下組小前中、近来如何敷事ある趣にて既に出訴になる処、猶予願いにつき）	明次（治）二巳十二月日	1869	一紙	1
り71		差入申詫書之事（下有知村重竹組仙次郎、心得不宜の風聞にて入牢の処、仙次郎と同道し村役筋へ過言に及ぶにて勘弁願いにつき）	嘉永弍酉年三月	1849	一紙	1
り72		熟談内済証文之事（千疋村一同より御膳手当米の内、小前方への割渡し分減にて庄屋市郎兵衛預り疑惑などの一件、熟談につき）	安政六未年四月	1859	一紙	1
ぬ1		乍恐以書付奉願上候（武儀郡村々貯籾、下有知村に囲蔵建ての処、籾蔵は湿気による減石あるにて当分貯籾村囲い願いにつき）	嘉永六丑年三月	1853	一紙	1

作 成	受 取	備 考
訴訟人中島郡小藪村八左衛門(印)、源之助(印)、佐兵衛(印)、差添百姓代彦太郎(印)、相手方同村与左衛門(印)、庄屋又十郎(印)、孫左衛門(印)、差添庄屋与次右衛門(印)、(他高持百姓惣代、百姓代、年寄など14人連印)、郷宿平野屋九右衛門(印)・角屋内蔵助(印)、立入人中島郡江吉良村庄屋藤七(印)・沖村庄屋勘右衛門(印)・新井村庄屋忠左衛門(印)・海西郡幡長村庄屋助右衛門(印)・武儀郡下有知村庄屋俊蔵(印)・羽栗郡田代村庄屋治左衛門(印)	笠松御役所	継目剥がれ
訴訟方西村市助(印)、親類孫左衛門(印)、相手方四郎左衛門(印)、同人妻てい、親類糸助(印)、町代喜七(印)、庄屋河村彦十郎(印)、取喰人山田次右衛門(印)・塚原修郎(印)	御役所	
山県郡戸田村訴訟方富士右衛門(印)、同茂右衛門(印)、相手方広吉(印)、差添円治郎(印)、同郡側島村立入人伴蔵(印)、千疋村同市四郎(印)、武儀郡下有知村同俊蔵(印)、郷宿木屋伝右衛門(印)・井桁屋武八(印)	笠松御役所	端裏「戸田村済口面」
山県郡戸田村訴訟方富士右衛門、同断茂右衛門、差添円治郎、同村相手方広吉、立入人武儀郡下有知村俊蔵、山県郡千疋村市四郎、同郡側島村伴蔵	笠松御役所	継目剥がれ、端裏「戸田村件」
作十郎(印)、磯右衛門(印)、与茂助(印)、右助(印)、八右衛門(印)、(他30人連印)	上知分御村役衆中様	『岐阜大学教育学部郷土資料(7)幕末維新时期美濃地方の村方騒動関係史料』pp. 34~36に記載
当人浅次郎爪印、兄保五郎印、親類伝右衛門印	御村役衆中	
山県郡千疋村小前七拾式人物代伴蔵(印)、喜兵衛事金次郎(印)、惣右衛門(印)、惣次郎(印)、順蔵(印)、百姓代甚五郎(印)・類助(印)、立会百次郎(印)・兵助(印)、年寄小右衛門(印)・儀兵衛(印)、兼帯庄屋真右衛門(印)、同村市郎兵衛(印)、武儀郡下有知村庄屋立入人俊蔵(印)、郷宿井桁屋武八(印)、同角屋内蔵助(印)	笠松御役所	破損あり、継目剥がれ、端裏「千疋村熟談証文」
武儀郡山田村庄屋嘉平、小屋名村庄屋治右衛門、同村上知庄屋善右衛門、下有知村庄屋為九郎、同村上知年寄栄助、生櫛村庄屋治左衛門、横越村庄屋重右衛門、笠神村庄屋喜三次、極楽寺村庄屋重助、八幡村庄屋彦兵衛、初惣代小屋名村庄屋市左衛門、郡中惣代下有知村庄屋俊蔵	笠松御役所	破損あり、端裏「貯初蔵願書下 武儀郡惣代俊蔵扣」、『岐阜県史 史料編九』pp. 486~487に記載

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
ぬ2		乍恐以書付奉願上候（5月11日の大風雨により潰家あり、夫食にも差支える難渋にて拝借金願ひにつき）	万延元申年七月	1860	一紙	1
ぬ3		覚（山田・小屋名・下有知・生櫛・横越・笠神・極楽寺・八幡村への配物銭の内訳書付）			一紙	1
ぬ4		〔小屋名村上知分・古料・横越村難渋者家数書付〕			一紙	1
ぬ5		《難渋人覚》				
ぬ6		〔生櫛村極難渋者家数書付〕			切紙	1
ぬ7		〔極楽寺村極難者名前書付〕			切紙	1
ぬ8		乍恐以書付奉願上候（先般村々で困う貯粉、土蔵建て1か所に蔵詰め処、貯粉蔵は湿気による減石あるにて、当分貯粉村困ひ願ひにつき）	（嘉永6年3月）	1853	切紙	1
ぬ9		窮民書上帳（困窮者の家数25軒、人数68人）	明治元辰年十一月	1868	縦	1
ぬ10		窮民書上帳（困窮者の家数8軒、人数15人）	明治元辰年十二月	1868	縦	1
ぬ11		窮民書上帳（難渋者への下げ金11両、人数16人）	明治二年巳四月	1869	縦	1
る1		酒造米高御改帳（下有知村久助、酒造米高256石余）	享和三癸亥年四月	1803	縦	1
る2		覚（下有知村久助の酒造米高128石申上げにつき）	文化元子十一月	1804	一紙	1
る3		譲り渡申酒造株之事（天明4年より1か年貸株にて酒造相続の処、熟談にて酒造株20石譲り渡し代金20両受取につき）	（申年）		一紙	1
る4		乍恐以書奉申上候（酒造米高届書雛型）	天保五午年六月	1834	一紙	1
る5		差入証文之事（酒造料鑑札1枚預かりにつき）	嘉永六年丑六月	1853	切紙	1
る6		為取替申証文之事（酒造稼ぎしたく、久助所持の酒造株、当丑より已まで借株にて敷金渡しの雛型）	嘉永六年丑六月	1853	切紙	1
る7		差入申陳証文之事（当村久助所持の酒造株128石・鑑札5か年預かり、金80両預かりにつき）	嘉永六年丑六月	1853	切紙	1
る8		為取替申証文之事（多治見村七右衛門酒造稼ぎしたく、久助所持の2株のうち128石の酒造株5か年借株にて金80両渡しにつき）	嘉永六丑年六月	1853	一紙	1
る9		乍恐以書付奉願上（近來無株の者ども酒隠し造ること有り、他領の酒造株の有無穿鑿取調難きにて無株・勝手の酒造稼ぎ取締願ひにつき）	安政四巳年十二月	1857	縦	1

作 成	受 取	備 考
武儀郡山田村百姓代彦右衛門(印)、年寄万右衛門(印)、庄屋四郎兵衛(印)、小屋名村古料百姓代多郎兵衛(印)、年寄治右衛門(印)、庄屋五郎右衛門(印)、(他小屋名村上地分、下有知村古料、同村上地分、生櫛、横越、笠神、極楽寺、八幡村の村役人24人連印)	笠松御役所	
		小屋名村上知分家数84軒の内27軒、小屋名村古料家数60軒の内21軒が難渋者、横越村家数47軒の内27軒が極難渋者
		現在所在不明
		家数114軒の内、47軒が極難渋者
		39人の極難者の名前あり
武儀郡下有知村上知分百姓代唯助(印)、年寄孫三郎(印)、庄屋政次郎(印)	笠松県御役所	
武儀郡惣代喜惣治(印)	笠松県御役所	
武儀郡下有知村上知分		
右村庄屋百姓酒造人久助、同村年寄定右衛門	御地頭様御役人中様	『新修関市史 史料編近世四』 pp. 420～421に収載
右(下有知)村酒造人久助	今井宇左衛門様、波木井彦兵衛様	『新修関市史 史料編近世四』 pp. 421～422に収載
各務郡芥見村譲り主源兵衛代久兵衛印、同村親類利左衛門印、同村年寄弥右衛門印、同村庄屋丹治印	武儀郡下有知村御私領方久助殿	破損あり
何郡何村酒造人誰印、百姓代、年寄、庄屋	笠松御役所	「米穀高直ニ付」「酒造仕来候米高之内三分二減三分一酒造可仕」とあり
株預り人俊蔵、世話証人七郎	久助殿	
何郡何村借請人誰、証人一、村役人一	武儀郡下有知村株主久助代兼庄屋俊蔵殿	
武儀郡下有知村久助親類代兼庄屋俊蔵、笠松世話人武助	土岐郡七右衛門殿	
土岐郡多治見村庄屋七右衛門(印)、世話人笠松三輪屋武助(印)	武儀郡下有知村株主久助代兼庄屋俊蔵殿	『新修関市史 史料編近世四』 p. 427に収載
尾州御領村々之外酒造稼人惣代戸田隼人正知行所美濃国本巢郡北方村惣左衛門、右村庄屋織右衛門、戸田采女正領分大野郡政田村十六、右村庄屋耕平、大嶋帯刀知行所武儀郡関村市郎右衛門、当御支配所同郡下有知村久助代庄屋俊蔵、同断羽栗郡笠松村三輪武助	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世四』 pp. 428～429に収載

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
る10		酒造一件書類（内密に酒造稼ぎの族あるにて、無株の者の酒造差止願いにつき）	安政五年八月	1858	縦	1
る11		乍恐以書付御再願奉申上候（去る巳年無株酒造人取締願いの処、差止め無き者・新規酒造者あるにて、無株の酒造者への取締再願につき）	万延元申年十一月	1860	縦	1
る12		為取替申一札之事（酒造500石鑑札1枚、10か年限貸渡しにて金300両預かりにつき）	明治二巳年十一月	1869	一紙	1
る13		「美濃国武儀郡関村市郎右衛門 分株酒造米五百石 但元米掛米糶共 明治二巳年」〔酒造鑑札写〕	明治二巳年	1869	一紙	1
る14		為取替申証文之事（当村久助所持の酒造株128石5か年貸渡し、敷金預かり証文下書）	（嘉永6年6月）	1853	切紙	1
る15		為取替申証文之事（酒造稼ぎしたく、当村久助所持の酒造株128石5か年貸渡し、敷金80両預かり証文下書）	（嘉永6年6月）	1853	切紙	1
る16		〔諸国酒造の儀3分2減石の旨、去る申年触れの処、米穀も潤蔵にて去る巳年以前まで造る米高の内、半高減・半高酒造するようにつき触〕	（天保11年）十一月十二日	1840	一紙	1
る17		酒造鑑札料請取（金140両につき）	（明治2年）巳五月	1869	切紙	1
る18		酒造鑑札料請取（金100両につき）	（明治2年）巳五月	1869	切紙	1
る19		乍恐以書付奉申上候（下有知村久助、酒造株高少い故に渡世難渋、関村一文字屋市郎右衛門より酒造株譲り請けたきにて村内承知につき）	（天保8年）酉七月廿三日出候	1837	一紙	1
る20	1	約定書（惣本家市郎右衛門酒造店、上木順治郎10か年預り酒造渡世年限の処、借財嵩み当冬より6か年順治郎酒造し無借財にて市郎右衛門へ差戻し、借財あらば徳治郎引受につき）	明治七年戊五月日	1874	一紙	1
る20	2	約定書（惣本家市郎右衛門酒造店、上木順治郎10か年預り酒造渡世年限の処、借財嵩み当冬より6か年順治郎酒造し無借財にて市郎右衛門へ差戻し、借財あらば徳治郎引受につき）	明治七年戊五月日	1874	一紙	1
る20	3	謹而奉願候（従来醸造稼ぎする処、本年より醸造稼ぎ廃業したく鑑札差上げにつき）	明治八年九月三十日	1875	一紙	1
る20	4	〔酒造屋絵図面〕	（明治7年4月）	1874	一紙	1
る21		申渡（生糸改方肝煎仰付など承知につき請書）	（慶応2年）寅四月	1866	切紙	1

作 成	受 取	備 考
尾州御領村々之外酒造人惣代戸田隼人正知行所美濃国本巢郡北方村惣左衛門、右村庄屋織右衛門、戸田采女正領分大野郡政田村十六、右村庄屋耕平、大嶋帯刀知行所武儀郡関村市郎右衛門、当御支配所同郡下有知村久助、右当人代兼右村庄屋俊蔵、同断羽栗郡笠松村三輪武助	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世四』 pp. 429～430に収載
酒造稼人惣代戸田隼人正知行所美濃国本巢郡北方村惣左衛門、戸田采女正領分大野郡政田村重六、大嶋帯刀知行所武儀郡関村市郎右衛門、当御支配所同郡下有知村久助代庄屋俊蔵、同断羽栗郡笠松村三輪武助代権兵衛	笠松御役所	無株酒造人名前書の覚あり、『新修関市史 史料編近世四』 pp. 431～433に収載
酒造貸主関市郎右衛門、取扱藤兵衛、同断茂三郎、年寄小助、庄屋彦十郎	猿爪村平右衛門殿	
武儀郡下有知村酒造株主久助代兼同村庄屋俊蔵、世話方証人笠松村三輪屋武助	—	
武儀郡下有知村酒造株主久助代兼同村庄屋俊蔵、世話方証人笠松村三輪屋武助	土岐郡多治見村庄屋七右衛門殿	
梶土佐守、佐長門守、源遠江守、明飛驒守、門隼人守		
笠松県会計方(印)	武儀郡関村市郎右衛門	
笠松県会計方(印)	武儀郡関村市郎右衛門	
		後欠、年代は端裏より、端裏「下有知村」
立木朔右衛門、上木徳治郎、立木順次郎、立木司埜三郎、立入人浅井藤兵衛	立木市郎右衛門殿	る20-1～-4はこより紐・包紙一括、包紙「約定書 立木親類中 明治七年戊五月」
立木朔右衛門(印)、上木徳治郎(印)、立木順治郎(印)、立木司埜三郎(印)、立入人浅井藤兵衛	立木市郎右衛門殿	
立木市郎右衛門印	岐阜県権令小崎利準殿	「第七八大区□□造世話役上有知村平田藤四郎印」の奥書あり
		破損あり、「取締役上内平田藤四郎方へ認出」とあり
羽栗郡笠松村市右衛門、伊兵衛、久右衛門、方県郡古市場村助三郎、木田村太八郎、武儀郡下有知村政次郎、生櫛村勘兵衛、西山県郡梅原村平左衛門、北山県郡葛原村亀蔵、加茂郡下川辺村与次右衛門、寺西(前)村清右衛門、各務郡伊吹郡(村)喜兵衛、土岐郡多治見村円治、可児郡野市場村伊三郎、東山県郡世保村庄右衛門	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世四』 pp. 38～39に収載

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
る22		〔国内生産生糸・蚕種紙の儀など生糸取締りにつき廻状〕	(慶応2年) 寅四月十五日	1866	切紙	1
る23		申渡(生糸取締にて御料・小給所の品、私領方への流弊風聞にて小括り巻封紙の色分け、蚕種紙改方の義などにつき)	(慶応2年) 寅十二月	1866	縦	1
る24		〔曾代糸作り印紙・昨年改済み生糸作替え一件の儀にて、肝煎兩人不出につき書状〕	(慶応3年) 卯六月廿八日	1867	切紙	1
る25		覚(生糸曾代作り印紙500枚・車作印紙250枚差上につき)	(慶応3年) 卯六月廿八日	1867	切紙	1
る26		御請(村々など少しづつ曾代糸造り仕立売買、改札にて改方出来難く、聊かの分の遠路持参は諸費多分にて改札渡し願いの処、生糸改印紙500枚請取につき)	(慶応3年) 卯六月廿八日	1867	一紙	1
る27		卯之夏糸(生糸・口糸・代銀上納覚)	(慶応3年) 九月十一日	1867	切紙	1
る28		生糸改場手割	(慶応2年)	1866	切紙	1
る29		〔生糸・口糸・代銀など書付〕			切紙	1
る30		〔生糸・口糸・代銀上納覚〕			切紙	1
る31		覚(数量書付)			切紙	1
る32		覚(生糸改印紙使用数書付)			一紙	1
る33		覚(生糸改印紙使用数書付)			一紙	1
る34		〔運上代銀の定・1抱以下端糸の改印の取扱など書付〕			一紙	1
る35		覚(生糸改め雛型)	年号月日		一紙	1
る36		肝煎印鑑(生糸改印鑑一覧)	(慶応2年以降)	1866	一紙	1
る37		〔生糸改印鑑貼込帳〕	(慶応2年以降)	1866	縦	1
る38		生糸改書上覚帳	慶応二年寅九月	1866	横長	1
る39		生糸改料勘定帳	慶応三年卯六月廿二日	1867	横長	1
る40		生糸改書上帳	慶応三年卯九月日	1867	横長	1
る41		覚(御蔵米100俵買請にて代金45両余り来年3月限り元利共勘定につき)	安政三年辰極月	1856	一紙	1
る42		覚(西尾蔵米・廻間蔵米146俵請取にて代金105両余り来年3月限り渡しにつき)	安政六年未十二月	1859	一紙	1
る43		覚(室賀御蔵米100俵落札にて当月24日早朝代金請取につき)	万延元年申十一月九日	1860	一紙	1
る44		覚(御蔵米200俵、来年3月まで当所蔵にて預かりにつき)	万延元年申十一月	1860	一紙	1
る45		覚(金田様御蔵米100俵買請にて代金来年3月限り渡しにつき)	万延元年申十二月	1860	一紙	1
る46		覚(御蔵米50俵買請にて代金59両余り来年3月限り渡しにつき)	万延二年酉正月四日	1861	一紙	1
る47		覚(御蔵米10俵買請にて代金11両余り来年3月限り渡しにつき)	万延二年酉正月十四日	1861	一紙	1

作 成	受 取	備 考
笠松御役所		『新修関市史 史料編近世四』 pp. 37～38に収載
		『新修関市史 史料編近世四』 p. 48に収載
生糸肝煎玉井屋伊兵衛、高嶋久右衛門、杉山市右衛門	山田政治郎様	『新修関市史 史料編近世四』 pp. 48～49に収載
笠松生糸肝煎中	山田政次郎様、須田勘兵衛様	『新修関市史 史料編近世四』 p. 49に収載
右勘兵衛代兼政次郎、笠松村久右衛門	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世四』 p. 41に収載
さのや銀七（印：濃州関本町二丁目）	山田政治郎様	『岐阜県史 通史編近世下』 p. 411の表107参照
		『岐阜県史 通史編近世下』 pp. 408～409、『新修関市史 史料編近世四』 pp. 39～41に収載
		「御運上糸百目ニ付代銀百廿匁、…」
何誰知行所濃州何町百姓代一、年寄一、庄屋一	笠松御役所	
	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世四』 pp. 42～47に収載
政次郎、勘兵衛扣		
肝煎勘兵衛		『新修関市史 史料編近世四』 pp. 49～52に収載
米買請主立木市郎右衛門□(印)	厚見屋茂七殿	
立木市郎右衛門(印)	新屋喜兵衛殿	印に墨消しあり
惣代庄屋後藤平三郎(印)	立木市郎右衛門殿	芥見村54俵・岩田村34俵・宮代村12俵とあり
立木朔右衛門(印)	大升屋泰助殿	印に墨消しあり
立木 []	新屋喜兵衛殿	破損あり、芥見村50俵・田原村50俵とあり
関立木市郎右衛門(印)	小屋名村亀山弥市右衛門殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	小屋名村亀山久兵衛殿	印に墨消しあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
る48		覚（西尾様御蔵米60俵請取にて代金来年3月限り相場にて渡しにつき）	文久元年西十二月	1861	一紙	1
る49		御蔵米売渡し申書付之事（御蔵米45俵売渡し代金15両余り請取につき）	子十一月		一紙	1
る50		売渡申一札之事（生酒17石売渡しにつき）	安政六年未十二月十九日	1859	一紙	1
る51		売渡申一札之事（生酒17石売渡しにつき）	安政六年未十二月十九日	1859	一紙	1
る52		覚（玉泉古酒17石、来年正月まで預りにつき）	万延元年申十月	1860	一紙	1
る53		覚（生酒売附けにつき）	万延三年西三月二日	1861	一紙	1
る54		覚（小作米買請にて代金来年3月限り渡しにつき）	安政七年申正月	1860	一紙	1
る55		差入申証文之事（関村内にて練屋次郎平、新規水車稼渡世にて普請取掛りの処、場所は組合用水落入り場でなく先年の規定守るにつき）	天保十四卯年五月	1843	切紙	1
る56	1	為取替申一札之事（下有知村左九郎取立て水車の儀、再興にて組合納得、以後用水掛り場での新規水車取立無きにつき）	弘化三年午十二月	1846	一紙	1
る56	2	為取替申一札之事（下有知村左九郎取立て水車の儀、再興にて組合納得、以後用水掛り場での新規水車取立無きにつき）	弘化三年午十二月	1846	一紙	1
る57		為取替申一札之事（松森村新八郎水車にて杵8本増しの処、鑑鈍粉引止めの替りにて組合納得、ほか車職にて増杵など無きようにつき）	嘉永二年西正月	1849	一紙 (包紙共)	1
る58		為取替申一札之事（松森村新八郎水車にて杵8本増しの処、鑑鈍粉引止めの替りにて組合納得、ほか車職にて増杵など無きようにつき）	嘉永二年西二月	1849	一紙	1
る59		差入申一札之事（本家先代水車普請に取懸る処、先代果て水車株を与兵衛賞請け、新規取立では無きにて水車取建て願いにつき）	嘉永二年西ノ十月	1849	一紙	1
る60		差上申済口証文之事（武儀郡八幡村忠蔵と関村吉左衛門、水車稼職差障り一件にて訴訟の処、熟談につき）	（弘化2年）——	1845	切紙	1
る61		〔松森村新八郎水車の儀、黒鍬差遣わしの件など覚〕	午正月		切紙	1
る62		〔水車覚〕			切紙	1
る63	1	差入申証文之事（金2両借用につき）	辰十二月日		一紙	1

作 成	受 取	備 考
関立木市郎右衛門(印)	肥田瀬村服部吉兵衛殿	印に墨消しあり
売主庄屋専六(印)、証人彦太郎(印)	治右衛門殿	
関立木市郎右衛門(印)	高野村杉本屋長左衛門殿	印に墨消しあり、紙全体に墨消しあり、『新修関市史 史料編近世四』 pp. 430～431に収載
関立木市郎右衛門(印)	高野村杉本屋長左衛門殿	印に墨消しあり、『新修関市史 史料編近世四』 pp. 430～431に収載
関立木市郎右衛門(印)	ギフ糺屋作十郎殿	印に墨消しあり、紙全体に墨消しあり、『新修関市史 史料編近世四』p. 431に収載
関立木市郎右衛門(印)	下有知村天野吉十郎殿	印に墨消しあり、『新修関市史 史料編近世四』 pp. 433～434に収載
関立木市郎右衛門(印)	鍵屋庄兵衛殿	印に墨消しあり、紙全体に墨消しあり
関村庄屋彦十郎	下有知村・松森村・小瀬村御庄屋衆中	剥離紙あり、『新修関市史 史料編近世四』 p. 455に収載
下有知村上知分庄屋取立主左九郎、同村証人庄屋代久助、同村古料庄屋宗左衛門・儀兵衛、同村私料所庄屋喜左衛門、松森村庄屋新八郎・権右衛門		「小瀬村庄屋林助、関村庄屋彦十郎」の奥書あり、『新修関市史 史料編近世四』 pp. 455～456に収載、水車は松森村2軒・下有知村2軒・関村3軒あり
下有知村上知分庄屋取立主左九郎、同村証人庄屋代久助、同村庄屋宗左衛門・儀兵衛、同村私料所庄屋喜左衛門、松森村庄屋新八郎・権右衛門		破損あり、「小瀬村庄屋林助、関村庄屋彦十郎」の奥書あり
下有知村庄屋忠兵衛(印)・文八郎(印)・儀兵衛(印)・宗左衛門(印)・重助(印)・俊蔵(印)、私領庄屋幾右衛門(印)、関村庄屋彦十郎(印)、井組庄屋庄六(印)、小瀬村庄屋熊治(印)・栄三郎(印)、松森村庄屋権右衛門(印)・半六(印)、車主新八郎(印)		『新修関市史 史料編近世四』 pp. 456～457に収載
下有知村庄屋忠兵衛(印)・文八郎(印)・儀兵衛(印)・宗左衛門(印)・重助(印)・俊蔵(印)、私領庄屋幾右衛門(印)、関村庄屋彦十郎(印)、井組庄屋庄六(印)、小瀬村庄屋熊治(印)・栄三郎(印)、松森村庄屋権右衛門(印)・半六(印)、車主新八郎(印)		
小瀬村水車取建主与兵衛(印)	用水組合御村々御庄屋衆中	「右村庄屋栄三郎(印)、同林助(印)」の奥印あり
柴田善之丞御代官所武儀郡八幡村訴訟人忠蔵、同村庄屋甚右衛門、当御知行所相手方吉左衛門、同断立入人孫左衛門、同断長蔵、同断浄光寺、武儀郡下有知村同断俊蔵	大嶋甲斐守様関村御役場	継目剥がれ
右(松森)村庄屋篠田新八郎		前後欠カ
中村三治郎(印)	紙屋太平殿	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
る63	2	覚（下駄・炭代金など書付）	亥二月		切紙	1
る63	3	記（代金書付）	戌七月廿三日		切紙	1
る63	4	記（代金書付）	丑八月七日		切紙	1
る63	5	覚（金銭請取につき）	未六月廿一日		切紙	1
る63	6	覚（白米代金など書付）	寅七月		切紙	1
る63	7	記（金銭勘定書付）			切紙	1
る63	8	覚（黒炭・風呂敷・米代金など書付）	戌七月		切紙	1
る63	9	〔金銭書付〕			一紙	1
る63	10	覚（金4両受取につき）	八月廿九日		切紙	1
る64		請合申一札之事（薬湯商売始めにて扣家勝手造作したく願上げの処、承知につき）	天保三年壬辰十二月	1832	一紙	1
る65		焼物出処			一紙	1
る66		定款規則（製茶改良し同盟結社決定につき）				1
る67		売渡し申書附覚（粕1080貫目、代金20両請取につき）	巳拾月廿七日		一紙	1
る68		養老美淋覚（粕数量・代金など書付）			一紙	1
る69		〔古酒取引・諸商物など覚帳〕			横長	1
お1		質物書入預り申金子之事（金6両、質物上畑1畝24歩）	元禄十一戊寅年極月廿四日	1698	一紙	1
お2		質物書入借用申金子之事（金25両、質物居屋敷間口4間）	宝永六己丑年十二月廿八日	1709	一紙	1
お3		預り申金子之事（金17両）	正徳三年辰十一月拾日	1712	一紙	1
お4		借用申金子之事（金1両1分）	正徳五年未二月十日	1715	一紙	1
お5		田地書入借用申金子之事（金9両、質物下々畑田1反27歩）	正徳五年未二月十九日	1715	一紙	1
お6		預り申金子之事（金20両）	享保元年申七月十三日	1716	一紙	1
お7		預り申金子之事（小判10両）	享保元年申七月廿八日	1716	一紙	1
お8		預り申金子之事（金6両）	享保三年酉六月廿三日	1717	一紙	1
お9		預り申金子之事（今吹金2両2分）	享保二年酉十月廿八日	1717	一紙	1
お10		預り申御□借金子之事（金5両）	享保三年戌ノ五月十七日	1718	一紙	1
お11		質物書入預り申金子之事（金40両、質物家屋敷間口6間）	享保三年戊閏十月四日	1718	一紙	1
お12		預り申金子之事（金10両）	享保四歳亥五月十日	1719	一紙	1
お13		預り申金子之事（金20両）	享保四年亥八月十三日	1719	一紙	1
お14		預り申金子之事（金30両）	享保四年亥八月廿八日	1719	一紙	1

作 成	受 取	備 考
紙屋太平	村 中村三治郎様	
栃井紙屋太平(印)	中村内市様	
かし田太平	中村三次郎様	
紙屋太平(印)	村 中村三治郎様	
紙屋太平	村 大嶋様	裏にも代金書付あり
田原内	中村	
紙屋太平	村 中村三治郎様	
		裏にも書付あり
栃井紙屋太平(印)	中村様	
家借主納土町友三郎、同組合、同町惣代	立木市郎右衛門殿	『新修関市史 史料編近世四』p.662 に収載
南陔富永贛述		印刷物、「尾張 随意室蔵板」とあり
生産会社		
練屋慶助店(印)	立木市郎右衛門様	
預り主ねりや町吉右衛門(印)、証人町代 忠兵衛(印)、庄屋市兵衛(印)	本三丁目市郎右衛門殿	
借り主本三町目惣七郎(印)、証人惣九郎 (印)、町代平右衛門(印)	一文字屋市郎右衛門殿	札「此丁惣七丑暮廿五両」、利足は10 両につき1両1分
村山庄十郎(印)	立木市郎右衛門様	
広瀬喜平次(印)	立木市郎右衛門様	札「下九日町喜平次手形」「八月切一 両一分」
下九日町借り主喜平次(印)、下九日町代 次郎八(印)、下九日町請人惣次郎(印)	立木市郎右衛門殿	札「九両下九日町喜平次手形来十二月」
預り主辻町野田勘三郎(印)、受人下九日 町渡部治兵衛	立木市郎右衛門殿	札「辻町勘三郎七月切式拾両」「次之 利ハ重而取合也」
預り主本三町目惣七郎(印)、同町証人平 右衛門(印)、同断又次郎(印)	一文字屋市郎右衛門殿	札「此町惣七三月切」「拾両手形」
下九日町預り主広瀬喜平次(印)、同町請 人石井次郎八(印)、同町証人広瀬惣次郎 (印)	立木市郎右衛門殿	札「下九日町喜平次六両」「霜月切」
預り主渡辺治兵衛(印)、請人広瀬勘七 (印)	立木市郎右衛門殿	札「下九日町次兵衛五両金」
預り主青木又蔵(印)、請人亀山九助(印)	立木市郎右衛門殿	札「一丁目又蔵年賦金」「五両手形也」
預り主本一町目中山曾市(印)、町代藤掛 彦六(印)、証人島屋九兵衛(印)	立木市郎右衛門殿	札「一丁目曾市四拾両」「来亥三日切」
下九日町預り主北野弥兵衛(印)、本町受 人渡辺次兵衛(印)	本町立木市郎右衛門殿	札「九日町弥兵衛拾両」「八月切り」
預り主島屋九兵衛(印)、請人丸屋源七 (印)	立木市郎右衛門様	
預り主島屋九兵衛(印)、請人丸屋源七 (印)	立木市郎右衛門様	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お15		預り申金子之事（金20両）	享保四歳亥十月廿八日	1719	一紙	1
お16		預り申金子之事（金30両）	享保四年亥十二月廿七日	1719	一紙	1
お17		借用申金子之事（新金10両）	享保五年正月廿五日	1720	一紙	1
お18		預り申金子之事（新金25両）	享保五歳子九月八日	1720	一紙	1
お19		預り申金子之事（新金15両）	享保五子十二月晦日	1720	一紙	1
お20		預り申金子之事（新金6両余）	享保六年丑九月晦日	1721	一紙	1
お21		借用申茶金之事（金1両）	享保六年丑極月廿七日	1721	一紙	1
お22		預り申金子之事（新金54両余）	享保八年卯十一月朔日	1723	一紙	1
お23		預り申金子之事（新金60両）	享保十乙巳年十月廿八日	1725	一紙	1
お24		預り申金子之事（金10両）	享保十一年午正月廿日	1726	一紙	1
お25		借用仕金子之事（金21両余、質物家敷表口6間）	享保十六年亥五月十七日	1731	一紙	1
お26		預り申金子之事（金10両、質物中麦田7畝23歩など）	享保拾九年寅ノ十二月	1734	一紙	1
お27		借用申金子之事（金10両、質物松山）	明和二年酉十二月	1765	一紙	1
お28		借用申金子之事（金10両など、質物居屋敷・松木）	明和二年酉ノ十二月	1765	一紙	1
お29		借用申金子之事（金5両）	明和二年酉ノ十二月	1765	一紙	1
お30		借用申金子之事（金10両、質物居屋敷山）	明和三年戌ノ十二月	1766	一紙	1
お31		質物書入預り申金子之事（金8両余、質物中畑5畝歩など）	明和六年丑九月日	1769	一紙	1
お32		年季定証文之事（金36両余借用につき）	明和八年卯二月	1771	一紙	1
お33		年賦金証文之事（金11両余借用につき）	明和八年卯五月廿八日	1771	一紙	1
お34		質物書入預り申金子之事（金30両、質物居屋敷間口2間）	安永三年午三月	1774	一紙	1
お35		借用申金子之事（金30両）	天明四年辰三月二日	1784	一紙	1
お36		覚（米30俵代金22両余借用につき）	天明四辰五月	1784	一紙	1
お37		質物書入預り申金子之事（文金1両、質物上畑1畝歩）	天明四年辰ノ九月	1784	一紙	1
お38		借用申金子之事（金5両、質物新田畑屋敷など）	天明五年巳十二月	1785	一紙	1
お39		借用申金子之事（金5両余）	天明五年巳十二月	1785	一紙	1

作 成	受 取	備 考
預り主島屋九兵衛(印)、請人丸屋源七(印)	立木市郎右衛門様	
預り主島屋九兵衛(印)、請人丸屋源七(印)	立木喜右衛門様	
かり主紅屋三郎兵衛(印)、請人渡部次兵衛(印)	立木市郎右衛門殿	札「上九日町三郎兵衛貳拾兩」「当子五月切」
預り主島屋九兵衛(印)、請人丸屋源七(印)	立木喜右衛門殿	
預り主辻町野田勘三郎(印)、取次受人渡部治兵衛(印)	立木市郎右衛門殿	札「辻町勘三郎廿兩」「来丑三月切」
預り主辻町野田勘三郎(印)	立木喜右衛門殿	
預り主光明寺(印)、肝煎関村彦兵衛(印)	本三町目喜右衛門殿	札「光明寺壺兩金」「来茶切」
預り主河合庄藏(印)	立木友作殿	
預り主河合五兵衛(印)	立木市郎右衛門殿	札「一丁目五兵衛六拾兩」「巳ノ十月ニかし」
預り主孫次郎(印)、請人忠助(印)	立木喜右衛門殿	
五左衛門丁借用主吉兵衛(印)、同町請人藤三郎(印)、町代惣四郎(印)、庄屋彦十郎(印)	立木市郎右衛門殿	札「五左衛門町吉兵衛廿兩」「十月切書入」
下有知村預り主山田清三郎(印)、同嘉兵衛(印)	上有知村瀬平次郎殿	端裏「拾年賦下有知清三郎」
大山村かり主林助(印)、請人孫藏(印)、口入六三郎	せき立木市郎右衛門様	
大山村かり主弥三郎(印)、同村庄や請人新藏(印)、年寄林助(印)	関本町市郎右衛門殿	
大山村かり主孫藏(印)、請人林助(印)、せき出店口入六三郎(印)	せき本町立木市郎右衛門様	
大山村かり主林助(印)、請人孫藏(印)、同断弥三郎(印)	せき立木市郎右衛門殿	
下九日町預主長五郎(印)、同町町代喜助(印)、庄屋彦十郎(印)	本三町目喜右衛門殿	
金子借用主飛州高山大野屋惣左衛門(印)、引請人同所田中屋半十郎(印)、右同断蜂屋助右衛門(印)	一文字屋佐兵衛殿	
借主□野村半兵衛(印)、証人吉三郎(印)、同断勘兵衛(印)	関本町立木市郎右衛門様出店	
郷戸屋町預り主良省(印)、同町町代宇右衛門(印)、庄屋彦十郎(印)	立木市郎右衛門殿	破損あり
借り主美濃下有知山田次右衛門(印)	佐野屋茂右衛門殿	
楽屋弥七(印)	山田次右衛門殿	
利右衛門町預り主弥兵衛(印)、同町組合字平治(印)、町代茂助(印)、庄屋喜平治(印)	本三町目市郎右衛門殿	
借り主半助(印)、請人丹次郎(印)、庄屋専六(印)	次右衛門殿	
借り主定右衛門(印)、証人定八(印)	庄屋次右衛門殿	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お40		年延金預り証文之事（金29兩余、買物などにて借用し商売の処、不仕合難渋に及ぶにつき）	天明六年午正月	1786	一紙	1
お41		質物書入借用申金子之事（金15兩、質物下麦田1反3畝余）	天明六年午十二月	1786	一紙	1
お42		借用申金子之事（金3兩、質物下々畑4畝余）	天明七年未十二月	1787	一紙	1
お43		借用申金子之事（金30兩、去午年役中要用につき）	天明七年未十二月	1787	一紙	1
お44		預り申無尽金子之事（金15兩、質物中田1反6畝2歩など）	天明八年申三月日	1788	一紙	1
お45		預り申金子之事（金6兩）	天明八年申五月	1788	一紙	1
お46		借用申金子之事（金10兩、質物新田畑屋敷7畝19歩）	天明八年申十二月	1788	一紙	1
お47		借用申金子之事（金5兩）	天明九年酉正月十七日	1789	一紙	1
お48		借用申金子之事（金3兩）	寛政貳年戌十二月日	1790	一紙	1
お49		借用申金子之事（金3兩、質物下々畑1反7歩など）	寛政二戌年十二月	1790	一紙	1
お50		借用申無尽金之事（金10兩、質物上畑田6畝19歩など）	寛政三亥年二月十四日	1791	一紙	1
お51		年賦金証文之事（金5兩余佐兵衛借用の処、退転につき）	寛政四年子九月	1792	一紙	1
お52		借用申金子之事（金1兩余）	寛政六寅年十二月	1794	一紙	1
お53		預り申金子之事（金15兩）	寛政七乙卯十二月廿八日	1795	一紙	1
お54		借用申金子之事（金1兩余）	寛政七卯年十二月	1795	一紙	1
お55		借用申無尽金之事（金5兩、質物下田1反5畝6歩）	寛政七年卯十二月	1795	一紙	1
お56		借用申金子之事（金35兩、関惣左衛門方取替金年済の儀、領主頼上げの処、承知につき）	寛政八辰年三月	1796	一紙	1
お57		借用申金子之事（金5兩、質物米蔵1か所）	寛政八年辰十二月	1796	一紙	1
お58		借用申無尽金之事（金5兩、質物下田1反歩）	寛政八辰十二月	1796	一紙	1
お59		借用申金子之事（金15兩）	寛政九巳年五月	1797	一紙	1
お60		預り申金子之事（金20兩、三河屋五郎左衛門講金預金請取につき）	寛政十年午十二月	1798	一紙	1
お61		預り申金子之事（金100兩）	寛政十年午十二月	1798	一紙	1
お62		預り申金子之事（金100兩）	寛政十一未年十一月	1799	一紙	1
お63		借用金年賦証文之事（金25兩）	寛政十二年庚申二月	1800	一紙	1
お64		借用申金子之事（金8兩）	寛政十二申二月晦日	1800	一紙	1
お65		借用申金子之事（金2兩余、地頭所へ先納につき）	寛政十二申年八月	1800	一紙	1
お66		借用申金子之事（金18兩）	寛政十二申年十二月	1800	一紙	1

作 成	受 取	備 考
飛州高山金子預り主松本や茂助(印)、右引請人岩山や弥右衛門(印)、右同断長瀬や与四良(印)	濃州国一文字屋久兵衛殿	
金子借り主小屋名村久米右衛門(印)、同村証人恒右衛門(印)、同断治右衛門(印)、庄屋代年寄与次右衛門(印)	下有知村次右衛門殿	端裏「小屋名久米右衛門」
借主久兵衛(印)、証人仁兵衛(印)、組頭権右衛門(印)	御庄屋次右衛門殿	端裏「ふじ久兵衛」
関借り主喜平次(印)、同親類小三郎(印)、同証人彦藏(印)、庄屋仁左衛門(印)	下有知治右衛門殿	
預り主定八郎(印)、証人清次郎(印)、庄屋治右衛門(印)	無尽御連中	
預り主辻彦藏(印)	山田治右衛門殿	
借り主地藏店北山(印)、請人宝積院(印)		後欠
借主篠田三右衛門(印)、証人篠田忠助(印)	山田次右衛門殿	
借主篠田三右衛門(印)、同忠助(印)	山田次右衛門殿	
借り主長介(印)、証人三右衛門(印)、組頭作十郎(印)	庄屋卯之助殿	
借主彦兵衛(印)、証人権藏(印)	無尽講御連中	継目剥がれ、「庄屋嘉藏(印)」の奥印あり
金子払主下呂湯ノ島村佐助(印)、証人森村伊右衛門(印)	一文字屋又兵衛殿	
藤四郎(印)、磯□(印)	嘉兵衛殿	破損あり
関預り主亀山良省(印)、証人金子清左衛門(印)	下有知山田嘉兵衛殿	
借り主藤四郎(印)、証人長兵衛(印)	嘉兵衛殿	破損あり
借主権右衛門(印)、証人仁兵衛(印)、庄屋嘉兵衛(印)	無尽御連中	
川村良右衛門(印)	山田嘉兵衛殿	
新式町五三河屋宇左衛門(印)	下有知山田嘉兵衛殿	
預り主久助(印)、証人作十郎(印)、年寄嘉兵衛(印)	御連中	
池田権十郎(印)、証人池田千次郎(印)	山田治右衛門殿	
金子預り主金子孫六(印)	下有知村山田次右衛門殿	
金子預り主金子孫六(印)	下有知村山田次右衛門殿	
西田原村川村嘉兵衛(印)	下有知村山田善三郎殿	
高山借用主長瀬屋与四郎(印)、請人上野屋徳兵衛(印)	関一文字屋重兵衛殿	
金子借用主亀山良省(印)	山田次右衛門殿	
芥見村庄屋宇兵衛(印)、同村年寄忠次郎(印)	山田次右衛門殿	
芥見村庄屋宇兵衛(印)、同村年寄忠治郎(印)	山田次右衛門殿	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お67		借用申金子之事 (金5両)	寛政十二申年十二月日	1800	一紙	1
お68		預り申金子之事 (金50両)	寛政十二庚申年十二月	1800	一紙	1
お69		借用申金子之事 (金4両余、地頭所へ先納につき)	寛政十三酉正月晦日	1801	一紙	1
お70		借用申金子之事 (金7両余、地頭所へ先納につき)	寛政十三酉三月	1801	一紙	1
お71		預り申金子之事 (金13両)	享和元年戌ノ正月八日	1801	一紙	1
お72		借用申講金之事 (金20両、本高8斗の質地など)	享和元戌二月日	1801	一紙	1
お73		借用申金子之事 (金6両、地頭所へ先納につき)	享和元酉年四月	1801	一紙	1
お74		借用申金子之事 (金2両余、地頭所へ先納につき)	享和元酉年八月	1801	一紙	1
お75		借用申金子之事 (金5両、本高3斗田地質物)	享和元酉十二月	1801	一紙	1
お76		借用申金子之事 (金8両、地頭所へ先納につき)	享和二戌年八月	1802	一紙	1
お77		預り申金子之事 (金10両、元金は勘三郎六拾人講金の内の取次金子につき)	享和二年戌ノ年十二月廿一日	1802	一紙	1
お78		借用申金子之事 (金100両)	享和貳年亥十二月	1802	一紙	1
お79		借用申金子之事 (金16両余、講金につき)	享和二年壬戌十二月	1802	一紙	1
お80		借用申金子之事 (金25両、質物本宅居屋敷間口5間)	享和貳年戌十二月	1802	一紙	1
お81		借用申金子之事 (金15両)	享和貳壬戌年十二月	1802	一紙	1
お82		御引合申手形之事 (金40両、30両は来亥4月関金子孫六講金鬮当り60両の内にて古借方へ渡し、10両は講金返済にて借用につき)	享和二戌年極月日	1802	一紙	1
お83		覚 (次右衛門納め当戌年廻米の内、金10両受取につき)	享和二戌年十二月	1802	一紙	1
お84		借用申講金之事 (金20両、高1石余りの質地など)	享和三年亥二月	1803	一紙	1
お85		借用申金子之事 (金3両)	享和三亥三月日	1803	一紙	1
お86		覚 (金19両余請取につき)	享和三癸亥年四月十二日	1803	一紙	1
お87		金子証文之事 (金10両、村入用金の内へ借用につき)	享和三年亥四月六日	1803	一紙	1
お88		預り申金子之事 (金5両)	享和三年亥ノ五月廿九日	1803	一紙	1
お89		証文之事 (金10両)	享和三年亥五月	1803	一紙	1
お90		借用申金子之事 (金10両)	享和三亥五月	1803	一紙	1
お91		借用金子之事 (金10両)	享和三年亥ノ六月日	1803	一紙	1
お92		借用申金子之事 (金10両)	享和三亥十一月	1803	一紙	1
お93		借用申金子之事 (金20両、返金は江戸神田駿河台池田重郎様御内今井宇左衛門・波木井安右衛門様へ上納につき)	享和三年亥十二月廿日	1803	一紙	1
お94		借用申金子之事 (金10両)	享和三亥年十二月廿三日	1803	一紙	1

作 成	受 取	備 考
金子借主善右衛門(印)、証人喜兵衛(印)	山田次右衛門殿	
金子預り主川村嘉兵衛(印)	山田次右衛門殿	
芥見村庄屋宇兵衛(印)、同村年寄忠次郎(印)(印)	山田次右衛門殿	
芥見村庄屋宇兵衛(印)、同村年寄忠次郎(印)	山田治右衛門殿	
金子預り主亀山良省(印)	下内山田次右衛門殿	
借り主金三郎(印)、同断佐右衛門(印)、庄屋専六(印)	御連中	
芥見村庄屋宇兵衛(印)、同村年寄忠次郎(印)	山田次右衛門殿	
芥見村庄屋宇兵衛(印)、同村年寄忠次郎(印)	山田次右衛門殿	
かり主仙六(印)、請人文四郎(印)	山田次右衛門殿	端裏「重竹甚左衛門」
芥見村庄屋宇兵衛(印)、同村年寄忠次郎(印)	山田次右衛門殿	
預り主亀山良省(印)	山田次右衛門殿	
井上伴蔵(印)	山田次右衛門殿	
関柴山勘三郎(印)	山田次右衛門殿	
金子預り主関新式丁め宇左衛門(印)、同町代常蔵(印)	下有知山田次右衛門殿	
芥見村庄屋宇兵衛(印)	山田次右衛門殿	
川村嘉兵衛(印)	山田次右衛門殿	
庄屋卯兵衛(印)		端裏「中組手形」
借り主佐右衛門(印)、同断金三郎(印)、庄屋弥七(印)	御連中	端裏「重竹金三郎」
借り主金三郎(印)	山田次右衛門殿	
池田吉十郎内今井宇左衛門(印)、波木井安右衛門(印)	美濃屋幸次郎殿	
かり主山田村清右衛門(印)、取継和吉(印)	下有知村山田次右衛門殿	端裏「亥十一月切 山田村清右衛門殿」
預り主関鍊屋平六(印)	山田次右衛門殿	
関冷屋源四郎(印)	山田次右衛門殿	
小瀬村借主喜平次(印)	下有知村山田次右衛門殿	破損あり、端裏「小セ喜平次殿」
菊屋宇兵衛(印)	山田治右衛門殿	
小瀬村借主喜平次(印)	下有知村山田治右衛門殿	破損あり、端裏「小瀬喜平次」
加茂郡大平賀村借り主兵蔵(印)、請人彦蔵(印)	山田次右衛門殿	
山田村かり主清右衛門(印)	下有知村山田次右衛門殿	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お95		借用申金子之事（金2両、質物米8俵）	享和三亥年十二月廿四日	1803	一紙	1
お96		借用申金子之事（金5両）	享和三年亥十二月	1803	一紙	1
お97		借用申金子之事（金15両）	文化元年子正月	1804	一紙	1
お98		覚（金74両余、御用方請取につき）	文化元年子四月	1804	一紙	1
お99		為取替申無尽金之事（金74両、上ヶ知惣十郎無尽金半口引請けの処、当子暮満講にて江戸表の入用に無尽金渡しにつき）	文化元子年四月	1804	一紙	1
お100		借用申金子之事（金5両、糸挽き元手金につき）	文化元年子五月	1804	一紙	1
お101		預り申金子之事（金5両）	文化元年子之六月卅日	1804	一紙	1
お102		差入申質地之事（金5両、質地本高5斗）	文化元年子六月日	1804	一紙	1
お103		借用申金子之事（金5両）	文化元子七月九日	1804	一紙	1
お104		質物書入預り之無尽金之事（金100両、質物上田2畝など、太田宿林甚兵衛取立無尽講金につき）	文化元年甲子十一月	1804	一紙	1
お105		借用申金子之事（金10両）	文化元年子ノ十一月廿八日	1804	一紙	1
お106		借用金証文之事（金5両、商い仕入金につき）	文化二年丑七月	1805	一紙	1
お107		質地書入申金子之事（金5両、質地本高4斗余）	文化式丑十二月	1805	一紙	1
お108		借用申金子之事（金5両）	文化式年丑十二月	1805	一紙	1
お109		質物書入借用申金子之事（文金60両、質物家屋敷1か所間口3間5尺）	文化二年乙丑十二月	1805	一紙	1
お110		預り申金子之事（金30両、返金は江戸表着の砌、御屋鋪池田吉十郎様御内今井宇左衛門・波木井安右衛門へ返納につき）	文化二年丑十二月日	1805	一紙	1
お111		質入申金子之事（金6両余、質物長屋1軒）	文化二丑年十二月	1805	一紙	1
お112		借用申金子之事（金20両、鵜漁仕入金差詰りにつき）	文化式丑十二月	1805	一紙	1
お113		借用申金子之事（金13両、質物下々下田1反余）	文化二年丑十二月	1805	一紙	1
お114		預り申金子之事（金10両）	文化三年寅之三月廿九日	1806	一紙	1
お115		借用申金子之事（金3両、小屋名村伊右衛門へ初代金差詰りにつき）	文化三刁年七月二日	1806	一紙	1
お116		預り申為替金之事（金20両、返金は江戸表池田吉十郎様御役人衆中へ渡しにつき）	文化三寅八月	1806	一紙	1
お117		借用申金子之事（金2両）	文化三寅年十二月	1806	一紙	1
お118		借用申金子之事（金100両）	文化三年寅十二月	1806	一紙	1
お119		預り申金子之事（金10両）	文化四丁卯之正月六日	1807	一紙	1
お120		借用申金子之事（金1両余）	文化四卯正月廿六日	1807	一紙	1

作 成	受 取	備 考
かり主卯兵衛(印)	御私領方次右衛門殿	端裏「中 卯兵衛殿」
小屋名村金子借り主吉左衛門(印)、同断林右衛門(印)	山田次右衛門殿	端裏「小屋名吉左衛門殿」
借り主彦太郎(印)	治右衛門殿	
今井宇左衛門(印)、波木井安右衛門(印)	山田次右衛門殿、山田定六郎殿	
山田次右衛門(印)	川村龍右衛門殿	
新式町目金かり主万吉(印)、請合茶や茂兵衛(印：美濃関新中町)	山田次右衛門様	破損あり
借用主亀山良省(印)	山田次右衛門殿	
かり主庄屋専六(印)、年寄金三郎(印)、世話人忠左衛門(印)	次右衛門殿	
山田村かり主清右衛門(印)	山田次右衛門殿	
金子預り主広瀬新太郎(印)	下有知村山田治右衛門殿	
菊屋宇兵衛(印)	山田治右衛門殿	
金借り主跡部村幸次郎(印)	下有知山田定六郎様	
借り主専六(印)、年寄請人金三郎印、同断忠左衛門(印)	山田次右衛門殿	印に墨消しあり
借り主喜平治(印)	山田治右衛門殿	
金子借り主新壺町目勘三郎(印)、証人辻町忠三郎(印)、新式町目代素左衛門(印)、庄屋彦十郎(印)	下有知村山田次右衛門殿	
大平賀村三文字屋兵藏(印)	山田治右衛門様	
かり主金三郎(印)、証人又左衛門(印)	山田次右衛門殿	
小瀬借り主金右衛門(印)、証人伊右衛門(印)	下有知村山田治右衛門殿	
小屋名村金子借主林右衛門(印)、証人善右衛門(印)	山田次右衛門殿	継目剥がれ
関預り主鍊屋平六(印)	山田次右衛門殿	
中組佐助(印)	次右衛門殿	
金預り主跡部村幸次郎(印)、半兵衛(印)	下有知村山田次右衛門殿	
川村龍右衛門(印)	山田次右衛門殿	
金借り主浜田屋松次郎(印)、後見左太六(印)、請人茎田彦三郎(印)	下有知村山田次右衛門殿	
預り主関亀山良省(印)	下有知山田次右衛門殿	
借り主安吉(印)、証人佐助(印)	御私領方次右衛門殿	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お121		預り申金子之事 (金10両)	文化四年卯十二月廿九日	1807	一紙	1
お122		借用申金子之事 (金10両)	文化四年卯十二月	1807	一紙	1
お123		借用申金子之事 (金10両)	文化五年辰之正月廿八日	1808	一紙	1
お124		借用申金子之事 (金10両)	文化五年戊辰十二月廿八日	1808	一紙	1
お125		借用申金子之事 (金12両)	文化五年辰十二月晦日	1808	一紙	1
お126		借用申金子之事 (金10両)	文化五年辰十二月	1808	一紙	1
お127		借用申金子之事 (文金10両)	文化六年巳二月	1809	一紙	1
お128		借用申金子之事 (金25両)	文化六年巳十一月	1809	一紙	1
お129		書入申借用証文事 (金1両)	文化十申八月日	1813	一紙	1
お130		預り申金子之事 (金25両)	文化十四丁丑年三月廿一日	1817	一紙	1
お131		借用申金子之事 (金7両)	文和(化カ)元年子ノ六月八日	1804	一紙	1
お132		金子借用証文之事 (金20両)	文政貳卯年二月	1819	一紙	1
お133		借用申金子之事 (金15両)	文政八酉年十一月十二日	1825	一紙	1
お134		代呂拘代金借用添証文之事 (金50両)	文政九戌年三月	1826	一紙	1
お135		借用申金子之事 (金1両)	文政十一年子七月十二日	1828	一紙	1
お136		借用申金子之事 (金1両、質物四十人講)	文政十二丑ノ三月	1829	一紙	1
お137		借用申金子之事 (金2分)	文政十三寅二月四日	1830	一紙	1
お138		預り申金子之事 (金12両)	天保五年甲午九月晦日	1834	一紙	1
お139		借用申金子之事 (金25両、引当造酒25石)	嘉永二年酉四月四日	1849	一紙	1
お140		預り申金子之事 (金10両)	嘉永五年子正月廿二日	1852	一紙	1
お141		預り申金子之事 (金10両)	嘉永五年子七月十二日	1852	一紙	1
お142		借用申分金之事 (金50両、質物土蔵1か所、年貢上納差詰りにつき)	嘉永五年子十二月二日	1852	一紙	1
お143		借用申金子之事 (金50両)	嘉永五年子極月	1852	一紙	1
お144		借用申金子之事 (金30両)	嘉永五年子十二月	1852	一紙	1
お145		借用申金子之事 (金30両、引当造酒30石)	嘉永六年丑七月	1853	一紙	1

作 成	受 取	備 考
借用主亀山良省(印)	山田貞六郎殿	
小屋名村名主林右衛門(印)、年寄市左衛門(印)、百姓代善右衛門(印)	山田貞六郎殿	
預り主関亀山良省(印)	下有知山田貞六郎殿	破損あり
□山□三郎(印)	山田次右衛門殿	
借用主関亀山良省(印)	下内山田貞六郎殿	
小屋名村借主名主林右衛門(印)、同村年寄市左衛門(印)、同村百姓代善右衛門(印)	下有知村山田貞六郎殿	
中瀬村借主喜平次(印)	下有知村山田貞六郎殿	
金子孫六(印)	山田貞六郎殿	
稲垣安貞(印)	一文字屋重兵衛殿	全体に墨消しあり
飛州高山美濃屋久兵衛(印)	一文字屋五兵衛殿	「美濃屋兼右衛門(印)」の奥印あり
金子借用主亀山良省(印)	山田次右衛門殿	
飛州高山長瀬屋与四郎(印)	一文字屋善兵衛殿	
下有知村借り主平四郎(印)	津久田屋仲七郎殿	
借用主茂住屋利兵衛(印)、証人同苗平十郎(印)	一文字屋彦蔵殿	
借用主伝兵衛(印)、請人小四郎(印)	立木市郎右衛門殿	
金子借主半兵衛(印)、新(親)類請合源吉(印)、組合又平(印)、請合人甚九郎(印)	大嶋貢様	端裏「壺両半兵へ」とあり
借主おふら(印)、証人西木戸平兵衛(印)	立木御店衆中様	
関立木市郎右衛門(印)、証人沢瀉屋甚兵衛(印)	岐阜松橋勝三郎殿	
借用主関立木市郎右衛門(印)、請人同所一文字屋伴蔵、同鑄物師屋村与四郎	肥田瀬村徳助殿	紙全体に墨消しあり
立木市郎右衛門代万助(印)	塚原治郎平殿、長七殿	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)代万助、新助	塚原治郎平殿、御取次	印に墨消しあり
武儀郡関本三丁目借用主立木市郎右衛門(印)、同一文字屋藤兵衛(印)	加茂郡鑄物師屋村庄屋与四郎殿	「右村庄屋彦十郎」の奥書あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修復備御拝借分金」とあり、紙全体と印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、加判一文字屋藤兵衛(印)	下有知村山田俊造殿	印に墨消しあり
借用主立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	大沢孫六殿、御取次	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)	塚原平六殿	印に墨消しあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お146		借用申分金之事（金50両、質物土蔵2か所、寅2月限り返金につき）	嘉永六年丑十一月	1853	一紙	1
お147		借用申金子之事（金50両、引当造酒50石）	嘉永六年丑極月	1853	一紙	1
お148		借用申金子之事（金20両）	嘉永六年丑極月	1853	一紙	1
お149		預り申米之事（小作米40俵）	嘉永六年丑十二月	1853	一紙	1
お150		借用申金子之事（金20両）	嘉永七年寅正月（朱書：七月五日）	1854	一紙	1
お151		借用申金子之事（金30両）	嘉永七年寅三月	1854	一紙	1
お152		借用申金子之事（金100両、質物酒造株高1200石）	嘉永七年寅四月晦日	1854	一紙	1
お153		預り申講金之事（金4両、質物造酒4石）	安政元年寅極月十六日	1854	一紙	1
お154		借用申金子之事（金50両、質物上搗麦55石、搗麦買入代金差支えにつき）	安政二年卯七月朔日	1855	一紙	1
お155		借用申金子証文之事（金100両、質物極上米300俵、極上米買入代金差支えにつき）	安政二年卯十一月	1855	一紙	1
お156		借用申金子之事（金20両）	安政三年辰極月五日	1856	一紙	1
お157		借用申金子之事（金30両）	安政四年巳四月七日	1857	一紙	1
お158		借用申金子之事（金20両）	安政四年巳六月三日	1857	一紙	1
お159		借用申金子之事（金30両）	安政四年巳七月	1857	一紙	1
お160		借用申金子証文之事（金100両、質物上米300俵、上米買入代金差支えにつき）	安政四年巳七月晦日	1857	一紙	1
お161		借用申金子証文之事（金10両）	安政四年巳十月晦日	1857	一紙	1
お162		借用申金子之事（金30両、質物造酒30石）	安政四年巳十一月廿三日	1857	一紙	1
お163		借用申金子之事（金30両）	安政四巳極月廿四日	1857	一紙	1
お164		証文之事（金子預りにつき）	安政四巳年十二月	1857	一紙	1
お165		借用申金子之事（金100両、質物造酒株高1200石）	安政五年午四月晦日	1858	一紙	1
お166		借用申金子之事（金20両）	安政五年午五月三日	1858	一紙	1
お167		借用申金子之事（金2両）	安政五年午六月廿一日	1858	一紙	1
お168		覚（金50両借用につき）	安政五年午八月廿八日	1858	一紙	1
お169		借用申金子之事（金20両）	安政五年午十一月六日	1858	一紙	1
お170		借用申分金之事（金50両、質物土蔵2か所、年貢差詰りにつき）	安政五年午十一月	1858	一紙	1

作 成	受 取	備 考
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、同証人一文字屋藤兵衛(印)	加茂郡鋳物師屋村庄屋与四郎殿	「右村庄屋彦重郎」の奥書あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修復備御拝借金」とあり、紙全体と印に墨消しあり
借用主立木市郎右衛門(印)、証人野田弥兵衛(印)	塚原平六殿、御取次	印に墨消し・破れあり
立木市郎右衛門(印)代万助	兼成長四郎殿	印に墨消しあり
米預り主立木市郎右衛門(印)	鍵屋庄兵衛殿	紙全体に墨消し線あり、印の部分は破れあり
借用主立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	大沢孫六殿	紙全体と印に墨消しあり
借用主一文字屋万助(印)、証人兼洞惣八(印)	升屋新兵衛殿	印に墨消しあり
関借用主立木市郎右衛門(印)、親類加判立木伊六(印)、川辺村加判橋本儀兵衛(印)	上吉田村井戸平左衛門殿、井戸太左衛門殿	敗れあり、「大嶋友之丞」の奥書あり、印に墨消しあり
講金預り主立木市郎右衛門(印)、証人立木伊六(印)	渡辺佐十郎殿取立頼母子講御連中	印に墨消しあり
関金子借用主立木市郎右衛門(印)	広見村村井理兵衛殿	印に墨消しあり、端裏「村井戻り証文」、「右之麦穀当所西木戸町飛砂屋弥兵衛土蔵江相渡置」とあり
関金子借用主立木市郎右衛門(印)	広見村村井理兵衛殿	印に墨消しあり、「米預り主関村庄屋河村彦十郎(印)」の奥印あり、「右之質米奥印庄屋河村彦十郎土蔵江相渡置」とあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)	倉知村安田惣助殿	紙全体と印に墨消しあり
金子借用主立木市郎右衛門(印)代万助	升屋新兵衛殿、御取次	紙全体に墨消しあり、印に破れあり
金子借用主立木市郎右衛門(印)	塚原平六殿御取次	印に墨消しあり
金子借用主立木市郎右衛門(印)	一文字屋藤助御取次	印に墨消しあり
関金子借用主立木市郎右衛門(印)	広見村村井理兵衛殿	印に墨消しあり、「米預り主関飛砂屋弥兵衛(印)」の奥印あり、「右之米穀飛砂屋弥兵衛土蔵二相渡置」とあり
借用主藍屋芳助(印)	一文じや万助殿御取次	
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛、町代兼洞宗八(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)代万助	升屋新兵衛殿御取次	紙全体と印に墨消しあり
小嶋覚八治□、預り主矢嶋甚九郎(印)	大嶋八兵衛殿	印の部分切り取りあり
関借用主立木市郎右衛門(印)、親類加判立木伊六(印)、川辺村加判橋本筑後正(印)	上吉田村井戸平左衛門殿	印に墨消し・破れあり、「大嶋友之丞(印)」の奥印あり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)	下有知村山田俊造殿	印に破れあり
小嶋覚八治(印)	大嶋友之丞様	
立木市郎右衛門(印)	塚原平六殿御取次	紙全体と印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)代万助	岐阜靴屋作十郎殿御取次	印に墨消しあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鋳物師屋村御庄屋与四郎殿	印に墨消しあり、「庄屋河村彦十郎(印)」の奥印あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修復備御拝借金」とあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お171		借用申分金之事（金50両、質物造酒50石、年貢差詰りにつき）	安政五年午十一月	1858	一紙	1
お172		借用申金子之事（金15両）	安政五年戊午十二月十六日	1858	一紙	1
お173		借用申金子之事（金20両）	安政五年午極月	1858	一紙	1
お174		借用申分金之事（金50両、質物造酒30石、年貢差詰りにつき）	安政六年未四月	1859	一紙	1
お175		借用申分金之事（金50両、質物造酒50石、年貢差詰りにつき）	安政六年四月	1859	一紙	1
お176		借用申金子之事（金100両、質物酒造株高1200石）	安政六年己未五月	1859	一紙	1
お177		借用申金子之事（金37両余、米代金につき）	安政六年未五月	1859	一紙	1
お178		借用申金子之事（金20両）	安政六年未七月六日	1859	一紙	1
お179		借用申金子之事（金50両、質物生酒50石）	安政六年未十月	1859	一紙	1
お180		借用申金子之事（金50両、質物酒造株）	安政六年未十一月	1859	一紙	1
お181		借用申金子之事（金50両）	安政六年未十一月	1859	一紙	1
お182		借用申金子証文之事（金100両、質物極上米300俵、米買入時節に年貢上納金差支えにつき）	安政六年未十一月	1859	一紙	1
お183		借用申金子之事（金30両）	安政六年未十二月	1859	一紙	1
お184		借用申金子之事（金40両）	安政六年未十二月	1859	一紙	1
お185		借用申金子之事（金50両）	安政六年未十二月	1859	一紙	1
お186		預り申金子之事（金 6 両）	安政七年申正月廿四日	1860	一紙	1
お187		借用申金子之事（金50両、質物造酒50石）	安政七年申閏三月	1860	一紙	1
お188		借用申金子之事（金50両、質物生酒50石）	安政七年申閏三月	1860	一紙	1
お189		借用申分金之事（金50両、質物土蔵 2 か所、年貢差詰りにつき）	万延元年申五月	1860	一紙	1
お190		預り申金子之事（金 5 両）	万延元年申六月晦日	1860	一紙	1
お191		借用申金子之事（金50両）	万延元年申六月	1860	一紙	1
お192		〔借用申金子之事、金50両〕	万延元年申六月廿七日	1860	一紙	1
お193		借用申金子之事（金50両）	万延元年申七月	1860	一紙	1
お194		借用申金子之事（金30両）	万延元年申十月廿八日	1860	一紙	1

作 成	受 取	備 考
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鋳物師屋村御庄屋与四郎殿	印に墨消しあり、「庄屋河村彦十郎」の奥書あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修復備御拝借金」とあり
立木市郎右衛門(印)	一文字屋藤兵衛殿御取次	印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)	大澤孫九郎殿	印に墨消しあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鋳物師屋村御庄屋与四郎殿	印に墨消しあり、「庄屋河村彦十郎」の奥書あり、端裏「鋳与返り」、金50両は「其御村方武儀加茂境川修復備御拝借金」とあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鋳物師屋村御庄屋与四郎殿	印に墨消しあり、「庄屋河村彦十郎」の奥書あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修復備御拝借金」とあり
関借用主立木市郎右衛門(印)、親類加判立木伊六(印)、川辺村加判橋本筑後正	上吉田村井戸平左衛門殿	印に墨消し・破れあり、「大嶋友之丞(印)」の奥印あり
立木市郎右衛門(印)代万助	鍵屋庄兵衛殿	印に墨消しあり
一文字屋万助(印)	富沢屋喜助殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、請人加判一文字屋藤兵衛(印)	下有知村山田俊造殿御取次	印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人笠松本郷屋茂助(印)	笠松蔦屋喜助殿	印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)	倉知村安田惣助殿	端裏「倉惣戻り」、印に墨消しあり
関村金子借用主立木市郎右衛門(印)	広見村村井里藤田殿	印に墨消しあり、「関村庄屋質米預り主河村彦十郎(印)」の奥印あり、質物は「当所庄屋河村彦十郎土蔵へ相渡預ケ置候」とあり
立木市郎右衛門(印)	飛砂屋弥兵衛殿御取次	裏「諸事もどり証文」、印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)	一文字屋藤兵衛殿御取次	印に墨消し・破れあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)	倉知村安田惣助殿	端裏「安田」、印に墨消しあり
預り主関一文字屋万助(印)	鋳物師(屋)村不門院様御納所	印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、請人一文字屋藤兵衛(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	裏「兼松」、印に墨消しあり、「大嶋帯刀内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「少林寺□□修履金」とあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、請人加判一文字屋藤兵衛	下有知村山田俊造殿御取次	裏「山後(俊)」、印に墨消しあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鋳物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	印に墨消しあり、「大嶋帯刀内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、端裏「伊与戻り」、金50両は「其御村方武儀加茂境川修復備御拝借金」とあり
一文字屋万助(印)	鋳物師屋村不門院殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)	倉知村安田惣助殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	倉知村安田惣助殿、安田重三郎殿	前欠、印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)万助	升屋新兵衛殿	裏「升新」、印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	笠松蔦屋藤吉殿	印に墨消しあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お195		借用申金子証文之事（金100両、質物極上米250俵、米買入時節年貢上納金差支えにつき）	万延元年申十一月	1860	一紙	1
お196		借用申金子之事（金50両）	万延元年申十一月	1860	一紙	1
お197		借用申金子之事（金100両、質物車屋1か所）	万延元年申十一月	1860	一紙	1
お198		借用申金子之事（金40両、質物造酒40石）	万延元年申十一月	1860	一紙	1
お199		借用申金子之事（金25両）	万延元年申十二月	1860	一紙	1
お200		借用申金子之事（金10両）	万延元年申十二月	1860	一紙	1
お201		借用申金子之事（金25両）	万延元年申十二月	1860	一紙	1
お202		借用申金子之事（金30両、質物造酒30石）	万延元年申十二月	1860	一紙	1
お203		借用申金子証文之事（金30両、質物極上米60俵、年貢上納金差支えにつき）	万延元年申十二月	1860	一紙	1
お204		借用申分金之事（金50両、質物造酒50石、年貢差詰りにつき）	万延元年申	1860	一紙	1
お205		借用申金子之事（金30両）	万延貳年酉正月廿八日	1861	一紙	1
お206		借用申金子之事（金50両）	万延貳年酉二月	1861	一紙	1
お207		借用申金子之事（金30両、質物造酒30石）	万延貳年酉三月	1861	一紙	1
お208		借用申金子之事（金50両、質物造酒50石）	万延貳年酉三月	1861	一紙	1
お209		借用申金子之事（金20両）	万延貳年酉四月三日	1861	一紙	1
お210		借用申分金之事（金50両、質物造酒50石、年貢差詰りにつき）	文久元年亥三月	1861	一紙	1
お211		借用申金子之事（金30両）	文久元年酉四月	1861	一紙	1
お212		借用申金子之事（金100両、質物生酒60石）	文久元年酉四月	1861	一紙	1
お213		借用申金子之事（金40両）	文久元年酉五月	1861	一紙	1
お214		借用申金子之事（金100両、質物生酒60石）	文久元年酉五月	1861	一紙	1
お215		借用申金子之事（金30両）	文久元年酉五月	1861	一紙	1
お216		借用申金子之事（金50両）	文久元年酉五月	1861	一紙	1
お217		借用申金子之事（金30両）	文久元年酉六月	1861	一紙	1
お218		借用申金子之事（金50両）	文久三亥四月	1863	一紙	1

作 成	受 取	備 考
関村金子借用主立木市郎右衛門(印)	広見村村井里藤田殿	印に墨消しあり、「関村庄屋質米預り主河村彦十郎(印)」の加判証文あり、「大嶋兵庫内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、質物は「当所庄屋河村彦十郎殿土蔵江相渡預け置候」とあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人笠松本郷屋茂助	笠松蔦屋喜助殿	印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人立木要七郎(印)	太田林栄助殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	肥田瀬兼松徳助殿	端裏「近□もどり証文□右衛門名前」、印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	倉知村森定吉殿	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)万助	升屋新兵衛殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	倉知村森定吉殿	印に墨消しあり
借用主立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	印に墨消しあり、「大嶋兵庫内立木朔右衛門(印)」の奥印あり
金借用主関立木市郎右衛門(印)	広見村村井里藤田殿御取次	紙全体と印に墨消しあり、「関村庄屋質米預り主河村彦十郎」の奥印あり、質米は「当所庄屋河村彦十郎殿土蔵江相渡預け置」とあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鋳物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	印に墨消しあり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
立木市郎右衛門(印)	大沢孫九郎殿	
立木市郎右衛門(印)代万助	升屋新兵衛殿御取次	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、請人一文字屋藤兵衛(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	印に墨消しあり、「大嶋兵庫内立木朔右衛門(印)」の奥印あり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、請人一文字屋藤兵衛(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	印に墨消しあり、「大嶋兵庫内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「少林寺□□修覆金」とあり
関立木市郎右衛門代万助、証人塩屋新兵衛(印)	太田宿林栄助殿	印に破れあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鋳物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	端裏「伊と戻り」、印に墨消しあり、「大嶋兵庫内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
立木市郎右衛門(印)	升屋卯助殿	印に墨消しあり、後欠カ
借用主関立木市郎右衛門(印)代万助(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	下有知村原田安右衛門殿御取次	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	下有知村山田俊造殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、加判一文字屋藤兵衛(印)	下有知村安右衛門殿御取次	印に墨消しあり
飛砂屋弥兵衛(印)	鹿取彦兵衛殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、証人笠松本郷屋茂助(印)	笠松蔦屋喜助殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	一平賀塚原茂右衛門殿	紙全体と印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)代万助	升屋新兵衛殿御取次	端裏「升新古印紙戻り」、印に墨消しあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お219		借用申分金之事（金50両、質物土蔵2か所、年貢差詰りにつき）	文久二戌四月	1862	一紙	1
お220		借用申金子之事（金30両）	文久元年酉七月	1861	一紙	1
お221		借用申金子之事（金50両）	文久元年酉九月	1861	一紙	1
お222		借用申分金之事（金50両、質物造酒50石、年貢差詰りにつき）	文久元年酉十月	1861	一紙	1
お223		借用申金子之事（金50両）	文久元年酉十月	1861	一紙	1
お224		借用申金子之事（金50両、質物生酒50石）	文久元年酉十月	1861	一紙	1
お225		借用申金子之事（金100両、質物生酒80石）	文久元年酉十月	1861	一紙	1
お226		差入申証文之事（米買入時節にて年貢上納差支え、極上米300俵質物へ差入、金100両借用につき）	文久元年酉十一月	1861	一紙	1
お227		借用申金子之事（金50両）	文久元年酉十一月	1861	一紙	1
お228		借用申金子之事（金30両、質物造酒30石）	文久元年酉十一月	1861	一紙	1
お229		借用申金子之事（金30両）	文久元年酉十一月	1861	一紙	1
お230		借用申金子之事（金75両）	文久元年酉十二月	1861	一紙	1
お231		借用申分金之事（金50両、質物土蔵2か所、年貢差詰りにつき）	文久元年酉十二月	1862	一紙	1
お232		借用申金子之事	文久元年酉十二月廿二日	1861	一紙	1
お233		預り申金子之事（金10両）	文久元年酉十二月	1861	一紙	1
お234		借用申金子之事（金100両、質物生酒100石）	文久三年戌三月	1862	一紙	1
お235		借用申金子之事（金50両）	文久三年戌三月	1862	一紙	1
お236		借用申金子之事（金50両）	文久三年戌四月	1862	一紙	1
お237		借用申金子之事（金100両、質物生酒80石）	文久三年戌四月	1862	一紙	1
お238		借用申金子之事（金100両、質物生酒80石）	文久三年戌四月	1862	一紙	1
お239		借用申分金之事（金50両、質物土蔵2か所、年貢差詰りにつき）	文久三年戌四月	1862	一紙	1
お240		借用申金子之事（金50両、質物上畑田4反4畝余）	文久三年戌五月	1862	一紙	1

作 成	受 取	備 考
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鑄物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	印に墨消しあり、「大嶋兵庫内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
立木市郎右衛門(印)	一文字屋藤兵衛殿御取次	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	岐阜糺屋作十郎殿	印に墨消しあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鑄物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	印に墨消しあり、「大嶋兵庫内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
関立木市郎右衛門(印)代万助	岐阜糺屋作十郎殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	下有知村山田俊造殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)代万助(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	下有知原田安右衛門殿御取次	端裏「平田古印紙」、印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、同村庄屋質米預り主河村彦十郎(印)	広見村村井里藤田殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、証人笠松本郷屋茂助(印)	笠松蔦屋喜助殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	印に墨消しあり、「大嶋兵庫内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金30両は「少林寺法□修覆金」とあり
立木市郎右衛門(印)万助	升屋新兵衛殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	倉知村御庄屋後藤元助殿、森定吉殿	印に墨消しあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鑄物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
立木市郎右衛門(印)代万助	富沢屋喜八殿御取次	印に墨消しあり
一文字屋万助(印)幸七	普門院様御隠居様	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金100両は「少林寺法□修覆金」とあり
立木市郎右衛門(印)代万助	升屋新兵衛殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)万助	岐阜糺屋作十郎殿	印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	下有知村安右衛門殿御取次	印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	下有知村安右衛門殿御取次	印に墨消しあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鑄物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
濃州武儀郡関村借用主立木市郎右衛門(印)、同加判町役立木久兵衛(印)、太田宿加判金子新兵衛	鵜沼宿横山周平殿御取次	端裏「横山」、紙全体と印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「安永年宿方刎銭溜り金之内」とあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お241		借用申金子之事（金50両、質物上畑田5反2畝余）	文久三年戊五月	1862	一紙	1
お242		借用申分金之事（金200両、質物車屋・土蔵・屋敷1か所、土蔵3か所）	文久三年戊五月	1862	一紙	1
お243		借用申金子之事（金45両、質物生酒45石）	文久三年戊五月	1862	一紙	1
お244		借用申金子之事（金50両）	文久三年戊五月	1862	一紙	1
お245		借用申金子之事（金15両）	文久二年戊五月	1862	一紙	1
お246		預り申講金之事（金10両、質物生酒10石）	文久三年戊六月	1862	一紙	1
お247		借用申金子之事（金100両、質物生酒80石）	文久三年戊閏八月	1862	一紙	1
お248		借用申金子之事（金50両）	文久三年戊閏八月	1862	一紙	1
お249		借用申金子之事（金30両）	文久三年十月	1862	一紙	1
お250		借用申分金之事（金50両、質物生酒50石、年貢差詰りにつき）	文久三年戊十月	1862	一紙	1
お251		借用申金子之事（金50両）	文久三年戊十月	1862	一紙	1
お252		借用申金子之事（金50両）	文久三年戊十月	1862	一紙	1
お253		借用申金子之事（金30両、質物生酒30石）	文久三年戊十一月	1862	一紙	1
お254		借用申金子之事（金10両）	文久二戌年十一月	1862	一紙	1
お255		借用申金子之事（金100両、質物酒造株1200石鑑札）	文久三年戊十一月	1862	一紙	1
お256		借用申金子之事（金45両、質物生酒45石）	文久三年戊十一月	1862	一紙	1
お257		借用申金子之事（金50両）	文久三年戊十二月	1862	一紙	1
お258		借用申金子之事（金100両、質物極上米300俵、年貢上納金差支えにつき）	文久三年戊十二月	1862	一紙	1
お259		預り申金子之事（金73両）	文久三年戊十二月	1862	一紙	1
お260		借用申金子之事（金25両）	文久三年戊十二月	1862	一紙	1
お261		預り申金子之事（金26両余）	文久三年亥二月	1863	一紙	1
お262		借用申金子之事（金100両、質物極上米300俵、米売払い見合せたく年貢未進金差支えにつき）	文久三年亥三月	1863	一紙	1
お263		借用申金子之事（金20両）	文久三年亥四月	1863	一紙	1

作 成	受 取	備 考
濃州武儀郡関村借用主立木市郎右衛門(印)、同加判町役立木久兵衛(印)、太田宿加判金子新兵衛	鵜沼宿横山周平殿御取次	端裏「横山」、印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「安永年宿方勿銭溜り金之内」とあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、請人立木要七郎(印)、町代立木久兵衛(印)	林栄助殿	端裏「林」、印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)	鹿取彦兵衛殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	くらち村安田惣助殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	印に墨消しあり
講金預り主立木市郎右衛門(印)、親類加判立木伊六(印)	佐賀屋忠兵衛殿取立講御連中	印に墨消し・破れあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一文字屋藤兵衛(印)	下有知村原田安右衛門殿御取次	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)代万助	升屋新兵衛殿	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)	飛砂屋弥兵衛殿	印に墨消しあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鑄物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
関立木市郎右衛門(印)	キフ糺屋作十郎殿	端裏「糺屋戻り」、印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	キフ糺屋作十郎殿	破れあり、端裏「糺屋戻り」、印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、請人一文字屋藤兵衛(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	端裏「兼松」、印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり
郡上郡小那比村庄屋勘兵衛(印)、夕谷村年寄彦三郎(印)、安郷野新田庄屋甚三郎(印)、中保村庄屋治兵衛(印)、小板屋新田役代平右衛門(印)	下有知村山田俊蔵殿	
借用主関立木市郎右衛門(印)、証人笠松本郷屋茂助(印)	笠松蔦屋喜助殿	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)	鹿取彦兵衛殿	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)万助	升屋新兵衛殿	端裏「升新」、印に墨消しあり
金子借用主関村立木市郎右衛門(印)	広見村村井里藤田殿御取次	印に墨消しあり、「関庄屋質米預り主河村彦十郎(印)」と「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、質物は「当村庄屋河村彦十郎殿土蔵江相渡預ケ置候」とあり
一文字屋万助(印)孝七	清蔵寺様御隠居様	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)	長良屋甚助殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	稲口村今岸義蔵殿	紙全体と印に墨消しあり
金子借用主関村立木市郎右衛門(印)	広見村村井里藤田殿御取次	端裏「村井」、印に墨消しあり、「関庄屋質米預り主河村彦十郎(印)」と「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、質物は「当村庄屋河村彦十郎殿土蔵江相渡預ケ置申候」とあり
一文 []	釜石町林八十八様御取次	破れあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お264		預り金証文之事（金50両）	文久三年亥四月	1863	一紙	1
お265		借用申金子之事（金30両）	文久三年亥四月	1863	一紙	1
お266		借用申金子之事（金70両、質物造酒70石）	文久三年亥四月	1863	一紙	1
お267		借用申金子之事（金25両）	文久三年亥四月	1863	一紙	1
お268		借用申金子証文之事（金100両、質物極上米300俵、米売払い見合せたく年貢未進金差支えにつき）	文久三年亥四月	1863	一紙	1
お269		借用申金子之事（金50両）	文久三年亥四月	1863	一紙	1
お270		借用申金子之事（金50両）	文久三年亥四月	1863	一紙	1
お271		借用申金子之事（金30両）	文久三年亥五月	1863	一紙	1
お272		借用申金子之事（金60両、質物造酒60石）	文久三年亥五月	1863	一紙	1
お273		預り申金子之事（金50両）	文久三年亥五月	1863	一紙	1
お274		借用申分金之事（金50両、質物土蔵2か所、年貢差詰りにつき）	文久三年亥五月	1863	一紙	1
お275		借用申金子之事（金100両、質物手挽糸45把）	文久三年亥五月	1863	一紙	1
お276		借用申金子之事（金50両、質物生酒40石）	文久三年亥六月	1863	一紙	1
お277		借用申分金之事（金30両、質物造酒30石、年貢差詰りにつき）	文久三年亥十月	1863	一紙	1
お278		借用申金子之事（金50両）	文久三年亥十月	1863	一紙	1
お279		借用申金子之事（金100両、質物酒造株高1200石）	文久三年亥十月	1863	一紙	1
お280		借用申金子之事（金100両、質物生酒80石）	文久三年亥十月	1863	一紙	1
お281		借用申金子之事（金100両、質物生酒80石）	文久三年亥十月	1863	一紙	1
お282		借用申金子之事（金50両、質物生酒40石）	文久三年亥十月	1863	一紙	1
お283		借用申金子之事（金100両、質物手挽糸45把）	文久三年亥十一月	1863	一紙	1
お284		借用申金子之事（金30両）	文久三年亥極月	1863	一紙	1

作 成	受 取	備 考
預り主関立木市郎右衛門(印)、支配人万助(印)	小屋名村御取次亀山平右衛門殿	端裏「亀平」、印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)	野田弥兵衛殿	印に墨消しあり
借用主立木市郎右衛門(印)、証人一字屋藤兵衛(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	端裏「兼松」、紙全体と印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり
立木市郎右衛門(印)	長良屋甚助殿	紙全体と印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)	広見村村井里藤田殿御取次	2枚に破れている、端裏「十二月の十一月限」、印に墨消しあり、「関庄屋質米預り主河村彦十郎(印)」と「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、質物は「当村庄屋河村彦十郎殿土蔵江相渡預ケ置申候」とあり
関立木市郎右衛門(印)	岐阜糺屋作十郎殿	印に墨消しあり
関立木市郎右衛門(印)	岐阜糺屋作十郎殿	印に墨消しあり
立木市郎右衛門(印)	一字屋藤兵衛殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一字屋藤兵衛(印)	肥田瀬村兼松徳助殿	端裏「兼松」、印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金60両は「少林寺法□修覆金」とあり
立木市郎右衛門(印)	米屋空兵衛殿	印に墨消しあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎	加茂郡鑄物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	紙全体と印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金50両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
借用主関一字屋万助(印)、証人立木市郎右衛門(印)	下有知村安右衛門殿御取次	印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり
立木市郎右衛門(印)	(下有知村) 原田安右衛門殿御取次	印に墨消しあり
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鑄物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	端裏「与四郎」、印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金30両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
関立木市郎右衛門(印)万助	岐阜糺屋作十郎殿	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、親類加判立木要七郎(印)、川辺加判橋本筑後正(印)	上吉田村井戸平左衛門殿	端裏「井戸」、印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一字屋藤兵衛(印)	下有知村原田安右衛門殿御取次	紙全体と印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一字屋藤兵衛(印)	下有知村原田安右衛門殿御取次	印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)、証人一字屋藤兵衛(印)	下内原田安右衛門殿御取次	破れあり、端裏「安右衛門」、印に墨消しあり
借用主関一字屋万助(印)、証人立木市郎右衛門(印)	下有知村(原田)安右衛門殿御取次	端裏「安右衛門□分」、印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり
立木市郎右衛門(印)	倉知村森定吉殿	印に墨消しあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お285		借用申分金之事（金30両、質物造酒30石、年貢差詰りにつき）	元治元年子四月	1864	一紙	1
お286		借用申金子之事（金50両）	元治元年子四月	1864	一紙	1
お287		借用申金子之事（金50両）	元治元年子四月	1864	一紙	1
お288		借用申金子之事（金100両、質物生酒80石）	元治元年子四月	1864	一紙	1
お289		借用申金子之事（金100両、質物生酒80石）	元治元年子四月	1864	一紙	1
お290		借用申金子之事（金100両、質物生酒80石）	元治元年子九月	1864	一紙	1
お291		借用申金子之事（金30両）	慶応二寅十月十四日	1866	一紙	1
お292		借用申金子之事（金 3 両）	戌十二月日		一紙	1
お293		借用申金子之事（金 6 両、質物黒土下々畑 3 畝歩）	酉十二月廿六日		一紙	1
お294		預り申金子之事（新金10両）	とらの正月廿六日		一紙	1
お295		預り申金子之事（新金27両余）	子ノ十月晦日		一紙	1
お296		預り申金子之事（金20両）	申正月七日		一紙	1
お297		覚（為替代金20両受取につき）	卯正月廿六日		一紙	1
お298		借用申金子之事（金 3 両）	申七月日		一紙	1
お299		借用申金子之事（金10両）	戌十月日		一紙	1
お300		借用申金子之事（金 5 両）	戌十一月日		一紙	1
お301		借用申金子之事（金10両、先納金差詰りにつき）	戌十月日		一紙	1
お302		借用申金子之事（金 5 両）	戌十月日		一紙	1
お303		覚（金100両、敷地差上げにつき）	未十二月八日		切紙	1
お304		借用申金子之事（金10両、焼酎粕代金につき）	卯十二月		一紙	1
お305		借用申金子之事（金 6 両余）	亥七月五日		一紙	1
お306		覚（金 8 両余借用につき）	卯ノ二月廿九日		一紙	1
お307		借用申金子之事（金15両）	明治四年十二月	1871	一紙	1
お308		借用証券（金100円借用につき）	明治八年亥八月三十日	1875	一紙	1
お309		地所出入借用金証書（金100円、抵当田 7 畝 7 歩等、米売買につき）	明治十四年七月十一日	1881	一紙	1
お310		（欠番）				
お311		借用申茶金之事（金 1 両）	享保元丙申年極月十二日	1716	一紙	1
お312		借用申茶金之事（金 1 両）	享保二年酉ノ十二月廿七日	1717	一紙	1
お313		預り申茶金之事（金 1 両）	享保三戌十二月晦日	1718	一紙	1
お314		一札（金 1 両預りにつき）	享保五年子十二月大晦日	1720	一紙	1

作 成	受 取	備 考
武儀郡関借用主立木市郎右衛門(印)、請人兼洞善九郎(印)	加茂郡鑄物師屋村御庄屋与四郎殿、与平殿	印に墨消しあり、「大嶋肥前守内立木朔右衛門(印)」の奥印あり、金30両は「其御村方武儀加茂境川修覆備御拝借金」とあり
関立木市郎右衛門(印)	キフ糺屋作十郎殿	端裏「糺や」、印に破れあり
関立木市郎右衛門(印)	キフ糺屋作十郎殿	端裏「糺や」、印に破れあり
借用主関立木市郎右衛門(印)代万助、加判一文字屋藤兵衛(印)	下有知村安右衛門殿御取次	端裏「安右衛門」、印に墨消しあり
借用主関立木市郎右衛門(印)代万助、加判一文字屋藤兵衛(印)	下有知村安右衛門殿御取次	端裏「安右衛門」、印に墨消しあり
金子借用主関立木市郎右衛門(印)、証人立木安七(印)	生櫛村西部市左衛門殿	印に墨消しあり
山田村定治(印)	下有知村山田政次郎殿	
かり主紋助(印)、受人弥平治(印)	山田次右衛門殿	端裏「□町分紋助」
借主十吉(印)、証人藤助(印)	治右衛門様	端裏「ち十吉手形」
預り主一町め山岡吉左衛門(印)	立木喜右衛門殿	札「一町め吉左衛門新拾両」「寅三切□□□□」
広瀬弥吉(印)	立木市郎右衛門殿	札「五□町弥吉殿五十両」「来丑三切」
長谷川伝吉(印)	立木市郎右衛門殿	破損あり
亀山惣助(印)	立木市郎右衛門様	
かり主民治郎(印)、証人文市郎(印)	立木市郎右衛門殿	
大山村かり主林助(印)、同断新蔵(印)、同断左平(印)	せき本町立木市郎右衛門殿	
大山村かり主林助(印)、同断新蔵(印)、同断左平(印)	せき本町立木市郎右衛門殿	
大山村かり主林助(印)、庄屋新蔵(印)、百姓代左平(印)	立木市郎右衛門殿	
大山村かり主七兵衛(印)、同断弁蔵(印)	せき本町立木市郎右衛門殿	
小島□□(印)	立木市郎右衛門殿	印に墨消しあり
宇左衛門(印)	山田定六殿	
山田村うり主清右衛門(印)	下有知村次右衛門殿	
跡部村半兵衛(印)	下有知村山田次右衛門様	
関借用主立木泰治郎印、請人立木順平印	御望村郷徳蔵殿	
第八大区八ノ小区武儀郡関村借用主立木順治郎印、加判請人何々誰印	稲口村今峰儀蔵殿	
美濃国武儀郡関村十番地中邨三治郎(印)、立木市郎右衛門(印)	生産会社々長鹿取□次兵衛殿	破れあり
預り主光明寺(印)、肝煎関村彦兵衛(印)	本三丁目市郎右衛門殿	札「光明寺茶切壹両」
かり主光明寺(印)、請人関村彦兵衛(印)	一文字屋市郎右衛門殿	札「壹両光明寺茶切」
預り主光明寺(印)、彦兵衛(印)	一文字屋市郎右衛門	破損あり、札「光明寺壹両茶切り」
預り主光明寺(印)、関村肝煎彦兵衛(印)	本三丁目喜右衛門殿	札「光明寺壹両金」「□茶切」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お315		預り申金子之事 (金5両)	寛政四年子十二月日	1792	一紙	1
お316		祠堂金請取之事 (文金2分、月牌料施入につき)	寛政七乙卯年霜月廿六日	1795	一紙	1
お317		借用申頼母子講金之事 (金15両、質地中麦田1反余)	享和元年酉十二月	1801	一紙	1
お318		借用申金子之事 (金5両)	享和三年亥ノ三月	1803	一紙	1
お319		預申頼母子金之事 (金100両、寺修覆金要用につき)	享和三亥年十二月	1803	一紙	1
お320		借用申金子事 (金4両)	享和三年亥十二月	1803	一紙	1
お321		預り申頼母子金之事 (金30両)	文化元年子四月	1804	一紙	1
お322		借用申金子之事 (金15両)	文化二年丑十一月	1805	一紙	1
お323		借用申金子之事 (金8両)	文化三年寅二月十九日	1806	一紙	1
お324		借用申金子之事 (金2両)	文化三寅年七月	1806	一紙	1
お325		借用申金子之事 (金8両、弟子立身入用につき)	文化五年辰正月日	1808	一紙	1
お326		金子証文之事 (金8両借用につき)	文化五辰三月日	1808	一紙	1
お327		借用申金子之事 (金4両、弟子立身入用につき)	文化五年辰十一月日	1808	一紙	1
お328		借用申金子之事 (金6両)	卯ノ二月廿四日		一紙	1
お329		借用申金子之事 (金5両)	卯二月廿四日		一紙	1
お330		御借用申金子之事 (金1両)	丑年五月八日		一紙	1
お331		質物書入預り申金子之事 (34両余預り、質物下々畑1反余)	元禄十丁丑年閏二月九日	1697	一紙	1
お332		質物書入預り申金子之事 (金7両余、質物上畑成田1畝余)	延享四年丁卯十二月	1747	一紙	1
お333		質物書入預り申金子之事 (金27両余、質物上畑田27歩など)	宝暦六年子十二月廿八日	1756	一紙	1
お334		質物書入預り申金子之事 (金21両余、質物中畑3畝余など)	宝暦六年子十二月廿八日	1756	一紙	1
お335		質物書入預り申金子之事 (金30両、質物上畑田6畝余)	安永二癸巳年三月日	1773	一紙	1
お336		質物書入預り申金子之事 (金7両余、質物上畑2畝余など)	安永三年午五月	1774	一紙	1
お337		質物書入預り申金子之事 (金15両、質物上畑田8畝余)	天明五年巳十月日	1785	一紙	1
お338		質物書入預り申金子之事 (金22両余、質物居屋敷など)	享和元年辛酉五月	1801	一紙	1
お339		(欠番)				
お340		(欠番)				
お341		流シ申田地之事 (金7両、中麦田2畝余)	延享三年寅十二月	1746	一紙	1
お342		質流相渡シ申田地之事 (金2両余、下田6畝余)	宝暦二年申十二月	1752	一紙	1
お343		流相渡し申田地之事 (金6両余、下畑5畝余)	寛政元酉年十二月	1789	一紙	1

作 成	受 取	備 考
普門院(印)	次右衛門殿	
龍泰寺(印)、副司(印)	山田治右衛門殿	
借り主神光寺(印)、証人祐八(印)	御連中	「庄や伊右衛門(印)」の奥印あり
小屋名村円通寺(印)	下有知村山田治右衛門様	破損あり
龍泰寺副司(印)、典座(印)	山田次右衛門殿取次	
借主正武寺(印)、証人長昌寺(印)	山田治右衛門殿	破損あり
預り主池尻村西光寺(印)	御連中	破損あり
借主普門院(印)、加判天徳寺(印)	次右衛門殿	印に墨消しあり
志津野村正武寺(印)、同所請判佐平次(印)	山田次右衛門様御口入	破損あり
借主悟竹院亮舟(花押)、証人龍泰寺副司(印)	山田次右衛門殿	
西神野村常栄寺(印)	下内山田定六殿	
神光寺(印)	山田貞六郎様	
西神野村常栄寺(印)	下有知村山田貞六様	
智勝院(印)	山田次右衛門様	
珍牛、智勝院為胤(印)	山田次右衛門様	破損あり
龍泰寺冬□座黙仙(印)	下有知村山田佐右衛門様	印に墨消しあり
本三丁目預り主九郎次郎(印)、町代平右衛門(印)、五人組空兵衛(印)、同肝煎孫三郎(印)、庄屋市兵衛(印)	同町市郎衛門殿	
西木戸預り主藤蔵(印)、同組合善助(印)、同町代市兵衛(印)、庄屋彦十郎(印)	本三丁目市郎右衛門殿	
預り主本三丁目空兵衛(印)、請人久治郎(印)、町代九郎次郎(印)、庄屋彦十郎(印)	市郎右衛門殿	
借主空兵衛、請人久治郎、町代九郎次郎	立木市郎右衛門殿	
本二町目譲り主次郎平(印)、町代喜六(印)、庄屋彦十郎(印)	本三丁目立木市郎右衛門殿	裏打あり
新式町目預り主佐平次(印)、同町五人組又右衛門(印)、新壱丁目町代長十郎(印)、庄屋彦十郎(印)	立木市郎右衛門殿	
預り主新式町目林蔵(印)、新式町目町代彦七(印)、庄屋喜平治(印)	本町三丁目立木市郎右衛門殿	
本三町目預り主宋七(印)、同町組頭治助(印)、町代藤右衛門(印)、庄屋彦十郎(印)	立木市郎右衛門殿	
下有知村田地渡シ主勘六(印)、証人四郎左衛門(印)、同断喜右衛門(印)、庄屋嘉兵衛(印)	平次郎殿	端裏「下有知上ノ勘六田地手形」
田地渡シ主才兵衛後家(印)、証人長四郎(印)、年寄定右衛門(印)	庄屋嘉兵衛殿	端裏「才兵衛」
下組百姓売主庄三郎(印)、同組証人庄蔵(印)、私領方組頭小兵衛(印)	私領方名主次右衛門殿	継目剥がれ

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お344		流相渡申田地之事（金6両、上麦田6畝余）	寛政貳戌年二月日	1790	一紙	1
お345		流相渡申田地之事（金4両余、中畑3畝余など）	寛政貳戌年二月	1790	一紙	1
お346		流相渡申田地之事（金3両、中田4畝余）	寛政三亥年正月	1791	一紙	1
お347		質流相渡申田地之事（金18両、中田3畝余など）	寛政三亥年十二月	1791	一紙	1
お348		質流相渡申田地之事（金7両余、下畑5畝余）	寛政四子年十二月	1792	一紙	1
お349		質流相渡申田地之事（金3両余、上畑2畝余など）	寛政五丑年三月日	1793	一紙	1
お350		質流相渡申田地之事（金2両、本高4斗5升田地）	寛政七卯年十二月	1795	一紙	1
お351		質流相渡申田地之事（金7両、上麦田6畝余）	寛政八辰年三月	1796	一紙	1
お352		流シ相渡申田地之事（金6両余、下田5畝余）	寛政十一未年五月	1799	一紙	1
お353		質流相渡申越米之事（金8両余、越米7斗6升余）	寛政十一未年十一月	1799	一紙	1
お354		質流相渡申田地之事（金1両余、下田3畝9歩）	寛政十一未年十二月	1799	一紙	1
お355		質流相渡申田地之事（金3両余、下田5畝9歩）	寛政十二申年七月	1800	一紙	1
お356		質流相渡申田地之事（金5両、中田3畝）	寛政十二申年十二月	1800	一紙	1
お357		質流地ニ相渡申田地之事（金4両、上畑田4畝17歩）	寛政十二申年十二月	1800	一紙	1
お358		質流地ニ相渡申田地之事（金5両、田畑屋敷2畝10歩）	寛政十二申年十二月	1800	一紙	1
お359		質流相渡申田地之事（金5両余、中麦田3畝など）	寛政十三酉年二月	1801	一紙	1
お360		質流ニ相渡申田地之事（金9両余、中田7畝など）	寛政十三酉年二月	1801	一紙	1
お361		讓相渡申田地之事（金20両、下畑1反3畝余）	享和元年酉十二月	1801	一紙	1
お362		質流相渡申田地之事（金3両、新畑田高3斗4升）	享和元酉年十二月	1801	一紙	1
お363		質流相渡申田地之事（金6両余、上麦田6畝5歩）	享和二戌年三月	1802	一紙	1
お364		質流地ニ相渡申田畑越米之事（金11両、本高3石4斗余など）	享和二戌六月	1802	一紙	1
お365		質流相渡申田地之事（金3両、下々田2畝余など）	享和二戌年十二月	1802	一紙	1
お366		質流地ニ相渡申田地之事（金7両、下々田4畝余など）	享和三亥年二月	1803	一紙	1
お367		質流地ニ相渡申田地之事（金2両余、中田6畝余）	享和三亥年二月	1803	一紙	1
お368		質流地ニ相渡申田地之事（金2両余、中田9畝余）	享和三亥年三月	1803	一紙	1

作 成	受 取	備 考
譲り主勘右衛門(印)、証人十吉(印)	次右衛門殿	
譲主又五郎(印)、証人徳兵衛(印)、同断小兵衛(印)、年寄久助(印)	次右衛門殿	
田地渡し主善兵衛(印)、証人権蔵(印)	竹之内次右衛門殿	「庄屋嘉蔵(印)」の奥印あり
譲り主又五郎(印)、証人四郎左衛門(印)、庄屋久助	治右衛門殿	端裏「亦五郎田地也」
下組地主庄三郎(印)、同断証人庄蔵(印)、私領方庄屋卯助(印)	次右衛門殿	
ふじ売主仁兵衛(印)、証人性右衛門(印)、庄屋久助(印)	治右衛門殿	
渡し主次兵衛(印)、証人喜兵衛(印)、庄屋嘉蔵(印)	御私領方治右衛門殿	
譲主勘右衛門(印)、証人嘉兵衛(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
田地渡主嘉蔵(印)、証人喜兵衛(印)	御私領方次右衛門殿	「庄屋卯兵衛(印)」の奥印あり
関郷赤淵吉兵衛(印)、下有知村請人佐右衛門(印)	下有知村次右衛門殿	「関郷西木戸地主庄七(印)」の奥印あり
譲主金六(印)、証人介三郎(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
志摩村地主藤助(印)、同村証人友吉(印)、下有知村地先名主久助(印)	下有知治右衛門殿	破損あり
譲主茂八郎(印)、証人丹蔵(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	破損あり
田地譲主文六(印)、証人利七(印)	出作私領次右衛門殿	破損あり、端裏「中組文六」、「庄屋卯兵衛(印)」の奥印あり
渡主惣重郎(印)、証人太吉(印)	出作私領次右衛門殿	端裏「中組惣重郎」、「庄屋卯兵衛(印)」の奥印あり
上ヶ知百姓地主忠吉(印)、右同断証人与蔵(印)、私領方名主久助(印)	次右衛門殿	
渡し主彦兵衛(印)、証人権蔵(印)、庄屋卯兵衛(印)	御私領方次右衛門殿	
譲り主円右衛門(印)、受人定七(印)、庄屋弥七(印)	御私領方次右衛門殿	破損あり
御私領方譲り主小兵衛(印)、証人丹治(印)、庄屋専六	次右衛門殿	
上ヶ知出作売主忠吉(印)、証人太郎治(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
田畑渡主六右衛門事喜兵衛(印)、証人嘉蔵(印)、同断金五郎(印)	御私領方次右衛門殿	「庄屋卯兵衛(印)」の奥印あり
ふじ新田借主久兵衛(印)、証人仁兵衛(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
渡主嘉蔵(印)、証人善兵衛(印)、庄屋卯兵衛(印)	御私領方次右衛門殿	
渡主久米右衛門(印)、証人友右衛門(印)	御私領方次右衛門殿	「庄屋卯兵衛(印)」の奥印あり
同地渡主太吉(印)、証人文七(印)、庄屋卯兵衛(印)	御私領方次右衛門殿	端裏「次右衛門殿へ」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お369		質流地ニ相渡申畑之事（金1両余、上畑1畝余）	享和三亥年六月	1803	一紙	1
お370		相渡シ申田地之事（金1両余、高3斗4升余）	享和三年亥十二月	1803	一紙	1
お371		相渡し申田地之事（金3両余、高2斗5升余）	享和三年亥十二月	1803	一紙	1
お372		相渡申田地之事（金2両余、本高5斗など）	享和三年亥十二月	1803	一紙	1
お373		相渡シ申田地之事（金1両余、本高3斗余）	享和四年子二月日	1804	一紙	1
お374		流相渡シ申田地之事（金4両余、本高8斗）	享和四年子二月日	1804	一紙	1
お375		流相渡申田地之事（金5両余、下田5畝14歩など）	文化元子年五月	1804	一紙	1
お376		質流ニ相渡し申溝敷米之事（金1両余、溝敷米7升5合余）	文化元子十二月	1804	一紙	1
お377		流シ相渡申田地之事（金5両、上畑田8畝10歩）	文化元子年十二月	1804	一紙	1
お378		相渡申田地之事（金2両、高1斗5升）	文化元子十二月	1804	一紙	1
お379		流シ相渡申越米之事（金6両、越米6斗6合）	文化元子年十二月	1804	一紙	1
お380		流シ相渡申田地越米之事（金8両、下麦田2畝22歩など）	文化二丑年三月六日	1805	一紙	1
お381		質流相渡シ申田地之事（金1両余、上田2畝余）	文化三年丑三月	1805	一紙	1
お382		流相渡申田地之事（金7両、高1石）	文化三年丑三月	1805	一紙	1
お383		質流相渡申田地之事（金3両、畑田高5斗）	文化三寅年正月	1806	一紙	1
お384		質流相渡申田地之事（金3両、中麦田5畝余など）	文化三寅年三月	1806	一紙	1
お385		相渡シ申田地之事（金10両、本高1石3斗余）	文化三年寅十二月	1806	一紙	1
お386		質流ニ相渡し申田地之事（金10両余、上麦田5畝余など）	文化三寅十二月日	1806	一紙	1
お387		譲り渡申田地之事（金7両余、上畑田高1石など）	文化三寅年十二月	1806	一紙	1
お388		質流ニ相渡申田地之事（金10両、中田9畝余など）	文化四卯正月日	1807	一紙	1
お389		流相渡し申田地之事（金1両、掬米1斗7升）	文化四年卯正月日	1807	一紙	1
お390		流相渡申田地之事（金10両、掬米1石4升）	文化四卯年正月	1807	一紙	1
お391		流相渡申田地之事（金8両、上畑田2畝10歩など）	文化五年辰年正月晦日	1808	一紙	1
お392		質流ニ相渡シ申田地之事（金10両、中田3畝7歩）	文化五年辰二月	1808	一紙	1
お393		相渡申田地之事（金3両余、掬免5斗5升）	文化六年巳十二月	1809	一紙	1
お394		流相渡申田地之事（金10両、高4斗）	文化九年申ノ三月	1812	一紙	1
お395		流相渡申田地之事（金5両、高1石6斗）	文化十四年丑十二月	1817	一紙	1

作 成	受 取	備 考
畑渡主嘉蔵(印)、証人卯兵衛(印)、庄屋佐助(印)	御私領方次右衛門殿	
うり主五郎兵衛(印)、証人弥平次(印)、庄屋専六(印)	山田次右衛門殿	端裏「小兵衛手形入」
うり主孫左衛門(印)、証人弥平次(印)、庄屋専六(印)	山田次右衛門殿	
うり主庄三郎(印)、証人治兵衛(印)、庄屋専六(印)	山田次右衛門殿	
紋助(印)、弥平次(印)、専六(印)	次右衛門殿	
渡シ主権平(印)、証人金六(印)、庄屋専六(印)	次右衛門殿	
渡主権蔵(印)、証人清右衛門(印)	次右衛門殿	「庄屋佐助(印)」の奥印あり
渡シ主権蔵(印)、証人彦兵衛(印)、庄屋佐助(印)	私領方次右衛門殿	
渡主清右衛門(印)、証人権蔵(印)、年寄仁十郎(印)	庄屋佐助殿	
田地譲り主孫左衛門(印)、請人五郎助(印)、庄屋専六(印)	山田次右衛門殿	
越米渡主清右衛門(印)、証人権蔵(印)	次右衛門殿	「庄屋佐助(印)」の奥印あり
渡主清右衛門(印)、証人権蔵(印)	次右衛門殿	「庄屋佐助(印)」の奥印あり
渡し主七助(印)、証人嘉蔵(印)、庄屋佐助(印)	次右衛門殿	
売り主佐右衛門(印)、受人定七(印)、庄屋弥七(印)	次右衛門殿	
上ヶ知方譲り主伝蔵(印)、私領方証人与惣吉(印)	次右衛門殿	「地元庄屋専六(印)」の奥印あり
上ヶ知方譲り主次郎右衛門(印)、私領方証人金兵衛(印)、庄屋弥七(印)	次右衛門殿	
渡し主定吉(印)、証人権兵衛(印)、庄屋専六(印)	次右衛門殿	
渡し主佐助(印)、証人仁十郎(印)、庄屋嘉蔵(印)	私領方次右衛門殿	
田地主甚左衛門(印)、証人文四郎(印)、庄屋専六(印)	御私領方次右衛門殿	
渡シ主佐助(印)、証人仁十郎(印)、庄屋嘉蔵(印)	御私領方次右衛門殿	
田地渡し主次郎七(印)、証人兼助(印)	次右衛門殿	「庄屋嘉蔵(印)」の奥印あり
渡主清右衛門(印)、証人権蔵(印)	次右衛門殿	「庄屋嘉蔵(印)」の奥印あり
渡シ主清右衛門(印)、証人権蔵(印)	庄屋嘉蔵殿	「年寄仁重郎(印)」の奥印あり
渡シ主佐助(印)、証人仁十郎(印)	山田貞六様	「庄屋嘉蔵(印)」の奥印あり
うり主清蔵(印)、受人小兵衛(印)、庄屋専六(印)	山田定六殿	
売り主佐右衛門(印)、受人定七(印)、庄屋弥七(印)	貞六殿	
うり主紋七(印)、請人藤助(印)	茂平殿	「庄屋弥兵衛(印)」の奥印あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お396		質流相渡申田地之事（金17両、高4斗）	文政元年寅三月	1818	一紙	1
お397		質流相渡シ申田地之事（金15両、上麦田1反3畝10歩）	天保十三年寅十二月	1842	一紙	1
お398		（欠番）				
お399		（欠番）				
お400		（欠番）				
お401		譲り申畑之事（下々畑1反1畝余）	元禄十丁丑年閏二月九日	1697	一紙	1
お402		譲り申畑之事（上畑1畝24歩）	元禄十一戊寅年極月廿四日	1698	一紙	1
お403		売渡シ申新田之事（金3両1分余、上田1反5畝余）	享保九歳辰四月	1724	一紙	1
お404		永代売渡シ申畑之事（新金2両1分余、上畑3畝6歩など）	元文二年巳閏十一月日	1737	一紙	1
お405		売渡シ申田地之事（金28両1分余、上田1反3畝など）	寛保元年酉ノ十二月廿四日	1741	一紙	1
お406		売渡シ申田地之事（下畑1畝4歩、代金5両2分）	延享元年子十二月	1744	一紙	1
お407		売渡シ申田地之事（下田2反5畝24歩、代金10両1分）	延享二年丑霜月	1745	一紙	1
お408		売渡シ申田地之事（中田1反5畝25歩など、代金18両）	延享二年丑十二月	1745	一紙	1
お409		売渡シ申田地之事（上畑2畝22歩、代金1両1分余）	延享三年寅十二月	1746	一紙	1
お410		売渡シ申田地之事（下畑2畝23歩・中田3畝14歩など、代金10両1分余）	延享四年丁卯十一月	1747	一紙	1
お411		売渡シ申新田畑之事（下畑8畝歩など、代金2両2分）	延享四年卯十二月	1747	一紙	1
お412		譲申田地之事（上畑成田1畝18歩など）	延享四年卯ノ十二月	1747	一紙	1
お413		売渡シ申田地之事（上田6歩など、代金5両3分）	寛延元年辰十一月	1748	一紙	1
お414		売渡シ申田地之事（上田1反3畝6歩、代金11両）	寛延元年辰十二月	1748	一紙	1
お415		売渡シ申田地之事（中畑20歩など、代金2両2分）	寛延二年巳十二月	1749	一紙	1
お416		流申田地之事（下田27歩など、代金7両）	寛延三午年十二月	1750	一紙	1
お417		譲り申田畑之事（上畑27歩など、我等持分金子の方として）	宝暦六年子十二月廿八日	1756	一紙	1
お418		譲り申田地之事（中畑3畝12歩など、我等持分金21両1分として）	宝暦六年子十二月廿八日	1756	一紙	1
お419		売渡申田地之事（中田7畝8歩など、代金4両1分余）	宝暦八年寅十二月	1758	一紙	1

作 成	受 取	備 考
売主半助(印)、証人儀助(印)、庄屋専六(印)	御私領方貞六殿	
譲り主治右衛門(印)、証人儀兵衛(印)、年寄久助(印)	甚三郎殿、千秋殿、栄助殿	「右立会惣代栄助(印)」の奥印あり
本三丁目譲り主九郎次郎(印)、町代平右衛門(印)、五人組空兵衛(印)、同肝煎孫三郎(印)、庄屋市兵衛(印)	同町市郎右衛門殿	
譲り主吉右衛門(印)、証人町代忠兵衛(印)、庄や市兵衛(印)	本三丁目市郎右衛門殿	破損あり
今井多七郎(印)、下有知村年寄茂助(印)、同村組頭藤兵衛(印)、小屋名村名主市郎左衛門(印)、同村年寄平重郎(印)	長兵衛殿	
本三丁目譲り主小兵衛(印)、五人組空兵衛(印)、町代九郎次(印)、庄屋彦十郎(印)	立木市郎右衛門殿	
下有知村売主山田清三郎(印)、証人山田嘉兵衛(印)、庄屋佐藤茂助(印)	村瀬平次郎殿	
売主平八郎(印)、証人与次兵衛(印)、庄屋嘉兵衛(印)	上有知平次郎殿	端裏「下内平八田地手形かい分、平八手形」とあり
下有知村御料売主半右衛門(印)、証人喜右衛門(印)、庄屋嘉兵衛(印)	平次郎殿	破損あり、端裏「下有知半右衛門田地手形」
下有知村売主茂八郎(印)、証人庄屋嘉兵衛(印)	上有知平次郎殿	端裏「茂八田地手形」「茂八売手形」
売主平八(印)、証人与次兵衛(印)、年寄定右衛門(印)	庄屋嘉兵衛殿	
下有知村田地売主五右衛門(印)、証人権助(印)、庄屋嘉兵衛(印)	上有知平次郎殿	端裏「下内五右衛門田地手形」
売主元朝(印)、証人平七郎(印)、年寄定右衛門(印)	嘉兵衛殿	端裏「元朝」
西木戸譲り主藤蔵(印)・同組合善助(印)、同町代市兵衛(印)、庄屋彦十郎(印)	本三丁目市郎右衛門殿	
売主喜右衛門(印)、証人安兵衛(印)、庄屋嘉兵衛(印)	平次郎殿	端裏「下内喜右衛門田地手形」
売主安兵衛(印)、証人喜右衛門(印)、庄屋嘉兵衛(印)	平次郎殿	端裏「下内安兵衛田地手形」
下有知村売主五郎八(印)、証人藤七郎(印)、庄屋嘉兵衛(印)	平次郎殿	端裏「下内五郎八田地手形」「五郎八」
下有知村今宮上知組売主孫三郎(印)、証人久助(印)、庄屋嘉兵衛(印)	平次郎殿	端裏「今宮孫三郎田地」
譲り主空兵衛(印)、証人久次郎(印)、町代九郎次郎(印)、庄屋彦十郎(印)	市右衛門殿	
譲り主空兵衛(印)、証人久治郎(印)、町代九郎次郎(印)	立木市右衛門殿	
売主久四郎(印)、証人和田八(印)、庄屋佐左衛門(印)	岐阜大工庄吉殿	端裏「庄吉」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お420		売渡シ申田地之事（下田7畝22歩など、代金3両）	宝暦九年卯三月	1759	一紙	1
お421		売渡シ申田地之事（下々田1畝6歩、代金2両2分）	明和三年戌十二月	1766	一紙	1
お422		譲り申田地之事（中畑5畝歩など）	明和六年丑九月日	1769	一紙	1
お423		譲り申田地之事（上畑田6畝12歩など）	安永二癸巳年三月日	1773	一紙	1
お424		譲り申家屋敷事（間口2間、2畝18歩）	安永三年午三月	1774	一紙	1
お425		譲り申田地之事（上畑2畝24歩など）	安永三年午五月	1774	一紙	1
お426		売渡申田地之事（上麦田3畝11歩など、代金3両）	安永五年申十二月	1776	一紙	1
お427		売渡申田地之事（下畑5畝歩、代金2両1分余）	安永六年酉十二月	1777	一紙	1
お428		譲渡申田地之事（富士新田下畑5畝歩、代金2両1分余）	安永七年戌十二月	1778	一紙	1
お429		譲り申田地之事（上畑1畝歩）	天明四年辰ノ九月	1784	一紙	1
お430		書添申田地之事（米1石2斗などの田地、代金10両にて売渡しにつき）	天明四年辰十二月日	1784	一紙	1
お431		譲り申田地之事（上畑田8畝12歩）	天明五年巳十月日	1785	一紙	1
お432		譲渡申田地之事（中畑2畝3歩、代金3分3厘余）	寛政元酉年十二月	1789	一紙	1
お433		田地譲り渡申一札之事（中田3畝16歩など、代金9両、申年の訴訟時の宿代・路用金払いにつき）	寛政二戌年三月廿日	1790	一紙	1
お434		売渡申古家之事（古家1軒、代金2両1分）	寛政三年亥五月日	1791	一紙	1
お435		譲渡申居屋鋪之事（居屋鋪10歩、代金3分）	寛政五丑年九月	1793	一紙	1
お436		譲り渡申田地之事（中畑4畝16歩、代金6両）	寛政五年丑十二月	1793	一紙	1
お437		譲り申田地之事（下畑田5反2畝5歩など、金150両の方として）	寛政六年寅十二月	1794	一紙	1
お438		質物書入預り申金子之事（金150両、質物下畑5反2畝15歩など）	寛政六年寅十二月	1794	一紙	1
お439		田譲証（田畑反別掬米など書付）			切紙	1
お440		譲り渡申田地之事（中畑4畝25歩、代金6両余）	寛政八辰年十二月	1796	一紙	1
お441		譲り渡シ申田地之事（下麦田5畝13歩、代金2両3分）	寛政十年午十二月	1798	一紙	1
お442		譲り渡シ申田地之事（中畑2畝10歩など、代金2両2分余）	寛政十一未年二月	1799	一紙	1

作 成	受 取	備 考
売主源十郎後家(印)、証人茂八(印)、庄屋佐左衛門(印)	島村長兵衛殿	
売主弥次兵衛(印)、証人喜右衛門(印)、庄や久四郎(印)	志摩村弥吉殿	
下九日町譲り主長五郎(印)、同町町代喜助(印)、庄屋彦十郎(印)	本三町目喜右衛門殿	下札あり
本二町目譲り主次郎平(印)、町代喜六(印)、庄や彦十郎(印)	本三町目立木市郎右衛門殿	裏打ちあり
郷戸屋町譲り良省(印)、同町町代字右衛門(印)、庄屋彦十郎(印)	立木市郎右衛門殿	破損あり
新式町目譲り主佐平次(印)、同町五人組又右衛門(印)、新参町目町代長十郎(印)、庄屋彦十郎(印)	立木市郎右衛門殿	
売り主和田八(印)、証人久四郎(印)、庄屋佐左衛門(印)	良□老	端裏「和田八分」
売主平次郎(印)、証人伝蔵(印)、庄屋治右衛門(印)	上有知平次郎殿	
売主兵助(印)、証人金四郎(印)、庄屋次右衛門(印)	上有知平次郎殿	端裏「兵助分」
利右衛門町譲り主弥兵衛(印)、同町組合字平治(印)、町代茂助(印)、庄屋喜平治(印)	本三町目立木市郎右衛門殿	
嶋村売主長兵衛(印)、同村証人新平(印)	下有知村次右衛門殿	
譲り主新式町目林蔵(印)、新式町目町代彦七(印)、庄屋喜平治(印)	本町三町目立木市郎右衛門殿	
売主忠六(印)、証人与茂助(印)、組頭弥五兵衛(印)	庄屋次右衛門殿	破損あり
田地渡主与右衛門(印)、五人組久米右衛門(印)、同断権助(印)、同断佐市(印)、同断曾市(印)、同断勘五郎(印)、証人年寄善兵衛(印)、証人権蔵(印)、庄屋代嘉蔵(印)	御私領次右衛門殿	
売主丹次郎(印)、証人太平次(印)	和田八殿	後欠カ
譲り主久右衛門後家(印)、証人作十郎(印)、庄屋久助(印)	治右衛門殿	
譲主金四郎(印)、証人作十郎(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	端裏「金四郎手形」
本二町目譲り主鍊や次郎平(印)、町代次右衛門(印)、庄屋彦十郎(印)	立木左内様	
本式町目預り主鍊や次郎平(印)、同町町代次右衛門(印)、庄や彦十郎(印)	立木左内様	
売主与七(印)、証人五郎八(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
譲り主助次郎(印)、証人藤助(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
譲り主茂作(印)、証人定右衛門(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お443		譲り渡シ申田地之事（中畑9畝10歩など、代金25両）	寛政十一未年十二月	1799	一紙	1
お444		譲り申居屋舗之事（間口2間4尺5寸）	享和元年辛酉五月	1801	一紙	1
お445		譲り渡シ申田地之事（上畑3畝8歩、代金2両）	享和二戌年十二月	1802	一紙	1
お446		譲り渡申永代田地之事（居屋敷1畝8歩、代金10両）	享和二戌年十二月	1802	一紙	1
お447		譲り渡シ申田地之事（70町、高1石、代金7両）	享和二戌十二月日	1802	一紙	1
お448		譲り渡シ申田地之事（下畑7畝17歩、代金3両）	享和二戌年十二月	1802	一紙	1
お449		譲り渡シ申田地之事（下畑2畝15歩など、代金9両余）	享和三亥年閏正月	1803	一紙	1
お450		譲り相渡申田地之事（上田6畝26歩、代金7両余）	享和三亥二月日	1803	一紙	1
お451		譲り渡シ申田地之事（下畑8畝歩、代金5両）	享和三亥年二月	1803	一紙	1
お452		譲り渡シ申居屋敷之事（居屋敷1畝歩、代金3分余）	享和三亥年三月	1803	一紙	1
お453		譲り相渡申田地之事（本高7斗6升余の田地など、代金15両）	享和三亥十二月日	1803	一紙	1
お454		譲渡申田地之事（下畑2畝18歩など、代金3両余）	享和三亥年十二月	1803	一紙	1
お455		譲り渡シ申田地之事（下畑3畝13歩、代金1両余）	享和三亥年十二月	1803	一紙	1
お456		譲り相渡シ申田地之事（上畑田4畝5歩など、代金4両）	享和四年子二月	1804	一紙	1
お457		譲相渡申田地之事（中麦田1反5畝24歩など、代金20両）	文化貳年丑三月	1805	一紙	1
お458		譲り渡シ申田地之事（下田1反1畝18歩など、代金30両）	文化貳丑年三月	1805	一紙	1
お459		譲り渡シ申田地之事（上畑6畝17歩、代金2両余）	文化貳丑年三月	1805	一紙	1
お460		譲り申家屋敷之事（間口3間5尺・裏行19間）	文化二年乙丑十二月	1805	一紙	1
お461		譲り渡シ申田地之事（下田7畝27歩など、代金6両余）	文化三寅年九月	1806	一紙	1
お462		売譲り申田地之事（下田5畝12歩など、代金23両）	文化三寅十二月	1806	一紙	1
お463		譲渡申田地小作米之訳（小作米5石など）	文化三寅年十二月	1806	一紙	1
お464		譲り渡シ申田地之事（中田9畝16歩など、代金60両）	文化四卯年二月	1807	一紙	1
お465		譲り渡シ田地之事（上麦田24歩など、代金18両余）	文化四卯年十二月	1807	一紙	1

作 成	受 取	備 考
売り主又五郎(印)、証人小兵衛(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
本三町目譲主宗七(印)、同町組頭治助(印)、町代藤右衛門(印)、庄屋彦十郎(印)	立木市郎右衛門殿	
譲り主八右衛門(印)、証人弥五兵衛(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
辻譲主長右衛門(印)、同証人物十郎(印)、御私領方田地元な主庄屋久助(印)	次右衛門殿	「右之田地代金相戻し候書面之田地御返し可成候」とあり
田地譲り主孫左衛門(印)、証人弥兵次(印)、庄屋専六(印)	山田次右衛門殿	「奥書此田地十ヶ年之内代金相済シ申ハ、田地相戻シ可被下候以上」とあり
譲り主長八(印)、証人権右衛門(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
譲り主徳兵衛(印)、証人小兵衛(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
田地譲り主金三郎(印)、証人友蔵(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
譲り主仁兵衛(印)、証人友右衛門(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
譲り主長吉(印)、証人助次郎(印)、同断藤助(印)、庄屋久助(印)	清左衛門殿	
田地譲り主丹次郎(印)、受人多平次(印)、庄屋専六(印)	山田次右衛門殿	「一右之代金返済仕候ハ、田地御戻シ可被下候以上」とあり
ふし塚譲り主久兵衛(印)、証人仁平(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
譲り主長八(印)、証人権右衛門(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	端裏「ふし長八」
譲り主勘太郎(印)、証人庄三郎(印)、庄屋彦太郎(印)	治右衛門殿	
譲り主忠左衛門(印)、庄屋彦太郎(印)	御私領方貞六殿	
譲り主忠左衛門(印)、証人彦太郎(印)、庄屋久助(印)	定六殿	
譲り主弥五兵衛(印)、証人小平次(印)、同磯右衛門(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	破損あり
譲り主新壱町目勘三郎(印)、証人辻町忠三郎(印)、新式町目町代宗左衛門(印)、庄屋彦十郎(印)	下有知村山田次右衛門殿	
譲り主藤助(印)、証人藤四郎(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	
田地譲り主小兵衛(印)、証人与三左衛門(印)、庄屋喜平次(印)	下有知村山田次右衛門殿	
田地譲り主小作人小兵衛(印)、証人喜平次(印)	下有知村次右衛門殿	破損あり
譲り主彦太郎(印)、証人忠左衛門(印)、庄屋久助(印)	次右衛門殿	破損あり
譲り主善吉(印)、証人糸右衛門(印)、庄屋久助(印)	貞六郎殿	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お466		譲り相渡申田地之事（上田1畝20歩など、代金3両余）	文化五年辰十二月	1808	一紙	1
お467		譲り渡シ申田地之事（下々下田2畝4歩半など、代金2両）	文化五辰年十二月	1808	一紙	1
お468		譲り渡シ申田地事（上田1反4畝21歩など、代金2両余）	文化六巳年十二月	1809	一紙	1
お469		売譲り申山之事（小瀬村大洞古山3反1畝17歩、代金4両）	文化七年午五月	1810	一紙	1
お470		譲渡申田地之事（上畑1畝25歩、代金2両）	文化九申年二月	1812	一紙	1
お471		売譲り申山之事（小瀬村大洞古山3反1畝17歩、代金5両）	文化九年申十一月	1812	一紙	1
お472		譲り渡申田地之事（中麦田1畝23歩、代金3両2分）	文化十酉年十二月	1813	一紙	1
お473		譲り渡田地之事（上麦田1畝3歩など、代金2両余）	文化十四丑年正月	1817	一紙	1
お474		譲り渡申田地之事（下田2畝20歩など、代金3両余）	文化十四丑年正月	1817	一紙	1
お475		譲り渡シ申田地之事（中畑1反余他3か所、代金18両）	文政四年巳七月	1821	一紙	1
お476		売渡シ申す手形之事（杉木など代金3分余受取につき）	文政九年戌極月	1826	一紙	1
お477		売渡申田地之事（車屋2か所、代金200両）	天保四年巳七月朔日	1833	一紙	1
お478		覚（蔵米100俵買請、代金は当晦日江戸為替取組勘定につき）	嘉永五年子十一月八日	1852	一紙	1
お479		譲り相渡申田地証文之事（下々畑1反歩、代金2両余、年貢未進につき）	安政四年巳五月	1857	一紙	1
お480		譲り相渡申田地証文之事（本高9斗余の田地2か所、代金4両余、年貢未進につき）	安政五年午三月	1858	一紙	1
お481		奉御請一札之事（来戌3月上畑田9歩譲りにつき）	文久元年酉九月	1861	一紙	1
お482		譲り相渡し申田地之事（上組分市郎右衛門等4人の芝野1反17歩、代金1両余）	申十二月		一紙	1
お483		売渡シ之証（大蔵1か所、代価127円余）	（明治）八年十二月十八日	1875	一紙	1
お484		売渡申田地之証（田7畝16歩、代金92円）	明治十五年一月	1882	一紙	1
お485		〔下有知村共有山林買受証・共有山林売却実施の儀につき願雛形〕	（明治18年）	1885	縦	1
お486		譲渡記（田8畝余など幸村喜七より譲りにつき）			一紙	1
お487		〔入札差金留帳・入費記〕			横長	1
お488		（欠番）				
お489		（欠番）				

作 成	受 取	備 考
ゆつり主平十郎(印)、証人七左衛門(印)、庄屋忠左衛門(印)	御私領方定六殿	
譲り主藤助(印)、証人藤四郎(印)、庄屋久助(印)	貞六郎殿	
譲り主八右衛門(印)、証人金兵衛(印)、庄屋久助(印)	貞六郎殿	
小瀬村山売り主金右衛門(印)、同村証人伊右衛門(印)、同村庄屋宇平治(印)	下有知村山田貞六郎殿	端裏「文化七年午ニ反畝入□済」
譲り主金四郎(印)、証人権助(印)、庄屋久助(印)	貞六郎殿	
小瀬村山売り主伊右衛門(印)、同村証人惣兵衛(印)、同村庄屋宇平治(印)	下有知村山田貞六郎殿	
譲り主平蔵(印)、証人文四郎(印)、庄屋代彦右衛門(印)	貞六郎殿	
仁右衛門分譲り主金四郎(印)、証人与茂助(印)、庄屋平四郎(印)	貞六郎殿	
譲り主小平次(印)、証人与茂助(印)、庄屋平四郎(印)	貞六郎殿	
譲り主次右衛門(印)	元泰殿	享和3年の田地古証文貼継、「当十一月限元利金返済仕候ハ、右田地御戻シ可被成爲念如此御座候以上小作人志田村勇次、当村茂作」とあり
黒屋売り主八十八(印)	関本三角立木様	
売主立木市郎右衛門(印)、証人立木伴蔵(印)、口入巴屋安助	岐阜菊屋孫十郎殿	印に墨消しあり、「庄屋彦十郎(印)」の奥印あり
関立木市郎右衛門(印)	倉知村御庄屋弥三郎殿、同元助殿	印に墨消しあり
譲り主久助(印)、証人朔郎(印)		「上知分庄屋俊蔵(印)」の奥印あり
譲り主久助(印)、証人俊蔵(印)	上知組治八殿	「中組庄屋周助(印)」の奥印あり
譲り主山田嘉兵衛(印)、請人兼成屋長四郎(印)、同断澤沢屋平兵衛(印)、町代忠兵衛(印)、庄屋河村彦十郎(印)	御役所	
売主給所弥五兵衛(印)、請人同断小兵衛(印)	御領方権平殿	
売主立木市郎右衛門	佐藤喜助殿御取次	
加茂郡栃井村売主中村三次郎印、加判セキ立木市郎右衛門印	中川辺小沢柳吉殿	罫紙、枠外に「十五年一月廿八日川辺の徳二郎参り下書通り認メ遣ス下書」とあり
		印(「中村」)あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お490		(欠番)				
お491		覚 (11月分御用金24両余為替にて請取につき)	天明四甲辰年十一月十九日	1784	一紙	1
お492		覚 (御用方引請金14両為替にて受取につき)	寛政九年巳七月	1797	一紙	1
お493		請取申為替金之事 (来亥3月江戸表にて池田吉重郎役人衆中へ金子10両上納につき)	享和二年戌十一月	1802	一紙	1
お494		為替金手形之事 (当12月江戸表にて池田吉十郎役人衆中へ請取の金子20両上納につき)	文化元年子ノ八月	1804	一紙	1
お495		為替金一札之事 (金90両)	天保四年巳十二月晦日	1833	一紙	1
お496		為替手形之事 (越前敦賀天屋四郎兵衛宛に金15両)	嘉永五年子九月五日	1852	一紙	1
お497		為替申手形之事 (芝愛宕下烏森稻荷前大島帯刀御屋舗役人中宛に金20両)	安政五年午五月十六日	1858	一紙	1
お498		為替申手形之事 (芝愛宕下烏森稻荷前大島帯刀御屋舗役人中宛に金10両)	安政五年午五月十六日	1858	一紙	1
お499		為替申手形之事 (虎御門内村瀬平四郎御屋舗役人中宛に金55両)	安政五年午五月廿二日	1858	一紙	1
お500		覚 (金100両貸金につき)	(安政6年カ) 己未九月廿六日	1859	切紙	1
お501		永代請田地証文之事 (田地造り勝手宜しきにて代金5両渡し、米4石私領方御蔵入納めにつき)	文政貳卯年三月	1819	一紙	1
お502		為取替申永代請証文之事 (組持惣作野方代金5両差入、小作米1石3斗余勘定につき)	天保五年午三月	1834	一紙	1
お503		為取替申永代掟証文之事 (組持惣作野方代金5両請取につき)	天保五年午三月	1834	一紙	1
お504		永代作請田地之事 (蔵入米1石2斗勤めにつき)	弘化三午年三月	1846	一紙	1
お505	1	差入申請書之事 (永小作地の内、逸作支配の分年貢・夫錢滞りにて請作地所渡しにつき)	嘉永三戌四月	1850	一紙	1
お505	2	覚 (逸作懸り分下用金など書付)	卯三月十日		切紙	1
お506		永代掟証文之事 (上知組扣分掟米1斗5升差入につき)	文久二戌年十一月	1862	切紙	1
お507		(欠番)				
お508		(欠番)				
お509		(欠番)				
お510		一札 (川上屋喜蔵の借入金76両余、親類中引請弁済につき)	天明六年午四月	1786	一紙	1
お511		覚 (去暮下金96両余請取につき)	享和三癸亥年閏正月十七日	1803	一紙	1
お512		差出申年賦金証文之事 (借入金120両余の内80両余勘弁にて、残金40両は8か年賦で返済につき)	文化二丑年二月	1805	一紙	1

作 成	受 取	備 考
深津清兵衛(印)、今井宇左衛門(印)、森浅左衛門(印)	山田次右衛門殿	「其地大矢田村小森彦三郎方より此表本町四丁目小森次郎兵衛方江手形添状差下…」とあり
今井宇左衛門(印)、波木井安右衛門(印)	山田次右衛門殿	「本町店」とあり
跡部村幸次郎(印)、年寄半兵衛(印)	山田次右衛門様	破損あり、端裏「跡部幸次郎」
跡部村金請取主幸次郎(印)、証人半兵衛(印)	下有知村山田次右衛門様	
立木市郎右衛門(印)	亀山惣助殿	紙全体に墨消しあり、印に破れあり
関立木市郎右衛門(印)	笠松本郷屋茂助殿	印に墨消しあり
濃州関立木市郎右衛門(印)	江戸茅場町鴻池太郎兵衛殿	印に墨消しあり
濃州関立木市郎右衛門(印)	江戸北新新川中井新右衛門殿	印に墨消しあり
濃州関立木市郎右衛門(印)	江戸南新堀伊坂市右衛門殿	印に破れあり、「村瀬平四郎内深山広司(印)」の裏書あり
井戸平左衛門(印)	立木市郎兵衛様	
御領所請作人半九郎(印)、同親類証人利兵衛(印)	御私領方次右衛門殿	
作請人金右衛門(印)、親類証人甚三郎(印)、休番年寄定右衛門(印)	御組中江	
庄屋治右衛門、年寄久助、小前惣代藤七	金右衛門殿	
作請人久助(印)、証年寄俊蔵	御村役中	
永小作地支配人長右衛門印	御望村御庄屋中	お505-1が-2を挟み込んでいた、端裏「写」
庄屋俊蔵、年寄栄助、百姓代孫三郎	七右衛門殿	端裏「字裏の七右衛門永代証文」
飛州高山川上屋喜蔵親類請人長瀬屋与四郎(印)、同断田中屋半十郎(印)、同断岩山屋勘右衛門(印)、同断松本屋茂助(印)、同断安田屋与次兵衛(印)、同断八賀屋吉兵衛(印)、同断都竹屋太兵衛(印)	濃州関一文字屋久兵衛殿	破損あり
今井宇左衛門(印)、波木井安右衛門(印)	山田次右衛門殿、山田定六郎殿	
西田原村川村龍右衛門(印)、請人同常次郎(印)	加治田取扱人平井隼之匠殿、関同断金子孫六殿、同断亀山良省さ、下有知村金主山田次右衛門殿、同断同善三郎殿	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
お513		乍恐以書付御願奉申上候（多芸郡金屋・飯積村百姓より大跡村の者へ取替金手続訴訟の処、赦免願いにつき）	弘化四未年十二月	1847	一紙	1
お514		差上申済口証文之事（植野村彦右衛門取立頼母子講に小屋名・世保村の者が講請後、勤講時に日延べ申し利掛け無く、以来休講にて訴訟の処、熟談につき）	嘉永三戌年八月	1850	一紙	1
お515		取極申内規定之事（戸田村出金方の義、内規定取極め熟談にて、金子取賄いの猶予と双方婦村願いにつき）	嘉永七寅年三月	1854	一紙	1
お516	①	覚（講付届金差上にて請取調印につき）	安政五年十二月廿八日	1858	切紙	1
お516	②	〔講付届金受取調印につき覚〕	（安政5）午十二月八日	1858	切紙	1
お516	③	覚（講万会にて預り金受取調印につき）	安政五年十二月廿八日	1858	切紙	1
お517	①	〔万人講附届金請取調印覚帳〕	（万延元年）	1860	横長	1
お517	②	〔万人講附届金請取調印覚帳〕	（文久元年12月）	1861	横長	1
お517	③	〔万人講附届金請取調印覚帳〕	（文久3年）	1863	横長	1
お517	④	〔万人講附届金覚帳〕	（文久2年）	1862	横長	1
お517	⑤	〔講付届金請取調印覚帳〕	（安政6年12月）	1859	横長	1
お517	⑥	覚（万人講上納金渡し帳印につき）	子十二月		切紙	1
お517	⑦	覚（万人講上納金請取帳印につき）	子十二月		切紙	1
お517	⑧	覚（万人講上納金印形につき）	子十二月廿一日		切紙	1
お517	⑨	覚（万人講附届金調印につき）	子十二月		切紙	1
お517	⑩	〔村入用金・人足金など書付〕			一紙	1
お518		覚（立入人取調べ、講金・口数など書付）	亥五月廿八日		一紙	1
お519		取極一札（借用元金は小十郎より、利足の一部は立入人立替出金にて返済につき）			一紙	1
お520		三百両講書類（口数内持分覚）	弘化二巳年八月六日	1845	一紙	1
お521		記（金100円請取につき）	四月二日		一紙	1
お522		差入書付之事（証書1通借用につき）	明治六年一月	1873	一紙	1
お523		御請書（加茂郡迫間村の代言人より関村平民立木順治郎へ出訴に及び貸金出入吟味の末、身代限り申付け所有物の内、入札払い代金を渡すべき旨請書など書類書付）	明治八年十一月十四日	1875	縦	1
お524		新古貸記	明治十年丑十二月日	1877	横半	1
お525		覚（賃代請取につき）	辰二月十三日		切紙	1
お526		〔投票落札留帳・売渡代金請取帳〕	明治十四年十一月廿七日	1881	横長	1
お527		〔扇子に物を乗せ人へ渡す方法など書付〕			切紙	1

作 成	受 取	備 考
多芸郡金屋村願主儀兵衛、庄屋重左右衛門、飯積村願主平三郎、庄屋佐兵衛、同郡有尾村武右衛門、武芸（儀）郡下有知村俊蔵、羽栗郡田代村治左右衛門	笠松御役所	継目剥かれ
山県郡植野村彦右衛門親類惣代竹三郎、同郡中屋村兼帯庄屋講連中惣代弥右衛門、同郡世保村源三郎、同村庄右衛門、武儀郡小屋名村直助、同村庄屋市左衛門、郷宿木屋伝右衛門・平野屋九右衛門・井桁屋武八、武儀郡下有知村立入人俊蔵	笠松御役所	
武儀郡下有知村俊蔵、山県郡千疋村市四郎、同郡側島村伴蔵(印)	笠松御役所	端裏「戸田村済口内規定」
鹿取彦兵衛	各様	516①～③は綴
鹿取彦兵衛	各様	
鹿取彦兵衛	各様	
		517①～⑩は綴
立木	江村様	貼紙あり、綴じ穴跡あり
立木	鹿取様	綴じ穴跡あり
立木	亀山様	綴じ穴跡あり
立木		綴じ穴跡あり
		綴じ穴跡あり
日比三郎右衛門、俊蔵(印)、武右衛門(印)	御掛り様	端裏「俊蔵扣」
方県郡正木村小十郎(印)、五郎三郎(印)、庄屋与三右衛門(印)	立入人山田俊蔵殿	
立木市郎右衛門		綴じ穴跡あり、表紙のみ、表紙「式会目」「連中口数帳ハ鹿取氏預り」
塚原吉左衛門(印)	立木順次郎殿	
下有知村山田治右衛門(印)	笠松久納金兵衛殿	
右村副戸長杉村□□郎	七等判事斯波有造殿	負債取調帳・身代限取調帳・貸附帳の雛形あり
御用御飛脚所出雲屋利兵衛(印)	立木佐内様	一部分印刷、江戸大島様宛
		「中村三次郎代理 出張 立木市郎右衛門・中村国之助」「中川辺村於勝村吉五郎宅投票 從午後六時至子ノ十二時閉場」とあり
		紙片 2 枚

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
わ1	1	差上申請取証文之事（高30石龍泰寺、高18石8斗大智寺など寺領朱印地下げ渡しにつき）	天保十二丑年六月	1841	一紙	1
わ1	2	御朱印寺院江被下置候ニ付御請証文	天保十二丑年六月	1841	一紙	1
わ1	3	乍恐以書付奉申上候（龍泰寺領朱印渡しの儀、先般遷化にて当時無住中により鑑寺来観へ渡すよう願ひにつき）	天保十二丑年六月	1841	一紙	1
わ2		差出申一札之事（私領氏神山王宮普請金残金・出入諸入用金、惣氏子割賦の処、近年困窮中にて出金し難く惣組中預りにつき）	寛政元酉年十二月	1789	一紙	1
わ3		借用申金子之事（去未年山王坊普請・去申年出入諸入用金子借用につき）	寛政元酉年十二月日	1789	一紙	1
わ4		〔神光寺抱庵の山王坊由来など届書〕	文政七申年八月	1824	一紙	1
わ5		差継一件下済之事（瑞巖寺隠居千丈、近来病身にて寺役勤め難く隠居願ひ差出しにつき）	安政六未年十月	1859	一紙	1
わ6	1	御請申書付之事（龍泰寺の儀、例年4月17日御位牌所にて大般若経執行し転読料下し置きにつき）	文久二戌年四月	1862	一紙	1
わ6	2	乍恐以書付御届奉申上候（龍泰寺御位牌所にて4月17日大般若経転読し祈願の処、当年は250回御神忌にて修行願ひにつき）	文久三亥年四月	1863	一紙	1
わ6	3	〔龍泰寺の儀、東照大権現を始め代々御位牌所の処、当年250回御遠忌に当たり法会執行の諸具造作のため托鉢勸化赦免願〕	元治二丑年二月	1865	一紙	1
わ7		為取替申一札之事（下有知村下組神光寺扣田所10か年以前より地所入交り氏子中より差入組みの処、政次郎ら立入り熟談につき）	文久三亥年十一月	1863	一紙	1
わ8		為取替申熟談書付之事（唐栗社神田の儀、中組差配の処、上切組差配申出にて差縫れ庄屋3人立入り、各組1年ずつ隔番定めなど取決めにつき）	明治二己巳年二月日	1869	一紙	1
わ9		覚（神社取調書上帳雛型）	—		一紙	1
わ10		（欠番）				
わ11	1	覚（金2両余、代替り寄進寺納につき）	天保十二年丑ノ年八月廿七日	1841	一紙	1
わ11	2	覚（金2両余、寺役代替り助成金寺納につき）	酉九月廿九日		一紙	1
わ12	1	覚（金1両、留場料寺納につき）	弘化四年未正月廿四日	1847	一紙	1
わ12	2	覚（金2両余、留場料寺納につき）	申二月二日		一紙	1
わ12	3	覚（金2両余、留場料寺納につき）	未正月廿四日		一紙	1
わ12	4	覚（金2両余、留場料寺納につき）	午正月十六日		一紙	1
わ12	5	覚（金2両余、留場料寺納につき）	申ノ八月十七日		一紙	1
わ12	6	〔金1両、留場料寺納につき覚〕	申正月十八日		一紙	1
わ12	7	覚（金1分余、留場料寺納につき）	未ノ五月十三日		一紙	1

作 成	受 取	備 考
右龍泰寺当時無住ニ付鑑寺来観印、大智寺印、真長寺印、慈明院院、南泉寺印	柴田善之丞殿	「上書 御朱印請取証文 美濃国武儀郡下有知村龍泰寺外四ヶ寺」とあり
当御代官所御朱印村々	柴田善之丞様	
龍泰寺(印)	笠松御役所	「下有知村庄屋儀兵衛(印)、同断文八郎(印)、年寄俊蔵」の奥印あり
山王氏子惣代与次兵衛(印)、(他惣代8人連印)、組頭作十郎(印)、同断藤助(印)、同断又五郎(印)、同断徳兵衛(印)、同断小兵衛(印)、年寄久助(印)、卯助(印)	庄屋次右衛門殿	
山王坊、氏子惣代与次兵衛、同彦三郎、同金兵衛、同権助、弥五郎、組頭弥五兵衛、(他組頭8人)、年寄久助、卯助、名主次右衛門	惣組中立会江	
武儀郡下有知村神光寺	笠松御役所	前欠
瑞巖寺隠居千丈(花押)	立入衆中	継目剥がれ、「澤丈(印)」洞村円成寺組合惣代の奥印あり
武儀郡下有知村龍泰寺、旦家惣代庄屋俊蔵、年寄栄助	笠松御役所	『新修関市史 史料編近世四』p.978に収載
武儀郡下有知村龍泰寺、旦家惣代庄屋政次郎、年寄栄助	笠松御役所	貼紙などあり
武儀郡下有知村龍泰寺(印)、旦家惣代政次郎(印)、忠兵衛(印)	笠松御役所	破損あり
九郎兵衛(印)、八右衛門(印)、仁三郎(印)、竹次郎(印)、与七(印)、勘太郎(印)、保五郎(印)、安右衛門(印)、立入人権助(印)、同断山田政次郎(印)		「山田孫三郎(印)」の奥印あり
中組初蔵、(他中組12人)、上切増五郎、(他上切組9人)、庄屋喜左衛門、同断政次郎、同断源吉、同断宮松		「立入人庄屋木一郎、同断又左衛門、同断忠兵衛」の奥印あり
何郡何村三役人	一御役所	
普大寺役僧(印)	武儀郡惣代小屋名村御役人中	わ11~16は包紙一括、包紙「□月改普大寺証文書類入進上」、綴じ穴跡あり、資料には「わ一一ノ二」と番号記載
普大寺役僧(印)	八ヶ村惣代御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺大垣出張役僧(印)	武儀郡惣代□左衛門殿	
普大寺役僧(印)	武儀郡八ヶ村御組合御役人中	綴じ穴跡あり、一部印刷、朱印あり
普大寺役僧(印)	八ヶ村惣代笠神村御役人中	綴じ穴跡あり、一部印刷、朱印あり
普大寺役僧(印)	武儀郡八ヶ村惣代御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	武儀郡八ヶ村惣代御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	八ヶ村惣代下有知村御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	八幡村御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
わ12	8	覚（下有知村金3分余・生櫛村金1朱余、留場料寺納につき）	未ノ五月廿七日		一紙	1
わ12	9	覚（山田村金3朱余・小屋名村金1分余、留場料寺納につき）	未ノ五月廿七日		一紙	1
わ12	10	覚（極楽寺村金3朱余・八幡村金1分余、留場料寺納につき）	未ノ五月卅（廿）七日		一紙	1
わ12	11	覚（横越村銀6匁余・笠神村金3朱余、留場料寺納につき）	未ノ五月廿七日		一紙	1
わ12	12	覚（金3朱余、留場料寺納につき）	未ノ五月十三日		一紙	1
わ12	13	覚（金3朱余、留場料寺納につき）	未ノ五月十三日		一紙	1
わ12	14	覚（銀6匁余、留場料寺納につき）	未ノ五月十三日		一紙	1
わ12	15	覚（金1朱余、留場料寺納につき）	未ノ五月十三日		一紙	1
わ12	16	覚（金3分余、留場料寺納につき）	未ノ五月十三日		一紙	1
わ12	17	覚（金1分余、留場料寺納につき）	未ノ五月十三日		一紙	1
わ12	18	覚（金3朱余、留場料寺納につき）	未ノ五月十三日		一紙	1
わ13		覚（青銅46貫130文、寺再建につき組合村々家数合659軒より志納につき）	壬子十月四日		一紙	1
わ14	1	覚（金2両余、笛吹取締謝金請取につき）	嘉永三年戌二月六日	1850	一紙	1
わ14	2	覚（金2両余、辰年分取締料寺納につき）	安政三辰三月十二日	1856	一紙	1
わ14	3	覚（金2両余、取締料寺納につき）	卯正月十七日		一紙	1
わ14	4	覚（金2両余、取締料寺納につき）	寅正月十六日		一紙	1
わ14	5	覚（金2両余、取締料寺納につき）	丑正月廿四日		一紙	1
わ14	6	覚（金2両余、笛吹取締料寺納につき）	子ノ二月晦日		一紙	1
わ14	7	覚（金2両余、笛吹取締料寺納につき）	亥ノ正月		一紙	1
わ14	8	覚（金2両余、笛吹取締料寺納につき）	安政四巳正月日	1857	一紙	1
わ15	1	覚（金3朱余、打廻料寺納につき）	午四月十三日		一紙	1
わ15	2	覚（金1分余、打廻料寺納につき）	午四月十三日		一紙	1
わ15	3	覚（金3朱余、打廻料寺納につき）	午四月十三日		一紙	1
わ15	4	覚（金1分余、打廻料寺納につき）	午四月十三日		一紙	1
わ15	5	覚（金1朱余、打廻料寺納につき）	午四月十三日		一紙	1
わ15	6	覚（銀6匁余、打廻料寺納につき）	午四月十三日		一紙	1
わ15	7	覚（金1分余、打廻料寺納につき）	寅正月六日		一紙	1
わ15	8	覚（銀3匁余など、打廻料寺納につき）	寅九月廿一日		一紙	1
わ15	9	覚（金1分余、打廻料寺納につき）	午四月十三日		一紙	1
わ15	10	〔午年分金3分余打廻料寺納札〕	辰七月十六日		切紙	1
わ15	11	〔午年分金1朱余打廻料寺納札〕	辰七月十六日		切紙	1
わ15	12	〔午年分金1分余打廻料寺納札〕	辰七月十六日		切紙	1
わ15	13	〔午年分金3朱余打廻料寺納札〕	辰七月十六日		切紙	1
わ15	14	〔午年分金3朱余打廻料寺納札〕	辰七月十六日		切紙	1
わ15	15	〔午年分金1分余打廻料寺納札〕	辰七月十六日		切紙	1
わ15	16	〔午年分金3朱余打廻料寺納札〕	辰七月十六日		切紙	1

作 成	受 取	備 考
普大寺役僧	下有知村・生櫛村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり
普大寺役僧	山田村・小屋名村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧	極楽寺村・八幡村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧	横越村・笠神村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	笠神村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	極楽寺村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	横越村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	生櫛村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	下有知村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	小屋名村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	山田村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	武儀郡八ヶ村々惣代庄屋御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	下有知村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	武儀郡八ヶ村惣代御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	小屋名村御組合御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	御惣代下有知村御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	御組合御惣代下有知村御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	下有知村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	下有知村御役人中	破損あり、綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	八幡村組合御惣代御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
普大寺役僧(印)	山田村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	小屋名村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	極楽寺村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	八幡村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	生櫛村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	横越村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	武儀郡八ヶ村惣代小屋名村市左衛門殿	綴じ穴跡あり
普大寺役僧代(印)眉岳	小屋名村御役人衆中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	下有知村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	下有知村御役人衆中	
普大寺役僧(印)	生櫛村御役人衆中	
普大寺役僧(印)	八幡村御役人衆中	
普大寺役僧(印)	笠神村御役人衆中	
普大寺役僧(印)	山田村御役人衆中	
普大寺役僧(印)	小屋名村御役人衆中	
普大寺役僧(印)	極楽寺村御役人衆中	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
わ15	17	〔午年分銀6匁余打廻料寺納札〕	辰七月十六日		切紙	1
わ16	1	覚（金2分余、寄附金寺納につき）	巳ノ六月廿八日		一紙	1
わ16	2	覚（金3分、寄附金寺納につき）	巳ノ六月廿八日		一紙	1
わ16	3	覚（銀18匁、寄附金寺納につき）	巳ノ六月廿八日		一紙	1
わ16	4	覚（金2分余、寄附金寺納につき）	巳ノ六月廿八日		一紙	1
わ16	5	覚（金3分、寄附金寺納につき）	巳ノ六月廿八日		一紙	1
わ16	6	覚（金2分余、寄附金寺納につき）	巳ノ六月廿八日		一紙	1
わ16	7	覚（金2両余、寄附金寺納につき）	巳ノ六月廿八日		一紙	1
わ16	8	覚（金1両余、寺納につき）	寅正月十三日		一紙	1
わ16	9	覚（金2両余、寺納につき）	酉正月十六日		一紙	1
わ16	10	覚（金2両余、寺破損にて助成金寺納につき）	安政四巳二月五日	1857	一紙	1
わ17		普大寺取締金差上扣帳	天保拾年亥五月	1839	縦	1
わ18		普大寺取締金差上帳	天保拾年亥五月	1839	縦	1
わ19		毎年内廻り寺納帳	天保十三壬寅年二月	1842	縦	1
わ20		証書（昨丑年寺号替り助成頼む処、寄附にて戌年まで10か年臨時無心無きにつき）	天保十三寅年正月	1842	一紙	1
わ21		差入置一札之事（近年不取締にて亥年寺号印付帳面双方へ控置く処、寅年正月臨時に前借り後、辰巳年分前借りにて向後無心無きにつき）	天保十四卯年二月日	1843	一紙	1
わ22		証書（金5両余前借分10年賦の儀、頼入りにて寺号代替り以外の助成・前借無きにつき）	嘉永元戊申年八月中旬 改之	1848	一紙	1
わ23		証書（金5両余前借分10年賦の儀、頼入りにて寺号代替り以外の助成・前借無きにつき）	嘉永元戊申年八月中旬 改之	1848	一紙 （包紙 共）	1
わ24	1	〔組内留場料割当の件につき書状〕	五月廿五日		切紙	1
わ24	2	〔組内取締料の義、年賦割済頼みにつき書状〕	八月十六日		切紙	1
わ24	3	〔出役出府にて組内留場料2か年分金高預り取替たきなどにつき書状〕	午ノ十一月一日		切紙 （包紙 共）	1
わ25		合鑑			切紙	1
わ26	1	〔普大寺出張所出役名覚〕			一紙	1
わ26	2	〔普大寺出張所預り名覚〕			切紙	1
わ27		覚（倉知村家数184軒、寺方再建にて施物取計いにつき）	子九月日		切紙	1
わ28		覚（前貸打廻料・打廻料につき）	申八月十七日		一紙	1
わ29		〔普大寺留場料1か年1朱宛これまで割付にて今般頼み通り3か年分高金3朱、村方にて取計らいにつき書付〕	六月廿七日		切紙	1
わ30		（欠番）				
わ31		取替規定一札之事（濃州東筋不取締にて明暗寺・普大寺申合せ取締場の境など取極めにつき）	文政六癸未歳九月	1823	一紙	1
わ32		覚（金1分2朱、取締留場料寺納につき）	天保八酉年三月廿六日	1837	切紙	1

作 成	受 取	備 考
普大寺役僧(印)	横越村御役人衆中	
普大寺役僧(印)	笠神村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	小屋名村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	横越村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	極楽寺村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	八幡村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	山田村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	下有知村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	武儀郡惣代小屋名村御役人中	綴じ穴跡あり
普大寺役僧(印)	武儀郡八ヶ村惣代下有知村御役人中	
普大寺役僧(印)	武儀郡御組合御惣代御役人中	綴じ穴跡あり、朱印あり
武儀郡村々惣代附廻		
武儀郡組合村々		
普大寺大垣出張所(印)	武儀郡惣代御役人中	破損あり
普大寺大垣出張所役僧(印)	武儀郡惣代御役人中	『新修関市史 史料編近世四』 p. 1169に収載
濃州出張普大寺役僧巍嶽(印)	濃州武儀郡八ヶ村惣代直助様、平右衛門様	資料には「わ22」と番号記載、『新修関市史 史料編近世四』 pp. 1169～1170に収載
普大寺役僧(印)、大垣出張所出役代閑齋(印)	武儀郡八ヶ村惣代御役人中	破損あり『新修関市史 史料編近世四』 p. 1170に収載
遠州浜松普大寺役僧(印)、大垣出張所出役閑齋(印)	武儀郡八ヶ村惣代御役人中	下部破損あり、包紙「議定書」、『新修関市史 史料編近世四』 pp. 1170～1171に収載
大垣普大寺出張所役僧(印)	武儀郡下有知村御役人中	破損あり、継目剥がれ
普大寺出役閑齋	八ヶ村惣代御役人中	継目剥がれ
普大寺大垣出張所役僧了観(印)	下有知村御役人中	包紙「年番惣代下有知村御役人衆中出張所役僧」
遠州浜松普大寺役僧(印)		
一、一	普大寺御役僧衆中	
惣役宗左衛門(印)		
生櫛村庄屋小左衛門(印)		
甲州明暗寺看主蓼宜印		『新修関市史 史料編近世四』 pp. 1168～1169に収載
明暗寺出張所使僧愛友(印)	下有知村御役人中	破損あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
わ33		〔示談定めにつき証文〕			一紙	1
わ34	1	覚（金3両、御免勤化修復助成金寄付にて寺納につき）	申八月十九日		切紙	1
わ34	2	覚（金1分2朱、御免勤化修復助成、8か村寺院分取計い寄付にて寺納につき）	申八月十九日		切紙	1
わ35	1	覚（金1分2朱、御免勤化修復料、武儀郡8か村寺院取計い寄付にて受納につき）	寅二月九日		切紙	1
わ35	2	覚（金3両、御免勤化修復料、武儀郡8か村取計い寄付にて受納につき）	寅二月九日		切紙	1
わ36	1	覚（金200疋、御免勤化社頭修復助成、郡中寺院分取計い寄付にて受納につき）	戌十二月廿日		切紙	1
わ36	2	覚（金2両2分、御免勤化社頭修復助成、郡中村々取計い寄付にて神納につき）	戌十二月廿日		切紙	1
わ37		覚（金150疋余、太々御神楽講中加入寄付金神納につき）	丑三月廿六日		切紙	1
わ38		依頼証（秋葉三尺坊大権現本殿建築にて下有知村中世話方依頼につき）	明治十五年	1882	折紙 (包紙共)	1
わ39		〔秋葉三尺坊大権現講世話係依頼状〕	明治十七年三月五日	1884	折紙	1
わ40		証（提燈免許につき）	明治十七年三月五日	1884	折紙	1
わ41		〔明治6年秋葉寺廢寺後、明治13年再興の命を受け翌年秋葉三尺坊大権現の遷座式を行い、昨16年宮内省より再建の寄付金あるにて殿堂再建の助力願〕	明治十七年月日	1884	切紙	1
わ42		〔安桜山御嶽宮所々普請諸入用書付〕	(嘉永4～安政5年)	1851	横長	1
わ43		五行靈社勸請附録			縦	1
わ44		神教要旨			縦	1
わ45		神祇服紀令全	弘化三歳午三月初六日	1846	縦	1
わ46		神拝詞			折本	1
わ47		寢覚浦島寺略縁起			縦	1
わ48		御宝前永代大々御神楽執行之図			絵図	1
わ49		美濃関安桜山御嶽神社全図			絵図 (帯封共)	1
わ50		「安桜山」〔書〕			一紙	1
わ51		濃州関安桜山御嶽宮之図			絵図	1
わ52	1	濃州八坂山境内百社略図			絵図	1
わ52	2	濃州八坂山境内百社略図			絵図	1
わ52	3	濃州八坂山境内百社略図			絵図	1
わ53		美濃国八坂山図			絵図	1
わ54		西国同行御嶽登山道案内			絵図	1

作 成	受 取	備 考
遠州普大寺大垣出役一腸印	明暗寺御看主寥宜雅丈	
三州御津大恩寺役人(印)	八ヶ村御惣代下有知村御役人衆中	一部印刷
三州御津大恩寺役人(印)	八ヶ村御惣代下有知村御役人衆中	一部印刷
三州大林寺役人(印)	御料下有知村御惣代御役人衆中	一部印刷
三州大林寺役人(印)	御料下有知村御惣代御役人衆中	一部印刷
駿州草薙神社社役人(印)	武儀郡下有知村御惣代并村々御役人衆中	一部印刷
駿州草薙神社社役人(印)杉村左京	武儀郡下有知村御惣代并村々御役人衆中	一部印刷
駿州有渡郡草薙御社役人杉村左京(印)	武儀郡御惣代并村々御役人衆中様	
秋葉山秋葉寺役寮(印)	山田治右衛門殿	包紙「依頼証 秋葉山役寮 山田治右衛門殿」
遠州秋葉寺役寮(印)	美濃国武儀郡下有知村山田治右衛門	わ39・40は包紙一括、包紙「依頼書提燈免許」、「美甲第拾弍号(印)」とあり
遠州秋葉寺役寮(印)	濃州武儀郡下有知村山田治右衛門	
遠州秋葉寺役寮(印)		
		「銘刀鍛冶来由并諸家五行之神祭安全可祈旨趣述」とあり
		綴じ紐切れ
山田政治郎写之		「以宣賢郷御自筆正本ノ写ヲ書之畢」「村上平樂寺 慶安元年戊子仲春新刊之」とあり
		印刷物
		35.6×48.4cm、印刷物
		16点(1点のみ帯封なし)、37.8×29.6cm、印刷物、「南峰写(印)」とあり、帯封「濃州安桜山図」
		30.1×61.2cm、印が3つあり
		2点、30.2×39.7cm、印刷物
		30.2×39.1cm、印刷物
		破損大、31.0×41.5cm、印刷物
		33.4×45.2cm、印刷物
		彩色、27.4×39.1cm
		破損あり、前後欠カ、30.4×39.0cm、印刷物、「立峯閣蔵板」とあり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
わ55		〔信濃国御嶽山図〕			絵図	1
わ56		防州岩国錦帯橋之図			絵図	1
わ57		〔灯籠設計図〕			絵図	1
わ58		「仏教の利益尊卑は凡俗の弁ニ知るべき事…」〔清正公の神像を庵に納める一件など書付〕	年号月日		一紙	1
か1		那須家系図（貞信から27代与市まで）			一紙	1
か2		服忌令 全	（文政11年11月御改正）	1828	横半	1
か3		吉良流弓法躰方	文政八乙酉歲卯月吉日	1825	横半	1
か4		吉良流弓法躰方			横半	1
か5		礼容集 上（吉良流弓法躰方）			横半	1
か6		礼容集 全（吉良流弓法躰方）			横長	1
か7		吉良流礼容集 全（吉良流弓法躰方）			横半	1
か8		家相図面	惟時嘉永四歲次辛亥年 仲春吉良辰	1851	絵図 （袋共）	1
か9		覚（高100石、立木東蔵家督下附につき）	文化六巳年十二月	1809	切紙	1
か10		〔立木文左衛門、年寄役申渡状〕	文化八年未七月	1811	切紙	1
か11		覚（立木文左衛門、外様中小姓格申渡しにつき）	文化十四丑年八月	1817	切紙	1
か12		覚（立木文左衛門、宗門・諸願書一本差出永免許申渡しにつき）	文政元戊寅年八月廿八日	1818	切紙	1
か13		〔立木文左衛門、扶持方3人分代官申渡状〕	文政二年卯二月	1819	切紙	1
か14		〔立木文三郎、金4両2分・扶持方2人分宛行状〕	文政四巳年三月四日	1821	切紙	1
か15		〔立木文三郎、金6両・扶持方2人分給人格宛行状〕	文政六未年四月	1823	切紙	1
か16		〔立木文三郎、紋附羽織下附状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
か17		〔立木友作、年寄役申渡状〕	文政十亥年十月	1827	切紙	1
か18		覚（立木文左衛門、金7両・扶持方2人分宛行につき）	文政十三庚寅年六月朔日	1830	切紙	1
か19		覚（立木文左衛門、金8両・扶持方3人分宛行につき）	天保三壬辰年四月廿四日	1832	切紙	1
か20		〔立木東蔵、用人格申渡状〕	（文化6年）巳十二月	1809	折紙	1
か21		覚（立木文左衛門、御供中小姓格申渡しにつき）	亥十一月		切紙	1
か22		〔立木東蔵へ父左内の通りに心得、万事取計らうよう申渡状〕	（文化6年）巳十二月	1809	切紙	1

作 成	受 取	備 考
		31.0×40.4cm、印刷物、「尾州御祈願所神主武井(印)」「両画工如川山人」とあり
		破損あり、32.5×46.4cm、印刷物、「浜之町舟津屋源吉改板」とあり
		48.0×28.3cm
馬鹿親父猫齋敬国		
		裏表紙「橘井堂蔵書」、「今井氏 源雅英写之」とあり、
写主山田竹三良(印)		破損あり、朱書・書込多数あり
		破損あり
山田正盈		
		破損あり
山田氏		破損あり
ナコヤ観相考三とし撰(印)(印)		表題は袋より、90.6×119.9cm
高梨宇兵衛(印)	立木東蔵殿	破損あり、『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』p.573に収載
高梨宇兵衛(印)、後藤理左衛門(印)、箕田源左衛門(印)		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』p.573に収載
大嶋三郎右衛門(印)、羽瀨与惣右衛門(印)、立木理東治(印)		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』pp.573～574に収載
大嶋三郎右衛門(印)、山本次郎(印)、後藤理左衛門(印)、三沢良太夫(印)、立木理東治		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』p.574に収載
大嶋三郎右衛門(印)、山本次郎(印)、立木理東治(印)		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』p.574に収載
大嶋三郎右衛門(印)、後藤治部介(印)、立木右内(印)		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』pp.574～575に収載
大嶋三郎右衛門(印)、三沢良太夫(印)、立木右内(印)		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』p.575に収載
三沢良太夫(印)		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』p.575に収載
三沢良太夫(印)		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』p.575に収載
後藤唯之丞(印)		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』p.575に収載
後藤唯之丞(印)		『新修関市史 史料編古代・中世・近世一』p.576に収載
(大嶋)兵庫義従(花押)	立木東蔵とのへ	
大嶋三郎右衛門(印)、羽瀨与惣右衛門(印)、山本次郎(印)、後藤理左衛門(印)		
高梨宇兵衛(印)		破損あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
か23		覚（立木文左衛門、紋附小袖下附状、無尽講の儀骨折りにつき）	子八月五日		切紙	1
か24		覚（立木次郎右衛門へ下置きの判物4通、咎めによりて引上げ受取につき）	午六月		切紙	1
か25		〔御門室相続の儀につき書状〕	六月十九日		折紙	1
か26		〔伏見入道宮末男、当御門室相続の儀、願の通り仰せにつき書状〕	六月十六日		折紙	1
か27		〔大嶋三郎右衛門帰国申付けの件などにつき書状〕	（文久期カ）十月廿九日		切紙	1
か28		御判物之扣（高100石宛行状、近習格申付状など）	（延享5年～万延2年）	1748	横長	1
か29		〔肴代金100疋進入などにつき書状〕	正月二日		折紙	1
か30	1	〔中村鎌吉、高金7両・扶持方3人分家名相続にて宛行状〕	慶応四辰年三月八日	1868	切紙	1
か30	2	歎願書（中村鎌吉儀、親不埒の儀ある処、当今時勢にて召出し帰参仰付け供人数へ差加えるよう願いにつき）	一（慶応4年カ）	1868	切紙	1
か31		〔講会、明後6日勤めにて出席願いにつき廻状〕	八月四日		折紙	1
か32		口演（頼母子講会当月28日定めのある、差支えにて来月6日勤めたく承知願いにつき）	七月廿八日		切紙	1
か33		〔頼母子講会明後6日勤めにて出席願いにつき書状〕	（弘化4年）八月四日	1847	折紙	1
か34		〔講会明後6日勤めにて出席願いにつき書状〕	（弘化4年）八月四日	1847	折紙	1
か35		〔講会明後16日勤めにて出席願いにつき書状〕	十月十四日		折紙	1
か36		〔村方より拝借の役所御用金など上納遅滞にて差紙渡しにつき達〕	五月十一日		切紙	1

作 成	受 取	備 考
大嶋三郎右衛門(印)、後藤理左衛門(印)、立木理東治(印)		破損あり
野田対助(印)	立木朔右衛門殿	
初瀬川左京宗成(花押)	立木左内様人々参御中	
山田筑後守成澄(花押)、山田大蔵卿弘澄(花押)、今小路治部卿行巽(花押)	立木左内殿	
左右衛門義彬(花押)	立木左内殿へ	破損あり
大西丈助忠政(花押)、永井長右衛門政貞(花押)	山田卯助様御備	
栗山唯之丞		
立木左内	栗山唯之丞殿	破損あり
立木市郎右衛門	石原小左衛門様、鹿取彦兵衛様、塚原修郎様、亀山広五郎様、山田保五郎様、山田金六様、後藤清右衛門様、西村市郎様、包子儀兵衛様、足立与六様、立木勝四郎様、柳原又兵衛様、山田万助様、伊藤利蔵様、山川定右衛門様、広瀬惣右衛門様、藤井善兵衛様、河村佐兵衛様、野田弥兵衛様、渡辺清次郎様、山田紋十郎様、中村与作様	
立木市郎右衛門	石原小左衛門様、鹿取彦兵衛様、塚原修郎様、亀山広五郎様、山田保五郎様、山田金六様、後藤清右衛門様、西村市郎様、包子儀兵衛様、足立藤七様、立木勝四郎様、柳原又兵衛様、山田定右衛門様、伊藤利蔵様、山川定右衛門様、広瀬惣右衛門様、藤井善兵衛様、河村佐兵衛様、野田弥兵衛様、中村与作様、山田紋十郎様、渡辺清次郎様	
関立木市郎右衛門	いくし西部市左衛門様、くら知山田甚右衛門様	
関立木市郎右衛門	いくし西部市左衛門様、くら知山田甚右衛門様	墨線あり
関立木市郎右衛門	いくし西部市左衛門様、くらち山田甚右衛門様	
堤正親盛受(花押)	山田平五郎様、山田治右衛門様	破損あり

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
か37		〔明後6日講会勤めにて出席案内〕	八月四日		切紙	1
か38		乍恐以書付奉願上候（是迄使用の印鑑の文字分かり兼ねるにて、前印鑑の通り改印願いに付き）	明治二巳年三月	1869	一紙	1
か39		立木順治郎諸道具（神棚、吸物膳、帳簿類、上置筆筒など書付）	明治八乙亥第九月改記	1875	横長	1
か40		順治郎所持記（家屋敷、土蔵、貸家、雪隠、石手水鉢など書付）	（明治8年カ）	1875	横長	1
か41		〔小嶋覚八郎病中より死後諸入用覚・所々借用方覚〕			横長	1
か42		〔別途払もの諸入金・収支勘定表など書付〕	（明治18年～19年）	1885	横長	1
か43		日記誌（岐阜出張諸入用など書付）	明治八年乙亥九月（12日～15日）	1875	縦	1
か44		明治八年送達紙（承知、帰宅の旨など書付）	（明治8年）九月卅日	1875	一紙	1
か45		〔日記誌〕	（明治8年9月16日～11月6日）	1875	縦	1
か46		芭蕉歌仙写	（元禄2年仲春7日）	1689	一紙	1
か47		御辞世写（「鐘ハ雲に桜は水と成にけり…」）			一紙	1
か48	1	〔俳諧など書付〕			切紙	1
か48	2	「一心に信向をは…」〔書状〕	文政七つのとし十月	1824	切紙	1
か48	2-1	〔俳諧など書付〕			切紙	1
か48	2-2	〔俳諧など書付〕			切紙	1
か48	3	〔察覧願いに付き書状〕	霜月九□		切紙	1
か48	4	春興（和歌など書付）			切紙	1
か48	5	「いかなる幸ひや得たりせん…」〔去冬よりの良き事につき書付〕			一紙	1
か48	5-1	「ヒ投た草履に…」〔狂歌など書付〕			一紙	1
か48	6	「鐘ハ雲に桜は水と…」〔連歌など書付〕			一紙	1
か49		〔献立書付〕			一紙	1
か50		〔酒蔵・会所・書院・本宅など問取図〕			一紙	1
か51		家財田畑取調（居家1軒、土蔵1か所、田畑16か所、藪1か所書付）			切紙	1
か52		借財方取調覚（講懸不足金など書付）			切紙	1
よ1		安永校正論語 道春点 一			和装本	1
よ2		安永校正論語 道春点 三			和装本	1
よ3		安永校正論語 道春点 四			和装本	1

作 成	受 取	備 考
本家店	立木要七様、立木久助様、 立木久兵衛様、江村奎兵衛 様、小沢専助様、立木伴蔵 様	
右（武儀郡下有知村上知分）村年寄孫三 郎(印)、改印願庄屋政次郎(印)	笠松県御役所	
		「山田」の印あり
都井樹(印)		か45と元は同じ冊子、綴じ糸切れ、岐 阜出張の件などあり（「小瀬より舟ニ 而着」など）
トウケイヤマダニテヨシヤ	ミノセキヨシヤシンペイド ノ	日本橋局より岐阜局へ電報
		か43と元は同じ冊子、綴じ糸切れ
		破損あり
兎明		破損あり
□□□(印)		
東都赤城の笠翁(印)		破損大、前欠
□山拝		か48-2-1は、か48-2に巻き込まれ ていた、切断あり
□□□□		か48-2-2は、か48-2に巻き込まれ ていた
□山拝	蔵山大禅沙玉床下	前欠
		「扣」とあり
		か48-5-1は、か48-5に巻き込まれ ていた
		3枚が綴られている、綴じ穴跡あり
		綴じ穴跡あり
		裏に「飛脚」とあり
		継目剥がれ
		継目剥がれ
朱熹集註		版、書入：表紙見返「山田達太郎読 之」、裏見返「下有知山田達太郎学之」、 背「日則 一 下有知村山田達太郎持」、 印「山田蔵書」
朱熹集註		版、書入：背「三」、印「山田蔵書」、 綴じ紐切れ
朱熹集註		版、書入：表紙見返「山田氏」、背「四」、 印「山田蔵書」、綴じ紐切れ

番号	枝番	表 題	年 代	西曆	形態	数
よ4		安永校正孟子 道春点 一			和装本	1
よ5		安永校正孟子 道春点 二			和装本	1
よ6		安永校正孟子 道春点 三			和装本	1
よ7		安永校正孟子 道春点 四	安永二癸巳歳秋九月吉	1773	和装本	1
よ8		安永校正大学 道春点 全			和装本	1
よ9		安永校正中庸 道春点 全			和装本	1
よ10		校正音註詩経 天	明治（2年）己巳新刻	1869	和装本	1
よ11		校正音註詩経 地	明治二己巳年八月	1869	和装本	1
よ12		改正訓点詩経 上			和装本	1
よ13		改正訓点詩経 下			和装本	1
よ14		改正訓点書経 上			和装本	1
よ15		改正訓点書経 下			和装本	1
よ16		改正訓点易经 上			和装本	1
よ17		改正訓点易经 下			和装本	1
よ18		改正訓点礼記 一			和装本	1
よ19		改正訓点礼記 二			和装本	1
よ20		改正訓点礼記 三			和装本	1
よ21		改正訓点礼記 四	文化九壬申歳孟冬改刻、嘉永元戊申歳季秋再刻成	1848	和装本	1
よ22		改正訓点春秋 全			和装本	1
よ23		經典余師 四書序 全			和装本	1
よ24		經典余師二 論語 一			和装本	1
よ25		經典余師□（三） 論語 二			和装本	1
よ26		經典余師四 論語 三			和装本	1

作 成	受 取	備 考
朱熹集註		版、書入：裏見返「下有知山田達太郎読之」、遊紙「安永校正孟子卷之一 道春点」、小口書「孟子一」、印「山田蔵書」、挿入紙あり
朱熹集註		版、小口書「孟子二」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
朱熹集註		版、小口書「孟子三」、印「山田蔵書」
朱熹集註		版、奥付「撰陽書肆 吉文字屋市兵衛、敦賀屋九兵衛、泉屋卯兵衛、秋田屋市兵衛、柏原屋与左衛門、堺屋清兵衛、柏原屋清右衛門、河内屋茂八」、小口書「孟子四」、印「山田蔵書」
朱熹章句		版、書入：表紙見返「安永校正大学道春点 全 下有知山田氏」「山田達太郎読之」、背「大」、印「山田蔵書」、破損あり
朱熹章句		版、小口書「中庸全」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、表紙見返「校正音註五経 明親館訓点 菊間藩蔵藩」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損あり
		版、奥付「官許、明親館蔵藩、東京書林馬喰町四丁目吉田屋文三郎」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、奥付「東都須原屋茂兵衛、同伊八、山城屋佐兵衛、英大助、岡田屋嘉七、皇都梅村三郎兵衛、勝村治右衛門(印)」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、版心「玉藻集館蔵」、書入：表紙見返貼紙「五百十五番 四書十卷并序一卷」、裏表紙「大沢蔵書」、綴じ紐切れ、破損大
		版、版心「玉藻集館蔵」、小口書「論(カ)一」、破損大
		版、版心「玉藻集館蔵」、小口書「論二」、綴じ紐切れ、破損大
		版、版心「玉藻集館蔵」、小口書「論三」、破損大

番号	枝番	表 題	年 代	西曆	形態	数
よ27		經典余師五 論語 四			和装本	1
よ28		經典余師六 孟子 一			和装本	1
よ29		經典余師七 孟子 二			和装本	1
よ30		經典余師八 孟子 三			和装本	1
よ31		經典余師九 孟子 四			和装本	1
よ32		經典余師□ 大学 全	天明（6年）丙午仲秋	1786	和装本	1
よ33		經典余師□ 中庸 全	（天明6年）丙午夏六月四子刻成	1786	和装本	1
よ34		經典余師 詩經 一	天明丙午仲秋	1786	和装本	1
よ35		經典余師 詩經 二			和装本	1
よ36		經典余師 詩經 三			和装本	1
よ37		經典余師 詩經 四			和装本	1
よ38		經典余師 詩經 五			和装本	1
よ39		經典余師 詩經 六			和装本	1
よ40		經典余師 詩經 七			和装本	1
よ41		經典余師 詩經 八	寛政五癸丑年四月	1793	和装本	1
よ42		□（箋）注蒙求 □□（再版） □（中） （内題：標題徐状元補注蒙求卷中）			和装本	1
よ43		箋注蒙求 再版 下 （内題：標題徐状元補注蒙求卷下）	明和四丁亥歲六月之吉、寛政四壬子歲二月再刻	1792	和装本	1
よ44		補註蒙求国字解 第一	安永七戊戌年秋閏七月	1778	和装本	1

作 成	受 取	備 考
		版、版心「玉藻集館蔵」、小口書「論四」、綴じ紐切れ、破損大
		版、版心「玉藻集館蔵」、破損大
		版、版心「玉藻集館蔵」、破損大
		版、版心「玉藻集館蔵」、小口書「孟三」、破損大
		版、版心「玉藻集館蔵」、小口書「孟四」、裏表紙見返「十卷之内也、大沢氏蔵書」、破損大
		版、序「天明丙午仲秋 正二位菅原胤長」、跋「天明元年乙丑正月元日室室上美人義平」、附刻「京極侯侍読白木因宗」、版心「玉藻集館蔵」、綴じ紐切れ、破損大
		版、版心「玉藻集館蔵」、奥付「南紀大岡祐順和拜書」、朱印2つあり、破損大
		版、表紙見返「讃岐百年先生述 經典余師詩経之部八卷 浪華書林称航堂・利□堂刻」、序「正二位菅原胤長」、綴じ紐切れ、破損大
		版、綴じ紐切れ、破損大
		版、綴じ紐切れ、破損大
		版、綴じ紐切れ、破損大
		版、綴じ紐切れ、破損大
		版、綴じ紐切れ、破損大
		版、綴じ紐切れ、破損大
		版、奥付「大坂書林 柏原屋与左衛門、柏原屋嘉兵衛」、裏見返「三都発行書肆 江戸日本橋南壱丁目須原屋茂兵衛、同浅草茅町二丁目同伊八、同日本橋通二丁目山城屋佐兵衛、同中橋広小路町西宮弥兵衛、同芝神明前岡田屋嘉七、同下谷池端仲町岡村庄助、同本銀町二丁目永楽屋東四郎、同十軒店英屋大助、京都三條通御幸町角吉野屋仁兵衛、尾州名古屋本町通菱屋藤兵衛、大阪心斎橋通北久太良町河内屋喜兵衛、同同通本町北工入同和助、同同通備後町南工入同卯助」、綴じ紐切れ、破損大
岡白駒箋註		版、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
岡白駒箋註		版、奥付「平安書肆 出雲寺和泉掾、風月庄左衛門、今井七郎兵衛、勝村治右衛門、植村藤右衛門、並河善六、赤井亦七、浅井庄右衛門、森島吉兵衛」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
東湖田興甫註解、平安松正楨刪訂		版、序「平安後学 松正楨周之父題」、表題は表紙貼紙より、破損大

番号	枝番	表 題	年 代	西曆	形態	数
よ45		補註蒙求国字解 二			和装本	1
よ46		補註蒙求国字解 全部三			和装本	1
よ47		補註蒙求国字解 四			和装本	1
よ48		補註蒙求国字解 五			和装本	1
よ49		補註蒙求国字解 六	安永七戊戌歳孟春	1778	和装本	1
よ50		文選正文 山子点 一			和装本	1
よ51		文選正文 山子点 二			和装本	1
よ52		文選正文 山子点 三			和装本	1
よ53		文選正文 山子点 四			和装本	1
よ54		文選正文 山子点 五			和装本	1
よ55		文選正文 山子点 六			和装本	1
よ56		文選正文 山子点 七			和装本	1
よ57		文選正文 山子点 八			和装本	1
よ58		文選正文 山子点 九			和装本	1
よ59		文選正文 山子点 十			和装本	1
よ60		文選正文 山子点 十一			和装本	1
よ61		文選正文 山子点 十二	天明四年甲辰元刻、文政十一年戊子再刻、嘉永三年庚戌三刻	1850	和装本	1
よ62		標記増補十八史略 一 (内題：立斎先生標題解註音积十八史略卷之一)			和装本	1
よ63		標記増補十八史略 二 (内題：立斎先生標題解註音积十八史略卷之二)			和装本	1
よ64		標記増補十八史略 三 (内題：立斎先生標題解註音积十八史略卷之三)			和装本	1
よ65		標記増補十八史略 四 (内題：立斎先生標題解註音积十八史略卷之四)			和装本	1

作 成	受 取	備 考
東湖田興甫註解、平安松正楨刪訂		版、表題は表紙貼紙より、破損大
東湖田興甫註解、平安松正楨刪訂		版、表題は表紙貼紙より
東湖田興甫註解、平安松正楨刪訂		版、綴じ紐切れ、破損あり
東湖田興甫註解、平安松正楨刪訂		版、破損あり
東湖田興甫註解、平安松正楨刪訂		版、奥付「皇都書林 出雲寺文治郎、秋田屋平左衛門、梅村三郎兵衛、伊勢屋徳兵衛、八幡屋勘三郎」、綴じ紐切れ、破損あり
南郭先生句読、兼山先生国読、門人葛山寿校、後学久保謙重訂		版、表紙見返「兼山先生訓点、筑水先生校閲、三刻、文選正文、京師書賈風月堂」、小口書「文選正文一」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、小口書「文選正文二」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、小口書「文選正文三」、印「山田蔵書」
		版、小口書「文選正文四」、印「山田蔵書」
		版、小口書「文選正文五」、印「山田蔵書」
		版、小口書「文選正文六」、印「山田蔵書」
		版、小口書「文選正文七」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、小口書「文選正文八」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、小口書「文選正文九」、印「山田蔵書」
		版、小口書「文選正文十」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、小口書「文選正文十一」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、「文政癸未冬十一月 信州久保愛識」とあり、奥付「京師書肆風月庄左衛門、尾陽書肆風月孫助」、小口書「文選正文十二」、印「山田蔵書」
前進士廬陵曾先之編次、後学臨川陳殷音积、番易松塙王逢点校、建陽県丞南康何景春捐俸刊		版、序「天保九年戊戌孟春 従五位上行大舍人助撰音博士源朝臣松苗撰」、序の版心「音博士岩垣先生十八史略序」、「寛保壬戌之冬 南郭服元喬題」とあり、版心「史略南郭題言」、印「山田蔵書」、蔵書印あり、綴じ紐切れ
後学臨川陳殷音积		版、印「山田蔵書」、蔵書印あり、綴じ紐切れ
後学臨川陳殷音积		版、印「山田蔵書」
後学臨川陳殷音积		版、印「山田蔵書」

番号	枝番	表 題	年 代	西曆	形態	数
よ66		標記増補十八史略 五 (内題：立斎先生標題解註音釈十八史略卷之五)			和装本	1
よ67		標記増補十八史略 六 (内題：立斎先生標題解註音釈十八史略卷之六)			和装本	1
よ68		標記増補十八史略 七 (内題：立斎先生標題解註音釈十八史略卷之七)	天保十年己亥再刻成	1839	和装本	1
よ69		新刻校正古文真宝 乾 (内題：魁本大字諸儒箋解古文真宝卷之上)			和装本	1
よ70		新刻校正古文真宝 坤 (内題：魁本大字諸儒箋解古文真宝卷之下)	文政二年己卯夏新刻	1819	和装本	1
よ71		本朝文鑑 首卷			和装本	1
よ72		本朝文鑑 一			和装本	1
よ73		本朝文鑑 二			和装本	1
よ74		本朝文鑑 三			和装本	1
よ75		本朝文鑑 四	享保 (3年) 戊戌夏六月上浣	1718	和装本	1
よ76		増補頭書訓蒙図彙大成 一			和装本	1
よ77		増補頭書訓蒙図彙大成 三			和装本	1
よ78		増補頭書訓蒙図彙大成 四			和装本	1
よ79		増補頭書訓蒙図彙大成 五			和装本	1
よ80		増補頭書訓蒙図彙大成 六			和装本	1
よ81		増補頭書訓蒙図彙大成 七			和装本	1
よ82		増補頭書訓蒙図彙大成 八			和装本	1
よ83		増補頭書訓蒙図彙大成 九			和装本	1
よ84		増補頭書訓蒙図彙大成 十	寛政元年己酉三月吉辰出来	1789	和装本	1
よ85		□ (通) 俗三国志 首卷			和装本	1
よ86		通俗三国志 廿六			和装本	1
よ87		通俗三国志 廿七			和装本	1

作 成	受 取	備 考
後学臨川陳殷音釈		版、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
番易松嶋王逢点校		版、印「山田蔵書」
鄙易松嶋王逢点校		版、跋「吾龍溪巖垣先生校訂十八史略、且補益旧註而再版之、(略)天明改元夏□五平安藤原正臣謹誌」、奥付「書肆 江戸芝神明前岡田屋嘉七郎、大坂心斎橋筋北久太郎町河内屋喜兵衛、京三條通堺町西出雲寺文治郎、同御幸本町通姉小路北菱屋孫兵衛(印)」、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、奥付「江戸書林須原屋茂兵衛、大阪書林河内屋喜兵衛、同河内屋藤兵衛、皇都書林菱屋孫兵衛、尾陽書林永樂屋東四郎、同名古屋本町十一丁目萬屋東平」、印「山田蔵書」
蓮二房編輯、渡部ノ狂註解		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、奥付「書林 江戸日本橋南二丁目小川彦九郎、京寺町押小路橋屋野田治兵衛」、印「山田蔵書」
		版、序「越前力丸光撰」「天明元辛丑之夏謙斎序」、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」
		版、跋「己酉四月 春莊瑞隆」、奥付「皇都書林 九臯堂寿梓」「村上勘兵衛、出雲寺文治郎、今井七郎兵衛、額田正三郎、勝村治右衛門、泉太兵衛、小川太左衛門、小川源兵衛」、裏表紙見返「皇都書肆 麩屋町通姉小路上ル町横田謙々舎俵屋清兵衛」、印「山田蔵書」
		版、書入：表紙見返「五拾一卷 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損あり
		版、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、書入：表紙見返「首卷共五拾壹卷 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」

番号	枝番	表 題	年 代	西曆	形態	数
よ88		通俗三国志 廿八			和装本	1
よ89		通俗三国志 廿九			和装本	1
よ90		通俗三国志 三十			和装本	1
よ91		通俗三国志 卅一			和装本	1
よ92		通俗三国志 卅二			和装本	1
よ93		通俗三国志 卅三			和装本	1
よ94		通俗三国志 卅四			和装本	1
よ95		通俗三国志 卅五			和装本	1
よ96		通俗三国志 卅六			和装本	1
よ97		□□ (通俗) 三国志 卅八			和装本	1
よ98		通俗三国志 卅九			和装本	1
よ99		通俗三国志 四十			和装本	1
よ100		□□□□□ (通俗三国志) 四十一 (内題: 通俗三国志卷之四十一)			和装本	1
よ101		(内題: 通俗三国志卷之四十二)			和装本	1
よ102		□ (通) 俗三国□ (志) □□ (四十) 三			和装本	1
よ103		□□□ (通俗三) 国志 四十四			和装本	1
よ104		□□ (通俗) 三国志 四十五			和装本	1
よ105		通俗三国志 四十六			和装本	1
よ106		通俗三国志 四十七			和装本	1
よ107		通俗三国志 四十八			和装本	1
よ108		通俗三国志 四十九			和装本	1
よ109		通俗三国志 五十終			和装本	1
よ110		(内題: 日本山海名産図絵卷之二)			和装本	1
よ111		山海名産図絵 三 (内題: 日本山海名産図絵卷之三)			和装本	1
よ112		□ (山) 海名産□ (図) 絵 四 (内題: 日本山海名産図絵卷之四)			和装本	1

作 成	受 取	備 考
		版、書入：表紙見返「首巻共五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、書入：表紙見返「山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、表紙貼紙「三国志五拾巻之内卅七巻不足」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、印「山田蔵書」
		版、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、印「山田蔵書」
		版、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、題箋上部剥離、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、題箋上部剥離、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、題箋剥離、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、題箋剥離大、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、表紙上部欠損、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損大
		版、題箋上部剥離、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」
		版、書入：表紙見返「五拾壹巻 山田氏蔵書」、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		版、題箋剥離大、印「立木」
		版、題箋剥離あり、印「立木」、綴じ紐切れ
		版、題箋剥離あり、印「立木」、綴じ紐切れ

番号	枝番	表 題	年 代	西曆	形態	数
よ113		山海名産図絵 五 (内題：日本山海名産図絵卷之五)	寛政十一己未年正月	1799	和装本	1
よ114		星月夜万八実録 仁 (内題：星月夜万八実録惣目録・卷一～二)			和装本	1
よ115		星月夜 義 (内題：星月夜万八実録卷之三～四)			和装本	1
よ116		星月夜 礼 (内題：星月夜万八実録卷之五～六)			和装本	1
よ117		星月夜 智 (内題：星月夜万八実録卷之七～八)			和装本	1
よ118		星月夜 信 (内題：星月夜万八実録卷之九～十)			和装本	1
よ119		改正日本国尽 五畿内 一	明治五年四月	1872	和装本	1
よ120		改正日本国尽 東海道附無人島 二			和装本	1
よ121		改正日本国尽 東山道 三	明治七年六月改正再刻	1874	和装本	1
よ122		改正日本国尽 北海道 四	明治七年六月改正再刻	1874	和装本	1
よ123		改正日本国尽 北陸道 五	明治七年六月改正再刻	1874	和装本	1
よ124		改正日本国尽 山陰道・山陽道 六	明治七年六月改正再刻	1874	和装本	1
よ125		改正日本国尽 南海道 七			和装本	1
よ126		改正日本国尽 西海道附二島・琉球 八止	明治七年六月改正再刻	1874	和装本	1
よ127		永平高祖弁道話	天明八年歳次戊申□安 □日	1788	和装本	1

作 成	受 取	備 考
画図法橋関月		版、奥付「高木遷喬堂梓、浪花書肆心齋橋筋北久太郎町塩屋長兵衛(印)、印「立木」、綴じ紐切れ
		写、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ
		写、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損あり
		写、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損あり
		写、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損あり
		写、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損あり
瓜生寅著		版、一部彩色、表紙見返「知彼知己斎蔵版、名山閣書舗発兌(印)」、序「佐藤誠しるす」、小口書「改正国尽一」、印「第二大学区三十三中学区三十五番小学修徳義校印」、綴じ紐切れ
瓜生寅著		版、一部彩色、小口書「改正国尽二」、印「第二大学区三十三中学区三十五番小学修徳義校印」
瓜生寅著 第三大区三小区四番町一番地		版、一部彩色、奥付「名山閣 東京芝大神宮前和泉屋吉兵衛」、小口書「改正国尽三」、印「第二大学区三十三中学区三十五番小学修徳義校印」
瓜生寅著 第三大区三小区四番町一番地		版、一部彩色、奥付「名山閣 東京芝大神宮前和泉屋吉兵衛」、小口書「改正国尽三」、印「第二大学区三十三中学区三十五番小学修徳義校印」、綴じ紐切れ
瓜生寅著 第三大区三小区四番町一番地		版、一部彩色、奥付「名山閣 東京芝大神宮前和泉屋吉兵衛」、小口書「改正国尽五」、印「第二大学区三十三中学区三十五番小学修徳義校印」
瓜生寅著 第三大区三小区四番町一番地		版、一部彩色、奥付「名山閣 東京芝大神宮前和泉屋吉兵衛」、小口書「改正国尽五」、印「第二大学区三十三中学区三十五番小学修徳義校印」
瓜生寅著		版、一部彩色、小口書「改正国尽七」、印「第二大学区三十三中学区三十五番小学修徳義校印」
瓜生寅著 第三大区三小区四番町一番地		版、一部彩色、奥付「名山閣 東京芝大神宮前和泉屋吉兵衛」、小口書「改正国尽八」、印「第二大学区三十三中学区三十五番小学修徳義校印」、末尾に名山閣新刻目録あり、綴じ紐切れ
幹事比丘遵古謹記		大本、版、序「時天明第八歳龍次戊申春王正月、幻寓仏眼玄透即中拝稽首、書於空華室中」、末尾に助縁者名あり、奥付「撰州熊耳山仏眼禅寺蔵板」、綴じ紐切れ

番号	枝番	表 題	年 代	西 曆	形 態	数
よ128		うひまなひ 上之一			和装本	1
よ129		[うひまなひ] 上之二			和装本	1
よ130		うひまなひ 中之二			和装本	1
よ131		うひまなひ 中之三			和装本	1
よ132		うひま□□ (なひ)	天明元辛丑年霜月吉日	1781	和装本	1
よ133		諏吉便覧 卷上 (見返題: 陰陽諏吉便覧)			和装本	1
よ134		諏吉便覧 卷□ (下)	文政 (元) 戊寅年重陽月	1818	和装本	1
よ135		養老美泉辯 註	文化 (12年) 乙亥仲冬	1815	和装本	1
よ136		萬代狂歌集 初編下	文化九壬申年秋新板	1812	和装本	1
よ137		萬代狂歌集 二編上			和装本	1
よ138		萬代狂歌集 二編下	文化九壬申年秋新板	1812	和装本	1
よ139		狂歌初日集 坤			和装本	1
よ140		狂文あつまなまり 下	文化十癸酉年秋新板	1813	和装本	1
よ141		続続詩語碎金	天保十五年甲辰晩夏刻成	1844	和装本	1

作 成	受 取	備 考
		版、序「加茂真淵記」、のど「初学上卷」、綴じ紐切れ
		版、題箋無、のど「初学上卷」
		版、のど「初学中卷」
		版、のど「初学中卷」
		版、題箋下部剥離、のど「初学下卷」、奥付「江戸室町三丁目須原屋市兵衛、京都寺町通松原下ル丁勝村治右衛門」
		版、題箋剥離、印「山田蔵書」、蔵書印あり
前田東斎□		版、題箋剥離・破損、末尾に京都書林神先向松堂蔵板目録（寺町通三条下ル町箸屋宗八）あり、印「山田蔵書」、蔵書印あり
飛驒高山田中大秀述并註		版、序「臥生山人□□」、奥付「湯津香木園蔵版」「香木園著書発行書林京都錦小路室町蛭子屋市右衛門、大坂本町二丁目奈良屋長兵衛、江戸日本橋中通新右衛門町前川六左衛門、飛驒高山二之町鍵屋与六郎、製本所尾張名古屋本町七丁目永楽屋東四郎」、印「山田蔵書」、末尾に香木園田中大人著述書目（高山書肆煙霞洞記）あり、綴じ紐切れ、破損あり
六樹園飯盛撰		版、奥付「東都 麴町平川町二丁目書物問屋角丸屋甚助蔵」、末尾に江都書林衆星閣蔵板目録（麴町平川町二丁目書物問屋角丸屋甚助）あり、印「山田蔵書」、破損あり
		版、印「山田蔵書」、破損あり
六樹園飯盛撰		版、奥付「東都 麴町平川町二丁目書物問屋角丸屋甚助蔵」、江都書林衆星閣蔵板目録（麴町平川町二丁目書物問屋角丸屋甚助）あり、印「山田蔵書」、破損あり
（三蔵楼大人選）		版、琵琶園社中撰集書目（尾張名古屋東壁書房永楽屋東四郎）あり、著者は書目より、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損あり
六樹園飯盛述、塵外楼清澄校		版、奥付「東都 麴町平川町二丁目書物問屋角丸屋甚助蔵」、江都書林衆星閣蔵板目録（麴町平川町二丁目書物問屋角丸屋甚助）あり、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損あり
中根玄石編輯		版、序「遂菴河之治書」、奥付「江戸書林 日本橋通十軒店播磨屋勝五郎蔵板」、末尾に書目あり、「詩韻碎金幼学便覧全、慶応元年丑七月再刻、書肆栄花堂製本」と「袖中詩礎玉振全二冊、藤良国先生編次、浪華書林三木淵堂梓」（印：尾州名古屋本町十丁目書林美濃屋喜七）の帯封挿入、表紙裏に書入（「時弘化四年…」あり

番号	枝番	表 題	年 代	西曆	形態	数
よ142		通俗武王軍談（総目録：通俗列国誌）	于時宝永（2年）乙酉 孟春	1705	和装本	1
よ143		雨新菴詩集 卷下	明和三年丙戌三月	1766	和装本	1
よ144		鼈頭日本史略 卷五	明治九年版權免許	1876	和装本	1
よ145		七刻日本立志編 一名修身規範一	明治十二年十一月十五日 版權免許、同二十年 九月十九日七版御届	1887	和装本	1
よ146		改正岐阜県地誌略 上	明治十二年三月廿七日 版權免許、同四月出版	1879	和装本	1
よ147		改正岐阜県地誌略 下	明治十二年三月廿七日 版權免許、同四月出版	1879	和装本	1
よ148		改正岐阜県地誌略 上	明治十二年三月廿七日 版權免許、同四月出版	1879	和装本	1
よ149		改正岐阜県地誌略 下	明治十二年三月廿七日 版權免許、同四月出版	1879	和装本	1
よ150		岐阜県地誌略字引 全	明治十二年六月十二日 版權免許、同十二年七 月出版発兌	1879	和装本	1
よ151		国史纂論 四			和装本	1

作 成	受 取	備 考
撰陽池田邑士清池以立		版、通俗列国志自序「題於肖□柏亭」、俗列国志序「宝永元年龍舎甲申初冬之日卓如文台題洛之陀峯□」、印「山田蔵書」、書入あり、破損あり
金龍釋敬雄著、門人環空輯、箕山豊孝績校		版、奥付「平安書林 堀川仏光寺下ル町植村藤右衛門、寺町四条下ル町同藤次郎、東武書林 通石町十軒店同藤三郎」、末尾に書目あり、印「山田蔵書」、綴じ紐切れ、破損あり
鈴木重遠編纂		版、奥付「岐阜 西材木町東崖堂本店 山岸弥平板、東京 大伝馬町二丁目廿四番地東崖堂出店富田彦次郎」、印「山田蔵書」
著述者福島県平民干河岸貫一東京府下本町区外手町三拾九番地寄留		版、表紙見返欄外「大阪高麗橋梅檀木響泉堂刻」、東京日報社長福地源一郎先生題辭あり、序「明治十三年三月僑居於浪華藤田茂吉撰」、奥付「出版人 大阪府平民吉岡平助府下東区備後町四丁目三十七番地、出版人 大阪府平民前川善兵衛府下東区南久宝寺町四丁目八番地」、挿入紙あり
井手今滋閱、太田謹輯、福田豊・神谷道一校		版、表紙見返「岐阜県華陽学校蔵版(印)」、序「明治十一年七月 岐阜県一等属井手今滋識」、奥付「編纂人 東京府士族太田謹 岐阜県美濃国第一大区三小区厚見郡富茂登村、発兌人 同県平民三浦源助 美濃国第一大区二小区厚見郡岐阜米屋町」
井手今滋閱正、太田謹編纂（表紙見返より）		版、表紙見返「岐阜県華陽学校蔵版(印)」、奥付「編纂人 東京府士族太田謹 岐阜県美濃国第一大区三小区厚見郡富茂登村、発兌人 同県平民三浦源助 美濃国第一大区二小区厚見郡岐阜米屋町」
井手今滋閱、太田謹輯、福田豊・神谷道一校		版、序「明治十一年七月岐阜県一等属井手今滋識」、表紙見返「岐阜県華陽学校蔵版(印)」、奥付「編纂人 東京府士族太田謹 岐阜県美濃国第一大区三小区厚見郡富茂登村、発兌人 同県平民三浦源助 美濃国第一大区二小区厚見郡岐阜米屋町」
井手今滋閱正、太田謹編纂（表紙見返より）		版、表紙見返「岐阜県華陽学校蔵版(印)」、奥付「編纂人 東京府士族太田謹 岐阜県美濃国第一大区三小区厚見郡富茂登村、発兌人 同県平民三浦源助 美濃国第一大区二小区厚見郡岐阜米屋町」
太田謹閱正、長瀬寛二編輯		版、表紙見返「版權免許 成美堂発兌」、奥付「編輯人 岐阜県平民長瀬寛二 同県各務郡前渡村、出版人 岐阜県平民三浦源助 同県厚見郡岐阜町」、版心「三浦蔵版」
長門 山県楨編		版、印「斉吉」

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
よ152		(内題：新撰字類)	明治三年龍集庚午仲秋刻成	1870	和装本	1
よ153		(内題：音韻授幼文選字引)	元刻享保甲寅歳、再刻宝暦乙亥歳・天明癸卯歳、寛政八年丙辰歳	1796	和装本	1
よ154		重刻正字画引十体千字文綱目 全	宝永元年甲申六月吉祥日、宝暦六年丙子六月吉祥日、天保七年丙申正月改補、嘉永二年己酉三月吉祥日	1849	和装本	1
よ155		小野篁歌字尽			和装本	1
よ156		七いろは			和装本	1
よ157		御家女訓手習鏡 全	慶応二丙寅年新刻	1866	和装本	1
よ158		(見返題：新童訓往来)			和装本	1
よ159		四季詩歌并文章 乾 (手本)			和装本	1
よ160		四季詩歌并文章 坤 (手本)			和装本	1
よ161		詩歌并庭訓往来 乾 (手本)			縦	1
よ162		《詩歌并庭訓往来 坤》				
よ163		四季詩歌并近江八景供 (手本)			縦	1
よ164		《庭訓往来 上之部》				
よ165		詩歌文章今川状 全 (手本)			和装本	1
よ166		《女大学》				
よ167		《女筆つゝれ石》				

作 成	受 取	備 考
松屋貫一纂輯		版、題箋無、表紙見返「東京書肆 青山堂梓」、奥付「明治三庚午歲七月官許、東京書肆 小石川大門町雁金屋清吉梓」
		版、題箋無、奥付「京都二條書林 風月堂莊左衛門、尾州名護屋書林 同孫助梓」、小口書「文選字引」、書入あり、破損あり
		版、扉「皇都 書林 水玉堂版」、奥付「平安書林 京極通五條端詰町天王寺屋市郎兵衛藏版」、書入：裏表紙見返「山田達太郎正誠扣(印)」
		版、奥付「京松原通西洞院東へ入町美濃屋平兵衛板」、書入：表紙見返「山田達太郎源正誠(印)(印)」
		版、題箋無、奥付「京松原通麩屋町角出雲屋言兵衛板」、表紙などに書入あり
文教堂内野善邦輯書、画工歌川国定		版、一部彩色、表紙見返「文教堂先生輯、御家女訓手習鏡全 一名女子往来、東都書林 柏悦堂藏」、奥付「京撰書林 京三条通升屋町出雲寺文次郎、大阪心齋橋南一丁目敦賀屋九兵衛、江戸書林 横山町一丁目出雲寺萬次郎、日本橋通一丁目須原屋茂兵衛、芝神明前岡田屋嘉七、通二丁目山城屋佐兵衛、浅草茅町須原屋伊八、芝神明前和泉屋吉兵衛、通二丁目須原屋新兵衛、横山町三丁目和泉屋金右衛門、通四丁目須原屋佐助、馬喰町二丁目森屋治兵衛、芝神明前和泉屋市兵衛、本石町十軒町播磨屋喜右衛門、馬喰町二丁目山口屋藤兵衛、池ノ端仲町岡村佐助、銀座三丁目山城屋政吉、芝神明前内屋屋弥平治梓」
		版、題箋剥離大、序「東都 高井蘭山述」、奥付「板元 尾張名古屋本町通七丁目永楽屋東四郎、江戸日本橋通本銀町二丁目同出店」、印「山田蔵書」
		裏表紙見返「ノ三十五本 山田達太郎習之」
		裏表紙見返「ノ三拾四本 下有知山田達太郎習之」
		破損大、裏表紙見返「山田鍵之助習之」
		現在所在不明
		破損大、裏表紙「山田八重殿習之」
		現在所在不明
		裏表紙見返「山田達太郎拾壹歳習之」
		現在所在不明
		現在所在不明

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
よ168		孝順父母 全 (手本)			縦	1
よ169		《女国尽文章》				
よ170		《源氏今川御手本》				
よ171		詩歌文章商売往来 (手本)			和装本	1
よ172		詩歌名附手本			縦	1
よ173		《四季詩歌名附郡名村名手本》				
よ174		《商売往来并詩歌雑文》				
よ175		御文章并詩歌手本			和装本	1
よ176		《世話千字文》				
よ177		(内題：増補改正字林玉篇大成)			和装本	1
よ178		[詩歌并文章手本]			和装本	1
よ179		四季千字文、孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、母作非為、手習教訓短歌、□方教訓短歌、我侪育教短歌、孝行和讃、実語教、国づくし、[]			縦	1
よ180		日光耶鄂枕	寛延三午年弥生半	1750	和装本	1
よ181		[詩歌并書簡手習手本]			和装本	1
よ182		[和歌など書付]			縦	1
よ183		[和歌など書付]			縦	1
よ184		[詩歌など手習書付]			一紙	1
よ185		[名頭手本]			一紙	1
よ186		[名頭手本]			一紙	1
よ187		[書状手本]			一紙	1
よ188		[書状手本]			一紙	1
よ189		[書状手本]			一紙	1
未0	1	[括り紐]			紐	1
未0	2	[未整理分 書状など]「元御地頭様御免状壱通文政七申年より天保十亥年迄メ十六年分」[包紙]			包紙	1
未1		[来る5月1日名古屋前津にて風流の大雅会催すにて風流家など取集め願ひにつき書状]	三月廿一日		切紙	1
未2		[家名相続の件などにつき書状]	卯月二十四日		切紙	1
未3		[金100両、使要助に渡しにつき書状]	十二月十一日		切紙	1
未4		[高山表より頂戴の菓子の礼並びに帳面差上げの件につき書状]	十一月三日		切紙	1
未5		[対決延引の件知らせなどにつき書状]	十一月二日午前第十時二発		切紙	1
未6		[呼状の件、談事の上取計いなどにつき書状]	(明治)八年十一月一日翌発	1875	切紙	1
未7		[相談の件などにつき書状]	八月一日		一紙	1

作 成	受 取	備 考
		裏表紙見返「維時明治四年辛未小春佳日 山田氏岸女九歳慣ノ式拾六本有」
		現在所在不明
		現在所在不明
		裏表紙見返「維時明治三年庚午三月吉日 山田氏いく女慣之」
		裏表紙「山田氏きし女拾歳習之」
		現在所在不明
		現在所在不明
		綴じ紐切れ、破損大、裏表紙見返「下有知村山田政治郎習之」
		現在所在不明
		版、前後欠
		破損大
		写、序「浪花隠士岡毛齊誌文」、破損大、綴じ紐切れ、「濃陽逸歩写之」とあり
		破損大、綴じ紐切れ
		綴じ紐切れ、前欠
		破損大、4枚
		「三輪吉太郎」とあり
		「三輪吉太郎」とあり
		「大沢隆治郎」とあり
		「権右衛門上り」「三輪泰一郎」とあり
		「万屋上り」「三輪泰一郎」とあり
		未1～32は紐一括
		未1～32は包紙一括、裏にも書付あり
田鶴丸	名鷺楼種蒔大人貴下	破損あり、継目剥がれ
カサマツ本郷屋茂助拝	セキ一文字屋万助様	
元之進	順治郎様	
小嶋拝	立木様	
市郎右衛門拝	立木御両親様	
三治郎（印：中村）、市郎右衛門（印：立木）	御両親様、司埜三郎様	
太郎右衛門	三次郎との	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
未8		〔久助方の件などにつき書状〕	四月廿日		切紙	1
未9		〔志津野の郷径山の…〕〔書状〕	(文政7年10月)	1824	切紙	1
未10		〔酒代金勘定の件につき書状〕	十二月廿五日		切紙	1
未11		〔利金30両渡しにつき書状〕	十一月晦日		切紙	1
未12		〔石数・大金など書付〕			切紙	1
未13		〔酉年分下倉知村定吉殿米代覚並びに上倉知村定蔵等米代覚〕	(酉年)		切紙	1
未14		〔未進金勘弁の件につき書状〕			切紙	1
未15		〔金500両借入の件などにつき書状〕	六月廿七日		切紙	1
未16		〔順次郎一条の件などにつき書状〕	九月廿二日		切紙	1
未17		〔金子整えの義、延引につき書状〕	八月廿三日		切紙	1
未18		〔尊書難有奉…〕〔書状〕			切紙	1
未19	0	〔手形二通〕〔括り紐〕			紙紐	1
未19	1	〔早春東京出立などにつき書状〕	二月晦日		切紙	1
未19	2	〔出訴一条の謝礼頂戴の件につき書状〕	十二月十日		切紙	1
未19	3	〔年済の件につき書状〕	十二月二日		切紙	1
未19	4	記(代金書付)	九月三十日		切紙	1
未19	5	〔約束の印出来、支払などの件につき書状〕	十二月廿二日		切紙	1
未19	6	〔金銭拵えの件につき書状〕	八月廿三日		切紙	1
未19	7	〔諸金員の返報の件につき書状〕	八月廿九日		切紙	1
未19	8	覚(金200両余り請取るべきにつき)	七月七日		切紙	1
未19	9	〔金子の儀、委細承知などにつき書状〕	十一月廿日		切紙	1
未19	10	〔順治郎の件などにつき書状〕	九月十五夜認め		切紙	1
未19	11	〔返金の件につき書状〕	四月二日		切紙	1
未19	12	〔取次金返済の件につき書状〕	九月晦日		切紙	1
未19	13	〔返金の件などにつき書状〕	四月二日		切紙	1
未19	14	〔薬渡しの件につき書状〕	七月九日		切紙	1
未19	15	〔米1駄遣わしの件につき書状〕	四月廿九日		切紙	1
未19	16	〔返済金の件などにつき書状〕	三月廿九日		切紙	1
未19	17	〔入用にて返金願いにつき書状〕	三月晦日		切紙	1
未19	18	〔急ぎ便り遣わされにつき書状〕	五月廿九日		切紙	1
未19	19	〔返金の件につき書状〕	一月廿七日		切紙	1
未19	20	〔出立延引の件につき書状〕	十月十四日		切紙	1
未19	21	〔金札引請の件につき書状〕	十月七日		切紙	1
未20		舌代(店方不如意の件につき)	八月三十一日午後二時		一紙	1
未21	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未21	1	〔入金 of 件などにつき書状〕	臘月三日		切紙	1

作 成	受 取	備 考
吉□屋清左衛門	立木市郎右衛門様参人々御中	
(東都赤城の笠翁(印))		か48-2の前半部分カ
元之進	順治郎様	継目破れ
市端喜左衛門	立木順次郎様、立木泰次郎様	破損あり
清次郎親類中	山田御大人様	継目剥がれ
□□	立木順次郎様、泰次郎様	
鈴木屋泰二郎拝	中村三治郎様	
今峰義蔵	川合善介様	
		後欠
		未19-1~-21は紙紐一括
拙蔵、市之進事余□	順二郎様	
杉山源次郎	立木朔右衛門様、立木市郎右衛門様	
元之進	順二郎様	
八神屋仙七	立木様御酒店	
東心や嘉右衛門	上木徳次郎様御店中様	
稲口村今峰義蔵	川合善介様	
今峰より	川合善介様	
拙蔵	順治郎様	
余□	順二郎様	
杉山源次郎(印)	立木市郎右衛門様、(酒井様)	端裏「九月十七日午前十時着」
郷拙蔵	立木泰治郎様	
市橋喜左衛門	立木泰治郎様	
喜左衛門拝	立木泰治郎様	
郷元之進	立木順治郎様	
稲口村今峰儀造より	川合善輔殿	
元之進	順二郎様	
郷元之進	立木順治郎様	
市橋拝	立木様	
市橋拝	上木様	
上木徳次郎	セキ立木順次郎様	端裏「高山より」
喜左衛門	拙蔵様	
	御本家様、御親類中様、山田甚三郎様	綴じ穴跡あり
		未21-1~-16はこより紐一括
郷拙蔵	立木順治郎様	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
未21	2	〔融通金の件につき書状〕	菊月十三日		切紙	1
未21	3	〔酒店用達金返済の件につき書状〕	十月十日		切紙	1
未21	4	〔金銭請取の件につき書状〕	十一月廿四日		切紙	1
未21	5	〔用助金渡しの件などにつき書状〕	十一月廿一日		切紙	1
未21	6	〔取替金返金の件などにつき書状〕	十月七日		切紙	1
未21	7	〔返済金の件につき書状〕	十月六日		切紙	1
未21	8	覚（金100両返金勘定につき）	十月七日		切紙	1
未21	9	〔金銭戻しの件につき書状〕	十一月五日		切紙	1
未21	10	〔金銭渡しの件につき書状〕	七月九日		切紙	1
未21	11	口上（御用申上げにつき）	二月廿日夜		切紙	1
未21	12	覚（金銭受取につき）	酉二月六日		切紙	1
未21	13	覚（入用金拝借につき）	十二月廿三日		切紙	1
未21	14	記（金銭受取につき）	六月十八日		切紙	1
未21	15	〔金銭書付〕	（戌12月）		切紙	1
未21	16	〔中村謙吉へ御用にて、明8日に陣屋へ同道につき書状〕	三月七日		切紙	1
未22	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未22	1	「後藤家改口一条内件書類」〔包紙〕			一紙	1
未22	2	〔封筒〕	八月廿七日午後五時		封筒	1
未22	3	〔封筒〕	八月廿七日		封筒	1
未22	4	〔書類遣しの件につき書状〕			切紙	1
未22	5	〔借金書付〕			一紙	1
未22	6	〔借金高調書などの件につき書状〕	八月廿七日午後五時三十分		一紙	1
未22	7	〔別書状差上の件につき書状〕	八月廿七日		一紙	1
未23	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未23	1	〔川通出入一件の件につき書状〕	—		切紙	1
未23	2	〔竹沢寛三郎の笠松陣屋接収の件など書付〕	（慶応4年）	1868	切紙	1
未23	3	〔元服御番方首尾克き分などの件につき書状〕	三月十五日		切紙	1
未24	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未24	1	「断簡」〔書付〕			切紙	1
未24	2	〔相続の養子一件などにつき書状〕			切紙	1
未24	3	〔郡上川増水の儀などにつき書状〕			切紙	1
未24	4	〔書状断簡〕			切紙	1
未24	5	〔近況報告並びに礼状〕			切紙	1
未24	6	〔老父家居へ入水などの儀につき書状〕	十一月朔日		切紙	1

作 成	受 取	備 考
拙蔵	順治郎様	
拙蔵	順治郎様	
杉本喜左衛門拝	上木屋泰次郎様	
元之進	順二郎様	
拙蔵	順治郎様	
郷拙蔵	立木順治郎様	
拙蔵	順治郎様	
市橋喜左衛門	立木泰次郎様	
キフ杉本喜左衛門	関立木様	印に「岐阜布屋町」とあり
植野村より野岡勝二	千疋村ニ而山田様	
鶴沼周平(印)	立木一門万助様、新兵衛様	
金□丈左衛門(印)	立木理東治様	
住田屋長治郎(印)	津伊木様	
	八十治殿	
栗山唯之丞	立木左内様	
		未22-1 ~-7 はこより紐一括
		反故紙使用
野田与柄	下有知村山田次右衛門様	
藤、野両拝	山田次右衛門様、平田藤四郎様	
山田次右衛門	平田藤四郎様	
□藤恵(印：藤沢)	後藤殿、平田殿、山田殿	2枚
□藤恵(印：藤沢)	山田治右衛門様	
		未23-1 ~-3 はこより紐一括
俊蔵、小十郎、専治	要右衛門様、孫作様、□吉様	継目剥がれ
初瀬川主水	立木左内様	破損あり
		未24-1 ~ 9 はこより紐一括
		後欠
		破損あり、後欠、未24-6 と関連カ
		前後欠
		破損あり、後欠、「奥村皆之進」とあり
奥村皆之進安忠(花押)	蔵山大禅沙玉床下	破損あり、前欠、未24-3 と関連カ

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
未24	7	〔頂戴につき礼状〕	五月三日		切紙	1
未24	8	〔返済の件につき書状〕	十月二日		切紙	1
未24	9	〔相続の件などにつき書状〕			切紙	1
未25	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未25	1	〔封筒〕			封筒	1
未25	2	〔封筒〕			封筒	1
未25	3	〔封筒〕			封筒	1
未25	4	〔封筒〕			封筒	1
未25	5	〔封筒〕			封筒	1
未25	6	〔封筒〕			封筒	1
未25	7	〔封筒〕			封筒	1
未26	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未26	1	立木市郎右衛門手続書（相続など）	（元治元年～明治7年）	1864	切紙	1
未26	2	〔年賦書替証書の件につき書状〕	四月十四日		切紙	1
未26	3	〔年済金証文書替の儀につき書状〕			切紙	1
未26	4	記（酒蔵など家屋、酒道具などの金額書付）			切紙	1
未26	5	〔行方知れずにて借財の件につき書状〕	九月八日		切紙	1
未26	6	〔借財一条につき書状〕	九月十一日		切紙	1
未26	7	〔順治郎有無の儀につき書状〕	十月十二日		一紙	1
未26	8	〔再訴の件につき書状〕	（明治）八年十月廿九日	1875	切紙	1
未26	9	〔金主よりの出訴の件などにつき書状〕	十一月七日夜認		切紙	1
未26	10	証（店方に差置き私所持の品など受取につき）	月日		切紙	1
未26	11	〔規則裁断の件などにつき書状〕			切紙	1
未27	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未27	1	〔取替金の件につき書状〕	十月九日		切紙	1
未27	2	〔返済の件につき書状〕	三月廿七日		切紙	1
未27	3	覚（金銭受取るようにつき）	十一月二日		切紙	1
未27	4	覚（改名窺いにつき）	三月八日		切紙	1
未27	5	〔融通金子の件につき書状〕	六月廿七日		切紙	1
未27	6	〔返金の儀などにつき書状〕	四月五日		切紙	1
未28	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未28	1	〔出府にて金子都合頼みにつき書状〕	四月十八日		切紙	1
未28	2	〔出府・半金差出などの件につき書状〕	四月十九日		切紙	1
未28	3	覚（金10両受取につき）	十月四日		切紙	1
未28	4	覚（差引金など書付）			切紙	1

作 成	受 取	備 考
市橋喜左衛門	立木順治郎様、立木泰治郎様	前欠
市橋喜左衛門	立木泰治郎様	前欠
		前後欠
		未25-1～7はこより紐一括
郷拙蔵	立木順治郎様	絵あり
御望郷拙蔵	関立木酒店ニ而立木順治郎様	菊の絵あり
市橋喜左衛門	郷拙蔵様	紅葉と水面の絵あり
郷拙蔵	立木順治郎様	鳥と梅の絵あり
御望郷拙蔵	関立木泰治郎様	縁取りあり
余□	立木順二郎様	鳥と梅の絵あり
郷拙蔵	立木泰治郎様	縁取りあり
		未26-1～-11はこより紐一括
		継目破れ
北方渡辺惣左衛門	肥田瀬村塚原庄助様	
		墨消しの箇所あり
渡辺彦八拝	立木様	破損あり、「末広屋ニ而相認」とあり
親類方	泰次郎様	
中村三次郎	立木様	
立木 []		後欠
ギフ三□市郎右衛門拝	御両親様尊下	
立木順次郎	立木市郎右衛門殿	
		未27-1～-6はこより紐一括
拙蔵	順治郎様	
岐阜市橋喜左衛門	関立木順次郎様	
元之進	順治郎様	
中村鎌吉		
郷拙蔵	立木順二郎様	
拙蔵	泰治郎様	破損あり
		未28-1～-23はこより紐一括
中村市郎兵衛	山田御隠居様貴下	
中村市郎兵衛	山田御隠居様貴下	
中洞屋茂兵衛(印)	松嶋屋五兵衛様、御苗治郎様	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
未28	5	覚（金2両請取につき）	酉十二月廿八日		切紙	1
未28	6	〔30か年済頼上げ金銭書付〕			切紙	1
未28	7	覚（金25両受取につき）	十月五日		切紙	1
未28	8	覚（上納金など差引勘定につき）			切紙	1
未28	9	覚（勘定不足金など見分につき）	戌十月晦日		切紙	1
未28	10	〔酒株の件などにつき書状〕	十月十九日		切紙	1
未28	11	借り入覚（渡し金など書付）	酉十月三日		切紙	1
未28	12	覚（取替金10両受取につき）	酉十月四日		切紙	1
未28	13	〔曾代・上有知村相談整い方の返事延引などの件につき書状〕	（天保期カ）十月廿五日九ツ時認		切紙	1
未28	14	覚（油代頂戴につき）	（嘉永5年カ）子閏二月十六日	1852	切紙	1
未28	15	増減帳写（泰治郎女房・女子の件につき）	二月十日		切紙	1
未28	16	覚（新太郎方家賃受取につき）	戌十月晦日		切紙	1
未28	17	覚（田地金差引勘定書付）			切紙	1
未28	18	覚（金子孫六上納分請取につき）	戌二月二日		切紙	1
未28	19	覚（金銭差引勘定書付）			切紙	1
未28	20	〔村方社木惑乱一条の件につき書状〕	四月七日		切紙	1
未28	21	覚（差引預金の勘定につき）			切紙	1
未28	22	覚（取替金など金銭書付）			切紙	1
未28	23	覚（金銭書付）	八月廿八日		切紙	1
未29	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未29	1	〔転住の件などにつき書状〕			切紙	1
未29	2	〔返金の件につき書状〕	十月五日		切紙	1
未29	3	〔御用達金返金の儀につき書状〕	四月五日		切紙	1
未29	4	〔近況伺いにつき書状〕			切紙	1
未29	5	乍恐以書付御吟味下ケ奉願上候（千疋村、用水引取敷地の件にて植野村へ訴訟の処、熟談内済につき）	（安政期カ）		切紙	1
未29	6	〔近況報告などにつき書状〕	四月二十三日		切紙	1
未29	7	〔金主集会の義につき書状〕	廿四日		切紙	1
未29	8	〔返済金の儀につき書状〕	四月三日		切紙	1
未30	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未30	1	〔御用達金返却にて入手の件などにつき書状〕	七月七日		切紙	1
未30	2	〔金札の件につき書状〕	臘月六日		切紙	1
未30	3	〔訴訟・往方の卦に関する書付〕			切紙	1
未30	4	〔返済の件につき書状〕	二月三日		切紙	1
未30	5	〔金子返済の件につき書状〕	四月七日		切紙	1
未30	6	〔金子の儀につき書状〕	三月五日		切紙	1
未30	7	〔金子の件につき書状〕	五月七日		切紙	1

作 成	受 取	備 考
下迫間村岩蔵(印)	関新屋ニ而山田治右衛門様	
白木屋吉郎兵衛	松嶋屋五兵衛様	
次右衛門	下九日町十佐様	継目剥がれ
藤城	山田老大人様	
□□□	山田治右衛門様	
菊屋孫六店徳兵衛(印)	下有町御町代衆中様	
古田平三郎弥兵衛	山田治右衛門様	
越中富山佐助(印：富山砂町指谷屋佐助)	下有知村山田治右衛門殿	
□□□	古田様	挿入紙あり
新太郎親類惣代縫□	山田次右衛門様	
石原小左衛門(印)	山田次右衛門様	
古田平三郎	山田老大君	庄屋3人退役など
島屋利助	河村彦十郎様	
		未29-1～-8はこより紐一括
		前後欠
市橋喜左衛門	立木泰次郎様	
拙蔵	順治郎様、泰治郎様	
東心	山田作郎様	
		下書
瀬野木(花押)	山田姓□□□	破損あり
杉山源次郎	立木朝右衛門様	「立木両郎様」とあり
拙蔵	順二郎様、泰治郎様	
		未30-1～-15はこより紐一括
拙蔵	順治郎様	
余□	□二郎様	
易輪堂考	上	
市橋拜	順次郎様	
喜左衛門	順二郎様	

番号	枝番	表 題	年 代	西暦	形態	数
未30	8	記（謝礼など申受けにつき）	亥十二月廿日		切紙	1
未30	9	〔金子渡しの件につき書状〕	五月十五日		切紙	1
未30	10	〔訴状の件などにつき書状〕	十月廿四日		切紙	1
未30	11	〔証券の件などにつき書状〕	四月廿四日		切紙	1
未30	12	〔不足金・売払い酒の儀につき書状〕			切紙	1
未30	13	〔金子渡しの件につき書状〕	一月廿七日		切紙	1
未30	14	〔松茸の礼・返済金の件につき書状〕	九月廿二日		切紙	
未30	15	〔金子勘定の件につき書状〕	六月四日		切紙	1
未31		〔金25円程繰合せにつき書状〕	七月三十一日		切紙	1
未32	0	〔括り紐〕			こより紐	1
未32	1	入札（金55円12銭書付）			切紙	1
未32	2	入札記（金57円60銭書付）	正月十五日		切紙	1
未33		村方家数調（メて379軒、内110軒難洪人）			切紙	1
未34		乍恐以書付奉申上候（下有知村上知分内の富士塚と申す反別無きの場所の件につき）	（天保5年）	1834	切紙	1

作 成	受 取	備 考
杉山源次郎(印)	立木市郎右衛門様代理渡辺彦八様	
杉山源次郎	関本三町目立木市郎右衛門様、立木司埜三郎様	破損あり
山田平次郎	立木淳次郎様	
喜左衛門	泰次郎様	
キフ市橋喜左衛門	関立木泰次郎様	
喜左衛門	順次郎様	
稲口村今峰儀蔵	関中町目川合善助様	
		未32-1~-2はこより紐一括
橋本		端裏「入札」
中市(印)		端裏「入札」
		資料には「五」と番号記載
		資料には「八」と番号記載、端裏「天保五午年御役所江差上候書付写扣」

編集後記

下有知村山田家文書の整理にあたり、曾代用水の塚樋伏替訴訟や内済の取戻人として活躍した山田治右衛門、俊蔵らに興味を惹かれました。彼らの訴訟に関して今後調査・研究を進めたいと思います。

本目録の作成にあたって、多くの方々からご協力を賜りました。また、いつも貴重なご意見・ご感想をくださる「火曜喫茶室」（歴史関係の学内開催の勉強会）の参加者の方々に感謝申し上げます。

（中尾）

ご協力・ご教示いただいた方々（敬称略）

伊東久之 笈真理子 佐藤貴裕

松田之利

本目録の担当

監修 朴澤直秀

編集・執筆 中尾喜代美

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(3)

みののくにむぎぐんしもうちむらやまだけもんじょもくろく
美濃国武儀郡下有知村 山田家文書目録

発行日 2011年3月24日

編集・発行 〒501-1193 岐阜市柳戸1-1

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

<http://rilc.forest.gifu-u.ac.jp/>

印刷 西濃印刷株式会社

